

愛知県公報

発行／愛知県 編集／総務局総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

目次

監査公表

○包括外部監査の結果に関する報告の公表	第3号	(監査委員事務局)	1
---------------------	-----	-----------	---

監査公表

6 監査公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人田口勤から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和6年2月20日

愛知県監査委員	前田	貢
同	川上	明彦
同	山内	和雄
同	高桑	敏直
同	近藤	裕人

令和5年度

包括外部監査の結果報告書

歳出（貸付金を除く）を伴う契約について

令和6年2月

愛知県包括外部監査人

弁護士 田口 勤

【本報告書の記載内容に関する留意事項】

○報告書中の表の数値は、端数未満の金額は切り捨て、比率は四捨五入している。したがって端数処理の関係上、合計とその内訳が一致しない場合がある。

○外部監査を通じて発見した、指摘すべき事項、意見を付すべき事項について、それぞれ、【指摘】、【意見】として記述した。それぞれの内容は以下のとおりである。

【指摘】 「法令や規則等に違反している事項、県が自ら定立したルールに違反している事項、著しく不当な事項等」

【意見】 「規則違反ではないが、自治体運営の有効性・効率性・経済性を踏まえた結果、改善することが望ましい事項」

目次

第4章 契約に関連する諸問題（監査の結果）..... 49

1 ベンダーロックイン問題..... 49

2 ペンダーロックイン以外の理由により契約相手が続く場合..... 50

3 委託契約と補助金の峻別..... 51

4 予定価格の事前公表の問題点..... 51

5 契約書書式について..... 58

6 全部または主要な部分の再委託禁止条項について..... 59

7 監査の結果..... 60

第3章 各局が所管する契約..... 64

第1節 政策企画局..... 64

1 組織と業務の概要..... 64

2 政策企画局の契約の概況..... 65

3 契約相手の拘束..... 65

4 個別契約等について..... 66

5 監査の結果..... 73

第2節 総務局..... 75

1 組織と業務の概要..... 75

2 総務局の契約の概況..... 77

3 契約相手の拘束..... 77

4 個別契約等について..... 78

5 監査の結果..... 83

第3節 人事局..... 88

1 組織と業務の概要..... 88

2 人事局の契約の概況..... 89

3 契約相手の拘束..... 89

4 個別契約等について..... 89

5 監査の結果..... 96

第4節 防災安全局..... 97

1 組織と業務の概要..... 97

2 防災安全局の契約の概況..... 98

3 契約相手の拘束..... 99

4 個別契約等について..... 99

5 監査の結果..... 103

第5節 県民文化局..... 105

1 組織と業務の概要..... 105

2 県民文化局の契約の概況..... 105

3 契約相手の拘束..... 105

4 個別契約等について..... 106

5 監査の結果..... 108

第6節 環境局..... 113

1 組織と業務の概要..... 113

2 環境局の契約の概況..... 115

3 契約相手の拘束..... 115

第1章 総論..... 1

第1節 外部監査の概要..... 1

1 外部監査の種類..... 1

2 選定した特定的事件（テーマ）..... 1

3 事件を選定した理由..... 1

4 外部監査の対象部署..... 1

5 外部監査の対象期間..... 1

6 外部監査の実施期間..... 2

7 外部監査の方法..... 2

8 包括外部監査人及び補助者..... 4

9 利害関係..... 4

第2節 本書の構成..... 4

1 章立て..... 4

2 指摘と意見..... 4

3 掲載資料..... 4

4 第3章の個別契約の記載方法..... 5

第2章 契約の概要..... 6

第1節 契約の意義と契約に対する規律..... 6

1 契約の意義..... 6

2 地方自治法による規律..... 10

3 地方自治法施行令等による規律（契約種別の定め）..... 11

4 愛知県条例による規律..... 16

5 愛知県規則による規律..... 18

6 予定価格の事前公表..... 19

7 随意契約の適正化について..... 23

8 IT調達指針等..... 24

9 PFI事業..... 26

第2節 県における歳出を伴う契約の全体像..... 28

1 契約状況の公表内容..... 28

2 公表の対象外..... 28

3 特例措置..... 28

4 公表している契約の全体像..... 28

第3節 監査対象とした契約..... 35

1 各局の歳出節TOPと各課の契約金額TOP5..... 35

2 契約相手が続く状況..... 36

3 連続している契約の契約種別その他の詳細..... 36

4 企画競争、随意契約、特定調達等の意義..... 37

4	個別契約等について	115	第14 建設局	202
5	監査の結果	119	1 組織と業務の概要	202
			2 建設局の契約の概況	203
7	福祉局	124	3 契約相手の拘束	203
1	組織と業務の概要	124	4 個別契約等について	203
2	福祉局の契約の概況	125	5 監査の結果	205
3	契約相手の拘束	125		
4	個別契約等について	126	第15 都市・交通局	207
5	監査の結果	136	1 組織と業務の概要	207
			2 都市・交通局の契約の概況	208
8	保健医療局	140	3 契約相手の拘束	208
1	組織と業務の概要	140	4 個別契約等について	210
2	保健医療局の契約の概況	141	5 監査の結果	210
3	契約相手の拘束	141		
4	個別契約等について	141	第16 建築局	211
5	監査の結果	145	1 組織と業務の概要	211
			2 建築局の契約の概況	212
9	経済産業局	147	3 契約相手の拘束	212
1	組織と業務の概要	147	4 個別契約等について	213
2	経済産業局の契約の概況	148	5 監査の結果	214
3	契約相手の拘束	148		
4	個別契約等について	149	第17 スポーツ局	215
5	監査の結果	160	1 組織と業務の概要	215
			2 スポーツ局の契約の概況	216
10	労働局	164	3 契約相手の拘束	216
1	組織と業務の概要	164	4 個別契約等について	216
2	労働局の契約の概況	165	5 監査の結果	231
3	契約相手の拘束	165		
4	個別契約等について	165	第18 会計局	237
5	監査の結果	172	1 組織と業務の概要	237
			2 会計局の契約の概況	237
11	観光コンベンション局	174	3 契約相手の拘束	237
1	組織と業務の概要	174	4 個別契約等について	238
2	観光コンベンション局の契約の概況	174	5 監査の結果	244
3	契約相手の拘束	174		
4	個別契約等について	175	第19 議会事務局	246
5	監査の結果	183	1 組織と業務の概要	246
			2 議会事務局の契約の概況	246
12	農業水産局	186	3 契約相手の拘束	246
1	組織と業務の概要	186	4 個別契約等について	247
2	農業水産局の契約の概況	188	5 監査の結果	250
3	契約相手の拘束	188		
4	個別契約等について	188	第20 選挙管理委員会事務局	252
5	監査の結果	191	1 組織と業務の概要	252
			2 選挙管理委員会事務局の契約の概況	252
13	農林基盤局	192		
1	組織と業務の概要	192	第21 人事委員会事務局	253
2	農林基盤局の契約の概況	192	1 組織と業務の概要	253
3	契約相手の拘束	192	2 人事委員会事務局の契約の概況	253
4	個別契約等について	193	3 契約相手の拘束	253
5	監査の結果	200		

第2章 教育委員会事務局..... **254**

1 組織と業務の概要..... 254

2 教育委員会事務局の契約の概況..... 255

3 契約相手の拘束..... 255

4 個別契約等について..... 256

5 監査の結果..... 261

第2章 警察本部..... **265**

1 組織と業務の概要..... 265

2 警察本部の契約の概況..... 265

3 契約相手の拘束..... 266

4 個別契約等について..... 266

5 監査の結果..... 270

第2章 企業庁..... **272**

1 組織と業務の概要..... 272

2 企業庁の契約の概況..... 274

3 契約相手の拘束..... 275

4 個別契約等について..... 276

5 監査の結果..... 284

第2章 病院事業庁..... **289**

1 組織と業務の概要..... 289

2 病院事業庁の契約の概況..... 291

3 契約相手の拘束..... 291

4 個別契約等について..... 291

5 監査の結果..... 303

巻末資料【監査の結果一覧】..... **309**

第1章 総論

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の3第1項に基づき包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

歳出（貸付金を除く）を伴う契約について

3 事件を選定した理由

(1) 契約の公正性の確保
 行政機関が一方当事者となる契約（以下単に「契約」という）において、契約相手の選定過程で不適切な入札や随意契約が行われれば、契約金額にその影響が現れ、不経済・非効率な契約を締結することになり兼ねない。結果として納税者が過大な負担を強いられることにもなるため、契約の公正性の確保が必要である。

(2) 過去の監査テーマや取組との関係
 2007年度に建設部の委託料及び役務費について監査テーマになったことはあるが、契約はもろろん建設局以外の多くの局において所管されているほか、契約に基づく支出の歳出額としては、委託料や役務費だけでなく工事請負費、需用費、使用料及び賃借料等が含まれるところ、契約を真正面から対象としたことはなく、監査の必要性が高いと考えた。

(3) 契約の現状

県のホームページにおいて公表されている「契約状況一覧」をベースに確認したところ、県が一方当事者となる契約は、2022年度中に締結したものは契約金額100万円以上のものに限定しても2500件を超えていた。

(4) 監査テーマの特定

そこで、歳出を伴う契約を対象にすることとした。ただし、金銭の貸付も、県が一方当事者となる契約であるが、2022年度の本監査のテーマとしたので本年度の監査では対象外とした。

4 外部監査の対象部署

契約を取り扱う全局

5 外部監査の対象期間

原則として2022年度。
 ただし、必要に応じて2021年度以前及び2023年度も対象とする。

6 外部監査の実施期間

2023年5月30日から、2024年2月9日まで

7 外部監査の方法

(1) 資料提出要請

本年度は、予備調査の段階で2021年度の第4四半期から2022年度の第3四半期までの「契約状況一覧」を提出してもらっていたが、2023年5月30日に監査テーマが確定したその翌日には出納閉鎖期間が到来したため、2022年度の第4四半期のもも提出してもらおうなど、監査に着手した。改めて2022年度の「契約状況一覧」を確認しても、やはり2771件という膨大な数の契約件数が報告されたので、各局（警察本部、企業庁及び病院事業庁を除く）の各課に対して契約金額が上位5位までの契約について、資料提出を求めた。

このように絞り込んでも495件の契約が認められたため（警察本部、企業庁及び病院事業庁からの報告件数含む）、そのうち同じ契約相手が続く契約を主に監査対象とした。

(2) ヒアリング

ヒアリングの経過は、【図表1-1】のとおりであり、原則として補助者が単独で実施し、必要に応じて監査人が同席する方法で行った。ヒアリングの際に、資料提出の依頼をし、後日提出された資料を検討した。

(3) 文書による照会と回答

ヒアリングで解消できなかった疑問点、ヒアリングできなかった契約や文書については、文書により、メールを通じて照会し、回答を得るなどの方法で監査を実施した。

(4) 監査報告書の作成

監査を開始した6月から本報告書の目次のあり方を検討するなど、外形的な部分を作成し始め、ヒアリングが一巡した9月ころから本格的に作成した。

(5) 対象部署との意見交換

第1編入稿後には2023年11月21日から29日にかけて、第2編入稿後には同年12月13日から22日にかけて、第3編入稿後には2024年1月10日から12日にかけて、第4編入稿後には同月18日19日に、それぞれ意見交換会を行った。

(6) 監査委員との意見交換

同月17日、監査委員と意見交換会を行った。

【図表1-1】ヒアリングの経過

2023年6月26日	経済産業局
2023年6月27日	会計局
2023年6月28日	人事局
	スポーツ振興課
	スポーツ局
2023年6月29日	総務局
	農業水産局
2023年6月30日	警察本部
	愛知国際アリーナ課
	福祉局
2023年7月3日	県民文化局
	稲市・交通局
	総務局
2023年7月4日	環境局
2023年7月5日	建築局
	農林基盤局
	稲市・交通局
2023年7月10日	防災安全局
	建設局
2023年7月19日	稲市・交通局
2023年7月20日	観光コンベンション局
2023年7月21日	稲市・交通局
2023年7月24日	病院事業庁
2023年7月26日	県民文化局
2023年7月28日	政策企画局
	総務局
	企業庁
2023年7月31日	観光コンベンション局
2023年8月2日	総務局
2023年8月9日	観光コンベンション局
	経済産業局
2023年8月10日	観光コンベンション局
2023年8月16日	稲市局
2023年8月17日	議会事務局
	経済産業局
2023年8月18日	稲市局
2023年8月24日	農業水産局
2023年8月31日	経済産業局
2023年9月5日	環境局
2023年9月7日	農林基盤局
2023年9月13日	スポーツ局
2023年9月15日	議会事務局
2023年9月19日	稲市・交通局
2023年9月26日	防災安全局
2023年10月4日	福祉局
2023年10月11日	保健医療局
2023年10月12日	労働局
	健康対策課、医療計画課
	稲市・交通局
2023年10月13日	人事委員会事務局
2023年10月16日	稲市・交通局
	保健医療課
	国民健康保険課
	児童家庭課、地域福祉課
2023年10月17日	警察本部
2023年10月18日	労働局
	就業促進課、産業人材育成課

4 第3章の個別契約の記載方法

2018年度から2023年度までの間に、同じ契約相手が県と契約しているものについては、契約金額を年度毎に分かるように表に記載した。逆に、表中の金額欄が空欄の年度は、個別契約の中で紹介した契約相手とは別の者が契約しているか、同種の契約が存在しない年度である。

なお、同じ契約相手が連続していない契約については、表を作成せず、2022年度の契約金額のみを表示した。

8 包括外部監査人及び補助者

包括外部監査人	田口 勤	弁護士
補助者	伊藤 倫文	弁護士
補助者	西山 一博	弁護士
補助者	中川 博晴	弁護士
補助者	都築 真琴	弁護士
補助者	青山 正和	弁護士
補助者	菊池 龍太	弁護士
補助者	西脇 正訓	弁護士
補助者	川瀬 裕久	弁護士
補助者	杉浦 理絵	弁護士
補助者	中村 博太郎	弁護士
補助者	塩見 明	弁護士
補助者	河口 航平	弁護士
補助者	速山 江美	弁護士
補助者	黒野 将大	弁護士
		公認会計士

9 利害関係

包括外部監査人は、監査の対象とした事件について、地方自治法第252条の29に規定されている利害関係はない。

第2 本書の構成

1 章立て

第2章に契約の概要として、契約の意義や規律に関する一般論を記載したほか、県における歳出を伴う契約の全体像、主に対象とした契約、契約に関連する諸問題を記載した。また、第2章の末尾には、各局に跨がる問題点を記載した。第3章には、各局毎の契約を監査した結果を記載した。

2 指摘と意見

法令や規則等に違反している事項及び県が自ら定立したルールに違反している事項、著しく不当な事項等は「指摘」とした。これに対し、規則違反ではないが、自治体運営の有効性・効率性・経済性を踏まえた結果、改善することが望ましい事項は「意見」とした。

3 掲載資料

掲載した図表は、特に記載しない限り、公表された情報や県提出資料を基にして監査人が作成した。

第2章 契約の概要

第1 契約の意義と契約に対する規律

1 契約の意義

(1) 私法上の契約

契約とは、一定の法律効果の発生を目的とする二当事者以上の対立する意思表示の合致により成立する法律行為（意思表示やその合致、目的物の授受などを法律事実とする法律要件。民法第一編第五章参照）である。法律行為である契約が有効に成立すると、当事者は合致した意思表示の内容、すなわち契約の内容に拘束されるという法律効果が生じる。

県が当事者となる契約には、主に私人を契約相手として成立し、上記のような私法上の法律効果が生じる「私法上の契約」のほか、公法上の法律効果が生じる「公法上の契約」があるが（地方自治法第252条の14参照）、以下では私法上の効果を生じる契約を単に「契約」という。

(2) 契約の種類

契約には契約自由の原則が妥当し、強行法規に抵触しない限りどのような内容の契約を締結するかは自由である。契約を内容面から大きく分類すると、民法、商法等が規定する典型契約と、それ以外の非典型契約に分類される。

ア 典型契約

典型契約は、狭義には民法が規定する次の（ア）から（ス）までをいうが、商法や保険法が規定する（タ）までを併せて広義の典型契約と呼ぶこともある。

- (ア) 贈与（民法第549条以下）
- (イ) 売買（民法第555条以下）
- (ウ) 交換（民法第586条以下）
- (エ) 消費貸借（民法第587条以下）
- (オ) 使用貸借（民法第593条以下）
- (カ) 質貸借（民法第601条以下）
- (キ) 雇用（民法第623条以下）
- (ク) 請負（民法第632条以下）
- (ケ) 委任・準委任（民法第643条以下）
- (コ) 寄託（民法第657条以下）
- (カ) 組合（民法第667条以下）
- (シ) 終身定期金（民法第689条以下）
- (ス) 和解（民法第695及び696条）
- (セ) 匿名組合（商法第535条以下）
- (ソ) 運送（商法第559条以下）
- (タ) 保険（商法第815条以下、保険法）

イ 非典型契約（混合契約含む）

地方自治体が締結する非典型契約の多くは、業務委託契約である。業務委託契約には、アで前述した典型契約のうち請負契約（成果物の納品が主たる契約の目的であり、成果物の品質等について契約相手が持つ裁量の余地は狭い）と（準）委任契約（成果物の納品は必須ではなく、契約目的達成に至る過程は広く契約相手の裁量に委ねられる）の性質を併せ持つ非典型契約が多く含まれる。請負と（準）委任のいずれの性質が強いかは契約によって様々である。また、委託する業務の内容も様々であり、契約名にその内容が記載されているものもあれば、記載されていないものもある。

なお、請負や（準）委任の要素が希薄な非典型契約ももちろん存在する。

(ア) 調査業務委託契約

会計事務の手引（契約編）2023年度版（以下「会計事務の手引」という）66頁に掲載されている調査委託契約は、調査業務を委託する調査業務委託契約である。成果物の納品が予定されている点は請負の性質が出ているが、成果物の内容は契約相手に委ねられており、準委任の性質も併せ持つ。

(イ) 設計業務委託契約

会計事務の手引84頁以下に掲載されている愛知県公共土木設計業務等委託契約約款は、設計業務を委託する設計業務委託契約に適用する約款である。同約款は、成果物の納品とともに他の業務を準委任する契約が想定されている。

(ウ) その他業務委託契約

調査、設計以外にも、監理、監査、審査、監視、企画、立案、広報、測量、測定、診断、試験、警備、管理、点検、保守、運営、相談、研修、改修、更新、清掃、伐採、処分、受付、案内、電話交換その他多様な業務を外部委託する際に、非典型契約である業務委託契約が用いられる。

業務委託契約には、準委任契約という典型契約に分類することが可能なものも含まれているが、業務報告書という成果物の納品を待つ委託料が具体的に発生する建付けとし、請負契約の性質を加えている契約が多い。

(3) 県の契約

あいち電子調達共同システム（CALS/EC）の入札結果で、2022年度の県を調達機関とする「工事」を検索すると、4105件が、また、調達区分を「コンサル」として検索すると2610件がヒットした。「コンサル」にも請負契約の一種である設計業務、調査業務、計画策定業務等の委託契約が含まれているが、多くの契約は（準）委任契約との境界は曖昧であり、請負と（準）委任の両契約の要素を併せ持つと考えられる。

また、あいち電子調達共同システム（物品等）の入札結果で、物品調達の電子入札を検索すると551件、役務調達は919件であった（入札（紙）を除く）。物品調達は概ね売買契約に対応しているが、物品の製造委託等の請負契約も含まれている。役務調



第2に記載する公表の方針に従って、契約状況一覧として、県の公式Webサイト「ネットあいち」に掲載して公表している。

(4) 歳出節との関係

ア 歳出予算に係る節の区分

地方自治法施行令第147条第1項は「歳入歳出予算の款項の区分は、総務省令で定める区分を基準としてこれを定めなければならない」とし、地方自治法施行規則第15条第2項は「歳出予算に係る節の区分は、別記のとおり定めなければならない」と規定する。そして同規則別記歳出予算に係る節の区分(第十五条関係)には、節と説明の記載があるが、本監査の対象とした節は【図表2-1】に抜粋したものである。

イ 歳出節と契約の関連性

(ア) 報償費

扇子、シャープペン、複合ペン等の祝い品等を購入する売買契約が会計局から報告された。2022年度の契約件数(以下同様)は僅かであった。

(イ) 需用費

警察本部から219件、会計局から65件、農業水産局から52件など、合計で500件を超える契約が報告された。消耗品、燃料、光熱水費、薬剤等の売買契約や、印刷製本費が需用費として支出されている。

(ウ) 役務費

警察本部92件、総務局72件、福祉局から40件など、合計で400件を超える契約が報告された。設備総合管理、警備、電話交換、総合案内、清掃、設備保守、運用保守、保守点検、点検、維持管理、Web利用、入金、封入、運搬処分、撮影、募集、調査、保険、通信サービス、試験等補助その他様々な業務委託契約に基づく対価が役務費として支出されている。

(エ) 委託料

福祉局、労働局、保健医療局からそれぞれ150件を超える契約が報告され、合計では1000件を優に超え、報告された契約の中では最も多用される歳出節であった。センター運営、サポーターバンク運営、アドバイザー事業、運用支援、健康管理支援、生活支援、療育支援、養成、資質向上、普及啓発、機能確保、会議委託、モデル維持管理、派遣、研修、相談窓口設置、相談支援体制整備、保守点検、事業その他様々な業務委託契約に基づく支出である。

(オ) 使用料及び賃借料

建物、自動車、サーバー、パソコン、ネットワーク機器等の賃借料のほか、コンピュータソフトウェアライセンス、サービスライセンス等利用料がこの節から支出されている。

(カ) 工事請負費

達には、賃貸借契約、請負契約、保険契約等の典型契約も含まれているが、むしろ非典型契約が多く含まれていた。

これらあいち電子調達共同システム(CALS/EC)とあいち電子調達共同システム(物品等)の入札件数を合計すると8185件と計算できる。

【図表2-1】地方自治法施行規則別記歳出予算に係る節の区分(第十五条関係)(抜粋)

節	報償費	賞金	賜金	物品	消耗品	燃料	食糧	印刷製本	光熱水	修繕	賄料	飼料	医薬	通信	保安	広手	筆耕	火災	自動車損害	委託料	使用料及び賃借料	工事請負費	備品購入費	
7	報酬に掲げるもの以外のもの(謝礼金を含む。)																							
10	文具、印紙の類で一度の使用でその効用を失うもの及び数会計年度にわたり使用される物品で備品の程度に至らない消耗器材																							
	暖房、炊事等の庁用燃料及び自動車用燃料費																							
	電気、ガス、水道及び冷暖房使用料																							
	備品の修繕若しくは備品又は船舶、航空機等の部分品の取替への費用及び家庭等の小修繕で工事請負費に至らないもの																							
11	郵便、電信電話料及び運搬料																							
	地方債事務取扱手数料																							
	筆耕、翻訳及び速記料																							
12	試験、研究及び調査並びに映画等製作委託料																							
13	土地、工作物等の造成又は製造及び改造の工事並びに工作物等の移転及び拆卸の工事等に要する経費で契約によるもの																							
14	何工事請負費																							
17	庁用機械																							
	器具																							
	器具																							
	購入																							
	費用																							
	消耗品以外の動物																							

あいち電子調達共同システム(CALS/EC)により入札を執行した一部の契約、あいち電子調達共同システム(物品等)により入札を執行した契約及びその他の契約は、

政策企画局から116件、警察本部から115件、総務局から111件など、合計93件の契約が報告された。

(キ) 備品購入費

会計局において集中的に契約事務が行われており、1、2、3件が報告された。会計局以外では、警察本部で15件、県民文化局と農業水産局でそれぞれ2件報告された。

2 地方自治法による規律

(1) 契約に関する法律の規定

地方自治法第二編第九章第六節契約のうち第234条第1項から3項では、契約相手の選定方法が規定されている。また、同条第4項は落札者が契約を締結しない場合の入札保証金の帰属、同第5項は契約書等作成の必要性、同条第6項は政令への委任が規定されている。

(契約の締結)

- 第234条 売買、貸借、貸借その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。
- 2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。
- 3 普通地方公共団体は、一般競争入札又は指名競争入札（以下この条において「競争入札」という。）に付する場合には、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもつて申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、普通地方公共団体の支出の原因となる契約については、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした者のうち最低の価格をもつて申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができる。

同法第234条の2は契約の履行の確保、同法第234条の3は長期継続契約に関する規定であり、同法の契約に関する規定は以上の3条のみである。

契約種別の詳細等は、地方自治法施行令に規定されているため、後記3で詳述する。

(2) 契約に関する議会の議決事項

なお、同法第96条第1項第5号は、「その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結することについては、議会で議決しなければならず」とし、同条同項第8号は、「その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること」としては、

そして、同法施行令第121条の2の2では、工事又は製造の請負契約について、都道府県の場合予定価格の金額が5億円を下らないこととされており、県の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条は、「予定価格が6億円以上の工事又は製造の請負、同条例第3条は、歳出を伴う契約に係るものに限れば、「7000万円以上の不動産若しくは不動産の買入れ（土地については、その面積が1件2万平方メートル以上のものに係るものに限る）」について、それぞれ議会の議決に付すべきとしている（後記4参照）。1個の工事請負契約を分割して締結した場合に、違法性を指摘した下記最高裁平成16年6月1日第3小法廷判決があるのをごここに掲載する。

被上告人は、本件工事の実施方法として、まず（一）の工事の内容により、次いで（二）の工事の内容により、2度にわたってその予定価格が本件条例2条に定める金額を超える1個の請負契約を締結して実施し、当該契約を締結することについての議案を町議会に提出したが、2度とも否決された後、（二）の工事と実質的に同じ工事につき一の工事の予定価格がいずれも5000万円未満となる本件設計変更をした上、本件各契約を締結したというのである。このような経過に照らすと、被上告人は、（二）の工事と同じ内容の工事を実施するに当たり、専ら法96条1項5号の適用を回避する意図で本件設計変更をした上で本件各契約を締結したとみるべきでないかと考えられ、仮にそうであるとしても、被上告人が本件各契約を締結したことは、同号を濫脱する目的で行った違法なものといわざるを得ない。しかしながら、被上告人が本件設計変更をして（三）の工事の内容による本件工事の実施を決定したのが、本件工事を実施する高度の必要性があり、その実施に不可欠で既に交付決定を受けていた補助金を利用するためには本件工事に係る請負契約を締結して本件工事の平成8年度内（平成9年3月31日まで）に完了させるほかに、工期の短縮等の手段として工区を三つに分割することが、本件工事の内容、性質、実施場所等に照らして合理的であったなどの特段の理由に基づくものと認められる場合には、被上告人が本件各契約を締結した点について、同号を濫脱する目的で行った違法なものといふことはできない。

以上の点について、原審は、前記3の各事情を挙げて被上告人が本件各契約を締結したことには一応合理的でやむを得ない理由があると判断しているが、本件記録によっても、本件工事の実施場所もこれとどのように三つの工区に分割することにしたのかも判然としない上、原審が挙げる上記諸事情の中には、本件工事が複数の工区に分割して契約するのに適したものであろうか、町が国等に対して本件工事に係る補助金の繰越し等についてのどのような折衝をしたか、工区によりどの程度工期が短縮されるかなど、原審が上記の観点から検討を尽くしているものについてはいい難い。そうすると、原審の上記判断には、審理不尽の結果、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反があるといふべきである。

3 地方自治法施行令等による規律（契約種別の定め）

地方自治法施行令第二編第五章第六節契約は、第167条の指名競争入札によることのできる場合に関する規定からはじまり、第167条の17長期継続契約を締結することのできる契約に関する規定まで、合計19条が規定されている。その他の政令で規定されている契約種別も含めてここで概説する。

(1) 一般競争入札

広く不特定多数の者を入札に参加させ、最も有利な価格で申込みをした者を契約の相手方とする方式である（会計事務の手引5頁）。

ア 最低制限価格制度（同施行令第167条の10第2項、（会計事務の手引10頁））
 予め最低制限価格を設け、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格で入札した者の中で最低価格の入札者を落札者とする制度。県では、原則として製造その他の請負契約（建設工事にかかる測量、設計、調査等を除く）のうち庁舎等清掃業務、警備業務（機械警備を除く）、庁舎案内・受付業務、電話交換業務等に適用している。

イ 低入札価格調査制度（同施行令第167条の10第1項、（会計事務の手引11頁））
 予定価格の10分の9、2から10分の7、5までの範囲内で定めた調査基準価格を下回る入札については、調査のうえ次順位者を落札者とすることができる（会計事務の手引11頁）。アに記載した契約のほか、請負契約で、内容に適合した履行がさ

れないおそれがあるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあるとき著しく不適當であると懸念されるときで、契約担当者が必要と判断した場合には、この制度の対象とすることができる。

ウ 総合評価一般競争入札（同施行令第167条の10の2第1項、（会計事務所の手引12頁））

契約の性質又は目的から価格競争のみで落札者を決定することが困難であるものについて、価格及び価格以外の条件が県にとって総合的に最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする入札方式。イの制度は適用可能である（同条第2項）。県では、2004年度から総合評価落札方式を試行導入し、2012年度からは、技術的工夫の余地のない工事や簡易な工事を除き、一般競争入札は原則、総合評価落札方式を適用することとしている。

(ア) 建設3局の建設工事

この点、建設局、都市・交通局及び建築局（以下「建設3局」ということもある）は「愛知県建設局、都市・交通局及び建築局総合評価落札方式（建設工事）試行要領」や「総合評価落札方式（建設工事）の運用ガイドライン」を策定し、建設3局が所管する一般競争入札に該当する建設工事は、原則として総合評価落札方式の試行対象としている。適用外は、総合評価の適用が不適当な工事と予定価格500万円未満のうち簡易な工事である。上記運用ガイドラインによると、試行する理由は次のとおりである。

総合評価落札方式を採用する理由

- 公共工事の品質は、建設工事が、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、その品質が受注者の技術的能力に負うところが大きいこと、個別の工事により条件が異なること等の特性を有することにかんがみ、経済に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行う。
- その品質確保にあたっては、受注者である民間技術者の能力が適切に評価されることや、技術提案及び創意工夫が活用されるように配慮されなければならない
- 一方、地域の建設会社が実施している防災協定に基づく活動などの地域貢献活動は、安全・安心な県土づくりにおいて必要不可欠なものである。また、工事にあたっては、地域固有の自然状況・環境条件・経済活動などの地域精進度も、工事の品質を確保するうえで、工事の効率性・安全性・環境への影響等から重要な意義を有するものである

また、評価の項目、方法、審査、落札者決定方法は下記のとおりである。

愛知県建設局、都市・交通局及び建築局総合評価落札方式（建設工事）試行要領（評価項目等）

第5条 総合評価落札方式は、原則として以下の形式から選定する。各評価項目についての得点配分は、その必要度及び重要度に応じて定める。また、建設工事によってはその他の形式とすることができる。

(1) 標準型

評価項目は、技術提案に関する事項、企業の技術力に関する事項、配置予定技術者の能力に関する事項、地域精進度地域貢献度とする。

(2) 簡易型

評価項目は、技術提案に関する事項、企業の技術力に関する事項、配置予定技術者の能力に関する事項、地域精進度地域貢献度とする。

(3) 特別簡易型

評価項目は、企業の技術力に関する事項、配置予定技術者の能力に関する事項、地域精進度地域貢献度とする。

(評価の方法)

第6条 総合評価は、原則として以下の式で計算する評価値を以て行うが、発注工事によってはその他の式で計算する評価値を以て行うことができる。

評価値 = (標準点 + 加算点) / 標準点 ÷ (入札価格 / 入札予定価格)

(評価項目の審査)

第7条 提出資料に基づく評価項目の審査については以下のとおりとする。

(1) 技術提案に関する事項についての審査は、委員会において行う。

(2) 評価項目の審査結果は審査会に提出し、審査会において決定する。

(落札者決定の方法)

第8条 入札参加資格をすべて満たしている者のうち、評価値の最も高い者を落札者と決定する。

(イ) 企業庁の建設工事等

また企業庁は、「愛知県企業庁総合評価方式競争入札試行要領」や「愛知県企業庁における総合評価落札方式の運用ガイドライン」を策定し、設計金額が5000万円以上の工事を中心に総合評価落札方式を試行している。具体的な試行対象の選択については、内規によって、「試行対象は、一般競争入札に該当する建設工事のうち、管製作接合工事（一部抽出工事以外）、電食防止工事及び不断水工事を除く、原則設計金額500万円以上の工事」として、工種による判断基準が設けられている。対象外とされている工種については、受注可能な企業が少数で、技術評価に差がつかないもので対象外とされている。上記試行要領は、第1条（趣旨）には建設工事を対象とするとあるが、第2条（対象工事）に「また、企業庁長が必要と認めるときは建設工事以外であっても、対象とすることができる。」とも付記されており、契約の種類を問わず、適用するものとなっている。

試行する理由と評価の項目、方法、審査、落札者決定方法は、建設3局のものと同等である。

(ウ) その他の局

建設3局及び企業庁以外の部署においても、(ア) (イ) に記載した要領やガイドラインに準ずる形で、総合評価一般競争入札等を実施している。他の部署で策定されている要領は次のとおりである。

記

- ・政策企画局総合評価落札方式競争入札実施要領
- ・愛知県防災安全局総合評価落札方式試行要領
- ・愛知県農業水産局及び農林基盤局総合評価落札方式競争入札試行要領
- ・庁舎清掃業務の総合評価競争入札に関する事務取扱要領
- ・愛知県警察建設工事総合評価一般競争入札実施要領

エ 共同企業体

契約種別に関する定めではなく入札参加資格の問題であるが、建設3局及び企業庁は、それぞれ「共同企業体取扱要領」を策定し、その発注する建設工事の施工に際して、技術力の結集等により効果的施工が確保できると認められる場合に結成する共同企業体に関し、その適正な範囲と活用について、必要な事項を定めている。

同要領に基づいて入札参加資格を得た次のような共同企業体は、複数の構成員からなる共同企業体として契約相手となる。

- (1) 経常建設共同企業体
県内建設業者が、継続的な協業関係を確保することによりその経営力・施工力を強化する目的で結成する共同企業体
- (2) 特定建設工事共同企業体
大規模かつ技術的難度の高い工事の施工に際して、技術力等を結集することにより工事の安定的施工を確保する場合等工事の規模、性格等に照らし、共同企業体による施工が必要と認められる場合に工事ごとに結成する共同企業体

(2) 指名競争入札

資力、信用その他について適当と認められた特定多数の競争参加者を選んで入札の方法で競争させ、最も有利な条件を提示した者を契約の相手方とする方式である(会計事務の手引13頁)。なお、建設3局では「愛知県建設局、都市・交通局及び建築局総合評価落札方式(委託業務) 試行要領」並びに「愛知県建設局、都市・交通局及び建築局総合評価落札方式(委託業務) の運用ガイドライン(土木事業関係)」及び「同(建築事業関係)」を策定し、建設3局が発注する土木事業関係の委託業務の一部において、2022年度から(建築事業関係は2023年度から)総合評価落札方式の指名競争入札を試行している。試行の理由については次のように説明されている。

総合評価落札方式を採用する理由
 公共工事の品質確保を図る上で、公共工事に関する調査等(測量、地質調査その他の調査及び設計)の品質が重要な役割を担っていることから、令和元年6月14日に公布・施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(以下「品質法」という。)の一部改正において、公共工事に関する調査等が新たに品質法の対象として位置付けられた。こうした状況にも対応しつつ、委託業務における一層の品質確保、品質向上を図るための取組の一つとして、愛知県建設局、都市・交通局及び建築局が発注する土木事業関係の委託業務の一部において、令和4年度から総合評価落札方式の指名競争入札を試行することとした。

(3) 契約種類に応じた一定金額以内の随意契約(同施行令第167条の2第1項第1号) 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じた同表下欄に定める額の範囲内において、県の財務規則第164条で次の金額を超えない契約をする場合は随意契約によることができるとされている。以下では、このような随意契約を「少額随契」又は「随意契約1号」と呼ぶこともある。

- 一 工事又は製造の請負 250万円
- 二 財産の買入れ 160万円
- 三 物件の借入れ 80万円
- 四 財産の売払い 50万円

五 物件の貸付け 30万円

六 前各号に掲げるもの以外のもの 100万円

(4) 性質又は目的が競争入札に適用しない場合の随意契約(同施行令同条同項第2号) 会計事務の手引19頁には、例外的に随意契約できる場合の例として、次のような例示が記載されている。以下では、このような随意契約を「随意契約2号」ということもある。また、下記例示のうち「七 契約の相手方を、その技術、技能により選択する必要があるとき」に該当する随意契約2号を、特に「随意契約2号七」ということもある。

ア 不動産の買入れ若しくは交換又は借入れをするとき。
イ 県が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品を売払うとき。

ウ 県の行為を秘密にする必要があるとき。

エ 外国で契約をするとき。

オ 国又は他の地方公共団体と直接契約をするとき。

カ 試験のための工作及び製造をさせ又は物件の買入れをするとき。

キ 試験場、学校その他これらに準ずるものの生産に係る物品を売払うとき。

ク 産業、学術又は技芸の保護奨励のため、これに必要な物件の売払い若しくは貸付けをなすとき又は生産者から直接にその生産に係る物品の買入れをするとき。

ケ 土地、建物又は林野若しくはその産物を特別の縁故がある者に売払い、又は貸し付けるとき。

コ 被災者又はその救護を行う者に、災害の救助に必要な物件を売払うとき。

サ 公債、証券、債券又は、株券の買入れ又は売払いをするとき。

シ 公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要な物件を直接公共団体又は事業者に売払い、貸し付け、又は信託するとき。

ス 事業経営上の特別の必要に基づき、物品の買入れ若しくは製造をさせ又は土地及び建物を借入れるとき。

セ 契約の相手方を、その技術、技能により選択する必要があるとき。

ソ 当該かいの調達内容又は調達予定数量も含めて本庁又は他のかいで価格又は単価が決定された場合において、その相手方と契約を締結するとき。

(5) その他の随意契約(同施行令第167条の2第1項第3号以下)

ア 政策目的による随意契約(同第3号、以下「随意契約3号」という)

イ 新商品の生産による随意契約(同第4号、以下「随意契約4号」という)

ウ 緊急の必要により競争入札に付することができないときの随意契約(同第5号、以下「随意契約5号」という)

エ 競争入札に付することが不利と認められるときの随意契約(同第6号、以下「随意契約6号」という)

オ 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるときの
 随意契約（同第7号、以下「随意契約7号」という）

カ 競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないときの随
 意契約（同第8号、以下「随意契約8号」という）

キ 落札者が契約締結しないときの随意契約（同第9号、以下「随意契約9号」という）

(6) 企画競争による随意契約（同施行令第167条の2第1項第2号）
 県では、主に前(4)七記載の「契約の相手方を、その技術、技能により選択する必要が
 あるとき」に該当するとして随意契約を締結する際に、契約相手を選定するために、企
 画提案募集要領等を定めて契約相手を公募し、応募者に企画提案書類等を提出させて
 選定委員会が審議し、選定された者との間で随意契約を締結する方式を採用すること
 がある。

以下では、企画競争方式、プロポーザル方式により選定された相手方と随意契約する
 場合を、「企画競争2号」ということもある。

(7) 特定調達契約

特定調達契約とは、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める
 政令」（以下「特例政令」という）と、県の財務規則の特例を定める「物品等又は特定
 役務の調達手続の特例を定める規則」（以下「特例規則」という）が適用される契約で
 ある（会計事務の手引162頁以下参照）。

適用基準額以上の物品等の調達や特定役務の調達を対象とし、契約種別は一般競争
 入札又は指定競争入札を原則とする。入札の場合は、入札参加者の事業所の所在地に関
 する必要な資格を定めることができず、最低制限価格を設けることができず、等の
 特徴がある（特例政令第5条、第9条）。また、随意契約でできる場合は別途定められ
 たり（特例政令第11条）、より限定されている。

そのうち、特例政令第11条第1項第1号（他の物品等若しくは特定役務をもって代
 替させることができず、芸術品その他これに類するもの又は特許権等の排他的権利若
 しくは特殊な技術に係る物品等若しくは特定役務の調達をする場合において、当該調
 達の相手方が特定されているとき）に基づき随意契約する場合は、特に「特定調達1号」
 ということもある。

4 愛知県条例による規律

(1) 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

同条例は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する事項を次の
 とおり定めている。

(趣旨)

第1条 この条例は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する事項を定
 めるものとする。
 （議会の議決に付すべき契約）
 第2条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第五号の規定により議
 会の議決に付すべき契約は、予定価格が六億円以上の工事又は製造の請負とする。

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 地方自治法第九十六条第一項第八号の規定により議会の議決に付すべき財産の取得
 又は処分は、予定価格が七千万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地
 の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする）

(2) 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

地方自治法施行令第167条の17の規定に基づき条例で定める長期継続契約を締
 結することができる契約は、次のとおりとされている。

一 物品を借り入れる契約で商慣習上複数年にわたり契約を締結することが一般的であるもの

二 役務の提供を受ける契約で毎年4月1日から役務の提供を受ける必要がある業務に係るもの

なお、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について（通知）
 によると、条例第2号は、毎年4月1日から役務の提供を受ける必要がある庁舎清掃業
 務、警備業務、庁舎設備の保守管理業務、電話交換業務等の委託契約やソフトウェアに
 係る使用許諾（ライセンス）契約を想定している。歳出節との関係では、需用費（複写
 サービス契約）、役務費、委託料又は使用料及び賃借料（ソフトウェアに係る使用許諾
 契約に限る）より支払われるものが該当するとされている。

(3) 愛知県公契約条例

同条例は、「公契約」とは、県が締結する売買、貸借、請負その他の他の契約で、県がそ
 の目的たる給付に対してお互いの支払をすべきものをいうと定義し（同条例第2条）、公
 契約に関し、基本方針を定め、並びに県及び公契約の相手方の責務を明らかにすると
 もに、公契約に関する県の取組の基本となる事項を定めることにより、公契約の適正化
 を図りつつ、県民に提供されるサービスの品質の確保、社会的な価値の実現及び公契約
 の履行に係る作業に従事する労働者等の労働環境の整備を図り、もって県民生活の向
 上及び地域社会の持続的な発展に寄与することを目的としている（同条例第1条）。

同条例第3条によると、基本方針は次のとおりである。

- 1 公契約は、公契約の過程において、透明性及び競争の公正性が確保されることにも、不正
 行為の排除が徹底されることにより、その適正化が図られなければならない。
- 2 公契約は、県民に提供されるサービスの品質の確保が図られるよう、予定価格の決定、そ
 の相手方の決定等の事務が適切に行われなければならない。
- 3 公契約は、その締結に当たり、事業者の環境の保全その他の社会的な価値の実現に対す
 る寄与の程度を勘案すること等により、社会的な価値の実現を図る上で、適切に活用されな
 ければならない。
- 4 公契約は、その履行に係る作業に従事する労働者（労働基準法第9条に規定する労働者
 （同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く）をい
 う）及び自らが提供する労働の対価を得るために請負契約により当該公契約の履行に係る
 作業に従事する者（以下「労働者等」という）の労働環境の整備が図られるよう、適切な措
 置が講じられなければならない。

(予定価格の適正な決定)

第六条 知事その他の公契約を締結する権限を有する者（以下「知事等」という。）は、予定
 価格を定めるときは、県民に提供されるサービスの品質の確保が図られるよう、取引の実例
 等を考慮して適正に定めるものとする。

6 予定価格の事前公表

(1) 財務規則の定め

財務規則第153条第1項は、「契約担当者は、入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定し、その予定価格を記載した書面を封書し、開札の際これを開札場所に置かなければならない」とする一方で、「ただし、知事が別に定める契約については、当該入札の執行前にその予定価格を公表することができる」としている。

これを受けて「愛知県財務規則の施行について（依命通達）」は、「規則第153条に規定する『知事が別に定める契約』は、工事請負契約及び不動産の売払いに係る契約のほか、局長が会計局長に合議の上承認したものとす。」としている。

県では、2000年8月から工事請負契約の予定価格事前公表について試行を開始し、2003年4月から全面的に実施している。現在、多くの局において競争入札に付しても、2006年4月からこれを試行している。現在、多くの局において競争入札に付する全ての建設工事と上記合議のうえ承認された業務委託について予定価格の事前公表を行っており（【図表2-5】参照）、これまで特に適正な競争を阻害するような弊害は生じていないため、次の理由から公表を継続することとしている。データに基づく詳細な検討は、後記第4の4を参照されたい。ここでは制度的な説明を行う。

- ① 透明性及び客観性の確保に資すること。
- ② 競争入札への参加の判断基準となり、採算が見込まない入札を回避できるため、積算業務の負担の軽減が図れること。
- ③ 入札不調の減少による適切な発注時期の確保並びに複数回数の入札による入札参加者及び発注者の負担の軽減が図れること。

財務規則

第153条 契約担当者は、入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定し、その予定価格を記載した書面を封書し、開札の際これを開札場所に置かなければならない。ただし、知事が別に定める契約については、当該入札の執行前にその予定価格を公表することができる。

2 前項本文の規定にかかわらず、契約担当者は、電子入札に付する場合には、同項本文の規定により予定価格を記載した書面を封書し、開札の際これを開札場所に置くことにて代えて、開札の日時までに予定価格をその使用に係る電子計算機に備えられたファイルで正当な権限を有しない者によつて作動させられることを防止するための措置が講じられているものに記録することができる。

財務規則の施行について（依命通達）

第6章 契約関係

7 規則第153条に規定する「知事が別に定める契約」は、工事請負契約及び不動産の売払いに係る契約のほか、局長が会計局長に合議の上承認したものとす。

会計事務の手引き（契約編）第2章 第2節 4 予定価格

(5) 予定価格は、相手方決定の基準となりますので、これを特定の者に知られた場合、その者に極めて有利な条件を与えることとなります。したがって、予定価格の取扱いに厳格を期

(低入札価格調査制度等の活用)
第七条 知事等は、県民に提供されるサービスの品質の確保が図られるよう、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度を適切に活用するものとする。

第八条 知事等は、公契約の実現に資する取組の勘案（事業者の社会的な価値の発現に資する取組の勘案）掲げる事項を勘案するものとする。

二 環境に配慮した事業活動を行っていること。

三 障害者その他の他の就業を支援する必要がある者の雇用の促進に資する取組を行っていること。

四 男女共同参画社会の形成に資する取組を行っていること。

五 その他社会的な価値の実現に資する取組を行っていること。

(労働環境の整備が図られていることを確認するための措置)
第九条 知事等は、規則又は企業管理規程で定める公契約の相手方に対し、当該公契約に係る労働者等の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備が図られていることを確認するた

め必要な措置を講ずるものとする。

5 愛知県規則による規律

(1) 愛知県公契約条例第九條に規定する公契約を定める規則
愛知県公契約条例第九條に規定する規則で定める公契約は、同条例第2條に規定する公契約であつて、次に掲げる契約に該当するものとされている。

一 予定価格が六億円以上の工事の請負をその内容とする契約

二 予定価格が千万円以上の次に掲げる業務の一又は二以上のものの委託をその内容とする契約

イ 県の事務又は事業の用に供する建物及びその敷地（以下「庁舎等」という。）の清掃の業務

ロ 庁舎等の警備の業務（警備業法（昭和四十七年法律百七十七号）第二章第五項に規定する機械警備業務を除く。）

ハ 庁舎等の受付又は案内の業務

ニ 電話交換の業務

(2) 愛知県財務規則
愛知県財務規則（以下「財務規則」という）は、地方自治法施行令第173条の3の規定に基づき、県の財務に関し必要な事項を定めており、第六章契約以下に、契約に関する条項が規定されている。

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び財務規則の施行について（依命通達）第6章契約関係第10項各号には、随意契約できる場合が例示されている（会計事務の手引119頁参照）。

(3) 愛知県公有財産規則
公有財産の事務の取扱いに関しては、別に定めのある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。ただし、この規則は、水道事業、工業用水道事業、用地造成事業及び病院事業の用に供する公有財産については、適用しない（同規則第3条）。公有財産のうち、地方公営企業法の全部が適用される事業の用に供するものの取得、管理及び処分

の事務は、別に定めをしいるので適用を除外されている。

	上記弊害が生じることがないよう取り扱うものとし、弊害が生じた場合には、事前公表の取りやめを含む適切な対応を行うものとする。
2011.8.9	なお、地方公共団体においては、予定価格の事前公表を禁止する法令の規定はないが、事前公表の実施の適否について十分検討した上で、上記弊害が生じることがないよう取り扱うものとし、弊害が生じた場合には、速やかに事前公表の取りやめを含む適切な対応を行うものとする。

また、2011年6月23日付け「建設産業の再生と発展のための方策2011」(国土交通省建設産業戦略会議)では、「予定価格、最低制限価格及び低入札価格調査基準価格(以下「予定価格等」という。)の事前公表については、建設企業の見積努力を損なわせ、また、くじ引きによる落札の増加、すなわち偶然による受注が増加することになり、結果として技術力・経営力に優れた企業の努力が報われない状況を招くことから、国は地方公共団体に対し、事後公表への移行を要請してきた。」、「依然として事前公表の取りやめが重要な課題であると考えられる。」とされていた。

2011年8月25日には総務大臣及び国土交通大臣は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づく要請として、地方公共団体に対し、「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」により、「事前公表の適否について十分に検討した上で、弊害が生じた場合には速やかに事前公表の取りやめ等の適切な対応を行う」よう要請された。

それから10年以上が経っているものの、国土交通省・総務省・財務省による入札契約の適正化の取組状況に関する調査結果(2023年3月24日公表)によれば、2022年度調査及び2021年度調査当時の国、特殊法人等及び地方公共団体の予定価格の公表時期は【図表2-2】のとおりであり、地方公共団体における予定価格の事前公表は完全な取りやめには至っていない。

【図表2-2】国土交通省・総務省・財務省による入札契約の適正化の取組状況に関する調査結果

国	国			地方公共団体			特殊法人等		
	国	地方公共団体	特殊法人等	国	地方公共団体	特殊法人等	国	地方公共団体	特殊法人等
国	13	17	11	12	17	11	12	17	11
地方公共団体	12	14	10	12	14	10	12	14	10
特殊法人等	4	17	10	4	17	10	4	17	10
合計	1,721	642	47	1,721	642	47	1,721	642	47

国土交通省・総務省・財務省2023年3月24日公表

し、予定価格調査は封書のまま開札の場所に置かなければなりません。開札後であってもこれを公表すれば以後の同種案件の予定価格が類推され、落札価格の高止まりや談合などの弊害が懸念されることから、原則公表は望ましくありません。

ただし、工事請負契約及び不動産の売却に係る契約については、例外的に入札執行前の公表(事前公表)が認められています。これは、工事請負契約については、予定価格を探ろうとする不正な動きを防止する効果があること、また、不動産の売却については、目安となる価格を公表しない場合、契約成立が非常に困難であることがその背景にあります。

(2) 公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針
公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(閣議決定)では、次の通り指摘されている。

「予定価格については、入札前に公表すると、予定価格が目安となって競争が制限され、落札価格が高止まりになること、建設業者の見積努力を損なわせること、入札談合が容易に行われる可能性があること、低入札価格調査の基準価格又は最低制限価格を強く類推させ、これらを入札前に公表した場合と同様の弊害が生じかねないこと等の問題があることから、入札の前には公表しないものとする。なお、地方公共団体においては、予定価格の事前公表を禁止する法令の規定はないが、事前公表の実施の適否について十分検討した上で、上記弊害が生じることがないよう取り扱うものとし、弊害が生じた場合には、速やかに事前公表の取りやめを含む適切な対応を行うものとする。なお、入札前に入札関係職員から予定価格、低入札価格調査の基準価格又は最低制限価格を聞き出して入札の公正を害せようとする不正行為を抑止するため、談合等に対する発注者の関与の排除措置を徹底するものとする。」

(3) 事前公表を巡る経緯
予定価格の事前公表については、2000年に審議された「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律案」に対し、政府が留意する点の一つに「7 入札予定価格については、支障がない限り、少なくとも事後公表を行うよう努めるとともに、地方公共団体においては、事前公表を行える旨を明確にすること。」を含む附帯決議がなされた。

そして、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(2001年3月9日閣議決定)では、地方公共団体では事前公表を行うことができる旨が示されたが、2006年5月23日閣議決定による変更では、「取りやめ」にも言及されるようになった。さらに、2011年8月9日閣議決定による変更では、「各団体において適切と判断する場合には、事前公表を行うこともできる」が削除され、これが現在(最終変更:2022年5月20日)まで維持されている。

閣議決定日	地方公共団体における予定価格の事前公表に関する記述
2001.3.9	なお、地方公共団体においては、法令上の制約はないことから、各団体において適切と判断する場合には、事前公表を行うこともできるものとする。
2006.5.23	なお、地方公共団体においては、法令上の制約はないことから、各団体において適切と判断する場合には、事前公表を行うこともできるが、事前公表の実施には

現時点で最も新しい公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づき、要請である2022年6月1日付け「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」における予定価格の事前公表に関する記載は、次のとおりである。

9. 低入札価格調査の基盤価格等の公表時期の見直し
 低入札価格調査基準価格及び最低制限価格については、その事前公表により、当該低価格への入札が誘導され、結果、適切な積算を行わずに入札を行った建設業者が受注すること、建設業者の真の技術力・経営力による競争が弱まること、地域建設業者の経営を巡る環境が極めて厳しい状況にあることにかんがみ、事前公表は取りやめ、落札決定後の公表とすること。
 予定価格についても、その事前公表によって同様の弊害が生じかねないこと等の問題があることから、事前公表の適否について十分に検討した上で、弊害が生じた場合には速やかに事前公表の取りやめ等の適切な対応を行うこと。

(4) メリット及びデメリット
 国が地方公共団体における予定価格の事前公表について検討する過程では、そのメリット及びデメリットが検討されているが、その例を挙げると次のとおりである。

	メリット	デメリット
第150回国会 衆議院 建設委員会 (2000年)	予定価格を探ろうとする不正な動きを防止する	建設業界の見積もりをすくつかつてしまう、談合が一層容易に行われる
公共工事の入札契約のより一層の適正化に向けて (2002年・国土交通省公共工事の入札契約の適正化徹底のための方策検討委員会)	予定価格の漏洩等の不正行為を防止できる	予定価格が目安となつて競争が制限されること、建設業者の見積もりが低くなること、談合が一層容易に行われること等
公共工事の入札及び契約の適正化の推進について (2003年・国土交通省総合政策局長及び総務省自治行政局長)	予定価格漏洩を防止し、職員の不正行為に資する	落札価格が高止まりする、十分な積算も行わない不良不適格業者の参入を容易にする
地方公共団体における入札契約制度の現状 (2004年・国土交通省中央建設業審議会)		建設企業の見積努力を損なわれ、また、くじ引きによる落札の増加、すなわち偶然による受注が増加することになり、結果として技術力・経営力に優れた企業の努力が報われない状況を招く
建設産業の再生と発展のための方策 2011 (2011年・国土交通省建設産業戦略会議)		予定価格を事前公表すると、最低制限価格又は低入札価格調査基準価格を容易に類推できるようになり、これらの価格付近に応札価格が誘導される形で応札行動にゆがみが生じる
公共工事の入札及び契約の適正化の推進について (2011年・総務大臣及び国土交通大臣)		当該低価格への入札が誘導され、また、入札価格が同様の入札者のくじ引きによる落札等が増加する結果、適切な積算を行わずに入札を行った建設業者が受注する事態が生じるなど、建設企業の真の技術力・経営力による競争を損ねる弊害が生じうる
予定価格の事前公表のメリット・デメリット (2014年・総務省)	職員に対する予定価格を不正行為などの不正行為の防止が可能となる	談合が一層容易に行われる可能性があること。積算能力が不十分な事業者でも、事前公表された予定価格を参考に受注して受注する事態が生じること。

公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針 (2022年)

予定価格が目安となつて競争が制限され、落札価格が高止まりになること、建設業者の見積努力を損なわれること、入札談合が容易に行われる可能性が高まること、低入札価格調査の基準価格又は最低制限価格を強く顕微させ、これらを入札前に公表した場合と同様の弊害が生じかねないこと

これらは、表現はそれぞれ異なるものの、あえて整理すると、概ね共通して、①価格の競争が制限され、落札価格が高止まりになること、②技術力・経営力に裏付けされた積算能力の結果に反映されず、真の競争とはいえないこと、③談合が容易になることとが弊害として懸念されていると考えられる。

前記(1)のとおり、県は、「これまで特に適正な競争を阻害するような弊害は生じていない」という前提のもと、予定価格の事前公表を継続している。そこで、この①から③のような弊害が県において発生しているか否かについて、後記第4の4で検証する。

7 随意契約の適正化について

(1) 最高裁判例

例外的に随意契約ができる場合を規定している地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」について、最高裁判昭和62年3月20日第2小法廷判決は、次のように指摘する。

当該契約の性質又は目的に照らして競争入札の方法による契約の締結が不可能又は著しく困難とすべき場合がこれに該当することは疑いがないが、必ずしもこのような場合に限定されるものではなく、競争入札の方法によること自体が不可能又は著しく困難とはいえず、不特定多数の者の参加を求め競争原理に基づいて契約の相手方を決定することが必ずしも適当ではなく、当該契約自体では多少の間で契約の締結をすることとしても、普通地方公共団体において当該契約の目的、内容に照らしそれに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定しその者との間で契約の締結をすることとするのが当該契約の性質に照らし又はその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、ひいては当該普通地方公共団体の利益の増進につながると合理的に判断される場合も同項一号に掲げる場合に該当するものと解すべきである。そして、右のような場合に該当するか否かは、契約の公正及び価格の有利性を図ることを目的として普通地方公共団体の契約締結の方法に制限を加えている前記法及び令の趣旨を勘案し、個々具体的な契約ごとに、当該契約の種類、内容、性質、目的等諸般の事情を考慮して当該普通地方公共団体の契約担当者の合理的な裁量判断により決定されるべきものと解するのが相当である。

(2) 随意契約の適正化について (通知)

2006年9月29日付け随意契約の適正化について (出納事務局局長通知 18号 管第355号) によると、県では、2006年11月1日以降締結の随意契約から、次のように取り扱うこととしている (ただし、下線部は2020年4月1日から適用)。

- 少額随意契約以外の随意契約について
 (1) 本庁にあっては各局に、かいにあっては各課に随意契約審査会を設置し、当該審査会において、随意契約によることとした理由の法令適合性の審査を行い、その結果を随意契約審査調査書として記録すること。
 (2) 予算執行書 (執行向) には、契約の相手方予定者は随意契約審査会に諮り、適当と判断された上で決定する旨記載すること。
 (3) 随意契約審査会に諮り、適当と判断された場合には、当該随意契約審査調査書を本庁にあっては、会計局会計課審査グループの審査に係る支払関係書類及び事前合議関係書類

に添付し、かいいいにおいて、出納員の審査に係る支払関係書類に添付すること。なお、随意契約審査調査書は証拠書として編集する必要はない。

2 少額随契について
 一者見積りによるもので10万円を超えるもの(物品の購入にあっては3万円以上のもの)にあっては、予算執行書(執行同)に一者見積りとした理由を明記すること。なお、予算執行書(執行同)の作成を省略又は書面によらない場合については、物品購入の場合は発注向い書、それ以外の場合は注文書兼請求書の備考欄等に一者見積りの理由を明記するとともに、その理由を決議した日付を併せて記載すること。

8 I T 調達指針等

県では、情報システム(I T)の調達について、I T 調達指針、I T 調達ガイドライン、I T 調達の手引きを策定し、効果的かつ経済的かつ経済的なI T 調達、I T の適正化、経費削減を目指すしている。

(1) I T (情報システム) 調達指針

- 第1 この指針は、本県におけるI T (情報システム) 調達(以下「I T 調達」という。)の基本手順を示すものである。情報システムの所管課(以下「システム所管課」という。)は、別記「I T 調達ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)に基づき、効果的かつ経済的にI T 調達を行うことにより、情報システムの適正化を図り、経費の削減に努めるものとする。
- 第2 情報企画課は、ガイドライン及び「I T 調達の手引き」(以下「手引き」という。)を定め、I T 調達の全過程において、システム所管課を支援する。また、支援を行うにあたっては、必要に応じて外部専門家を活用する。
- 第3 システム所管課は、I T 調達にあたり、企画、開発、運用等の各段階において、ガイドライン及び手引きを遵守する。
- 第4 情報企画課は、システム所管課が新規開発、改修、更新、保守・運用等の予算要求をする情報システムのうちから、一定の要件を設けて支援対象とするシステムを選定し、該当するシステム所管課に通知する。
- 第5 支援対象システムを所管するシステム所管課は、予算要求に先立って別途指定するシステム評価に関する資料を作成し、情報企画課に検討依頼する。情報企画課は、当該システム評価に関する資料に基づいて、システムの機能、構成、経費が合理的であるかを検討し、経費が適正となるよう支援を行う。また、その結果をシステム所管課及び財政課に通知する。システム所管課は、その結果を反映した上で予算要求を行うとともに、財政課は、その結果を踏まえ予算査定にあたるものとする。
- 第6 情報企画課は、第4に定める要件及び第5に定めるシステム評価に関する資料に関しては、各年度において定め別途通知する。

(2) I T 調達ガイドライン

別記 I T 調達ガイドライン (抜粋)

- 1 目的
 本ガイドラインは、I T 調達において遵守すべき基本的なルール及び留意事項を取りまとめたものであり、情報システムを適正化し、経費を削減することを目的とする。
- 2 契約方式
 100万円以上のI T 調達の契約方式は、可能な限り一般競争入札とする。価格評価のみでなく、技術評価を加えて、より質の高い情報システムを調達すべきと判断される場合は、総合評価落札方式とする。
- 3 契約単位
 調達の競争性や透明性を高め、コストの低減を進めるため、契約単位を適切に定め、随意契約によらざるを得ない範囲を可能な限り少なくする。なお、契約単位の設定においては、以下のような取扱いも可能であるので、十分な検討を行うこと。
 ・ソフトウェアとハードウェアの分離
 ・設計・開発工程と運用工程の分離

4 調達仕様書
 調達仕様書とは、発注者である県が求める「情報システムが備えるべき機能や性能」等を、応札希望者に提示する文書である。作成にあたっては、調達の透明性、公平性を確保するため、以下の点に留意すること。

(1) 情報提供依頼 (RFI : Request For Information)

調達仕様書の作成や、それに先立つ情報システムの規模・見積りは、実績の豊富な業者に情報提供依頼を行い、調達案件に関する情報、構築事例、実績及び他自治体の動向等、必要な情報を幅広く収集すること。調達仕様をより詳細に決定し、システムの機能、構成を合理的なものとし、適正な経費を積算するため、情報提供依頼を積極的に活用すること。調達の各段階において、現契約相手であるシステム業者や何らかの取引関係にある企業の支援が必要となることもあるが、出来る限り幅広く、複数の事業者から情報収集を行うこと。また、スケジューリングや案件の特性等から、公平性の十分な確保が困難な場合、他の業者から、調達行為そのものに対して、疑義や不服申立てがなされることのないよう調達の透明性、公平性を確保すること。

(2) ライフサイクルコストによる評価

後年の多額な経費の発生を防ぐため、企画、開発、導入、運用、廃棄まで一連のものとして調達の検討を行うこと。その結果、稼働後5カ年程度の保守・運用業務を含めたライフサイクルを勘案した一括調達ははじめ、ハードウェアも含めた一括調達など、合理的な調達範囲を定めること。

(3) 要求仕様の明確化

情報システムの仕様検討にあたっては、過大なシステムとなったり、追加費用が発生することのないよう厳に適正なものとする。なお、要求仕様は、あいまいな表現を避け、明確に、かつ出来る限り具体的に記述すること。機能要件だけでなく、品質や信頼性及び付帯作業などの非機能面からの要件を含め網羅的に記述すること。

(4) 公平性の確保

自治体におけるI T 調達は、公平性が重要であり、特定の者しか応札できない仕様や特定の者が有利となる条件は排除すること。情報システムの構成は、できる限り国際標準、事実上の標準(国際機関や標準化団体による公的な標準)でなく、市場の実勢による事実上の標準とみなされるようになった規格・製品のこと。)であるものを採用するとともにオープン性(汎用機のシステム等、特定の業者しか参入できないようなシステムと対して、複数の事業者が参画できるようなシステムをオープン性に配慮したシステムと言う。)にも配慮すること。

(5) 技術革新を踏まえた要求事項

調達時期と利用開始する時期には時間差があるため、その間の技術進歩を勘案し、可能な限り合理的な内容とすること。特に、ハードウェア等に関しては、技術的かつ専門的な領域が多いため、現在の契約相手以外で、かつ応札予定者以外の外部専門家の意見を活用すること。

(6) 責任範囲の明確化

不都合が生じた場合の責任を担保するため、委託内容に加え、本県の体制・役割及び委託業者との責任分担を記載し、責任範囲を明確化しておくこと。

(7) 意見招請

調達仕様書の案を作成した後、意見招請を行うよう努め、調達前に幅広く意見を求めること。実施する期間は、概ね3週間を目安とし、12,000万円(80万SDR(Special Drawing Rights/特別引出権)特別引出権)特別引出権とは、全世界共通の通貨単位を表しています。)以上の調達額と見込まれる案件を対象とする。

5 契約後の開発管理

契約後の開発段階においても、システム開発を順調に完了させるため、進捗状況の適切な管理体制を確保すること。

6 その他の留意事項

(1) 庁内クラウド(情報政策課が整備する共通サーバーシステム)の利用

技術的に庁内クラウドの利用が可能であり、費用対効果が見込める情報システムは、庁内クラウドを利用すること。

- (2) WTO政府調達協定の適用
WTO政府調達協定とは政府や自治体などにおける、物品の購入・借入、サービスや建設工事などの調達に関する国際ルールである。「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」により、総務大臣の定める額を超えるIT調達は、入札公告から入札締切りまでの日数など、協定に従った手順で行わなければならない。適用される予定価格は、総務省告示により、2か年度ごとに改訂される。
- (4) 入札公告時の契約書の案の提示
公平性の観点から、また、落札価格による契約内容に適合した履行を確保するため、入札公告時には、契約書の案を提示すること。ただし、公報掲載による公告を行う場合は、インターネット等により別途契約書の案を公表すること。特に、改修及び再構築の際に、複数事業者の参入機会を確保するため、知的財産権の帰属について契約書等に盛り込むこと。
- (5) 入札結果の公表
入札後に以下の事項を公表すること。案件名称、改札日時、落札者、落札金額、入札執行状況等

9 PFI事業

(1) 概要

PFIとは、Private Finance Initiative: プライベート・ファイナンス・イニシアティブの略である。PFI事業とは、公共施設等の整備・改修等事業を実施する手法の一つであり、施設的设计・建設・維持管理・運営を民間の資金や経営能力、技術能力などのノウハウを活用して行う事業手法であり、国や地方公共団体等が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供できる事業について、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(以下「PFI法」という)で実施される。契約そのものに対する規律ではないが、公共施設等の管理者とPFI事業者とは、当事者の役割や責任分担、リスク分担等について合意した内容を契約書等により明確にすることが必要とされ、契約に基づいて遂行され、複数の局に存在する事業のあり方でもあり、ここに簡単な説明を記載する。

(2) 県の状況

県では、PFIに対する職員の認識を深め、県が実施する事業においてPFIの適切な導入を図ることを目的に、PFI制度全体の事務を網羅するかたちで関連事務を詳細に盛り込んだガイドライン(2003年6月策定、2006年3月、2015年4月、2017年3月一部改訂。以下「愛知県PFI導入ガイドライン」という)を策定し、これまでに多くのPFI事業を実施してきた。2022年度、県では、26のPFI事業が実施運営中又は実施方針を公表済みである(2022年度末時点)。

(3) 主な事業方式

- ア BOT: PFI事業者が自ら資金を調達し、施設を建設し、一定期間維持管理、運営を行い、資金回収後、施設の所有権を公共に移転する方式をいう。
- イ BTO: PFI事業者が自ら資金を調達し、施設を建設し、その所有権を公共に移転したうえで、PFI事業者が一定期間維持管理、運営を行う方式をいう。

ウ BT: 維持管理、運営を含まず、PFI事業者が施設を建設し、所有権の移転までを行う方式をいう。

エ BOO: PFI事業者が自ら資金を調達し、施設を建設し、一定期間維持管理、運営を行うが、所有権は公共に移転しない方式をいう。

オ BLT: PFI事業者が自ら資金を調達し、施設を建設し、公共にその施設をリースした上で、PFI事業者が一定期間の維持管理、運営を行い、資金回収後、施設の所有権を公共に移転する。

カ ROT: PFI事業者が自ら資金を調達し、既存の公共施設を改修・補修し、一定期間維持管理、運営を行い資金回収後、公共に施設の所有権を移転する方式をいう。

キ RO: 公共が初期投資資金を調達し、所有権の移転を行わず、PFI事業者が公共施設を改修・補修し、一定期間維持管理・運営する方式をいう。

ク DBO: 公共が初期投資資金を調達し、公共が施設の所有権を有したまま、PFI事業者が施設を建設し、一定期間維持管理、運営を行う方式をいう。

ケ 公共施設等運営事業(コンセッション方式): 2011年PFI法改正により、利用料金を徴収する公共施設について、施設の所有権を公共が所有したまま(新設して公共に所有権を移転する場合も該当)、施設を運営する権利を民間(PFI事業者)に設定する公共施設等運営事業が導入された。

【図表2-3】契約の全体像と局毎の歳出節の内訳（2022年度）

	契約金額	歳出節							合計	
		報償費	需用費	役務費	委託料	使用料及び賃借料	工事費	備品購入費		その他
警察本部	11,305,015,129円	0	219	92	79	57	15	15	0	477
福祉局	5,818,612,688円	0	42	40	188	28	10	0	0	308
保健医療局	18,047,838,860円	0	46	19	160	35	3	0	0	263
総務局	9,486,168,142円	0	13	72	79	33	11	0	0	208
教育委員会事務局	18,135,364,555円	0	35	28	100	34	11	0	0	208
会計局	1,987,993,759円	3	65	1	5	0	0	123	0	197
労働局	2,242,152,512円	0	2	10	180	3	0	0	0	195
農業水産局	2,485,631,143円	0	52	40	73	14	3	2	0	184
建設局	1,367,863,523円	0	7	18	74	10	0	0	8	117
県民文化局	2,354,471,728円	0	6	28	45	8	10	2	0	99
経済産業局	3,308,627,933円	0	7	18	68	3	2	0	0	98
環境局	735,952,753円	0	1	13	74	1	6	0	0	95
政策企画局	4,381,254,786円	0	1	1	45	0	16	0	0	63
農林基盤局	566,470,593円	0	0	8	35	2	2	0	0	47
観光コンベンション局	1,708,626,541円	0	0	1	45	0	0	0	0	46
都市・交通局	1,649,318,238円	0	0	4	34	5	0	0	1	44
防災安全局	1,127,879,667円	0	2	3	30	2	1	0	0	38
人事局	2,244,903,842円	0	2	7	19	4	3	0	0	35
スポーツ局	195,729,900円	0	0	0	19	0	0	0	0	19
選挙管理委員会事務局	271,173,159円	0	3	3	12	0	0	0	0	18
建築局	144,389,580円	0	1	3	7	3	0	0	0	14
議会事務局	134,972,364円	0	0	2	10	0	0	0	0	12
人事委員会事務局	8,358,864円	0	0	0	1	1	0	0	0	2
合計	89,708,770,259円	3	504	411	1382	243	93	142	9	2787

※ 一つの契約で複数の歳出節を計上している契約は、それぞれの歳出節に加工しているため、実際の契約件数と【図表2-3】の合計に記載した契約件数は一致しない場合がある。

【図表2-3】は、各局から報告された契約件数の合計が多い順に掲載した。

警察本部からは、燃料や消耗品等の購入、制服の製造委託等、需用費に関する契約が多く報告された。保健医療局の契約金額合計が多いのは、新型コロナウイルス感染拡大防止策に要した費用が影響している。会計局の備品購入費の契約件数が多いのは、各局

第2 県における歳出を伴う契約の全体像

1 契約状況の公表内容

県では、「契約状況一覧」を下記の内容により、県公式Webサイト「ネットあいち」に掲載して公表している。

物品役務等の名称及び数量

契約締結日

契約の相手方

契約種別等

契約金額

契約担当課

2 公表の対象外

財務規則第164条に規定する下記の金額以下の契約（少額随契）については公表されていない。

製造の請負・・・・・・・・・・250万円

財産の買入れ・・・・・・・・・・160万円

物件の借入れ・・・・・・・・・・80万円

その他・・・・・・・・・・100万円

3 特例措置

契約状況の公表に関する方針には、特例措置として公共工事に係る契約（公共工事関係部局が発行する入札参加資格者名簿に記載されている者等と締結する工事請負契約、調査・設計委託契約及びその他の契約等）については、この方針に準じて各局等において定める方法によるものとしている。

この特例措置により、各局発注の公共工事に係る多くの契約（工事請負契約及び調査・設計委託契約等）は「ネットあいち」に掲載するのではなく、「あいち電子調達共同システム」（CALS/EC）にて公表されている。

4 公表している契約の全体像

(1) 契約状況一覧

公表している契約状況一覧によると、局毎の契約金額の合計と局毎の歳出節毎の契約件数は、【図表2-3】のとおりであった。

契約件数は2771件（契約金額の合計は約897億0900万円）、うち随意契約は1547件（約5.83%）、一般競争入札は1132件（約40.85%）、指名競争入札は92件（約3.32%）であった。

なお、契約状況一覧を公表していない企業庁と病院事業庁は、【図表2-3】に含まれていないため、両庁の契約状況は、第3章第24及び25において概説する。

の備品を一括して購入しているからである。福祉局の委託料が多いのは、福祉に関する各種相談、支援業務を外部委託しているからである。

(2) あいち電子調達共同システム

契約日ベースではなく、落札決定日ベースの集計であるため、契約状況一覧と単純に比較できないものの、上記契約状況一覧で公表されていない入札結果は、「あいち電子調達共同システム」(CALS/E/C)及び「あいち電子調達共同システム」(物品等)で公表されている。

両システムで2022年度の入札件数を検索すると、8185件であった(第1の1(参照)。そのうち、「あいち電子調達共同システム」(CALS/E/C)で公表されている「工事」及び「コンサル」の平均落札率(契約金額が予定価格に占める割合の平均)を局毎に調べたところ、【図表2-4】のとおりであった。

【図表2-4】あいち電子調達共同システム(CALS/E/C)の全体像(2022年度)

局名	平均落札率			件数(件)		
	工事	コンサル	全体	工事	コンサル	合計
1 政策企画局	95.19%	90.65%	93.68%	8	4	12
2 総務局	93.60%		93.60%	7	0	7
3 人事局	82.66%		82.66%	3	0	3
4 防災安全局	93.95%	83.09%	88.26%	10	11	21
5 県民文化局	90.99%		90.22%	10	0	10
6 環境局	90.99%	74.68%	84.59%	6	4	10
7 福祉局	92.44%		92.44%	13	0	13
8 保健医療局	93.69%		93.69%	4	0	4
9 経済産業局	93.89%		93.89%	3	0	3
10 労働局		89.36%	89.36%	0	1	1
11 観光コンベンション局				0	0	0
12 農業水産局	96.60%		96.35%	475	568	1043
13 農林基盤局						
14 建設局						
15 都市・交通局	95.29%		92.72%	2498	1742	4240
16 建築局						
17 スポーツ局	94.42%	98.70%	94.89%	8	1	9
18 会計局				0	0	0
19 議事事務局				0	0	0
20 選挙管理委員会事務局				0	0	0
21 人事委員会事務局				0	0	0
22 教育委員会事務局	91.35%	38.87%	72.83%	11	6	17
23 警察本部	92.89%	80.05%	91.81%	199	19	218
24 企業庁	95.08%	90.98%	93.41%	159	109	268
25 病院事業庁	93.34%		93.34%	9	0	9
全体	95.27%	89.91%	93.03%	3423	2465	5888

※「工事」と「コンサル」は工種区分によって分かれているため、必ずしも「工事」＝「建設工事」という対応関係にはない。

ア 政策企画局

政策企画局は、入札にあたって予定価格の事前公表をしていない。2022年度中に落札された契約は、次のとおりであった。

区分	件数	平均落札率
工事	8件	95.19%
コンサル	4件	90.65%

イ 総務局

総務局は、要領を作成し、入札にあたって建設工事の予定価格を事前公表している。2022年度中に落札された契約は、工事のみで次のとおりであった。

区分	件数	平均落札率
工事	7件	93.60%

ウ 人事局

人事局は、要領を作成し、入札にあたって建設工事の予定価格を事前公表している。2022年度中に落札された契約は、工事のみで次のとおりであった。

区分	件数	平均落札率
工事	3件	82.66%

エ 防災安全局

防災安全局は、要領を作成し、入札にあたって建設工事の予定価格を事前公表している。2022年度中に落札された契約は、次のとおりであった。

区分	件数	平均落札率
工事	10件	93.95%
コンサル	11件	83.09%

オ 県民文化局

県民文化局は、要領を作成していないが、入札にあたって建設工事の一部予定価格を事前公表している。2022年度中に落札された契約は、工事のみで次のとおりであった。

区分	件数	平均落札率
工事	10件	90.22%

カ 環境局

環境局は、作成した要領では指名競争入札建設工事の予定価格を事前公表するとしている。実際には、一般競争入札の建設工事についても一部予定価格を事前公表している。2022年度中に落札された一般競争入札は、次のとおりであった。

区分	件数	平均落札率
工事	6件	90.99%
コンサル	4件	74.68%

キ 福祉局

福祉局は、要領を作成し、入札にあたって建設工事の予定価格を事前公表している。

スポーツ局は、要領を作成し、入札にあたって建設工事の予定価格を事前公表している。2022年度中に落札された契約は、次のとおりであった。

区分	件数	平均落札率
工事	8件	94.42%
コンサル	1件	98.70%

会計局は、入札にあたって予定価格を事前公表していない。

2022年度中に落札された契約は該当しなかった。

議会議事務局

議会議事務局は、入札にあたって予定価格を事前公表していない。

2022年度中に落札された契約は該当しなかった。

選挙管理委員会事務局

選挙管理委員会事務局は、入札にあたって予定価格を事前公表していない。

2022年度中に落札された契約は該当しなかった。

人事委員会事務局

人事委員会事務局は、入札にあたって予定価格を事前公表していない。

2022年度中に落札された契約は該当しなかった。

教育委員会事務局

教育委員会事務局は、要領を作成していないが、入札にあたって建設工事の予定価格を事前公表している。2022年度中に落札された契約は、次のとおりであった。

区分	件数	平均落札率
工事	11件	91.35%
コンサル	6件	38.87%

警察本部

警察本部は、要領を作成していないが、入札にあたって予定価格を事前公表している。2022年度中に落札された契約は、次のとおりであった。

区分	件数	平均落札率
工事	199件	92.89%
コンサル	19件	80.05%

企業庁

企業庁は、要領を作成していないが、入札にあたって予定価格を事前公表している。2022年度中に落札された契約は、次のとおりであった。

区分	件数	平均落札率
工事	159件	95.08%
コンサル	109件	90.98%

病院事業庁

2022年度中に落札された契約は、工事のみで次のとおりであった。

区分	件数	平均落札率
工事	13件	92.44%

保健医療局

保健医療局は、要領を作成し、入札にあたって建設工事の予定価格を事前公表している。2022年度中に落札された契約は、工事のみで次のとおりであった。

区分	件数	平均落札率
工事	4件	93.69%

経済産業局

経済産業局は、要領を作成し、入札にあたって建設工事の予定価格を事前公表している。2022年度中に落札された契約は、工事のみで次のとおりであった。

区分	件数	平均落札率
工事	3件	93.89%

労働局

労働局は、入札にあたって予定価格を事前公表していない。

2022年度中に落札された契約は、コンサルのみで次のとおりであった。

区分	件数	平均落札率
コンサル	1件	89.36%

観光コンベンション局

観光コンベンション局は、要領を作成し、入札にあたって建設工事の予定価格を事前公表している。2022年度中に落札された契約は、該当しなかった。

農林水産2局

農林水産局、農林基盤局の2局は、要領を作成し建設工事について予定価格を事前公表しているほか、要領は作成していないが工事関係の委託契約の予定価格を事前公表している。2022年度中に落札された契約は、次のとおりであった。

区分	件数	平均落札率
工事	475件	96.60%
コンサル	568件	93.96%

建設3局

建設局、都市・交通局、建築局の建設3局は、要領を作成し建設工事について予定価格を事前公表しているほか、要領は作成していないが工事関係の委託契約の予定価格を事前公表している。2022年度中に落札された契約は、次のとおりであった。

区分	件数	平均落札率
工事	2266件	95.35%
コンサル	1922件	89.61%

スポーツ局

病院事業庁は、要領を作成し、入札にあたって建築工事の予定価格を事前公表している。

2022年度中に落札された契約は、工事のみで次のとおりであった。

区分	件数	平均落札率
工事	9件	93.34%

(3) まとめ

局の要領の有無と予定価格事前公表の状況は、【図表2-5】のとおりであった。

【図表2-5】 予定価格の事前公表の状況

局名	要領有無	予定価格事前公表	
		一般競争	指名競争
1 政策企画局		× 全ての入札について事前公表せず。	
2 総務局	○		
3 人事局	○		
4 防災安全局	○	○ 全ての建設工事について事前公表。	
5 県民文化局		○ 一部の建設工事について事前公表。	
6 環境局	○	○ 一部の建設工事につき事前公表。 ○ 全ての建設工事につき事前公表。	
7 福祉局	○		
8 保健医療局	○	○ 全ての建設工事について事前公表。	
9 経済産業局	○		
10 労働局		× 全ての入札について事前公表せず。	
11 観光コンベンション局	○	○ 全ての建設工事について事前公表。	
12 農業水産局	○		
13 農林基盤局	○	○ 全ての建設工事について事前公表。	
14 建設局	○	○ 工事関係の委託契約は全て事前公表。	
15 都市・交通局	○		
16 建築局	○		
17 スポーツ局	○	○ 全ての建設工事について事前公表。	
18 会社局			
19 議会事務局			
20 選挙管理委員会事務局		× 全ての入札について事前公表せず。	
21 人事委員会事務局			
22 教習委員会事務局			
23 警察本部		○ 全ての建設工事について事前公表。	
24 企業庁	○		
25 病院事業庁	○	○ 全ての建設工事について事前公表。	

第3 監査対象とした契約

1 各局の歳出節TOPと各課の契約金額TOP5

(1) 契約状況一覧からの抽出

【図表2-3】及び【図表2-4】記載の契約を全て対象にして監査することは事実上困難なため、次の①又は②に該当する契約資料(ただし、会計局調達課が行っている契約に係るものは除く)について提出を要請し、主に監査対象とした。なお、企業庁と病院事業庁については、契約状況一覧を公表する制度にはなっておらず、また、歳出節も異なるため、それぞれの庁の状況に応じて抽出した契約状況について回答を得た。以下これら契約を、企業庁と病院事業庁の回答も含めて「各局の歳出節TOPと各課の契約金額TOP5」又は「各課の契約金額TOP5等」という。また、①に該当するもののみを「各局の歳出節TOP」と、②に該当するもののみを「各課の契約金額TOP5」ということもある。

これら個別契約の詳細は、第3章に記載する。

- ① 歳出節毎に契約金額が最高額の契約 「各局の歳出節TOP」
- ② 各課毎に契約金額が上位5位までの契約 「各課の契約金額TOP5」

各局の歳出節TOPとして回答があった契約件数は125件、各課の契約金額TOP5として回答があった契約件数の合計は495件であった。両者が重複する場合もあり、重複を除くと報告された契約件数の合計は547件であった。

(2) 各課契約金額TOP5の概要

各課の契約金額TOP5の495件について、契約毎に契約種別、入札の場合は入札者数、落札率、随意契約の場合は随意契約の理由が会計事務の手引19頁の2の②ア～ソのいずれかに該当するか、また、それぞれの予定価格について照会し回答を得た。契約種別毎の内訳は、随意契約309件(約62.4%)、一般競争入札161件(約32.5%)、指名競争入札25件(約5.1%)であった。

回答された予定価格に占める契約金額の割合の平均を監査人において算出したところ、495件全体では約94.97%、随意契約のみの平均は約98.24%、一般競争入札の平均は約89.19%、指名競争入札の平均は約91.79%、一般競争・指名競争入札全体では約89.54%であった。また、総合評価一般競争入札を行ったと報告された26件の平均は約92.77%であった。

これによれば、契約種別を比較すると、価格競争のない随意契約の予定価格に占める契約金額の割合は最も高く、価格競争を伴う契約種別の間では総合評価一般競争入札、指名競争入札、競争入札全体、一般競争入札の順に落札率が高いものと考えられた。なお、「あいち電子調達共同システム」(CALS/E.C)で公表されている契約の落札率は、【図表2-4】記載のとおりであった。

それぞれの「年度毎の入札者数又は企画競争参加者数」には、「年度毎の契約金額」の欄に金額が記入されている契約に応募した参加者数等を記載したが、入札、企画競争、見積競争のいずれでもない随意契約の場合は、当該契約相手の数である「1」を記載した。また、年度によって契約種別が異なる契約は、複数行として、異なる行に異なる契約種別毎の参加者数等を入力した。

- (3) 公正性・透明性の確保
 公契約条例第3条第1項に「公契約は、公契約の過程において、透明性及び競争の公正性が確保されるときにも、不正行為の排除が徹底されることにより、その適正化が図られなければならない」との基本方針が規定されているように、地方自治法等の定めにおいて、契約締結過程のうちでも、契約相手を選定する過程では、公正さが極めて強く求められ、機会均等の確保も重要な理念とされている。その上で、経済性も確保できるという観点から、一般競争入札による契約相手の選定が原則とされているのである（最高裁判所平成18年10月26日判決参照）。

【図表2-6】から【図表2-29】には、随意契約による場合だけでなく、競争入札が行われても同じ契約相手が連続して県と契約している場合があり、この点については次の第4章において大まかに取り上げた上で、第3章の個別契約に関する検討の中で、掘り下げたい。

4 企画競争、随意契約、特定調達等の意義

- (1) 随意契約の種類
 【図表2-6】から【図表2-29】の契約種別には、一般競争入札、指名競争入札のほか、随意契約について様々な類型が表記されている。競争入札、企画競争、随意契約、特定調達契約の意義や種類は、前第1の3に記載したとおりであるが、ここでは、本書において「企画競争2号」、「随意契約1号」から「随意契約9号」、「特定調達1号」等と表記する契約の意義を、改めて簡単に説明する。

ア 企画競争2号
 プロポーザルによる企画競争をした上で、前第1の3(4)のアからのいずれかに該当するとしてする随意契約（同施行令第167条の2第1項第2号）

イ 随意契約2号
 プロポーザルによる企画競争を経ずに、前第1の3(4)のアからのいずれかに該当するとしてする随意契約（同施行令第167条の2第1項第2号）

ウ 随意契約3号
 「随意契約2号セ」の意義も同所に記載した。

エ 随意契約4号
 前第1の3(5)のア記載の随意契約（同施行令第167条の2第1項第3号）

オ 随意契約5号
 同記載の随意契約（同施行令第167条の2第1項第4号）

- (3) 各局の歳出節TOPの概要
 契約種別毎の内訳は、随意契約71件（約56.8%）、一般競争入札51件（約40.8%）、指名競争入札3件（約2.4%）であった。20余りの部署（第3章参照）に対して、各歳出節毎に契約金額が最も高額のもの提出を求めたため、当然ではあるが、いずれの節も20件余りずつ報告があった。ただし、備品購入費は会計局が集中的に取り扱っていることから、各局からの報告は少なめであった。

2 契約相手が続く状況

- (1) 各課の契約金額TOP5のうち契約相手が続く契約について
 各課の契約金額TOP5のうち、2022年度を基準として次の①又は②に該当するものについては、2022年度と同じ契約相手の年度（2018年度から2023年度まで）の契約相手と契約金額の一覧の提出を依頼し、回答を得た。

局毎に、同じ契約相手が続く契約の状況を取りまとめたところ、【図表2-6】から【図表2-29】のとおりであった。

- ① 保守・管理・維持・改修・更新に関する契約
- ② 2022年度と2023年度又は2021年度と2022年度の契約者が同じ契約

- (2) 各課の契約金額TOP5以外の契約について契約相手が続く状況
 その後、前(1)記載の契約以外の公表された契約についても、前(1)同様の依頼をして回答を得た。このような契約について、本監査で報告する意義があると考えた契約については、第3章において言及することがある。

3 連続している契約の契約種別その他の詳細

- (1) 契約種別その他の照会
 さらに、各課の契約金額TOP5の中でも同じ契約相手が連続しているものについて、それぞれどのような契約相手の選定方法で（契約種別）、何人程度の中から選定されたのかを知るため、次のような照会を行い、回答を得た。その結果についても、【図表2-6】から【図表2-29】に加えた。

- ① 随意契約の場合は企画競争による随意契約かそれ以外の理由による随意契約かの種別
- ② 企画競争による場合はプロポーザル参加者数
- ③ 一般競争入札、指名競争入札の場合はその種別と入札者数

- (2) 契約相手が続く契約毎の契約種別等と参加者等の人数
 同じ契約相手が連続又は断続的に続く契約毎に、契約種別や契約相手選定手続への参加者数又は入札者数（以下単に「参加者数等」という）、歳出節を【図表2-6】から【図表2-29】のように一覧にすることができた。

- カ 同ワ記載の随意契約（同施行令第167条の2第1項第5号）
随意契約6号
- キ 同エ記載の随意契約（同施行令第167条の2第1項第6号）
随意契約7号
- ク 同オ記載の随意契約（同施行令第167条の2第1項第7号）
随意契約8号
- ケ 同カ記載の随意契約（同施行令第167条の2第1項第8号）
随意契約9号
- コ 同キ記載の随意契約（同施行令第167条の2第1項第9号）
随意契約1号

(2) 特定調達
同(3)の少額随契（同施行令第167条の2第1項第1号）

特定調達契約については、前第1の3(7)に記載したとおりである。そのうち、特例政令第11条第1項第1号に基づき随意契約する場合は、「随意契約2号セ」に近い性質があるため、特に「特定調達1号」ということもある。
そして、特定調達契約は、入札と随意契約いずれの場合もあるため、前(1)記載の随意契約や入札の種別に（特定調達）等と、括弧付きで並記した。

【図表2-7】総務局における契約相手が連続する状況

事業名・契約名	年度毎の契約金額									契約期間	入札	年度毎の入札者数又は本団員数等					
	2023(FY)	2022(FY)	2021(FY)	2020(FY)	2019(FY)	2018(FY)	2017(FY)	2016(FY)	2015(FY)			2023	2022	2021	2020	2019	2018
総務文書管理システム運用保守業務一式	24,832,500円	24,832,500円	24,832,500円	24,832,500円	24,832,500円	25,351,292円				12委託料 入札	1	1	1	1	1		
愛知県法政センターサーバーシステム運用保守業務一式	7,774,400円	8,227,296円	8,227,296円	13,457,883円					13委託料 13委託料 2号	1	1	1	1	1			
三河の山田子サイトデータ事業推進委託一式	53,263,853円	53,892,980円							企画費 2号	1	1						
みえネット国際人口拡大事業推進委託一式	13,377,450円	13,377,450円							企画費 2号	3	1						
三河山田地区・瀬高地域の移住促進強化事業推進委託一式	14,200,802円	11,434,863円	11,434,863円						企画費 2号	1	1	1					
行政情報課内ネットワーク等運営管理業務(単独契約)	235,227,300円	192,374,650円	184,314,298円	199,145,330円	184,261,193円	197,000,000円			企画費 2号	1	1	1	1	1			
総務システム運用保守業務一式	427,148,200円	427,247,760円	429,087,560円	429,087,560円	429,087,560円	419,206,128円			12委託料 12委託料	1	1	1	1	1			

【図表2-6】政策企画局における契約相手が連続する状況

事業名・契約名	年度毎の契約金額									契約期間	入札	年度毎の入札者数又は本団員数等					
	2023(FY)	2022(FY)	2021(FY)	2020(FY)	2019(FY)	2018(FY)	2017(FY)	2016(FY)	2015(FY)			2023	2022	2021	2020	2019	2018
愛知県広域版広報カメラの保守及び交換業務	285,000,000円	305,940,000円	305,940,000円	301,332,000円	301,332,000円					一般競争 入札	1	1	1	1	1		
愛知県広域版広報カメラの保守及び交換業務(単独契約)	30,729,699円	30,729,699円	30,729,699円							特別調達 12委託料	2	3	3	1			
愛知県広域版広報カメラの保守及び交換業務(単独契約)	21,220,000円	21,220,000円	21,220,000円	20,834,722円	20,834,722円					企画費 2号	2	1	2	2	2		
愛知県広域版広報カメラの保守及び交換業務(単独契約)	11,980,000円	2,680,000円								特別調達 2号	1	1					
愛知県広域版広報カメラの保守及び交換業務(単独契約)	5,830,000円	5,483,999円								企画費 2号	1	2					
愛知県広域版広報カメラの保守及び交換業務(単独契約)	7,680,300円	14,977,600円	14,990,540円							企画費 2号	1	1	4				
愛知県広域版広報カメラの保守及び交換業務(単独契約)	9,982,400円	9,982,400円								企画費 2号	7	8					
総務文書管理システム運用保守業務	28,000,000円	28,300,000円	28,300,000円	28,300,000円	28,300,000円	28,300,000円				企画費 2号	1	1	1	2	3		
愛知県広域版広報カメラの保守及び交換業務(単独契約)	60,000,000円									特別調達 2号				1			
愛知県広域版広報カメラの保守及び交換業務(単独契約)	40,171,880円	41,660,000円	37,810,300円	38,270,750円	38,623,481円	38,623,481円				企画費 2号	1	2	2	1	2		

【図表2-8】人事局における契約相手が連続する状況

事業名・契約名	年度毎の契約金額									契約期間	入札	年度毎の入札者数又は本団員数等					
	2023(FY)	2022(FY)	2021(FY)	2020(FY)	2019(FY)	2018(FY)	2017(FY)	2016(FY)	2015(FY)			2023	2022	2021	2020	2019	2018
愛知県公務員任用試験加入契約	5,934,500円	5,367,500円	7,029,000円	12,654,000円	7,588,000円	10,480,280円				一般競争 入札	1	1	1	1	2		
総務等関係情報センターデータベース運用管理業務一式	1,695,460円	1,695,460円	1,695,460円	1,234,860円	1,310,870円	1,300,770円				13委託料 13委託料 2号	1	1	1	1	1		
愛知県公文書館推進委託業務一式	7,225,820円	6,465,300円	7,225,820円	7,842,360円	7,264,410円	7,477,220円				一般競争 入札	1	1	1	1	1		
愛知県公文書館推進委託業務(特別契約)	48,900,000円	51,267,460円	45,929,870円							一般競争 入札	2	2	1				
愛知県公文書館推進委託業務(特別契約)	44,532,251円	44,062,188円	44,662,188円	45,032,737円						特別調達 2号	1	1	1	1	1		
愛知県公文書館推進委託業務(特別契約)	8,171,865円	8,109,100円	8,114,930円	8,853,131円	9,138,281円	9,030,471円				特別調達 2号	1	1	1	1	1		
愛知県公文書館推進委託業務(特別契約)	16,822,900円	5,600,000円								特別調達 2号	1	1					

【図表2-1-1】環境局における契約相手が連続する状況

Table with columns for contract name, fiscal year, and continuation status. Includes entries like 'SDGs推進プロジェクト-A構築事業委託業務' and 'SDGs推進プロジェクト-B構築事業委託業務'.

【図表2-1-2】福祉局における契約相手が連続する状況

Table with columns for contract name, fiscal year, and continuation status. Includes entries like '生活支援型高齢者福祉推進事業(生活支援型)' and '社会福祉協議会職員研修事業(単年度契約)'.

【図表2-1-9】防災安全局における契約相手が連続する状況

Table with columns for contract name, fiscal year, and continuation status. Includes entries like 'A1のみの取付金付工費(重量センサー)' and 'A1のみの取付金付工費(重量センサー)一式'.

【図表2-1-10】県民文化局における契約相手が連続する状況

Table with columns for contract name, fiscal year, and continuation status. Includes entries like '県民文化局(正)用紙印刷事業委託業務一式' and '神宮寺神社(社)用紙印刷事業委託業務一式'.

【図表2-1-3】保健医療局における契約相手が連続する状況

Table with columns for contract name, fiscal year, and continuation status (2018-2024). Lists various medical and health services.

【図表2-1-5】労働局における契約相手が連続する状況

Table with columns for contract name, fiscal year, and continuation status (2018-2024). Lists labor-related services.

【図表2-1-6】観光コンベンション局における契約相手が連続する状況

Table with columns for contract name, fiscal year, and continuation status (2018-2024). Lists tourism and convention services.

【図表2-1-4】経済産業局における契約相手が連続する状況

Table with columns for contract name, fiscal year, and continuation status (2018-2024). Lists economic and industrial services.

【図表2-1-7】農業水産局における契約相手が連続する状況

Table with 15 columns: 事業名・種別名, 年度別の契約金額 (2023(RW) to 2025(RW)), 契約の種別, 年度別の入札回数又は本選競争参加回数 (2023 to 2019).

【図表2-1-8】農林基盤局における契約相手が連続する状況

Table with 15 columns: 事業名・種別名, 年度別の契約金額 (2023(RW) to 2025(RW)), 契約の種別, 年度別の入札回数又は本選競争参加回数 (2023 to 2019).

【図表2-1-9】建設局における契約相手が連続する状況

Table with 15 columns: 事業名・種別名, 年度別の契約金額 (2023(RW) to 2025(RW)), 契約の種別, 年度別の入札回数又は本選競争参加回数 (2023 to 2019).

【図表2-2-0】都市・交通局における契約相手が連続する状況

Table with 15 columns: 事業名・種別名, 年度別の契約金額 (2023(RW) to 2025(RW)), 契約の種別, 年度別の入札回数又は本選競争参加回数 (2023 to 2019).

【図表2-2-1】建築局における契約相手が連続する状況

Table with 15 columns: 事業名・種別名, 年度別の契約金額 (2023(RW) to 2025(RW)), 契約の種別, 年度別の入札回数又は本選競争参加回数 (2023 to 2019).

【図表2-2-2】スポーツ局における契約相手が連続する状況

Table with columns for contract name, fiscal year, and performance status from 2019 to 2023. Includes items like 'スポーツコンプレックス(清見町)工事費' and '県民体育センター(津島)改修工事'.

【図表2-2-5】人事委員会事務局における契約相手が連続する状況

Table with columns for contract name, fiscal year, and performance status from 2022(R4) to 2022. Includes items like '試験問題の貸付及び採点処理業務一式'.

【図表2-2-6】教育委員会事務局における契約相手が連続する状況

Table with columns for contract name, fiscal year, and performance status from 2019(R1) to 2019. Includes items like '教育委員会事務局(事務)委託業務' and '教育委員会事務局(事務)委託業務'.

【図表2-2-3】会計局における契約相手が連続する状況

Table with columns for contract name, fiscal year, and performance status from 2019(R1) to 2019. Includes items like '財務システム(経理業務)開発業務' and '給与システム(給与)開発業務'.

【図表2-2-4】議会事務局における契約相手が連続する状況

Table with columns for contract name, fiscal year, and performance status from 2019(R1) to 2019. Includes items like '議会事務局(議事録)作成業務' and '議会事務局(議事録)作成業務'.

【図表2-2-7】警察本部における契約相手が連続する状況

Table with columns for contract name, fiscal year, and performance status from 2019(R1) to 2019. Includes items like '警察本部(警務)委託業務' and '警察本部(警務)委託業務'.

第4 契約に関連する諸問題（監査の結果）

契約に関する諸問題は、以下に記載する諸問題に尽きるものではないが、本監査全体を貫く監査の視点も含む問題を以下に記載する。

1 ベンダーロックイン問題

(1) ベンダーロックインの意義と問題点

ベンダーロックインとは、特定のベンダー（製造元、販売供給元等）が有する独自の技術やノウハウに依存した製品、システム、サービス等を採用した場合に、他のベンダーが提供する同種の製品、システム、サービス等に移り換えることが困難となる現象をいうとされている。この状態に陥ると、製品、システム、サービス等の調達先の選択肢が極端に狭められコストが増大しがちであるほか、技術革新の恩恵を受けられない可能性もあることが、公正取引委員会から指摘されている。

(2) ベンダーロックインの原因として考えられること

公正取引委員会が2022年2月に発表した「官公庁における情報システム調達に関する実態調査報告書」（以下「公正取引委員会報告書」という）の図表1及び2によると、同委員会が官公庁に対して既存ベンダーと再度契約することとなった事例があるかとの質問に、あると回答した割合は98.9%（有効回答数1011のうち1000）で、再度契約することになった理由（複数回答可）に関する質問に対する回答結果によると、回答数は次の①から⑥の順で多く見られ、⑦のような回答もあったとのことである。

- ① 既存ベンダーしか既存システムの機能を把握することができなかったため
 - ② 入札の結果、既存ベンダーが落札したため
 - ③ 既存システムの機能（技術）に係る権利が既存ベンダーに帰属していたため
 - ④ 技術的には他社にも委託できるが、以下の理由（自由記載）により既存ベンダーと特命随意契約を締結したため（自由記載例：既存ベンダーによる情報システムの安定的な稼働が望めること、既存ベンダーへの委託費用が他社よりも明らかに安価であること等）
 - ⑤ 既存ベンダーしか既存システムに保存されているデータの内容を把握することができなかったため
 - ⑥ 既存システムに保存されているデータに係る権利が既存ベンダーに帰属していたため
 - ⑦ その他（自由記載例：プロポーザル方式やコンペ方式の結果、既存ベンダーが落札したためなど）
- (3) 具体的場合
- 具体的には、次のような場面でベンダーロックインが生じる。
- ア コンピューターシステム（ハードウェア）を導入した後にその保守管理等を委託する先が、当該システムの製造元に固定されてしまう。

【図表2-2-8】企業庁における契約相手が連続する状況

事業者・契約名	年度別の契約金額					契約期間	備考
	2023(R6)	2024(R6)	2025(R6)	2026(R6)	2027(R7)		
愛知県企業庁電気的伝送設備保守業務委託	195,745,000円	181,881,000円	173,153,000円	212,728,485円	206,014,385円	2023.09.01～2027.08.31	電気的伝送設備保守業務委託
愛知県企業庁情報システム運用保守業務委託	19,575,000円	21,432,000円	20,102,000円	30,002,000円	40,186,000円	2023.09.01～2027.08.31	情報システム運用保守業務委託

【図表2-2-9】病院事業庁における契約相手が連続する状況

事業者・契約名	年度別の契約金額					契約期間	備考
	2023(R6)	2024(R6)	2025(R6)	2026(R6)	2027(R7)		
令和4年度病院設備管理責任者職	19,646,900円	18,450,820円	18,450,820円	18,450,820円	22,062,270円	2023.04.01～2027.03.31	施設管理業務委託
病院管理システム改修業務	1,072,800円	5,445,000円				2023.04.01～2024.03.31	施設管理業務委託
情報設備管理業務	792,800円	792,800円	792,800円			2023.04.01～2025.03.31	施設管理業務委託
病院管理システム保守業務(びんセンター)	803,200円	660,000円				2023.04.01～2024.03.31	施設管理業務委託
病院管理システム保守業務(小児センター)	803,200円	660,000円				2023.04.01～2024.03.31	施設管理業務委託
愛知県病院設備管理システム開発業務	2,695,000円	3,234,000円	3,234,000円	3,294,600円	3,175,200円	2023.04.01～2027.03.31	施設管理業務委託
愛知県病院設備管理システム保守業務(小児センター) (ソフトウェア利用)	1,980,000円	833,000円	1,715,000円			2023.04.01～2025.03.31	施設管理業務委託
愛知県病院設備管理システム保守業務(小児センター) (ハードウェア利用)	1,623,600円	1,623,600円	1,623,600円	1,608,800円	1,584,800円	2023.04.01～2027.03.31	施設管理業務委託
令和4年度病院設備管理システム保守業務(小児センター) (ハードウェア利用)	112,750円	107,800円	111,925円	103,680円	129,980円	2023.04.01～2027.03.31	施設管理業務委託

イ ソフトウェアの開発を委託した後にその保守管理更新を委託する先が当該開発者に固定されてしまう。

ウ 特定の知的財産を活用したサービスを選定したところ、同業他社への乗り換えが困難となる。

(4) 公正取引委員会が提言する検討事項

公正取引委員会報告書では、官公庁の情報システム調達に関する競争政策上の考え方として、次の①から③が明らかになり、同委員会がこの考え方の普及・啓発に努めることとされている。

- ① 情報システムの疎結合化
個々の情報システム間における円滑な連携（API連携等）
- ② オープンな仕様設計や情報システムのオープンソース化
- ③ 官公庁における組織・人体制等の整備

APIとは「Application Programming Interface」の略称。

(5) 県の契約状況とベンダーロックイン
各課の契約金額TOP5でも、【図表2-6】から【図表2-29】のように同じ契約相手が続く契約が見られ、その中にはベンダーロックインの状態にあると思われるものも認められた。詳細については第3章に記載する。

2 ベンダーロックイン以外の理由により契約相手が続く場合

(1) 新旧保険契約等の間隙問題

特定の保険者又は共済者（以下「保険者等」という）との間で保険契約又は共済契約（以下保険又は共済を単に「保険等」という）を締結した後に、他の保険者等に保険等を移行しようとする、新旧保険契約の間隙で、保険等により担保されない保険事故等が生じうるため、他の保険者等への乗り換えが困難となる事例が見受けられる。

(2) 情報の非開示による契約相手の拘束

前1(3)ウの例に似ているが、必ずしも知的財産権に限らず、特定の契約相手と契約した後に、次年度の契約相手選定にあたり、次年度以降のプロポーザルによる公募に必要な情報が公開できないために、事実上次年度以降も同じ契約相手と随意契約しなければならぬ事態も生じうる。

(3) 優秀な企画提案

企画競争に応募した者が、極めて優秀な企画を提案した場合、その提案者との1者随意契約がその後継続することがある。

(4) 法令その他の要求

事業内容によっては、法令の要件を満たす契約相手（又は必要な資格を有する職員が在籍する契約相手）による契約の履行が必要で、そのような法令の要求に応えるために、県内など特定の地域の中で選定しようとする契約相手が極端に限られる場合も見受けられた。

(5) 組織的ネットワークの必要性

県内の特定の団体を束ねる組織のネットワーク等が必要とされ、そのようなネットワークを有する者が限定される結果、同じ契約相手が連続する場合も認められた。

このような場合、1者随意契約を続ける場合と、入札で1者入札が続く結果として同じ契約相手が続く場合がいずれも認められた。

3 委託契約と補助金の峻別

委託契約は、本来自治体的には自治体の業務を外部の契約相手に行わせ、それに対して委託料を支払う契約であり、委託料に見合う対価を自治体が取捨選択する双務契約である。これに対して補助金は、民法でいえば贈与契約に相当し、自治体が補助金を支出しても支給対象である相手方からは何の対価も受け取らない片務契約であり、地方自治法第232条の2は「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合には、寄附又は補助金を支給することができる」として、公益上必要であることを寄附や補助の要件としている。

委託料に含めて実質的な補助金を支給する例や、そのような疑問を抱かざるを得ない例が見受けられた。

4 予定価格の事前公表の問題点

(1) 県における予定価格事前公表の状況
各局等が、歳出を伴う契約の入札に当たり予定価格を事前に公表しているか否かについて調査したところ【図表2-5】のとおりであった。

「愛知県財務規則の施行について（依命通達）」では、「規則第153条に規定する『知事が別に定める契約』は、工事請負契約及び不動産の売払いに係る契約のほか、局長が会計局長に合議の上承認したものとす。」とされ、工事請負契約についてはこの依命通達を直接の根拠として予定価格を事前公表している。一方、業務委託契約のうち、建設3局（建設局、建築局及び都市・交通局）並びに農林水産部門（農業水産局及び農林基盤局）が発注する建設コンサルタント業務等委託契約については、過去の合議に基づいて、それ以外の「業務委託契約」（上記部局以外の局における建設コンサルタント業務等委託契約を含む）について事前公表をしている場合は、各局長が会計局長に合議の上承認した上で事前公表している。

財務規則第153条ただし書により事前公表するか否かは、各局の裁量である。

(2) 予定価格の公表時期の試行

県では、愛知県入札監視委員会の意見を受けて、2000年8月から予定価格の事前公表の試行を開始した。2001年2月22日付け同委員会の「入札・契約制度の改善について」には、「予定価格の事前公表により、予定価格を探ろうとする不正な行為を排除でき、予定価格以下では競争できない企業の無駄な参入作業を省くことができる。一方、従来の指名競争入札方式のままでの予定価格の事前公表では、落札価格の高止まりと談合を容易にするとの指摘があるので、談合の可能性がなく競争性を高めたシSTEMの導入と組み合わせて、本格実施に移行すべきである。」と記載されている。

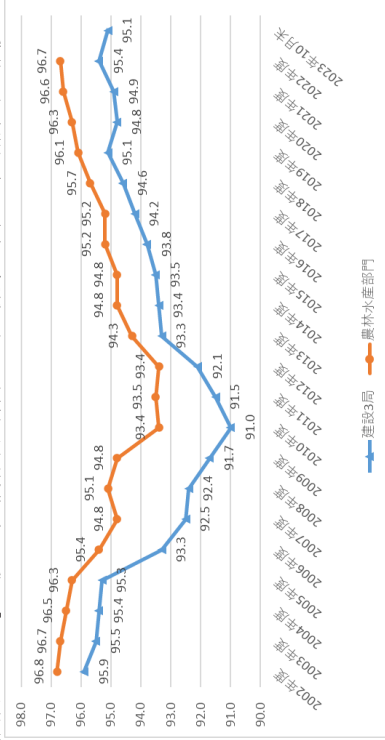
(4) 県における入札の状況

ア 落札率の推移

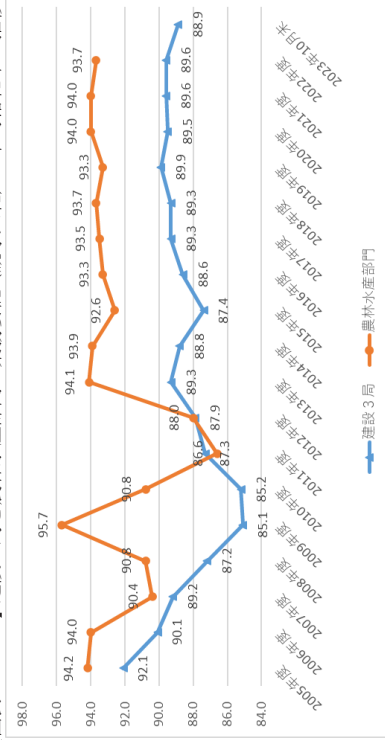
2002年度以降、建設3局と農林水産部門の落札率の推移は【図表2-3-1】【図表2-3-2】のとおりである。工事、業務委託とも2010ないし2012年度まで低下し、その後増加に転じている。

県によると、低入札対策を徹底したことが主な原因で、最低制限価格制度、失格判断基準の対象範囲の拡大、算定式の引上げ等が適時行われ、落札率が下がる要因がなるとのことである。上昇する傾向は見られるものの、今のところ高止まりといえる状況にはない。

【図表2-3-1】建設3局と農林水産部門の工事（競争入札）の平均落札率の推移



【図表2-3-2】建設3局と農林水産部門の業務委託（競争入札）の平均落札率の推移



(3) 予定価格の公表時期に関する都道府県の傾向

総務省、財務省、国土交通省は、「公共工事の入札及び契約の適正化の推進に関する法律」に基づき、公共工事の発注者による入札契約の適正化の取組状況について、毎年度1回調査し、国土交通省において公表している。

2007年12月19日付け「入札契約適正化法に基づく実施状況調査の結果について」には、「予定価格等の事前公表については、地方公共団体においては、法令上の制約はないことから、事前公表を行うことができるとされていますが、競争を制限する等の弊害が生じた場合には、公表の取りやめを含む適切な対応を行うこととしています。平成19年度において、都道府県の83.0%、指定都市の全て、市区町村の63.3%において予定価格を事前公表（事後公表との併用を含む。）としています。最低制限価格については、平成19年度において、導入団体のうち、都道府県の9.8%、指定都市の40.0%、市区町村の21.3%において事前公表（事後公表との併用を含む。）しています。」と記載されていた。

その後の調査結果のうち都道府県における予定価格の公表時期に関するものを過去10年度分整理したところ、【図表2-3-0】のとおりであった。これによると、2022年度予定価格を全案件事後公表する都道府県は17、割合にして約36.2%である。全案件事前公表する都道府県数は、16から13へ減少した。

上記の「平成19年度において、都道府県の83.0%（略）において予定価格を事前公表（事後公表との併用を含む。）」との記述から、2007年度全案件事後公表する都道府県は17%、数としては8であったこと、2007年度から2022年度までの15年間に8から17へ優に倍増したことが計算できる。もともと、直近10年間に限れば16から17への微増である。

2022年度事前公表・原則事前公表（一部事後公表）の計は22、事後公表・原則事後公表（一部事前公表）の計は20である。

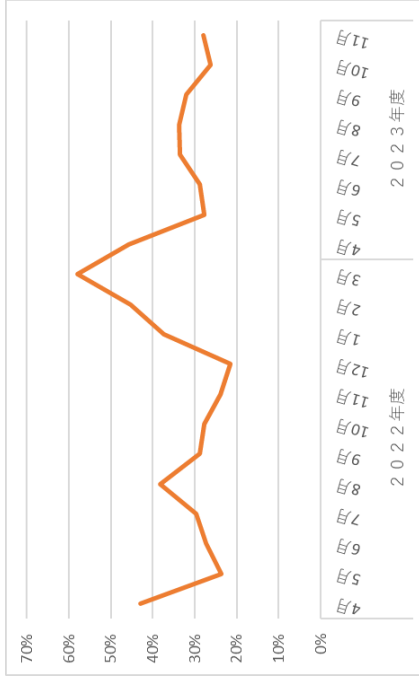
【図表2-3-0】予定価格の公表時期に関する国土交通省調査

調査年度	2022	2021	2020	2019	2018	2017	2016	2015	2014	2013
都道府県数	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47
全案件事後公表	17	16	16	16	17	17	17	15	15	16
全案件事前公表	13	13	13	14	14	15	14	15	16	16
全案件非公表	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事後公表・事前公表併用	5	8	9	8	16	15	16	17	16	15
原則事後公表（一部事前公表）	3									
原則事前公表（一部事後公表）	9	10	9	9						

（国土交通省公表の「入札契約適正化法に基づく実施状況調査の結果について」より監査人が作成）

2022年4月から2023年11月28日までのくじ引き率の推移は、【図表2-34】のとおりであった。月ごとに見ると、2023年3月には58%を超えているが、この期間を区切ったのくじ引き率は、約30.9%であった。

【図表2-34】業務委託契約におけるくじ引き率の推移

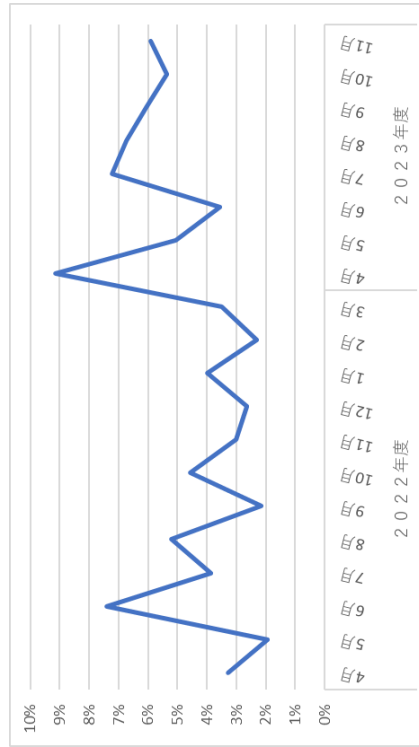


イ 県における落札率と電子くじの状況
 予定価格を事前公表すれば、予定価格と同額で入札することは容易である。このように入札が増えれば落札率にも影響する。また、最低制限価格や調査基準価格（以下、「最低制限価格等」という）は、予定価格が不明でも算出可能であるが、予定価格が明らかになればその算出はさらに容易となる。落札決定額と同額での入札が複数ある場合は、電子くじにより落札者を決定することになる（地方自治法施行令第167条の9）。この点、工事請負契約と業務委託契約でくじ引きになる傾向は異なる。

(ア) 工事請負契約

工事請負契約では、最低制限価格等は予定価格の一定の範囲で設定されるなか、「工事」の平均落札率は2022年度で約95.3%となっている（【図表2-4】参照）。また、予定価格、最低制限価格等、その他同順位で複数入札され、電子くじにより落札者を決定したケースの割合の推移は、2022年4月から2023年11月28日まででは、【図表2-33】のとおりであった。この期間を区切ったのくじ引き率は、約4.67%であった。

【図表2-33】工事請負契約におけるくじ引き率の推移



(イ) 業務委託契約

業務委託契約では、最低制限価格等及び失格判断基準が一定の範囲で設定されるなか、「コンサル」の平均落札率は2022年度で約89.9%となっている（【図表2-4】参照）。また、最低制限価格等や失格判断基準の近辺に複数入札され、くじ引きにより落札者が決まるケースは、2022年度の予定価格を事前公表している入札件数2568件に対して、780件（約30.4%）であった。

ウ 談合のおそれ

談合とは、入札等において、競争者が互いに通謀して、ある特定の者をして契約者たらしめるために、他の者は一定の価格以下又は以上に入札しないことを協定することという（最高裁判所昭和28年12月10日判決）。入札の公正性を害する違法行為である。

一定価格以下では入札しない方法のうち、予定価格の制限の範囲内でもっとも高額なものは予定価格で入札する方法であるが、予定価格が事前公表されていれはそれは容易である。もちろん、予定価格に限らず、予定価格に対する一定割合以下では入札しないことを協定することによっても、同様の効果を得ることは可能である。

一方、契約者たらしめようとされた者は、低価格で入札するほど落札できる確率は高くなり、最低制限価格と同額でその確率は最高になる。もっとも、他の入札者の入札額がすべて予定価格と同額であれば、落札額は限りなく予定価格に近づくことが可能である。これは極端な場合であるが、他の入札者が予定価格の一定割合以下で入札しないことが協定されていれは、契約者たらしめようとされた者は、協定された割合以下で入札することで十分である。協定された割合が高ければ高いほど、落札率も高くなる可能性がある。

エ 同じ入札者が落札する事例
 【図表2-35】図表2-36】のように、同じ名称の契約について、毎年度同じ入札者が落札し契約相手となる事例が認められる。

【図表2-35】2021年度から2023年度まで同じ入札者が落札する例

契約名	2023年度			2022年度			2021年度			2020年度			2019年度			2018年度		
	落札者	落札率	落札率	落札者	落札率	落札率	落札者	落札率	落札率	落札者	落札率	落札率	落札者	落札率	落札率	落札者	落札率	落札率
あ	A	0.974	A	0.968	A	0.967	B	0.971	C	0.967	G	0.967	G	0.961	G	0.965		
い	B	0.969	B	0.969	B	0.971	C	0.967	E	0.967	E	0.967	C	0.967	C	0.965		
う	C	0.972	C	0.971	C	0.968												
え	D	0.976	D	0.976	D	0.976	D	0.975	D	0.975	D	0.971	D	0.971	D	0.975		
お	E	0.975	E	0.971	E	0.967												
か	F	0.964	F	0.965	F	0.971	F	0.970	F	0.972	F	0.972	F	0.972	F	0.976		
き	G	0.967	G	0.974	G	0.965												
く	H	0.968	H	0.964	H	0.974												
け	I	0.969	I	0.974	I	0.973	I	0.974	I	0.969	I	0.969	I	0.975	I	0.975		
こ	J	0.968	J	0.969	J	0.966												
さ	K	0.965	K	0.967	K	0.964												
し	L	0.978	M	0.978	M	0.973	L	0.970	L	0.965	L	0.965	L	0.976	L	0.976		
す	N	0.964	N	0.966	N	0.964	B	0.966	B	0.969	B	0.969	B	0.973	B	0.973		
せ	O	0.973	O	0.969	O	0.972	R	0.972	R	0.971	R	0.971	R	0.970	R	0.970		
た	P	0.970	P	0.974	P	0.971	P	0.969	P	0.966	P	0.966	P	0.976	P	0.976		
ち	Q	0.964	Q	0.966	Q	0.973	Q	0.973	Q	0.964	Q	0.971	Q	0.974	Q	0.974		
つ	R	0.969	R	0.970	R	0.966	U	0.972	V	0.972	V	0.971	H	0.971	H	0.971		
て	S	0.971	S	0.971	S	0.971	W	0.979	M	0.970	J	0.970	J	0.970	J	0.970		
と	T	0.967	T	0.972	T	0.965	X	0.950	X	0.955	Y	0.955	Y	0.954	Y	0.954		

【図表2-36】2018年度から2023年度まで同じ入札者が落札する例

契約名	2023年度			2022年度			2021年度			2020年度			2019年度			2018年度		
	落札者	落札率	落札率	落札者	落札率	落札率	落札者	落札率	落札率	落札者	落札率	落札率	落札者	落札率	落札率	落札者	落札率	落札率
ア	a	0.959	a	0.912	a	0.897	a	0.877	a	0.877	a	0.960	a	0.877	a	0.960		
イ	b	0.953	b	0.952	b	0.959	b	0.959	b	0.958	b	0.954	b	0.958	b	0.954		
ウ	c	0.951	c	0.950	c	0.951	c	0.939	c	0.939	c	0.940	c	0.939	c	0.940		
エ	d	0.961	d	0.951	d	0.952	d	0.954	d	0.955	d	0.946	d	0.955	d	0.946		
オ	e	0.950	e	0.950	e	0.949	e	0.950	e	0.952	e	0.949	e	0.950	e	0.949		
カ	f	0.949	f	0.950	f	0.948	f	0.949	f	0.950	f	0.949	f	0.950	f	0.949		
キ	g	0.951	g	0.950	g	0.949	g	0.945	g	0.945	g	0.950	g	0.952	g	0.950		
ク	h	0.951	h	0.949	h	0.950	h	0.949	h	0.949	h	0.951	h	0.951	h	0.954		
ケ	i	0.953	i	0.949	i	0.950	i	0.939	i	0.939	i	0.950	i	0.950	i	0.950		
コ	j	0.949	j	0.949	j	0.954	j	0.955	j	0.955	j	0.949	j	0.949	j	0.949		
ク	k	0.954	k	0.949	k	0.952	k	0.951	k	0.951	k	0.952	k	0.944	k	0.944		

オ 二極化を示す入札

予定価格が事前公表されている場合、予定価格と同額で入札することは容易であり、実際にも多く見られる。そのような入札が重なること、落札率が100%に近くなる場合がある。2022年度に落札された企業庁の案件の一部をあいち電子調達共通システム(CALS/E)C)で検索して、落札率と入札金額の予定価格に対する比

率を、【図表2-37】のようにまとめてみた。全部又は1件を除くその他の入札額が予定価格同額のもの掲載した。

また、予定価格と最低制限価格の一方又は両方に貼り付く入札例のうち、2023年4月と5月の建設局の案件を、同じあいち電子調達共通システム(CALS/E)C)で検索して、【図表2-38】のようにまとめてみた。このような案件の落札率は当然のことながら最低となる。

【図表2-37】2022年度企業庁で見られた高落札率の入札例

契約名	落札率	落札率	落札率	落札率	落札率	落札率	落札率	落札率	落札率	落札率	落札率	落札率	落札率	落札率	落札率	落札率	落札率	落札率	落札率	落札率	落札率	落札率	落札率	
落札者	落札率	落札率	落札率	落札率	落札率	落札率	落札率	落札率	落札率	落札率	落札率	落札率	落札率	落札率	落札率	落札率	落札率	落札率	落札率	落札率	落札率	落札率	落札率	落札率
1	0.996	0.997	0.973	0.986	1.000	0.977	0.959	0.999	0.999	0.999	0.999	0.999	0.999	0.999	0.999	0.999	0.999	0.999	0.999	0.999	0.999	0.999	0.999	0.999
2	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
3	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
4	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
5	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
6	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
7	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
8	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000

【図表2-38】2023年4月と5月に建設局で見られた入札例

契約名	落札率	落札率	落札率	落札率	落札率	落札率	落札率	落札率	落札率	落札率
落札者	落札率	落札率	落札率	落札率	落札率	落札率	落札率	落札率	落札率	落札率
1	0.7932	0.7930	0.8653	0.8653	0.8553	0.8553	0.8553	0.8553	0.8553	0.8553
2	0.7929	0.7930	0.8653	0.8653	0.8553	0.8553	0.8553	0.8553	0.8553	0.8553
3	0.7932	0.7930	0.8653	0.8653	0.8553	0.8553	0.8553	0.8553	0.8553	0.8553
4	0.7932	0.7930	0.8653	0.8653	0.8553	0.8553	0.8553	0.8553	0.8553	0.8553
5	0.7932	0.7930	0.8653	0.8653	0.8553	0.8553	0.8553	0.8553	0.8553	0.8553
6	1.0000	1.0000	0.8653	0.8653	0.8553	0.8553	0.8553	0.8553	0.8553	0.8553
7	1.0000	1.0000	0.8653	0.8653	0.8553	0.8553	0.8553	0.8553	0.8553	0.8553
8	1.0000	1.0000	0.8653	0.8653	0.8553	0.8553	0.8553	0.8553	0.8553	0.8553
9	1.0000	1.0000	0.8653	0.8653	0.8553	0.8553	0.8553	0.8553	0.8553	0.8553
10	1.0000	1.0000	0.8653	0.8653	0.8553	0.8553	0.8553	0.8553	0.8553	0.8553
11	1.0000	1.0000	0.8653	0.8653	0.8553	0.8553	0.8553	0.8553	0.8553	0.8553
12	1.0000	1.0000	0.8653	0.8653	0.8553	0.8553	0.8553	0.8553	0.8553	0.8553

(5) 同じ入札者が落札する事例と次順位以下の入札者

談合は、複数の事業者が事前に話し合って受注予定事業者を決める行為であり、入札参加者が分かれば、予定価格が公表された場合には談合を容易にする可能性がある。この点は、誰が入札するか分からないため談合は不可能と考えているが、完璧では

ないにしても、【図表2-35】及び【図表2-36】に掲載したような契約では入札者が高い確率で推測することは可能な状況が生まれている。この可能性は、時間が経過するほど高まると考えられる。

念のため、【図表2-35】に掲載した「あ」から「と」までの案件について、落札者である「A」から「T」のほか、次順位以下にどのような者が入札参加しているか調べたところ、【図表2-39】のとおりであった。なお、【図表2-39】の「a」から「q」は【図表2-36】の「a」から「k」とは関係、別の入札者である。2022年度及び2023年度とも、決まって8者から10者が入札し、順位の入替はあるものの概ね同様の者が入札していた。

6 全部または主要な部分の再委託禁止条項について

(1) 契約書の書式

会計局作成の契約書式には、「乙は、この契約について請負業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することができない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。」(調査委託契約書書式)と規定されており、全部又は主要な部分の再委託は原則禁止されている。専門的な知識、技術を持つ者に対してその能力を信頼して業務を委託した後、その業務の全てを再委託された場合、その能力を担保することができないため、全部または主要な部分の再委託は原則として禁止されている。再委託ができない「主要な部分」については、全庁的な判断基準は特に設けられておらず、各部署の指名審査会や随意契約審査会等において判断することとされている。そして、各部署においても、工事に伴うものを除き、特段の基準は定められておらず、基本的に、個別の事業ごとに判断していることである。

(2) 公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)

当時の財務大臣が各省各庁の長に宛てた「公共調達の適正化について」にも、再委託の適正化を図るための措置として「契約の相手方が特殊な技術又はノウハウ等を有することから「競争を許さない」として随意契約を締結したのものについて、承認を行う場合には、随意契約によることとした理由と不整合とならないか特に留意しなければならない」と記載されている。そして、内部監査の実施等には、「契約金額の相当部分が再委託先に支払われている場合や契約の目的となる事務又は事業の大半を再委託先が実施している場合など、随意契約の相手方の履行能力が十分でない」と認められる場合には、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として随意契約を行うことは不適切である」とも記載され、とりわけ随意契約を締結した場合には、再委託の原則禁止は重要な意義を有する。

【図表2-3-9】2022年度と2023年度と2024年度の落札者と次順位以下の入札者

Table with 10 columns for ranking (1-10) and rows for years 2021, 2022, and 2023. Each cell contains a letter representing the bidder.

5 契約書書式について

(1) 会計局作成の契約書書式

会計局が作成し、各局が利用している契約書の書式は次の9通りであった。

- 01 売買契約書/R4.4.1~.doc
02 売買単価契約書/R4.4.1~.doc
03 製造請負契約書/R5.4.1~.doc
04 賃貸借契約書/R4.4.1~.doc
05 調査委託契約書/R5.4.1~.doc
06 賃貸借契約書(長期継続契約1)/R4.4.1~.doc
07 賃貸借契約書(長期継続契約2)/R4.4.1~.doc
08 業務委託契約書(長期継続契約1)/R4.4.1~.doc
09 業務委託契約書(長期継続契約2)/R4.4.1~.doc

長期継続契約でない委託契約に関する書式としては「調査委託契約書」の書式のみであった。

(2) 実際の契約書作成過程

業務委託契約書のように、県内で比較的多く認められる契約類型について、「調査委託契約書」の書式しか存在しないため、各担当者がこれをアレンジして、各自で起案しているのが実際であった。

たライフサイクルを勘案した一括調達をはじめ、ハードウェアも含めた一括調達など、合理的な調達範囲を定めること（「IT調達ガイドライン」4（2）を含め、合理的な契約方法を検討されたい。

なお、ある程度高額の契約については総務局情報政策課が支援しているが、それほど高額ではない契約については、所管課が「IT調達ガイドライン」の内容を把握していない問題があるため、情報政策課はこれを周知徹底されたい。

ベンダーロックインの疑いがある契約を所管している各局（政策企画局、総務局、人事局、防災安全局、県民文化局、環境局、福祉局、保健医療局、観光コンベンション局、農林基盤局、建設局、建築局、スポーツ局、議会事務局、教育委員会、病院事業庁）が他にとりうる方法としては、次のようなものが考えられる。

ア 次期契約業者への引き継ぎに関する事項

マルチベンダーネットワーク通信共同利用センター業務委託契約の契約書に添付のマルチベンダーネットワーク通信共同利用センター業務仕様書（10 運用保守要件 10引き渡し）には、契約業者が変更になる場合に円滑な業務の引き継ぎが行えるようにするため、次のとおり次期契約業者への引き継ぎに関する事項が定められている。「ア 本契約が終了する際には、愛知県の指示により、未納付情報を始め移行データを作成し、次期契約業者に提供すること。また、移行計画書を作成し、共同利用センター業務の引き継ぎに必要な作業に協力すること。イ 必要に応じて、運用委託業者及び次期契約業者と連絡調整を行うこと。その際は、愛知県の立会いのもとで行うこと。」

イ ベンダーロックイン回避の対策にも沿う契約条項・仕様書の作成

令和4年度愛知県企業庁財務システム運用保守業務委託では、成果物の著作権（著作権法第21条から第28条まで）を発注者と受注者の共有としつつ（ただし、受注者が契約締結前から有しているものは除く）、「発注者及び受注者は、当該共有にかかわる著作権につき、それぞれ、相手方の同意及び相手方への対価の支払いなしに、自ら著作権法に基づく利用を行い、又は第三者に利用させることができるものとする。」と定められた。また、調達仕様書には運用保守設計書を含む各種設計書、各種仕様書等を成果物として提出することが定められた。さらに、特記事項として、「運用保守業務の履行期間終了日までに本業務を企業庁が継続して遂行するために必要な措置を講じること、将来の運用保守業務終了決定時（終了1年前から終了日までを予定）の他事業者への業務の引継、及びデータ移行（回数は3回を予定）に関しては、運用保守委託業務の範囲内で行うこととし、追加の費用が生じないこと」等が定められた。企業庁によれば、必ずしもベンダーロックインの回避を積極的に意図していた訳ではないようであるが、結果的には、ベンダーロックイン回避の対策にも沿うものである。

7 監査の結果

(1) 予定価格の事前公表の適否について検討を続けなければならない【意見】
落札率は高止まりというレベルにはないが、【図表2-31】のように建設工事では上昇する傾向にある。

くじ発生率も高いとまではいえないが、【図表2-34】のように業務委託では月によって過半数がくじ引けによる落札となっている。

談合の疑いについて県は、誰が入札するか分らないため談合は不可能と考えているが、【図表2-39】のように契約によっては入札者が固定化する傾向にあり、固定したメンバーの中では予定価格に対する入札額の割合を協定することで、予定価格の増減にも関わらず特定の者を入札者たらしめることが容易になっている可能性があるため、談合を疑う目を持つ必要がある。

予定価格の事前公表には、予定価格を探ろうとする不正な動きを防止するメリットはあるが、予定価格を事前公表している局は、このメリットを絶対視することなく、今後も不断の監視を続けなければならない。

とりわけ、【図表2-35】及び【図表2-36】のような入札案件が生じている建設局は、同じ入札者が3年から6年も落札し続ける背景を調査し、必要に応じて予定価格の事前公表を一時中断するなど事前公表との因果関係を確かめられたい。

そして、因果関係が認められたとき、事前公表している局は、事前公表の対象とする契約の範囲や地域を限定する、あるいは事前公表のあり方そのものを再検討するなど、適切な措置を講じられたい。

本項記載の監査の結果は本章において措置するべきものである。

(2) ベンダーロックインを回避する仕組をさらに検討すべきである【意見】
情報システムの改修・保守管理は、開発業者に任せるしかないとの発想は、県内に広く浸透している。このような発想の下では、改修・保守管理は開発業者に任せることになり、必然的にベンダーロックイン状態となる。

しかし、「IT調達ガイドライン」では、6（4）において、「特に、改修及び再構築の際に、複数事業者の参入機会を確保するため、知的財産権の帰属について契約書等に盛り込むこと」と明記されており、少なくとも改修については、開発業者以外の業者の参入機会を確保することが求められている。

保守管理については、当該システムを十分把握している開発業者との契約に、メリットがあること自体は否定できないが、ベンダーロックインによる保守管理費用の高止まり等のデメリットの恐れもあり、当然に開発業者との随意契約を毎年続けることが認められるものではない。

「後年の多額な経費の発生を防ぐため、企画、開発、導入、運用、廃棄まで一連のものとして調達の検討を行うこと。その結果、稼働後5カ年程度の保守・運用業務を含め

「IT調達の手引き」の記載は、上位にある「IT調達ガイドライン」と整合していないため、修正されるべきである。

- 本項記載の監査の結果は本章において措置するべきものである。
- (5) 一括再委託の原則禁止と適切な承諾手続について周知する必要がある【意見】
- 会計局は、「契約に係る業務の全部又は主要な部分の一括再委託が原則禁止であること」、「再委託する場合には、受注者は再委託先の監督が可能な状況であるか等を含め、承諾に係る審査を適切に実施すること」及び「再委託できない主要な部分があらかじめ指定可能な業務について契約書等に記載すること」などを会計事務の手引へ掲載することを検討されたい。

本項記載の監査の結果は本章において措置するべきものである。

ウ 将来を見越した仕組の構築

多くの構成員からなる企業共同体が開発等に関与し、切り分けることが可能な機器やシステムを検討し、多様な契約相手が保守点検や保守管理業務に携わることができるよう、計画段階から将来の競争を見越した仕組を構築しておく。

エ 総合評価一般競争入札の積極活用

総合評価一般競争入札の積極活用は、ベンダーローリングの弊害回避の手法としても有効である。

総合評価による評価点のうち、一定割合を価格点として、価格による評価もある程度重視しつつ、価格点をさらにインシヤルコストとランニングコストの比率に応じた配分することで、ライフサイクル全体の価格による評価を行うことができる。

本項記載の監査の結果は本章において措置するべきものである。

(3) 情報システムに関する開発・改修・保守管理の各契約書式を用意されたい【意見】

会計局作成の契約書式は9通りで、長期継続契約に関するものを除くと、委託契約に関するものは調査委託しかない。

しかし委託契約は、県全体の契約の中でも相当数を占める契約類型で、その中身も多様である。調査委託契約は、委託契約の特殊な一類型にすぎないのであるから、調査委託契約についての書式が設けられていないのは、バランスを欠く。

特に、情報システムに関する契約は専門性が高く、契約ごとに独自に契約書を作成すると、記載すべき事項の抜け漏れが生じる懸念もある。

「IT調達の手引き」には、著作権に関する契約書例も記載されており(25頁)、これらの記載を元に、情報システムに関する開発・改修・保守管理の各契約書式が用意されることが望ましい。

本項記載の監査の結果は本章において措置するべきものである。

(4) 「IT調達ガイドライン」と「IT調達の手引き」の記載を整合させるべき【意見】

「IT調達の手引き」は、「IT(情報システム)調達指針」及び「IT調達ガイドライン」に基づき、愛知県における情報システムの調達における標準的な手順や、これに関わる職員が理解しなければならない基本的な考え方や遵守すべきルール、留意事項を具体的に取りまとめた文書(「IT調達の手引き」とされている)。

「IT調達の手引き」5頁では、「随意契約が前提となるような契約(既存システムの改修、運用保守等)では、1者から費用情報を収集するのみで問題ありません。」と情報システムの改修の場合、他の事業者の参入がないことを前提にした記載がある。

しかし、「IT調達ガイドライン」6(4)では、「特に、改修及び再構築の際に、複数事業者の参入機会を確保するため、知的財産権の帰属について契約書等に盛り込むこと」とされており、改修の場合に、いわゆる1者随意契約が前提になるとはしていない。

第3章 各局が所管する契約

第1 政策企画局

1 組織と業務の概要

政策企画局は、県の重要な企画調整や広報・広聴などの業務を行う局で、秘書課、広報広聴課、企画調整部、国際課、ジブリパーク推進課がある。そのうち、後記4の契約を担当する組織と業務の概要は、以下のとおりである。

(1) 秘書課

総務・広報グループ	<ul style="list-style-type: none"> 政策企画局の行政運営の管理に関すること 政策企画局に属する職員の人事に関すること 政策企画局所管事項の広報及び広聴に関すること 東京事務所に関すること 政策企画局の他の課の主管に属しないこと
予算・経理グループ	<ul style="list-style-type: none"> 政策企画局全般に関連する政策の調整並びに政策企画局全般に関連する事項の企画調整及び調査に関すること 政策企画局に属する予算経理に関すること（他の課の事務分掌事項を除く）
秘書・栄典・行幸啓グループ	<ul style="list-style-type: none"> 儀式に関すること 褒賞及び表彰に関すること 叙位及び叙勲に関すること（地域福祉課の事務分掌事項を除く） 行幸、行啓等皇室に関すること
秘書グループ	<ul style="list-style-type: none"> 知事及び副知事の秘書用務に関すること
公館グループ	<ul style="list-style-type: none"> 知事の秘書用務に関すること 公館の運営管理に関すること

(2) 広報広聴課

広報・広聴グループ	<ul style="list-style-type: none"> 広報及び広聴に関する施策の総合的な企画調整に関すること 広報活動及び広聴活動に関すること
報道グループ	<ul style="list-style-type: none"> 報道機関に対する発表及び連絡調整に関すること

(3) 企画調整部

政策調整課

政策調整グループ	<ul style="list-style-type: none"> 局長会議に関すること 県の政策調整に関する情報収集、分析及び整理に関すること 重要施策に関する情報の収集、分析及び整理に関すること
知事会グループ	<ul style="list-style-type: none"> 全国知事会に関すること 中部圏知事会に関すること 東海三県二市連絡協議会に関すること 国への要請に関すること

イ

企画課

企画第1グループ	「あいちビジョン」に関すること（総括、県民生活分野）
企画第2グループ	「あいちビジョン」に関すること（産業経済分野） 中京大都市圏づくりに関すること 中部圏の開発整備に関すること
企画第3グループ	「あいちビジョン」に関すること（県土基盤分野） 国土形成計画（広域地方計画）に関すること
特区・分権グループ	<ul style="list-style-type: none"> 国家戦略特区に関すること 国際戦略総合特区に関すること 構造改革特区に関すること

	<ul style="list-style-type: none"> 地方分権に関すること 道州制に関すること 大学連携に関すること 総合的なエネネギー対策に関すること 愛知万博20周年記念事業に関すること
大学連携グループ	
愛知万博20周年記念事業推進室 企画・調整グループ	
地方創生課	
調整・支援グループ	<ul style="list-style-type: none"> 地方創生に関する施策の総合的な企画調整に関すること 地方創生交付金に関すること
計画グループ	<ul style="list-style-type: none"> MICEを核とした国際観光都市としての機能整備の推進に関すること 木曾岬干拓地に関すること
振興グループ	<ul style="list-style-type: none"> MICEを核とした国際観光都市としての機能整備の調整に関すること 地域整備事業の推進に関すること
国際課	
調整・留学生グループ	<ul style="list-style-type: none"> 国際化の推進に関する施策の総合的な調整に関すること 留学生関係施策に関すること
渉外・交流グループ	<ul style="list-style-type: none"> 外国公館等との連絡、調整その他渉外に関すること 友好提携先との交流に関すること
国際戦略グループ	<ul style="list-style-type: none"> 「あいち国際戦略プラン2027」に関すること 相互協力提携地域との交流に関すること
ジブリパーク推進課	
調整第一グループ	ジブリパークの推進（事務関係）に関すること
調整第二グループ	ジブリパークの推進（事務関係）に関すること
調査・企画第一グループ	ジブリパークの推進（技術関係）に関すること
調査・企画第二グループ	ジブリパークの推進（技術関係）に関すること
事業グループ	ジブリパークの整備に関すること
工事グループ	ジブリパークの工事にに関すること

2 政策企画局の契約の概況

あいち電子調達共同システム（CALS/E C）で公表している契約の状況は、【図表2-4】のとおりであった。また、契約状況一覧によると、政策企画局において、2022年度に締結された歳出を伴う契約の総数は、63件であった。契約金額の総額は、約43億8125万円となる。費目別にみると、委託料が45件と全体の7割以上を占め、次いで工事請負費（16件）、需用費（1件）、役務費（1件）となっている。随意契約の割合は、49件と全体の約85%を占めている。このうち、企画競争に該当する契約は、23件である。

3 契約相手の拘束

各課の契約金額TOP5のうち、2022年度を基準として契約相手が続く契約を抽出したところ、政策企画局においては、9件が該当した。このうち、一般競争入札の結果として、同一の契約相手と契約を締結している事例が1件あり、企画競争の結果として同一の契約相手と契約を締結している事例は、6件存在した。企画競争によらない随意契約により、同一の契約相手と契約している契約は、2件が該当する。なお、年度によって、

契約種別が異なるものについては、2022年度を基準としている。いずれもベンダーロ
ックイン以外の理由で随意契約により同じ契約相手が連続していた。
契約相手が連続する状況については、【図表2-6】を参照。

4 個別契約等について

(1) 愛知県公館等警備装置改修工事

ア 契約・事業の概要

知事の執務場所である愛知県公館及び知事公舎の警備体制を維持・強化するため、
耐用年数を過ぎ、保守点検にて経年劣化による故障のリスクを指摘された警備装置
を更新する。これらの機器に不具合が生じた場合、警備に空白が生じ、知事、職員及
び来客に危険が生じる可能性があることから、早急に対応する。

イ 契約内容

- (ア) 契約種類 請負契約
- (イ) 歳出節 工事請負費
- ウ 契約種別 随意契約2号セ

(選定理由)

- 愛知県公館及び知事公舎における機械警備は、警備システムにより行われている。
- 同警備システムは、契約相手独自のものであり、保守点検も契約相手が行っている。
- 今回の工事は、この警備システムを構築する機器のうち、保守点検にて故障のリス
クが指摘された機器等を更新・修繕するものであり、システム全体の調整をしまな
ら作業を実施できるのは、契約相手のみである。
- 警備の性質上、設備の位置や内容、仕組みを第三者に提供することは適当でない。
- 以上より、愛知県公館及び知事公舎の警備体制を維持・強化するという本工事は目
的を十分に果たすことができる者は契約相手のみである。

エ 契約金額 583万円

(2) 愛知県広報紙「広報あいち」の制作及び発行業務

ア 契約・事業の概要

愛知県広報紙「広報あいち」の紙面案を製作し、愛知県内発行の中日・朝日・読売・
毎日新聞に掲載する（毎月第1日曜日の朝刊（全12回））。

発行予定部数（1回あたり） 153万9071部（2022年4月1日時点）

(内訳)

- 中日新聞 12万71340部
- 朝日新聞 16万5243部
- 読売新聞 7万2890部
- 毎日新聞 2万9568部

イ 契約内容

- (ア) 契約種類 委託契約

- (イ) 歳出節 委託料
- (ウ) 契約相手 株式会社電通中部支社
- ウ 契約種別 一般競争入札
- エ 契約金額

年度	2023	2022	2021	2020	2019	2018
金額		205,040,000	205,040,000	205,040,000	201,312,000	201,312,000

オ その他

本事業は、2010年度から一般競争入札の方式をとっているが、2017年度及
び2023年度を除き、すべて株式会社電通中部支社が落札し、それ以前は随意契約
により株式会社電通中部支社と契約してきた。

2022年度の資料によれば、以下の説明がなされている。

- (ア) 競争入札参加資格申請書の提出業者は、契約相手を含めて2者であったところ、
締約相手以外の業者が入札見積書の提出期間前入札を辞退したために、結果的に
は契約相手1者のみの入札となった。

- (イ) 契約相手は、2020年度と2021年度、本件と同額で本件と同じ委託契約を
締結している。

(3) 愛知県広報テレビ番組「村上佳菜子の週刊愛ちっち」の制作及び放送

ア 契約の概要

全44回（毎回6分の枠。原則として週1回（再放送あり））、県政の動きなど、取
材によりタイムリーに伝える。

イ 契約内容

- (ア) 契約種類 委託契約
- (イ) 歳出節 委託料
- (ウ) 契約相手 東海テレビ放送株式会社
- ウ 契約種別 企画競争（特定調達1号）

エ 契約金額

年度	2023	2022	2021	2020	2019	2018
金額	30,729,699	30,729,699	30,729,699	30,729,699		

オ その他

本事業は、次の(4)と合わせて行われている県の広報業務（両事業という）である。
両事業は、県政を県民にとって開かれた身近なものとして伝えるため、民間テレビ放
送2局の放送時間を購入して、「令和4年（2022）年放送事業の概要」内容のと
おり放送を実施するにあたり、番組の制作及び放送業務を委託する事業である。両事
業の執行予定額は、5195万0329円であり、①取材番組（3072万9699
円）と②告知番組（2122万0630円）に振り分けられ、本事業は①取材番組で
あり、次の(4)は②告知番組の委託である。

(6) 愛知県広報誌・広報動画「あいちのトビラ」改訂及び発信業務

ア 契約の概要

国内外の方々には愛知を知っていただき、愛知のイメージアップを図るため、愛知の魅力を一面的にアピールする愛知県広報誌及び広報動画を最新版に改訂し、広く発信する。

イ 契約内容

- (ア) 契約種類 委託契約
- (イ) 歳出節 委託料
- (ウ) 契約相手 佐川印刷株式会社 名古屋支店
- ウ 契約種別 企画競争2号(応募者1者)

エ 契約金額 (円)

年度	2023	2022	2021	2020	2019	2018
金額		5,826,040	5,483,999			

(7) 令和4年度県政150周年記念PR事業等委託業務

ア 契約の概要

県政150周年を契機とし、県民が愛知県の150年の歩みを知り、地域の文化・歴史・風土・産業などを再発見することで、県民の郷土への愛着や誇り(シビックプライド)を醸成し、将来も愛知県に住み続け、よりよい未来の愛知を創造していきたいと県民に感じていただくため、愛知の150年の歩みを振り返る映像の製作や、中高生向けコンクールなどPR事業を実施するとともに、11月27日(日)に記念式典を開催する。

イ 契約内容

- (ア) 契約種類 委託契約
- (イ) 歳出節 委託料
- (ウ) 契約相手 株式会社新東通信
- ウ 契約種別 企画競争2号(応募者1者)
- エ 契約金額 4111万0110円

(8) あいち・とこなめスーパージェイ構想におけるビジネスモデル等(モビリティ分野)調査検討業務一式

ア 契約の概要

本県では、中部国際空港島・周辺地域を中心とした地域を先端技術の早期実装拠点とする「あいち・とこなめスーパージェイ構想」に取り組んでおり、ここでは、先端的サービスとして、「未来を先取りする移動・物流システム」の社会実装を目指し、①自動運転・自動搬送サービス、②空飛ぶクルマやドローンによる空の移動・物流サービス、③スマートモビリティサービス、④新しいモビリティの価値創出について、ビジネスモデルを構築することとしている。

(4) 愛知県広報テレビ番組「まるまる◎あいち」の制作及び放送

ア 契約の概要

全50回(毎回2分の枠、原則として週1回(再放送あり))。県の行事や県民生活情報などをテロップ、写真、CG、ナレーションなどにより構成し、キャラクターによるニュース番組形式で県民に分かりやすく伝える。本業務は、前③オで述べた県の広報業務の◎告知番組の委託である。

イ 契約内容

- (ア) 契約種類 委託契約
- (イ) 歳出節 委託料
- (ウ) 契約相手 名古屋テレビ放送株式会社
- ウ 契約種別 企画競争2号

エ 契約金額 (円)

年度	2023	2022	2021	2020	2019	2018
金額	21,220,630	21,220,630	21,220,630	21,220,630	20,834,772	20,834,730

(5) 知事記者会見における手話通訳(同時通訳)

ア 契約の概要

知事による記者会見において、その内容を聴覚障害者に対して迅速かつ正確に伝達するため、会見会場に手話通訳者を配置して手話通訳(同時通訳)を行うもの。

イ 契約内容

- (ア) 契約種類 委託契約
- (イ) 歳出節 役務費
- (ウ) 契約相手 一般社団法人愛知県聴覚障害者協会
- ウ 契約種別 随意契約2号セ

エ 契約金額 (円)

年度	2023	2022	2021	2020	2019	2018
金額	11,960,000	11,800,000	2,680,000			

オ その他

- (ア) 政策企画局入札指名・随意契約審査会を経ている。
- (イ) 2020年4月から契約相手と本業務を行っている。
- 導入実績 2021年度278回 2020年度240回
- (ウ) 契約相手の選定理由

会見内容を手話通訳により聴覚障害者に伝達するに当たっては、手話通訳そのものの不正確であったり、技能の程度によって情報が歪んで伝わったりしてはならない。このため、配置する手話通訳者は、原則として、手話通訳技能認定試験を合格した「手話通訳士」とする。この「手話通訳士」の派遣は、都道府県の聴覚障害者協会が担っており、愛知県の場合は契約相手のみである。

効率化、高速化し、新たな価値を創出するスマートシティは、これからのまちづくりに必要な取組である。

そこで、県が市町村のスマートシティの取組のモデルとなるような事業を公募・選定し、業務委託として実施することで、市町村のスマートシティの取組を後押しするとともに、その成果を成果報告会により共有することで、県全体へ横展開を図っていく。

(イ) 公募する事業

今回、公募する事業は、分野を問わず地域課題の解決に資する実施実験を対象とする。ただし、行政内部事務の効率化を図るDX関連は対象外とする。

対象分野(例) モビリティ、エネルギー、医療・福祉・健康づくり など

(ウ) 業務内容

公募による提案のうち、3提案を選定し、県が委託業務として実施する(委託額は1提案当たり1000万円を上限とする)。

※2022年度追加公募以降、委託額は1提案当たり1000万円を上限に予算の範囲内で選定。

(エ) 応募した自治体 8自治体

(オ) 審査結果(選定された自治体及びスマートシティモデル事業)

①岡崎市 「次世代パーソナルモビリティで中心市街地の渋滞緩和チャレンジ」

コンソーシアム構成団体:

岡崎市、テルヴェル西日本株式会社、西日本電話株式会社

②半田市 「稲作を中心とした水確認モデルと収量等予測モデルの提案」

コンソーシアム構成団体:

半田市、常滑市、知多市、南知多町、ListenField株式会社

③刈谷市 「刈谷スマートウエルネスプロジェクト」

コンソーシアム構成団体:刈谷市、医療法人豊田会、株式会社NTTドコモ他

イ 契約内容

(ア) 契約種類 委託契約

(イ) 歳出節 委託料

(ウ) 契約相手 岡崎市

ウ 契約種別 企画競争2号

エ 契約金額

年度	2023	2022	2021	2020	2019	2018
金額	7,000,000	9,999,440				

※2023年度は別事業で選定(リアル空間&仮想空間の回遊促進事業)

オ 本契約⑩と次の⑪は、スマートシティモデル事業の業務委託契約である。

上記①～④について調査、検討を行うとともに、①、③、④について、実装において再現可能な民間事業者が主体となったビジネススキームの構築を目指す。また、②については、実装に向けた、ビジネスモデルの作成を目指す。

イ 契約内容

(ア) 契約種類 委託契約

(イ) 歳出節 委託料

(ウ) 契約相手 PwCコンサルティング合同会社

ウ 契約種別 企画競争2号(応募者1者)

エ 契約金額 (円)

年度	2023	2022	2021	2020	2019	2018
金額	7,989,300	14,977,050	14,999,549			

(9) 愛知万博20周年記念事業基本計画策定委託業務

ア 契約の概要

2025年に愛知万博開催20周年を迎えるにあたり、愛知万博の理念と成果の再認識・継承を図るとともに、2023年度に5エリア全てが開園する「ジブリパーク」の集客力を活かし、愛知県の魅力を国内外に向けて発信することを目的として、愛知万博20周年記念事業を実施する。

そのため、記念事業実施のための基本的事項を検討・設定し、それに基づいて行権事・展示基本計画、会場運営基本計画、観客誘致基本計画の作成、概算事業費の算出などを行い、愛知万博20周年記念事業基本計画として取りまとめる。

イ 契約内容

(ア) 契約種類 委託契約

(イ) 歳出節 委託料

(ウ) 契約相手 愛知万博20周年記念事業基本計画 共同事業体

代表者 株式会社電通名鉄コミュニケーションズ

(その他構成員:株式会社電通中部支社・株式会社JTB名古屋事業部・株式会社JTBコミュニケーションデザイン)

ウ 契約種別 企画競争2号(説明会出席業者13者、応募者3者)

エ 契約金額 1265万円

(10) スマートシティモデル事業委託業務(次世代パーソナルモビリティで中心市街地の渋滞緩和チャレンジ)

ア 事業の趣旨・目的

(ア) 公募の趣旨

県内市町村においては、急速な高齢化やインフラの老朽化など様々な地域課題を抱えている。ICT等の先端技術の活用により、都市や地域の機能やサービスを

県内大学等で学ぶ外国人留学生は、高度な知識・技術を持つとともに、日本及び母国の言語や文化を理解していることから、卒業後も当地域で就職することが期待される。そこで、留学生を積極的に受け入れ、県内企業への就職を支援することで、当地域の発展に資する高度人材としての活躍促進を図る。

- (業務内容)
- ①留学性地域定着促進イベントの開催
 - ②留学生インターンシップ(国内)の実施
 - ③インターンシップ参加留学生・企業の追跡調査の実施
 - ④留学生インターンシップ(海外)の実施
 - ⑤企業見学ツアーの開催
 - ⑥企業向け留学生採用・定着研修会の実施
 - ⑦留学生積極採用企業紹介ウェブサイトの構築
 - ⑧事業専用ウェブサイト「AICHI VALUE」の运营管理

イ 契約内容

(ア) 契約種類 委託契約

(イ) 歳出節 委託料

(ウ) 契約相手 Man to Man 株式会社

ウ 契約種別 企画競争2号(応募者2者)

エ 契約金額 (円)

年度	2023	2022	2021	2020	2019	2018
金額	40,171,588	41,660,953	37,810,394	38,579,761	36,623,481	18,836,334

5 監査の結果

- (1) ベンダーロッキングを回避する方法を検討されたい【意見】
- 愛知県公館等警備装置改修工事については、前4ウの選定理由にあるように、ベンダーロッキングの状態にある。
- ヒアリングによれば、契約相手は現システム以前のシステム設置時から知事公舎・公館の警備装置の事業を担っている可能性がある。現システム設置以降、県公館・知事公舎の警備装置の一部改修が必要となった際は、警備上の秘密保持の観点から警備の性質上同じ契約相手に委託している。もちろん、県公館・知事公舎は高いセキュリティが求められることから、警備装置全体を頻繁に取替えることは経済性・安全性・機密性の面で問題がある。しかし、長期間同じ契約相手のものを利用するのは既存技術の陳腐化・安全性等の面で問題があり、ベンダーロッキングによる弊害も危惧される。すなわち、技術革新の恩恵を受けてこようした問題を検討・解決する機会を失い、また、契約相手の助言を受け入れざるを得なくなる危険があるので、一定の期間に区切って経済性・機能性・効率性等の観点から現在の警備装置、ひいては警備システムを見直すのが望ましい。

(11) スマートシティモデル事業委託業務(刈谷スマートウェルネスプロジェクト)

- ア 事業の趣旨・目的
前10)と同じ。
- イ 契約内容
- (ア) 契約種類 委託契約
- (イ) 歳出節 委託料
- (ウ) 契約相手 刈谷市
- ウ 契約種別 企画競争2号
- エ 契約金額 (円)
- | 年度 | 2023 | 2022 | 2021 | 2020 | 2019 | 2018 |
|----|-----------|-----------|------|------|------|------|
| 金額 | 9,982,500 | 9,992,180 | | | | |

※2023年度は別事業で選定(刈谷スマートウェルネスプロジェクト2023)

- (12) 国際観光都市機能整備調査事業
- ア 契約の概要
- 愛知県では、中部国際空港やその周辺エリアにおいて、新たな交流、賑わい、集客の拠点となるMICEを核とした国際観光都市の実現を目指し、それに相応しい機能整備について調査研究を進めており、当地域のポテンシャル、必要な施設やその整備にあたっての課題、あるべき姿等について調査・検討した。
- 本事業では、これまでの調査研究を踏まえ、With/After コロナを見据えた当地域の活用方策・需要喚起策、魅力ある機能整備の具体化等の検討を行う。

イ 契約内容

(ア) 契約種類 委託契約

(イ) 歳出節 委託料

(ウ) 契約相手 国際観光都市機能整備調査事業共同企業体
構成員 EY新日本有限責任監査法人名古屋事務所
三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社名古屋

ウ 契約種別 企画競争(特定調達1号)

エ 契約金額 (円)

年度	2023	2022	2021	2020	2019	2018
金額	28,600,000	33,800,000	58,431,156	94,341,857	98,899,602	18,963,180

- オ その他
- 2019年度は、以下の2つの契約を締結していた。
- ・国際観光都市機能整備調査事業(企画競争2号) 委託料: 38,899,602円
 - ・国際観光都市機能整備調査事業(その2)(随意契約2号) 委託料: 60,000,000円
- (13) 留学生地域定着・活躍促進事業委託業務
- ア 契約の概要

第2 総務局

1 組織と業務の概要

総務局は、県の組織や法規・予算・財産・税金・情報化に関する業務、市町村行政の支援等の業務を行っており、8課3室によって構成されている。そのうち、後記4の契約を担当する組織と業務の概要は、以下のとおりである。

(1) 総務部法務文書課

Table with 2 columns: Group Name and Tasks. Groups include: 文書・公益法人グループ, 公文書館グループ, 法規グループ, 訟務・指導グループ.

(2) 総務部市町村課

Table with 2 columns: Group Name and Tasks. Groups include: 調整グループ, 選挙グループ, 行政グループ, 公務員グループ.

本警備装置は前述のように同じ契約相手のものを利用して可能性があることから、ベンダーロックの弊害性が危惧されるので、上記観点から検討されたい。

また、他局所管ではあるが、装置の保守管理委託契約も同じ契約相手との間で長期間長期継続契約が続いていることについても、同様の問題がある。

(2) 入札参加者が参加し易い業務内容とすることを検討されたい【意見】

愛知県広報紙「広報あいち」の制作及び発行業務はベンダーロックインの状態ではないものの、随意契約の当時から2017年度、2023年度を除き、20年以上同じ契約相手が本事業を行っていた。「広報あいち」の制作業務と発行業務を分離したり、発行対象地域を小分けするなどして、入札参加者が参加し易い業務内容とすることを検討されたい。

(3) 事業の成果について検討されたい【意見】

愛知県広報テレビ番組「村上佳菜子の週刊愛ちっち」の制作及び放送と愛知県広報テレビ番組「まるまる◎あいち」の制作及び放送は、いずれの契約も複数者による企画競争の結果、同じ契約相手が4ないし6年続いている。その結果、高い成果が得られているのであればむしろあるべき姿である。視聴率の推移を確認するなどし、効果測定のある方を検討されたい。成果が上がっていないのであれば、企画競争の評価基準を変更する等し、契約相手が連続している状況の善し悪しを検討されたい。

契約の目的は上記両契約と異なるが、国際観光都市機能整備調査事業と留学生地域定着・活躍促進事業委託業務についても、同じ契約相手が5年以上続いているが、執行の効果として記載されているのは、前者について「国際観光都市の実現に向け、より具体化等の検討を進めることができる」という趣旨の抽象的な記載が続いており、毎年具体的にどのような成果が得られているのか不明であった。効果測定のある方を検討し、同じ契約相手が続く状況の善し悪しを常に意識されたい。

(4) 企画競争の応募者確保に注力されたい【意見】

令和4年度県政150周年記念PR事業等委託業務は「愛知の150年の歩みを振り返る映像の製作や、中高生向けコンクールなどPR事業を実施するとともに、11月27日（日）に記念式典を開催する」、あいち・とこなめスーパーシティ構想におけるビジネスモデル等（モビリティ分野）調査検討業務一式は「先端的サービスとして、「未来を先取りする移動・物流システム」の社会実装に向けたビジネスモデルを構築する」との業務内容であり、いずれも非常に重要な企画であるにも関わらず、企画競争に対する応募者は1者であった。企画競争は、複数の方が企画提案を持ち寄り合っており、よりよい提案が得られるのであり、1者が提案した企画のみでは、その善し悪しを比較検討することが不可能である。今後同様の企画を実施する際には、応募者の複数確保に留意されたい。

応募者1者の企画競争は、愛知県広報誌・広報動画「あいちのトピラ」改訂及び発信業務でもみられた。

税収・税制企画グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・県税条例・規則等の法規に関すること ・税制に関すること ・不服申立てに関すること ・県税等歳入予算に関すること ・地方交付税（基幹財政収入額）及び地方譲与税に関すること ・県税徴収状況等の定例報告に関すること ・県税統計に関すること ・市町村交付金に関すること
徴収グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・徴収事務の指導に関すること ・徴収事務の定例報告に関すること
問税調査グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・軽油引取税の賦課に係る重要かつ広域的な調査に関すること ・軽油等の輸入に係る調査に関すること ・課税事務の指導に関すること
税務電子化推進室 課税グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・税務情報処理運営全般に関すること ・法人二税、個人事業税、軽油引取税等の電算事務に関すること
税務電子化推進室 電算第一グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車税、不動産取得税等の電算事務に関すること ・徴収、収納管理、納税者管理等の電算事務に関すること ・管理事務の指導に関すること

2 総務局の契約の概況

あいち電子調達共同システム（CALS/EC）で公表している契約の状況は、【図表2-4】のとおりであった。また、契約状況一覧によると、総務局において、2022年度に締結された歳出を伴う契約の総数は、206件であった。契約金額の総額は、94億8616万8142円となる。

うち、契約金額500万円以上の契約は、127件であり、総額91億9773万0516円である。契約金額900万円以上の契約は、104件であり、総額91億2683万6997円ある。

費目別にみると、費目が明示されているもので、委託料が79件と最も多く、次いで業務費72件（件）、使用料及び賃借料33件（件）、需用費13件（件）、工事請負費11件（件）となっている。

随意契約の割合は、約64%（132件/206件）である。

3 契約相手の拘束

各課の契約金額TOP5等のうち、2022年度を基準として契約相手が続く契約を抽出したところ、総務局においては、7件が該当した。このうち、企画競争の結果として同一の契約相手と契約を締結している事例は、2件存在した。企画競争によらない随意契約により、同一の契約相手と契約している契約は、5件が該当する。うち4件の契約は、ベンダーロックインの可能性がある契約で、うち1件は、それ以外の理由で随意契約により同じ契約相手が連続していた。

契約相手が連続する状況については、【図表2-7】を参照。

財政グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の財政に関する助言・連絡調整等に関すること ・市町村の普通交付税（需要）に関すること ・市町村の特別交付税に関すること ・市町村の交通安全対策特別交付金に関すること ・市町村の地方債に関すること ・市町村の公営企業に関すること ・市町村の収益事業に関すること ・市町村の土地開発公社に関すること ・市町村税に関すること ・市町村の普通交付税（収入）に関すること ・市町村の地方譲与税に関すること ・市町村の地方特例交付金、国有資産等所在市町村交付金及び国有税施設等所在市町村助成交付金に関すること ・県固定資産評価審議会に関すること ・市町村その他公共団体に関する連絡調整、相談等に関すること ・市町村の地域振興に関すること ・元気な愛知の市町村づくり補助金に関すること ・市町村合併及び広域行政に関すること ・山村の振興に関すること ・離島の振興に関すること ・過疎地域の振興に関すること ・過疎バス路線の維持対策に関すること
地域振興室 山村・離島グループ	
地域振興室 山村・離島グループ	
地域振興室 山村・離島グループ	

(3) 総務部情報政策課 (DX=デジタルトランスフォーメーション)

情報企画グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・情報化推進施策の総合的な企画調整に関すること ・情報セキュリティに関すること ・情報化推進規程等の管理に関すること ・地域情報化の推進に関すること ・地理的情報格差の是正等に関すること ・総合行政ネットワークに関すること ・あいち電子自治体推進協議会に関すること ・ネットあいちに関すること ・職員のインターネット利用に関すること ・総合型地理情報システムに関すること ・情報セキュリティインシデントの対応に関すること ・情報システムの適正化に関すること ・庁内クラウドの運用管理に関すること ・社会保障・税番号制度に関すること ・行政情報通信ネットワークの運用管理に関すること ・ネットワークパルサイト運用管理に関すること ・職員ポータルサイトの運用管理に関すること ・県行政の情報化及びDXの推進に関すること ・あいちDX推進プランに関すること ・申請及び届出等の電子化に関すること
インターネット運用グループ	
システム運用グループ	
ネットワーク管理グループ	
DX推進室 DX推進第一グループ・DX推進第二グループ	

(4) 財務部税務課

管理・広報・監査グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・県税事務所の管理に関すること ・予算の執行及び決算に関すること ・県有地（名古屋市中心区・東区地内）信託事業に関すること ・県税の納税思想普及に関すること ・税務事務監査に関すること ・税務職員の研修に関すること
--------------	--

4 個別契約等について

(1) 総合文書管理システム運用保守業務委託契約

ア 概要

総合文書管理システムの運用保守業務を委託する契約である。契約の目的は、総合文書管理システムの運用保守に係る、ヘルプデスク、障害対応、インフラ保守（データベース、ハードウェア等）、アプリケーション保守業務の実施である。

イ 契約内容

- (ア) 契約種類 業務委託契約
- (イ) 歳出節 委託料
- (ウ) 契約相手 日本電気株式会社東海支社

ウ 契約種別 随意契約2号セ
 いわゆる、1者の随意契約である。現行の総合文書管理システムを構築して以降、日本電気株式会社が契約相手となっている。

随意契約の理由として、随意契約審査調査によると、総合文書管理システムは、契約相手が独自の技術を用いて開発したパッケージソフトを、同社が県仕様に修正したものであり、運用開始以降、改修を重ねていること、同ソフトの著作権は同社が有していること、プログラムソースは一般に公開されていないので、同社以外の業者がシステムの改修をすることができないことから、本システムのインフラ及びアプリケーションを正常かつ安定的に運用稼働させ、障害が発生した際に、的確かつ速やかに対応するためには、本システムを改修できる必要があるが、その技術、技能を有する業者は、県仕様に修正したパッケージソフトの著作権を有する契約相手しかなかったことである。

エ 契約金額

年度	2023	2022	2021	2020	2019	2018
金額	24,832,500	24,832,500	24,832,500	24,832,500	24,832,500	25,351,920

オ 成果物及び検証

報告書が提出され、これを踏まえて業務内容を検証している。

(2) 愛知県法規集データベースシステム運用保守業務委託契約

ア 概要

愛知県法規集データベースシステム運用保守業務を委託する契約である。契約の目的は、愛知県法規集データベースシステムの保守及びデータ更新業務を行うためである。

イ 契約内容

- (ア) 契約種類 業務委託契約
- (イ) 歳出節 役員費、使用料及び賃借料
- (ウ) 契約相手 第一法規株式会社

ウ 契約種別 随意契約2号セ

いわゆる、1者の随意契約である。愛知県法規集データベースシステムを構築して以降、第一法規株式会社が契約相手となっている。

随意契約の理由として、随意契約審査調査によると、愛知県法規集データベースシステムは、契約相手が独自の技術を用いて開発した基本的なシステムを、同社が県様に修正したものであり、同システムの著作権は同社が有していること、プログラムは他社に提供していないので、本システムの保守及びデータ更新業務を実施し、障害が発生した際に、的確かつ速やかに対応する技術、技能を有する業者は、同システムの開発元であり、著作権を有する契約相手しかなかったことである。

なお、本システムの障害発生時にその原因がハード面とソフト面のどちらにあるか判然としない場合があり、本システムをインターネットセンター（ID C）内のサーバーにおいて運用することで迅速対応が可能となるので、このサーバーの利用契約も含まれるものである。

エ 契約金額

年度	2023	2022	2021	2020	2019	2018
金額	7,778,496	8,239,242	8,227,296	8,227,296	13,427,882	7,491,484

オ 成果物及び検証

報告書が提出され、これを踏まえて業務内容を検証している。

(3) 三河の山里サポートデスク事業業務委託契約

ア 概要

三河の山里サポートデスクを設置し、アントレワーク（「アントレワーク」とはEntrepreneur（アントレプレナー＝起業家）とWork（ワーク＝仕事）を組み合わせた造語）実践者の発掘・育成の業務、地域で活躍する人材のネットワークの創出・拡大を目指すなりわいネットワークの強化の業務を委託する契約である。契約の目的は、三河の山里地域が人口減少や地域社会の担い手の不足の問題が深刻化している中で、地域の課題を解決できる人材の発掘育成を図り、地域で活躍する人材のネットワークづくりを進めることで、地域課題の解決につなげ、三河の山里地域の活性化を図るものである。

イ 契約内容

- (ア) 契約種類 業務委託契約
 - (イ) 歳出節 委託料
 - (ウ) 契約相手 株式会社CBCクリエイション
- ウ 契約種別 企画競争2号
 企画競争型随意契約である。2022年度以降は、株式会社CBCクリエイションが契約相手となっている。企画競争の参加者数は、2022年度以降2023年度まで

だが1者で契約相手方が参加している。ヒアリングによると、募集方法としては、県のホームページと課の前の掲示板に募集要項を掲示して行うとのことであった。

企画競争型随意契約としているのは、明確なコンセンプトに基づいた、三河山間地域の活性化及びアントレワーク実践者の発掘・育成プログラムの事業化・拡大を実現するための提案等の高い企画力が必要であること、本事業を円滑かつ効率的に行うためには、関係市町村その他団体との調整が必要であり、高い調整能力・実行力が必要になるためである。

エ 契約金額 (円)

年度	2023	2022	2021	2020	2019	2018
金額	53,265,355	53,802,980				

オ 成果物及び検証

報告書が提出され、これを踏まえて業務内容を確認している。

(4) あいちの山里関係人口拡大事業委託契約

ア 概要

三河山間地域や同地域の人の継続的で多様な形で関わる関係人口につき、SNS等を活用して三河山間地域の関係人口を拡大するための情報発信及び検証、メディアの有効活用、地元の文化、資源を活用したイベントの開催、関係人口情報集約サイト構築に係る基礎研究に係る業務を委託する契約である。

契約の目的は、三河山間地域の関係人口を単なる人数だけでなく、地域との関わりや思いを強め、質・量ともに関係人口の拡大を図るものである。

イ 契約内容

- (ア) 契約種類 業務委託契約
- (イ) 歳出節 委託料
- (ウ) 契約相手 株式会社CBCクリエイション
- ウ 契約種別 企画競争2号

企画競争型随意契約である。2022年度以降は、株式会社CBCクリエイションが契約相手となっている。企画競争の参加者数は、2022年度が1者、2023年度が3者で契約相手方が参加している。ヒアリングによると、募集方法としては、県のホームページと課の前の掲示板に募集要項を掲示して行うとのことであった。

企画競争型随意契約としているのは、三河山間地域の認知度及び知名度の向上のため、メディア等に精通しており、かつ、効果的にPRする高い企画力・実行力が必要であること、メディア等によるPRを誘客イベントの参加等に繋げるため、専門的知識と技術を用いて事業全体でプロモーションを行う必要があること、三河山間地域の現状等に幅広くかつ深い見識を持ち関係市町村と十分な連携をとる必要があることなどのためである。

エ 契約金額 (円)

年度	2023	2022	2021	2020	2019	2018
金額	13,397,450	13,397,450				

オ 成果物及び検証

報告書が提出され、これを踏まえて業務内容を確認している。

(5) 三河山間地域・離島地域の移住促進強化事業業務委託契約

ア 概要

首都圏の移住希望者に対し、三河山間地域・離島地域について相談対応を行う窓口を設置し、専属の相談員を常駐させて三河山間地域・離島地域への移住希望者の相談業務を委託する契約である。

契約の目的は、首都圏から三河山間地域・離島地域への移住・定住の促進を図るため、首都圏の移住相談者に対し移住情報等の提供を行うものである。

イ 契約内容

- (ア) 契約種類 業務委託契約
- (イ) 歳出節 委託料
- (ウ) 契約相手 特定非営利活動法人100万人のふるさと回帰・循環運動推進・支援センター
- ウ 契約種別 随意契約2号セ(1者随意契約)

随意契約の理由として、随意契約審査調書によると、本業務は、首都圏から三河山間地域・離島地域への移住促進を目的としており、その実施にあたっては、当地域の情報を熟知したうえで、首都圏の移住希望者に対する移住相談対応、移住ニーズの把握、関係市町村・団体との高い調整能力が必要となること、契約相手は、2002年の設立以来、Iターン、Uターンなど、地方への移住を希望する都市住民に対し、移住・定住についての提案を行い、都市部から地方への移住を促進する運動を行っていること、契約相手は、東京都千代田区有楽町に所在する東京交通会館に事務所を構え、全国463自治体が会員であり、42道府県2市が移住相談窓口を出展することで移住情報を集約し、首都圏の移住希望者への移住先の紹介、オンライン対応を含めた相談業務及び移住に関する各種セミナー等を行う唯一の団体であることを指摘している。

エ 契約金額 (円)

年度	2023	2022	2021	2020	2019	2018
金額	14,200,802	11,434,863	11,898,172			

移住情報を集約し、首都圏の移住希望者への移住先の紹介、オンライン対応を含めた相談業務及び移住に関する各種セミナー等を行う取組を首都圏を拠点にして活動している団体は契約相手のほかにはいないので、見積書は1者のみで徴収している。

契約の目的は、県税の課税、収納管理、徴収支援、納税証明、納付書の印刷、自動車税種別割納税証明書の自動発行機の運用、電子申告、電子納税等の事務に係る税務システムの運営・保守の業務を行うことである。

- イ 契約内容
- (ア) 契約種類 業務委託契約
 - (イ) 歳出節 委託料
 - (ウ) 契約相手 株式会社インテック 行政システム事業本部 中部公共営業部
 - ウ 契約種別 随意契約 (特定調達)
- 後述の契約期間の全てにわたり、契約相手との随意契約である。税務システムは、2011年度から2013年度で開発し、2014年1月から稼働したシステムであり、同システムを開発した契約相手に、以降、一貫して、随意契約にて運営業務を委託している。

随意契約の理由として、随意契約審査調書等によると、税務システムは、各税目に係る課税、収納等の情報を管理し、徴収の支援業務、納税証明書や納付書の発行業務等を行うための税務事務における基幹システムであるため、システムが中断することなく、常に安定した運営を行う必要があり、開発時に想定していた機能の検証、障害への対応、運用マニュアルの整備、利用に伴う仕様変更等を実施する必要があるが、これは、システム開発を行った事業者が行わなければ、十分な成果が期待できず、事務処理を停滞させ支障が生じるおそれがあるため、システム開発をした契約相手として、1者に随意契約していることである。

エ 契約金額 (円)

年度	2023	2022	2021	2020	2019	2018
金額	427,148,260	427,274,760	429,967,560	429,967,560	426,058,764	419,506,128

オ 成果物及び検証
業務報告書が提出され、これを踏まえて業務内容を確認している。

5 監査の結果

- (1) ペンダロークインを回避する方法を検討されたい【意見】
- ア 問題となる契約
総合文書管理システム運用保守業務委託契約において、同システムを開発した業者との間で一貫して契約をしており、しかもそれは随意契約であった。そして、随意契約をする理由として、随意契約審査調書によると、同システムの著作権は県と契約相手が共有していること、プログラムは他社に提供していないので、本システムの保守及びデータ更新業務を実施し、障害が発生した際に、的確かつ速やかに対応する技術、技能を有する業者は、同システムの開発元であり、著作権を共有する契約相手しかなかったとする(2022年度の同契約書第13条第1項によると、「乙(注:契約相手)は、この委託契約において新たに作成される成果物の著作権の扱いについて

オ 成果物及び検証
報告書が提出され、これを踏まえて業務内容を確認している。

- (6) 行政情報通信ネットワーク等运营管理業務の委託契約

- ア 概要
県の約350庁舎を結ぶ行政情報通信ネットワーク等の运营管理等の業務を委託する契約である。
- 契約の目的は、日常的にネットワークの適切な運営を行う運用業務、障害発生時等の保守業務、セキュリティ管理業務、ヘルプデスク等を行うこと、国から提示されたセキュリティ強化モデルに対応するため構築したネットワーク環境の保守運用管理を行うこと、閉庁時間帯に発生した障害復旧を行うこと、課室の新設・移転等におけるネットワーク工事等を行うことである。閉庁時間帯に発生した障害復旧を行うこと、課室の新設・移転等におけるネットワーク工事等を行うことは、従量制の単価契約とされている。

- イ 契約内容
- (ア) 契約種類 業務委託契約
 - (イ) 歳出節 委託料
 - (ウ) 契約相手 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ東海
 - ウ 契約種別 随意契約 (特定調達)

後述の契約期間の全てにわたり、契約相手に委託して以降は、契約相手に一貫してネットワークの整備を、1994年度に契約相手に委託して以降は、契約相手に一貫して委託している。

随意契約の理由として、随意契約審査調書等によると、行政情報通信ネットワークは、全庁的な情報基盤であり、継続稼働が求められているところ、一体的な管理・運営の重要性和既契約特定役務の受益の享受を考慮し、契約相手に行政情報通信ネットワークの整備業務を委託して以降、ネットワークの設計、施工、システム開発、通信機器等の整備及び運用管理の業務を一連のものとして、1者に随意契約していたことである。

エ 契約金額 (円)

年度	2023	2022	2021	2020	2019	2018
金額	235,227,300	204,145,920	192,374,028	184,314,728	199,195,320	184,326,192

- オ 成果物及び検証
報告書が提出され、これを踏まえて業務内容を確認している。
- (7) 税務システム運用保守業務委託契約
- ア 概要
税務システムの運用保守に関する業務を委託する契約である。

著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権・翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原著作者の権利）のうち、パッケージソフトに関する部分の権利は、乙に帰属する。それ以外の部分（パッケージソフトの改造部分も含む）については委託業務の完了の日をもって甲（注：県）に無償で譲渡するものとする。」とされており、著作権のうち契約相手に帰属する部分がある。

また、愛知県法規集データベースシステム運用保守業務委託契約において、同システムを開発した業者との間で一貫して契約をしており、しかもそれは任意契約であった。そして、任意契約をする理由として、任意契約調書によると、同システムの著作権は同社が有していること、プログラムは他社に提供していないので、本システムの保守及びデータ更新業務を実施し、障害が発生した際に、的確かつ速やかに対応する技術、技能を有する業者は、同システムの開発元であり、著作権を有する契約相手しかなかったとする。なお、愛知県法規集データベースシステム運用保守業務委託契約の2022年度契約書の別添「愛知県法規集データベースシステム運用保守業務仕様書」の「1 法規システムの概要」の「(5) 著作権」には、「法規システムの著作権は、乙（注：契約相手）に属する。なお、法規システムから出力（データダウンロード）をした法規データ等については、何人の二次利用も妨げない。ただし、D I - L a w . c o m [履歴版]の著作権その他の知的財産権は乙に帰属するものとし、甲（注：県）の業務上の利用目的でのみ利用することができるものとする。」との定めがある。

イ I T 調達のガイドライン、手引き等について

I T 調達のガイドライン4（4）において、「自治体におけるI T 調達は、公平性が重要であり、特定の者しか応札できない仕様や特定の者が有利となる条件は排除すること。情報システムの構成は、できる限り国際標準、事実上の標準であるものを採用するとともにオープン性にも配慮すること。」としており、調達の公平性を確保する見地から、特定の企業のみが提供可能なソフトウェアを前提とすることは公平性に反すると考えられるので、著作権が受託者に帰属し、県に帰属しない場合には、特定の企業のみが提供可能なソフトウェアを前提することになり、著作権を有しない企業へのオープン性の見地からも問題が生じうる。

I T 調達の手引きにおいて、著作権については、「一般的に、委託業務により開発するシステム（プログラム）の著作権は、発注者（愛知県）と受注者（受託業者）に帰属する旨を契約書等に記述しています。（パッケージソフト等既製のプログラムを利用するタマイズ部分についても同様）また、パッケージソフト等既製のプログラムを利用する場合は発注者（愛知県）に使用許諾を与えることを仕様書等に記述します。」とあり、著作権が受託者にのみある契約を締結していることは、I T 調達の手引きに反した契約をしている恐れがある。

また、I T 調達のガイドライン、I T 調達の手引き等では、設計・開発工程と運用工程を分離することを求めている（「I T 調達のガイドライン 3 契約単位」、「I T 調達の手引き 7 3」. ヴ）参照）、この趣旨は、調達の競争性や透明性を高め、コストの低減を進めるためであり、開発と運用の分離のための施策をいなければならない。同ガイドライン等に反することとなる。また、形式上、設計・開発工程と運用工程を分離しているにもかかわらず、設計・開発段階から運用も設計・開発業者に委託する予定であったり、実質的に、総合評価落札方式の一般競争入札や企画提案型を実施できないか十分な検討をすることなく、安易に1者随意契約により設計・開発を委託した事業者が運用工程も委託している、上記ガイドライン、手引き等の趣旨を没却し、形骸化しているというべきである。同ガイドラインの策定前に締結した契約についても、前述の趣旨に鑑みて、その後の契約を分離するなど、調達の競争性や透明性を高め、コストの低減を進めるための検討を実施することが望ましい。上記の見地から、システムの管理運営業務で1者の随意契約が続いている場合には、当該システムの開発がI T 調達ガイドライン、手引き等の策定の前後を問わず、あらためてI T 調達のガイドライン、手引き等の趣旨に合致しているかを見直し、その趣旨に合致するための対応策の検討を行わなければならない。

ウ なお、行政情報通信ネットワーク等運営管理業務委託契約につき、ヒアリングによると、①愛知県行政情報ネットワークは、多くのシステムの基盤となるネットワークであり、個別のシステムと比べて、高い業務継続性が求められ、同ネットワークの停止による障害が極めて大きく、影響が多岐にわたること、②本契約には、ネットワーク構成や各種機器の設定情報など、多くのセキュリティ関連の情報を含み、セキュリティ情報の開示を伴う入札には、仮に入札者に守秘義務を課してもセキュリティレベルの低下を招き、サイバー攻撃を受けるリスクが高まり、他方、セキュリティ情報を開示しない場合には、正確な見積を行えないため、応札者が現れなかったり、応札者がいたとしても、契約後にトラブルが生じるおそれがあること、③過去、ネットワーク機器の調達及び基本保守を一般競争入札とするなど、入札可能な部分を順次入札に切り替えていること、などから、1者の随意契約を行っている旨の説明があった。この点、本契約の対象となる行政情報通信ネットワークが個別のシステムの管理運営と異なる基礎的なネットワークの管理運営であり、業務継続の必要性が極めて高く、障害が極めて大きく多岐にわたることと情報セキュリティの必要性があることから1者の随意契約とすること自体はやむを得ない面があるとはいえる。もともと、I T 調達の公平性、コスト低減の見地から、1者の随意契約が長期間継続することはなるべく避けるべきではあるもので、対象とするものを弊害が極めて大きく他の代替手段が見当たらない基幹的な部分といったやむを得ないものに限定をし、コスト面でも、その費用を合理的な内容で算定する方法を常に検証し、今後とも、入札が可能な部分ができるかぎり分離できるようにしたい。

また、税務システム運用保守業務等委託契約につき、ヒアリングにおいて、①税務システムの著作権は、県に帰属していること、②設計・開発業務と運用業務を切り離した契約とすることは検討しており、システムの設計・開発における要件定義作成時のコンサルタント事業者からの安定運用の提案があり、設計・開発とその後5年の運用を含めた総合評価一般競争入札を行ったことの説明があった。開発後の運用保守業務を見据えて、どこかのベンダーでもプログラムの修正ができるように、オープン系言語を使用して再構築したことも含め、ベンダーローックインを意識して調達していたが、2019年1月に税務システム稼働後5年を経るに当たって税務システムの運用保守業務の契約方式の検討するに当たり、他県の税務システム構築の実績ある事業者へ、当該運用業務の実施可否の調査を行うも、税務システムは大規模かつ複雑であることから受注困難との見解を得ており、また、他都道府県及び県の他部局の状況を調査しても、いずれも開発事業者が運用業務を随意契約していることから、結果として当該業務を1者随意契約としているのはやむを得ないものである。

今後とも、IT調達の公平性、コスト低減の見地から、税務システムの運用保守に關し、他の都道府県や他の部局の動向を調査し、その内容を踏まえて、入札等の方法が可能か検討を続け、費用を合理的な内容で算定する方法を常に検証し、入札が可能部分はできるだけざり分離できるように検討を継続するようにしたい。

(2) サーバ利用料とシステム使用料を契約上明示されたい【意見】

愛知県法規集データベースシステム運用保守業務委託契約では、ソフトウェア使用料のなかにインターネットデータセンター（IDC）サーバ利用料も含まれている。しかし、ソフトウェア使用料にサーバ利用料を含む場合、ソフトウェア使用料とハードウェア利用料の区別が付かず、それぞれの価格や求めている機能等に照らして提供されるものが相当であるかの十分な検証とその判別できなくなるため、調達の競争性や透明性に難を来し、コストの低減を進めることができない可能性がある。

「IT調達ガイドライン」の解説の1頁「3 契約単位」にも、ソフトウェアとハードウェアの分離を十分に検討するよう求められている。

この点県によると、障害発生時における原因がソフトウェアかハードウェアかどちらに生ずるか判然としない場合があり、迅速対応の見地からそれぞれの契約を一体とする必要がある。また、同システムは第一法規株式会社インターネットデータセンター（IDC）内の同社所有のサーバ内において運用されており、ソフトウェアとハードウェアは一体不可分のものであるとのことである。仮に一体の契約とするのが真にやむを得ないとしても、調達の競争性や透明性、公平性の確保のため、例えば、ソフトウェア使用料とサーバ利用料を区別して契約書上に明記する等の外部からの客観的な検証が可能で方法で明示されたい。

(3) 重要な契約書原本は5年を超える保存期間とすることを考えられたい【意見】

文書保存期間が5年とされ、契約書原本も保存期間を経過したとして、保管されていないことが多い。契約書は、当事者間の権利義務関係を定める根拠として重要な文書である。私法上の紛争については、5年を経過していても生じる可能性があり、場合により消滅時効にかかっていないことも考えられる（民法第166条第1項第2号は10年間の消滅時効期間を定めている）。

なお、総合文書管理システム運用保守業務委託契約、愛知県法規集データベースシステム運用保守業務委託契約、行政情報通信ネットワーク等運営管理業務委託契約、税務システム運用保守業務等委託契約等においては、当該システムの開発者がそのまま運用保守業務等も担っているため、5年以上の長期にわたり同一の事業者が担当している。この時、継続する随意契約における内容の合理性の検討のため、システム構築ないし開発契約について検討しようとしても契約書原本がなく、検討が困難であった。

そこで、重要な契約書原本（特に、後に保守運営や継続的な利用が予定されているシステム開発等の契約については、事後の保守運営契約が適切であるか検討するため、あるいは継続的利用において、文書保存期間を経過した後には法的問題が生じた場合の対応等のため、システム開発等契約といった基本となる契約である）については、5年を超える保存期間とすることを考えられたい。

(4) 随意契約の理由について定量的根拠が必要である【意見】

三河山間地域・離島地域の移住促進強化事業業務委託契約を1者と随意契約した理由として、契約相手は、東京都千代田区有楽町に所在する東京交通会館に事務所を構え、全国463自治体が会員であり、42道府県2市が移住相談窓口を出展することで移住情報を集約し、首都圏の移住希望者への移住先の紹介、オンライン対応を含めた相談業務及び移住に関する各種セミナー等を行う唯一の団体であることを指摘している。具体的な「463自治体」、「42道府県2市」、「唯一の団体」等といった数字の記載があるところ、この根拠資料の添付がない。定量的な記載は説得力を増すが、それ故にミスリードを生じさせる危険があるので、数字を引用する場合には、同時に根拠資料の提示も行われたい。

(5) 契約目的の達成度や効果を検証されたい【意見】

三河の山里サポーターデスク事業業務委託契約、あいちの山里関係人口拡大事業業務委託契約、三河山間地域・離島地域の移住促進強化事業業務委託契約において、一過的なPRやイベント等で終わっては業務の効率的な達成を図れているかが判然としないので、契約の目的となった地域の活動を担う人材の発掘、関係人口の拡大、移住促進がどれくらい目的の達成をしたかについての具体的な検証を行うことを契約内容に盛り込むか、別途検証を行われたい。

第3 人事局

1 組織と業務の概要

人事局は、県職員の任免、人材育成、給与・福利厚生・旅費に関する事務等を行っており、次の3課1室によって構成されている。各課・室の主な業務は次のとおりである。

(1) 人事課

総務・予算・広報グループ	<ul style="list-style-type: none"> 局全般に関連する事項の企画調整及び調査に関すること 局に属する職員の人事に関すること 局に属する予算経理に関すること 局所管事項の広報及び広聴に関すること 自治研修所の運営に関すること
給与グループ	<ul style="list-style-type: none"> 給与制度の調査、企画及び立案に関すること 職員の給与の統計及び公表に関すること 職員の退職手当の決定及び支払いに関すること
任用グループ 人材育成・企画グループ	<ul style="list-style-type: none"> 人事制度の企画、調査、研究に関すること 職員の任免及び分限に関すること 行政組織の内部組織、職制及び職員定数の管理に関すること 人材の育成に関すること

(監察室)

監察・服務グループ	<ul style="list-style-type: none"> 職員の懲戒に関すること 職員の服務に関すること 職員の勤務時間、休暇その他の勤務条件に関すること 職員の規律の保持及び事務処理の監察に関すること
-----------	---

(2) 職員厚生課

福利企画グループ	<ul style="list-style-type: none"> 福利厚生に関する企画及び調整に関すること 公舎の管理の総括に関すること 職員の勤労者財産形成貯蓄に関すること 職員の児童手当に関すること 地方公務員共済組合の基金愛知県支部審査会に関すること
共済経理・福祉グループ	<ul style="list-style-type: none"> 地方職員共済組合の経理に関すること 地方職員共済組合の宿泊施設及び医療施設に関すること 地方職員共済組合の健康、貯金及び貸付事業に関すること 地方職員共済組合の長期給付に関すること 文官、教育職員、警察職員及び消防職員の恩給及び退職年金に関すること
共済給付グループ	<ul style="list-style-type: none"> 地方職員共済組合の短期給付に関すること 職員互助会に関すること
健康管理グループ	<ul style="list-style-type: none"> 職員の安全及び衛生の管理に関すること 地方職員共済組合の特定健康診査及び特定保健指導に関すること
公務災害グループ	<ul style="list-style-type: none"> 地方公務員共済組合の補償基金に関すること 職員の公務災害補償等に関すること

(3) 総務事務管理課

企画・管理グループ	<ul style="list-style-type: none"> 総務事務センターの運営に係る総合調整に関すること 総務事務センターのセキュリティ対策及び危機管理に関すること 総務事務センター対象業務範囲の拡大及び総務事務の改革に係る調整に関すること 愛知県東大手庁舎の管理に関すること
システム運用グループ	<ul style="list-style-type: none"> 総務事務・人事管理総合システムに関すること

給与・旅費グループ	<ul style="list-style-type: none"> 職員の諸手当の認定に関すること 職員の旅費制度に関すること 職員の給与及び旅費の支給に関すること 共済組合及び職員互助会の福利厚生に係る申請等の事務処理に関すること 給与及び福利厚生の運用に係る制度所管課との連絡調整に関すること
-----------	--

2 人事局の契約の状況

あいち電子調達共通システム(CALS/E.C)で公表している契約の状況は、【図表2-4】のとおりであった。また、契約状況一覧で公表している契約の状況は、【図表2-3】のとおりであった。

3 契約相手の拘束

各課の契約金額TOP5等のうち、2022年度を基準として契約相手が続く契約を抽出したところ、人事局においては、7件が該当した。このうち、一般競争入札の結果として、同一の契約相手と契約を締結している事例が3件あり、企画競争によらない随意契約により、同一の契約相手と契約している契約は、4件が該当する。

契約相手が連続する状況については、【図表2-8】を参照。

また、各課の契約金額TOP5に入らないものも含め、ベンダーロックインの状態にあると思われる契約を抽出したところ、システム改修業務のように断続したのもも含めて13件が該当した。

【図表3-1】ベンダーロックインの状況

業務名	2023	2022	2021	2020	2019	2018
職員健康診断システム改修	16,822,300	5,929,000				
職員健康診断システム運用保守	3,502,400	3,135,000	3,135,000	3,135,000	4,972,000	3,075,000
改修(各種制度改正対応)	22,957,000	34,485,000	69,960,000	146,170,000	158,884,000	104,425,200
改修(令和5年度 非常勤職員の経済組合加入対応)	118,896,000					
改修(令和5年度 非常勤職員の経済組合加入対応)	5,632,000					
改修(東大手庁舎)の補修(部分入札)	201,740,000					
改修(東大手当分)	2,200,000					
改修(勤務管理(教員))		22,000,000				
改修(資金徴収等)			13,215,000			
改修(人事制度見直し)					14,025,000	
改修(本庁再編)					9,897,800	
統合サーバ等機器更新(令和年度)		82,225,000				
合計	167,779,700	329,714,000	95,095,000	163,220,000	187,778,800	121,197,600

4 個別契約等について

(1) 愛知県公用車任意保険加入契約(人事課)

ア 契約の概要

県の所有または借入れている自動車のうち、知事部局及び議会事務局で使用する自動車について、自動車保険契約を締結するものである。

公務執行中における職員の交通事故に係る示談交渉は、事故を起こした所属の総務担当者が主にあたることになるが、事故処理に係る知識・経験が乏しい中、早急な解決を求める相手方との示談交渉の負担は極めて大きいものがある。そのため、職員の負担軽減を図るため、公用車全車について任意保険に加入するものである。

イ 契約内容

- (ア) 契約種類 自動車（共済）保険（対人・対物の全件示談交渉渉付）
- 対人賠償 1,000万円（免責なし）
- 対物賠償 1,000万円（免責なし）
- 当初対象車両 1134台（2022年1月31日現在の保有台数）
- 最終対象車両 1150台（2023年3月31日現在の保有台数）
- （年度中の増減については、2022年2月1日から2023年3月31日までの異動数に基づき、年度末に差額保険料の精算を行う）

(イ) 歳出節 役務費

(ウ) 契約相手 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

ウ 契約種別 一般競争入札

エ 契約金額 (円)

年度	2023	2022	2021	2020	2019	2018
金額	5,934,950	5,287,570	7,023,050	12,654,090	7,558,070	10,480,280

(2) 給与等関係例規集データベースシステムの運用管理業務

ア 契約の概要

愛知県行政情報通信ネットワーク上で、職員が閲覧する給与関係例規集データベースシステムの運用保守管理及びデータベース更新作業を委託することを目的とする契約である。

イ 契約内容

- (ア) 契約種類 データベースシステム賃借（保守）業務
データベース更新業務
- (イ) 歳出節 役務費、使用料及び賃借料
- (ウ) 契約相手 第一法規株式会社
- (エ) 契約金額 データベースシステム使用料 年額79万2000円
データベース更新料 1ページ当たり単価1166円
（1200文字を1ページと換算）

ウ 契約種別 随意契約2号セ

随意契約とした理由は、次のとおり。

(ア) 給与関係等例規集データベースシステムは、2002年度に第一法規株式会社に委託して開発を行ったが、第一法規が開発した基本的なシステムを愛知県仕様にカ

スタマイズしたものであるため、システム自体の著作権は第一法規株式会社であり、愛知県（利用者）には使用許諾が与えられているに過ぎないこと。

(イ) 仮に、当システムと同等のシステムを他社から賃借すると仮定した場合には、新たな開発が必要となり、経費及び時間がかかり、年度当初からの運用が不可能となること。

(ウ) データ更新業務のみ他社が行うことも不可能ではないが、他社が開発したプログラムに手を加えることは技術的に困難であり、品質の保証がなされないこと。また、他の業者に対してシステムのプロダクトプログラム情報を開示することとなるため、第一法規に対して著作権料を支払わなければならない、経費の増大につながる。

(エ) データ更新のコストに関しては、総務局法務課が「第一法規株式会社へ運用管理を委託している『愛知県法規集データベース』からの転用を図ることができ、全てのデータを新規で入力する場合と比較して、コスト面で非常に安価であり、かつ合理的であること。

エ 契約金額 (円)

年度	2023	2022	2021	2020	2019	2018
金額	1,695,650	1,695,650	1,695,650	1,324,862	1,310,878	1,300,773

オ 著作権の帰属

データベースに関する著作権の帰属について、契約書において次のとおり定められている。

内容	帰属先
例規データ	委託者
検索、表示、出力の各データベースシステム	受託者

なお、出力（ダウンロード）したデータ等については、何人の二次利用も妨げない。

(3) 令和4年度健康診断業務委託（本庁地区）契約

ア 契約の概要

本庁地区対象者の職員に対する一般定期健康診断（新規採用者健康診断を含む）及び特別定期健康診断の実施を委託する契約である。

イ 契約内容

- (ア) 契約種類 業務委託契約
- (イ) 歳出節 委託料
- (ウ) 契約相手 地方職員共済組合愛知県支部、公立学校共済組合愛知支部、地方職員共済組合愛知支部愛知三の丸クリニック
- ウ 契約種別 随意契約2号セ
- 随意契約とした理由は、次のとおり。

(ア) 健康診断は、その結果において基準値を大幅に超えた職員や、特殊業務等に従事する職員に対しては適切な健康管理と指示・指導等を行う必要がある。

県職員の過去の受診情報等が蓄積されている医療機関が健康診断を行うことは、健康診断結果とあわせて総合的に健康状態を判断でき、健康管理上必要な指示・指導等をより的確に行うことができる。

(イ) 定期健康診断の受診率向上の観点から、勤務地近くの健診機関で受診できるようにし、職員の負担を軽減することが重要である。

また、新規採用予定者が採用手続のため本庁舎へ来る機会に合わせて、本庁舎近くで健康診断を受診できるようにすることが合理的である。

(ウ) 健康管理区分の判定を始め、職員の健康管理を掌る県の産業医が勤務する医療機関で健康診断を実施することは、疾病の早期発見・早期治療に資するものであり、職員の健康の増進を図ることができる。

本庁職員及び新規採用職員の健康診断において、上記の3点に対応できる機関は、県の産業医が勤務する愛知三の丸クリニックだけである。

エ 契約金額 (円)

年度	2023	2022	2021	2020	2019	2018
金額	44,512,751	44,692,188	44,692,188	45,032,737		

(4) 令和4年度胃検診(本庁地区)及び大腸がん検診委託契約

ア 契約の概要

対象者の職員に対する胃検診及び大腸がん検診の実施を委託する契約である。

イ 契約内容

- (ア) 契約種類 業務委託契約
- (イ) 歳出節 委託料
- (ウ) 契約相手 地方職員共済組合愛知県支部愛知三の丸クリニック
- (エ) 契約金額 819万9180円(検診ごとに定める単価による)
- ウ 契約種別 随意契約2号セ

随意契約とした理由は、次のとおり。

(ア) 愛知三の丸クリニックには県職員の過去の受診情報等が蓄積されているため、総合的に健康状態を判断することができ、検診結果に異常があった職員に対して健康管理上必要な指示・指導等をより迅速かつ的確に行うことができる。

(イ) 同クリニックでは一般定期健康診断と胃検診を同時に実施できる体制を整えており、絶食回数や待ち時間を減らすことで職員の身体的負担を軽減できる。また同時に実施することにより出張や待ち時間に係る負担を軽減でき、公務効率を確保できる。

(ウ) 健康管理区分の判定を始め、職員の健康管理を掌る県の産業医が勤務する医療機関で検診を実施することは、産業医による職員の健康状態の把握がしやすくなる

ことから、疾病の早期発見・早期治療に資するものであり、職員の健康の増進を図ることができる。

(ただし、胃検診については同クリニックの収容能力を超える上に、職員の利便性等から、西三河地区及び東三河地区に分散して実施する。)

エ 契約金額 (円)

年度	2023	2022	2021	2020	2019	2018
金額	8,171,955	8,199,180	9,114,930	8,853,331	9,138,264	9,030,571

(5) 職員健康管理システム改修業務委託契約

ア 契約の概要

2022年10月からの共済組合員範囲の変更(短時間勤務職員の共済加入)への対応及びInternet Explorer11のサポート終了に対応するため、職員健康管理システムの改修業務を委託する契約である。

イ 契約内容

- (ア) 契約種類 業務委託契約
- (イ) 歳出節 委託料
- (ウ) 契約相手 日本電子計算株式会社 名古屋支店
- (エ) 契約金額 592万9000円
- ウ 契約種別 随意契約2号セ

随意契約とした理由は、次のとおり。

(ア) システム改修中に発生する例外処理の緊急対応やプログラム修正作業は、システムを適正に保つため、システム開発時の設計内容を熟知し、その設計思想に沿って実施しなければならない。

(イ) 職員健康管理システムの機能を開発した業者以外の者に委託した場合、突発的に発生するシステムの障害に対応できず、問題の解決ができない恐れが大きい。また、システム開発時の設計思想、及び技術・知識が考慮されないため、制度改正などによるプログラム修正に対して適正に対応できなくなる恐れがあり、システムの安定した稼働が損なわれる。

エ 契約金額 (円)

年度	2023	2022	2021	2020	2019	2018
金額	16,822,300	5,929,000				

(6) 愛知県総務事務・人事管理総合システム改修業務(定年引上げ・非常勤職員の共済組合加入等対応) 委託契約

ア 契約の概要

県は、2018年1月より総務事務・人事管理総合システムを導入し、人事情報の管理、給与・報酬の支給、勤務申請、及び旅費支給等の内部管理業務を実施している

(7) 愛知県総務事務・人事管理総合システム統合サーバ等機器更新業務（令和4年度）委託業務

ア 契約の概要

総務事務・人事管理総合システムのサーバ等機器は、2017年1月からリースを開始しており、2022年12月末にリース期限を迎えるため機器更新に関する作業を行う。

機器更新では使用するOS及びソフトウェアの最新化等を行うが、それに伴いシステムのプログラムを改修する必要がある。改修範囲はシステム全体に及び、開発から移行の実施には2か年必要となるが、2022年度は、2021年度に引き続き、業務結合テストへ移行までの業務を行うものである。

イ 契約内容

- (ア) 契約種類 業務委託契約
- (イ) 歳出節 委託料
- (ウ) 契約相手 日本電子計算株式会社名古屋支店
- ウ 契約種別 随意契約（特定調達）
- 随意契約とした理由は、次のとおり。

(ア) 総務事務・人事管理総合システムは、2015年度に実施した総合評価落札方式一般競争入札により開発業者を決定し、2017年度までに設計、製造等を行い2018年1月から運用を開始した。

(イ) 今回実施する改修業務は、2020年度までに実施した設計、製造等業務と連続した業務であり、システムとしての整合性を保つため、システム開発時の設計内容を熟知し、開発時の設計思想に沿って実施する必要がある。また、このシステムを開発した業者と別の業者に委託するとした場合、システム固有の設計思想及び技術が全く考慮されず、既存のシステムについても大幅に修正する必要がある。そのため、結果、人事事務、給与支払事務等に重大な影響を及ぼすおそれがある。そのため、適切に運用するためには、設計、製造を担当した開発業者に委託する必要がある。

エ 契約金額 8222万5000円

(8) 愛知県総務事務・人事管理総合システムと職員健康管理システムの改修業務等
愛知県総務事務・人事管理総合システムと職員健康管理システムの改修、保守、運用、管理の各業務は、いずれも同じ契約相手との1者随意契約であるが、2018年度から2023年度までに業務委託契約に基づく契約金額を、前(5)から(7)記載の契約も含めて県から情報提供があった範囲で一覧にしたところ、【図表3-1】のとおりであった。なお、【図表3-1】記載の業務のうち、上二行は職員健康管理システムであり、それ以下は愛知県総務事務・人事管理総合システムに関するものである。6年間の契約金額は110億6479万円余りであった。

ところ、法令改正に伴う職員の定年引上げや非常勤職員の共済組合加入に対応するため、既存の総務事務・人事管理総合システムの改修業務を委託する契約である。

イ 契約内容

- (ア) 契約種類 業務委託契約
- (イ) 歳出節 委託料
- (ウ) 契約相手 日本電子計算株式会社名古屋支店
- (エ) 契約金額 2億0174万円
- ウ 契約種別 随意契約（特定調達）
- 随意契約とした理由は、次のとおり。

(ア) 総務事務・人事管理総合システムは、2015年度に実施した総合評価落札方式一般競争入札により開発業者を決定し、2017年度までに設計、製造等を行い2018年1月から運用を開始した。

(イ) 今回実施する改修業務は、2020年度までに実施した設計、製造等業務と連続した業務であり、システムとしての整合性を保つため、システム開発時の設計内容を熟知し、開発時の設計思想に沿って実施する必要がある。また、このシステムを開発した業者と別の業者に委託するとした場合、システム固有の設計思想及び技術が全く考慮されず、既存のシステムについても大幅に修正する必要がある。そのため、結果、人事事務、給与支払事務等に重大な影響を及ぼすおそれがある。

そのため、適切に運用するためには、設計、製造を担当した開発業者に委託する必要がある。

エ その他（著作権の譲渡等について）

契約書において次のとおり定められている。
「第21条 この委託契約において納入される成果物（乙又は第三者が従前から保有していた著作物を除く）の著作権の扱いについて、著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る著作権（著作権法第21条から第28条に規定する権利をいう。）を甲と乙とで共有する。

2 甲は、ソフトウェアその他の成果物を、著作権法第47条の2に従って自己利用に必要な範囲で、複製、翻案することができるものとする。また、本件ソフトウェアその他の納入物は、将来にわたりシステム運用保守業者、修正業務受託業者、再構築業務受託業者および各業務委託希望業者に対し利用を許諾し、かつ必要範囲において公表することができるものとする。乙は、かかる利用について著作者人格権を行使しないものとする。」

第4 防災安全局

1 組織と業務の概要

全4課2室により、地震などの防災対策や国民保護対策、消防、防犯、防犯、交通安全対策等を行っている。そのうち、後記4の契約を担当する組織と業務の概要は、以下のとおりである。

(1) 災害対策課

調整グループ	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策の総合的な運用調整及び推進に関すること 市町村の地域防災計画（地震防災強化計画及び地震防災対策推進計画を含む）に対する支援に関すること ライフライン機関との連携に関すること 企業防災の推進に係る調整に関すること 特定事業所の地震防災応急計画及び地震防災対策計画に対する支援に関すること 帰宅困難者対策に係る調整に関すること 非常配備情報伝達システムに関すること 災害対策用携帯電話に関すること 受入被災者の支援に関すること
支援グループ	<ul style="list-style-type: none"> 市町村が実施する防災対策事業に対する助成・支援に関すること 災害対策要員の育成に関すること 県民総ぐるみ防災訓練の実施に関すること 津波対策防災訓練の実施に関すること 総合防災訓練の実施に関すること 災害物流に関すること 災害救助法の適用に関すること 災害救助基金に関すること 被災者生活再建支援制度に関すること
災害対策グループ	<ul style="list-style-type: none"> 地震災害、風水害、原子力災害、石油コンビナート災害その他の災害の対策に関すること（他の局及び課の事務分掌事項を除く） 災害対策本部及び地震災害警戒本部に関すること 災害対策実施要綱に関すること 広域防災連携体制の推進に関すること 広域受援体制の整備に関すること 自衛隊の災害派遣要請に関すること 被災地域支援対策本部に関すること
通信グループ	<ul style="list-style-type: none"> 高度情報通信ネットワークに関すること 防災情報システムに関すること テレビ電話システムに関すること 震度情報ネットワークシステムに関すること 気象業務法に基づく情報の伝達に関すること 他の局及び市町村無線局の総合調整、技術指導に関すること 通信施設の管理に関すること 消防防災無線局に関すること 愛知県防災行政無線運営協議会に関すること

(2) 消防保安課

消防・広域化グループ	<ul style="list-style-type: none"> 市町村の消防に関する助言、連絡調整等に関すること 消防施設の強化拡充に関すること 消防職員等の表彰に関すること 消防団活動の推進に関すること
------------	---

5 監査の結果

(1) ベンダーロックインを回避する方法を検討されたい【意見】

給与等関係規程集データベースシステムの運用管理業務は、2002年度から2018年度と亘りベンダーロックインの状態である。随意契約とする理由の記載が2018年度と2022年度で一言一句異ならず、随意契約する理由を深く検討している形跡が見当たらない。今後、機器又はシステム更新の時点で、著作権の帰属のあり方等を検討し、同様の状態に至らないよう常に随意契約する理由を検討する必要がある。業務費の上昇傾向の理由についてもベンダーの言い値にならないよう常に注意されたい。

また、愛知県総務事務・人事管理総合システムと職員健康管理システムの各改修等は、委託料として【図表3-1】のとおり、ベンダー均で1億7746万円を同じ契約相手に随意契約している計算であり、ベンダーロックインの典型的なパターンである。愛知県総務事務・人事管理総合システムについては、システム開発時の設計思想を熟知し、開発時の設計思想に沿って改修を行うことができるとしていることであるから、システムの改修、保守、運用、管理は今後も当面は同じ契約相手に委託せざるを得ないことになる。その間、少なくとも委託料の見積りにあたっては厳格なチェックをするべきであるし、可能なタイミミングで、より競争的で公正、公平、透明な選定手段に移行することを検討されたい。

(2) 随意契約する理由を再検討し入札や企画競争等も検討されたい【意見】

令和4年度健康診断業務委託（本庁地区）契約は、過去の受診情報等が蓄積されていることや、県の産業医が勤務する医療機関であること、地理的条件を主な理由として随意契約が続いているが、この理由によれば半永久的に随意契約を続ける方針のように受け取られる。それが随意契約の理由として十分か否かについて検討し、入札や企画競争等も検討されたい。

令和4年度胃腸診断（本庁地区）及び大腸がん検診委託契約も同様である。

	<ul style="list-style-type: none"> ・消防に係る団体の指導に関すること ・消防学校に関すること ・市町村の消防の広域化の推進に関すること ・市町村の消火・救助業務の高度化の推進に関すること ・緊急消防援助隊に関すること
救急・救助グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の火災予防に関する助言、連絡調整等に関すること ・危険物規制及び消防用設備等の消防法令運用に係る市町村との連絡調整に関すること ・火災予防思想の普及啓発に関すること ・危険物取扱者及び消防設備士に関すること ・少年消防クラブの指導育成に関すること ・石油コンビナート等災害防止法、石油コンビナート等防災本部及び石油コンビナート等防災訓練の実施に関すること ・石油貯蔵施設立地対策等交付金に関すること ・予防に係る団体に関すること
防災航空グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・防災ヘリコプターによる災害応急対策活動、火災防ぎょ活動及び救急・救助活動等に関すること ・防災ヘリコプターの名古屋市への事務の委託に関すること ・隊員の研修及び飛行場外離着陸場に関すること ・防災ヘリコプター及び救急、救助用等資器材の整備修繕に関すること

(3) 県民安全課

安全なまちづくりグループ	<ul style="list-style-type: none"> ・愛知県安全なまちづくり条例に関すること ・愛知県安全なまちづくり推進協議会に関すること ・安全な地域づくりの支援に関すること ・あいち地域安全戦略 2023 に関すること
交通安全グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・愛知県交通安全条例に関すること ・愛知県交通安全対策協議会に関すること ・愛知県交通安全推進協議会に関すること ・交通安全県民運動の推進に関すること ・交通安全意識の高揚に関すること ・自動車運転代行業に関すること

2 防災安全局の契約の概況

あいち電子調達共同システム（CALS/E）で公表している契約の状況は、【図表 2-4】のとおりであった。

また、契約状況一覧によると、防災安全局において、2022年度に締結された歳出を伴う契約の総数は、38件であった。契約金額の総額は、約11億2787万9667円となる。

費目別にみると、委託料が30件と全体の4分の3以上を占め、次いで役務費（3件）、需用費（2件）、その他となっている（【図表 2-3】参照）。委託料のうちの多くが、防災に関するシステムネットワークの点検委託業務であり、その他啓発事業の委託業務が目立つ。随意契約は21件と全体の半数以上である。

3 契約相手の拘束

各課の契約金額TOP5等のうち、2022年度を基準として契約相手が続く契約を抽出したところ、防災安全局においては17件が該当した。このうち、一般競争入札の結果として、同一の契約相手と契約を締結している事例が7件、企画競争の結果として同一の契約相手と契約を締結している事例が3件、企画競争によらない随意契約により、同一の契約相手と契約している事例が7件該当する。なお、年度によって、契約種別が異なるものについては、2022年度を基準としている。うち1件の契約は、ベンダーロックインの可能性がある契約で、うち6件は、それ以外の理由で随意契約により同じ契約相手が連続していた。

契約相手が連続する状況については、【図表 2-9】を参照。

4 個別契約等について

(1) 高度情報通信ネットワーク保守点検委託業務

ア 概要

愛知県防災行政用無線局の基幹部分である「監視制御システム」等のシステム設備（衛星系設備を含む）及び防災ヘリコプターテレビ電話システム並びに音響映像システムの保守点検業務である。今後は、次世代高度通信ネットワークに更新する予定で設計業務が進められている。

イ 契約内容

- (ア) 契約種類 業務委託契約
- (イ) 歳出節 委託料
- (ウ) 契約相手 日本電気株式会社東海支社
- ウ 契約種別 一般競争入札

過去に他者が入札に関心を示したこともあったが、結果として1者入札が2002年ころ設備開発以来続いている。

エ 契約金額 (円)

年度	2023	2022	2021	2020	2019	2018
金額	88,880,000	105,050,000	102,300,000	97,900,000	95,700,000	81,000,000

(2) 地上系伝送路保守点検委託業務

ア 概要

高度情報通信ネットワークのうち地上系伝送路設備の障害発生を未然に防止するための定期点検、障害点検及び臨時点検等業務である。なお、当該契約は、高度情報通信ネットワーク（愛知県防災行政用無線）の一部設備であり、同設備と同時に開発された設備の保守なので前(1)と関連する。2024年度には設備を更新する予定である。

イ 契約内容

- (ア) 契約種類 業務委託契約

- (イ) 歳出節 委託料
- (ウ) 契約相手 三菱電機プラントエンジニアリング株式会社中部本部
- ウ 契約種別 一般競争入札
- エ 契約金額 (円)

年度	2023	2022	2021	2020	2019	2018
金額	28,600,000	48,400,000	48,070,000	48,070,000	47,960,000	54,972,000

(3) 防災情報システム保守管理委託業務

ア 概要
 高度情報通信ネットワークを利用し、市町村及び防災関係機関から災害情報を収集するとともに、災害情報を電子地図(防災地理情報システム)上に表示することで、リアルタイムに県内の被害状況を把握し、それらの情報を共有し、災害への適切な急対策に役立てるもの。
 なお、保守管理の対象である防災情報システムは、2002年度に旧防災情報システムを構築したが運用開始から約20年が経過し、運用しているサーバのOS更新に対応することができないことから、2021年度に新規防災情報システムとして開発を行った。

- イ 契約内容
 - (ア) 契約種類 業務委託契約
 - (イ) 歳出節 委託料
 - (ウ) 契約相手 富士通Japan株式会社東海支社
 - ウ 契約種別 随意契約2号セ(1者随意契約)
- 保守管理対象のシステムは2021年度に新規防災情報システムとして構築され、開発者である契約相手が本業務を随意契約により受託したが、2023年度には一斉指令システム保守契約に統合された。

エ 契約金額 (円)

年度	2023	2022	2021	2020	2019	2018
金額	43,340,000	24,640,000				

(2023年度には一斉指令システム保守契約に統合された。同契約の金額を掲載)

- (4) 一斉指令システム等保守点検委託業務
- ア 概要
 市町村及び防災関係機関からの被害情報を収集し、それらの情報を災害への適切な応急対策に役立てる愛知県防災情報システムと高度情報通信ネットワークの一部である市町村等へ気象予警報を一斉配信する一斉指令システムの中核機器及び関連する設備の保守点検業務である。2023年度は前(3)の契約を統合した。
- イ 契約内容
- (ア) 契約種類 業務委託契約

- (イ) 歳出節 委託料
- (ウ) 契約相手 富士通Japan株式会社東海支社
- ウ 契約種別 一般競争入札
- エ 契約金額 (円)

年度	2023	2022	2021	2020	2019	2018
金額	43,340,000	18,700,000	18,700,000	21,120,000	18,700,000	18,360,000

(5) 耐震通信局等管理委託業務

ア 概要
 県庁・県庁耐震通信局及び東三河耐震通信局において、愛知県高度情報通信ネットワークに係る無線通信設備に必要な電波法等に合致した無線従事者資格を有する者の配置、無線設備の常時監視、防災情報の受伝達及び施設警備の管理業務を委託するもの。

- イ 契約内容
 - (ア) 契約種類 業務委託契約
 - (イ) 歳出節 委託料
 - (ウ) 契約相手 セクダム株式会社
 - ウ 契約種別 一般競争入札
- ヒアリングによると、同じ契約相手の見積により予定価格を積算し、同じ契約相手による1者入札が、2018年度以前から続いている。無線従事者資格を有する者の配置による無線の操作業務と無線設備の常時監視という警備業務が一体として契約内容となる。

エ 契約金額 (円)

年度	2023	2022	2021	2020	2019	2018
金額	60,343,800	60,409,800	60,469,200	60,429,600	60,249,096	59,175,360

- (6) 防災ヘリコプターに係る航空保険
- ア 契約の概要
 県営名古屋空港に留め置かれるヘリコプターに係る航空保険契約である。
- イ 契約内容
- (ア) 契約種類 損害保険契約
- (イ) 歳出節 役務費
- (ウ) 契約相手 東京海上火災保険株式会社
- ウ 契約種別 随意契約2号

エ 契約金額 (円)

年度	2023	2022	2021	2020	2019	2018
金額	11,690,280	11,690,280	11,690,280	11,690,280	13,106,160	16,828,620

(7) 消防設備士講習委託業務
ア 概要
消防法第17条の110の規定に基づき、都道府県知事が行う消防設備士講習に関する講習の実施に係る事務を委託するもの。

- イ 契約内容
- (ア) 契約種類 業務委託契約
 - (イ) 歳出節 委託料
 - (ウ) 契約相手 一般財団法人愛知県消防設備安全協会
- ウ 契約種別 随意契約8号

2020年度までは一般競争入札であり、2021年度と2022年度は入札不調のため随意契約になり、2023年度に再び一般競争入札に戻っている。

エ 契約金額 (円)

年度	2023	2022	2021	2020	2019	2018
随契		19,459,440	21,412,499			
入札	21,964,000			20,880,000	21,460,000	19,360,000

(8) 性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター運営等業務委託

- ア 概要
- (ア) ワンストップ支援センターの運営
24時間365日の体制で、支援員、性暴力被害者支援看護師(SANE)、医療ソーシャルワーカーによる電話・面接相談(「AVV出演被害防止・救済法」に基づく出演者からの相談を含む)を受け付けるとともに、被害者が必要とする医療処置、警察・弁護士事務所等への同行支援を実施するものである。
 - (イ) 専門人材の養成及び養成支援
以下のとおり、SANEの養成及び養成支援を行う。
・受託者において、ワンストップ支援センターの運営に従事するSANE10人程度
・県内の救命救急センター等に配置するSANE25人程度の養成支援

- イ 契約内容
- (ア) 契約種類 業務委託契約
 - (イ) 歳出節 委託料
 - (ウ) 契約相手 日本赤十字社愛知医療センター名古屋第二病院

ウ 契約種別 随意契約2号セ(1者随意契約)
本契約による性犯罪・性暴力被害者支援ワンストップ支援センターの運営にあたっては、SANEを始めとした必要な専門人材が配置されるとともに、被害者が必要とする支援につなげるための医療機関、警察等との連携体制が確保されていることが必要である。また、SANE養成研修の企画、実施にあたっては、関係機関との協力を得て進めることが求められる。現在、契約相手は、性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センターである「性暴力救急センター日赤なごや なごみ」において、24時間365日の体制で運営している。これは、国(内閣府)が整備を推進している、産婦人科医療(救急医療、証拠採取等)を提供できる病院内に、支援のコーディネーター・相談機能を担う相談センターを設置し、両機能を1か所で提供することのできる病院拠点型、24時間対応のできる支援センターと合致するものである。また、契約相手においては常時SANEが配置されるとともに、関係機関と連携の上、県内の他の救命救急センター等におけるSANEの養成研修を企画し、研修を実施している。県内の他の救命救急センターにおいて、SANEを始めとした専門の人材が常時配置され、24時間体制で支援センターの運営が可能な団体は当該病院以外に存在しない。また、関係機関と連携した救命救急センター等におけるSANEの養成研修を実施しているのも契約相手だけであることから、本事業を受託できるのは契約相手のみである(2022年度)。

エ 契約金額 (円)

年度	2023	2022	2021	2020	2019	2018
金額	12,757,492	9,041,890	9,041,868	9,041,868	8,541,071	

5 監査の結果

- (1) 多様な契約相手が携わることができるよう配慮されたい【意見】
高度情報通信ネットワーク保守点検委託業務、地上系伝送路保守点検委託業務、防災情報システム保守管理委託業務及びび一斉指令システム等保守点検委託業務の保守点検、保守管理対象となる機器やシステム等は、2002年度に日本電気株式会社、三菱電機プラントエンジニアリング、株式会社富士通Japan株式会社等を構成員とする企業共同体が開発したものであった。運用開始から年月が経過し機器改修やシステム更新をする毎に分岐していった。

現在は、①高度情報通信ネットワーク「愛知県防災行政用無線局」の基幹部分である「監視制御システム」等のシステム設備(衛星系設備を含む)及び防災ヘリコプターテレビ放送システム並びに音響映像システム、②高度情報通信ネットワークの一部である「地上系伝送路設備」、③高度情報通信ネットワークを利用し、市町村及び防災関係機関から災害情報を収集するとともに、災害情報を電子地図(防災地理情報システム)上に表示することで、リアルタイムに県内の被害状況を把握し、それらの情報を共有し、

第5 県民文化局

1 組織と業務の概要

県民文化局は、県民相談、NPO活動の支援、多文化共生社会、文化芸術の振興等の事業を行っており、8課4室によって構成されている。そのうち、後記4の契約を担当する組織と業務の概要は、以下のとおりである。

(1) 学事振興課私学振興室

認可グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・愛知県私立学校審議会に関すること ・私立学校の設置、廃止等に関すること ・学校法人の設立、解散等に関すること ・私立学校の届出に関すること ・公立立高等学校設置者会議に関すること ・愛知県学校法人等助成審議会に関すること ・学校法人等の助成に関すること ・私立学校の国庫補助に関すること
助成グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・債権管理に関すること ・奨学給付金に関すること ・奨学資金の貸付に関すること
奨学グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・学校法人等の指導検査に関すること ・私立学校の調査統計に関すること ・学校法人の会計基準に関すること
指導グループ	

(2) 人権推進課

人権推進グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・愛知県人権尊重の社会づくり条例に関すること ・人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的な企画調整に関すること ・部落差別（同和問題）に関する総合的な企画調整に関すること ・人権課題の啓発に関すること ・愛知県人権施策推進審議会に関すること
人権相談グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・人権相談に関すること ・「あいち人権センター」に関すること

2 県民文化局の契約の概況

あいち電子調達共同システム（CALS/EC）で公表している契約の状況は、【図表2-4】のとおりであった。

また、契約状況一覧によると、県民文化局において、2022年度に締結された歳出を伴う契約の総数は、97件であった。契約金額の総額は、約23億5447万円となる。費目別にみると、委託料が45件と全体の半数近くを占め、次いで役務費（28件）、工事請負費（10件）、その他となっている（【図表2-3】参照）。もともと、工事請負費は、比較的金額の大きい契約が目立つ。契約状況一覧では、随意契約の割合は、41件と全体の約4割を占めている。このうち、企画競争に該当する契約は、21件である。

3 契約相手の拘束

各課の契約金額TOP5等のうち、2022年度を基準として契約相手が続く契約を抽出したところ、県民文化局においては、11件が該当した。

災害への適切な応急対策に役立てるためのソフトウェアである愛知県防災情報システムという3つに分岐した保守対象毎に、一般競争入札を行い契約相手を選定している。次世代高度通信ネットワークを開発又は構築するにあたって、多くの構成員からなる企業共同体が開発等に関与し、切り分けることが可能な機器やシステムを検討し、多様な契約相手が保守点検や保守管理業務に携わることができると、配慮されたい。

(2) 業務の分離発注等により入札者数の増加に向けた工夫をされたい【意見】

耐震通信局等管理委託業務では、無線従事者資格を有する者の配置、無線設備の常時監視といった異質の業務内容を分離して入札するなど、入札者数の増加に向けた工夫をされたい。

(3) 入札者数の増加を図るよう入札公告の文言等を検討し直すなど工夫されたい【意見】

消防設備士講習委託業務の契約相手は一般財団法人愛知県消防設備安全協会しかいないものの、2020年度までは一般競争入札であり、2021年度と2022年度は入札不調のため随意契約（8号）、2023年度は一般競争入札で落札した。今後も一般競争入札によるべきであると考え、入札者数の増加を図るよう、入札公告の文言等を検討し直すなど工夫されたい。

(4) 防災ヘリコプターに係る航空保険について

随意契約であり、なおかつ、保険会社4社が共同して引き受ける契約であるが、代表契約者は、東京海上日動火災保険株式会社で固定されている。しかし、航空保険は等級により保険料が決まっており、どの損保会社と契約しても保険料は変わらないため、価格競争が生じず、入札方式に適さない。また、現在4社による共同引受により保険に加入しているが、入札方式とした場合、入札前に損保会社同士で負担割合を決定することが困難である。

(5) 性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター運営等業務委託について

なお、県では、毎年「日本航空保険グループ」の会員損保会社全社に文書で引受意向確認を行っており、契約の相手方を特定の会社固定させない意向はないとのことであった。引き続き、随意契約に当たっても公平性に配慮されたい。

委託料は、県の本来業務を民間に外部委託する際に支払うものである。ワンストップ支援センターの運営が、県の本来業務であることは否定しないが、それが契約相手の病院内にあり、SANE養成研修を同時に実施するときは、委託料と補助金の境界が曖昧となる。この点、県では2019年度からワンストップ支援センターの運営とともにSANE養成研修を契約相手に委託して実施しており、性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センターである「性暴力救済センター一赤なごや なごみ」の運営が可能となっている。この点に対価関係を認めることができ、委託料としての支出が適法であることが確認できた。

このうち、一般競争入札の結果として、同一の契約相手と契約を締結している事例が1件あり、企画競争の結果として同一の契約相手と契約を締結している事例は、5件存在した。企画競争によらない随意契約により、同一の契約相手と契約している契約は、5件が該当する。なお、年度によって、契約種別が異なるものについては、2022年度を基準としている。うち3件の契約は、ベンダーロックインの可能性がある契約で、うち2件は、それ以外の理由で随意契約により同じ契約相手が連続していた。

契約相手が連続する状況については、【図表2-10】を参照。

4 個別契約等について

(1) 令和4年度愛知県奨学金管理システム保守管理業務

ア 概要

愛知県奨学金管理システム（以下「奨学金システム」という）の保守管理を委託する契約である。奨学金システムは、一般社団法人愛知県私立学振興事業財団が2020年度限りで廃止されたことにより、県が引き継いだ入学納付金及び奨学金貸付金債権を管理するためのシステムである（学事振興課私学振興室回答）。

イ 契約内容

(ア) 契約種類 業務委託契約

(イ) 歳出節 役務費

(ウ) 契約相手 北銀ソフトウェア株式会社（以下「北銀ソフトウェア」という）

ウ 契約種別 随意契約1号（少額随契）

本契約は、個人情報等を扱う奨学金等の管理の事務処理を安全・確実に運用させるものであり、障害時にも速やかに復旧させることのできる技術・技能を持った専門業者に委託する必要がある。その技術・技能を持つ者は、システムを開発・構築した北銀ソフトウェア株式会社のみであるとの理由で、1者随意契約している。

エ 契約金額

年度	2023	2022	2021	2020	2019（開発）
金額	704,000	704,000	704,000	704,000	8,250,000

(2) 令和4年度就学支援金事務処理システム保守管理業務

ア 概要

マイナンバーを利用して、就学支援金・授業料軽減補助金・奨学給付金の対象生徒の保護者約10万人分の所得確認を円滑に行うため、2019年度に開発した私立高等学校等就学支援金等に係る本システムについて、保守管理業務を技術・技能を持った専門業者に委託し、システムの安定運用を図るものである。

イ 契約内容

(ア) 契約種類 業務委託契約

(イ) 歳出節 役務費

(ウ) 契約相手 株式会社エス・ティ・ティ・データ東海

ウ 契約種別 随意契約2号七（1者随意契約）

年間約10万件的個人情報等を扱う就学支援金等県事務処理システムを安全・安定に運用させ、障害時にも速やかに復旧させることができる技術・技能を持った専門業者に委託する必要がある。その技術・技能を持つ者は、システムを開発・構築するとともに、システムの著作権を本県と共同で有する株式会社エス・ティ・ティ・データ東海のみであるとの理由で、1者随意契約している。

その追加的な説明として、「著作権を持たず、システムの仕様・構造等を把握することができない他の事業者では、安全・安定なシステム運用、緊急時の障害対応等は困難」「著作権は本県と株式会社エス・ティ・ティ・データ東海が共同で保有しているため、著作物である本システムを、軽微な改修であっても他者が改変することができない」ともしている。

エ 契約金額

年度	2023	2022	2021	2020	2019（開発）
金額	3,630,000	3,630,000	3,300,000	3,300,000	29,700,000

(3) 令和4年度就学支援金事務処理システム改修業務

ア 概要

就学支援金等県事務処理システムがマイクロソフトのインターネットワークエクスプローラー11を利用ブラウザとして開発されているところ、同ブラウザのサポート終了に伴い、別のブラウザで対応が可能となるよう改修を行う。

イ 契約内容

(ア) 契約種類 業務委託契約

(イ) 歳出節 委託料

(ウ) 契約相手 株式会社エス・ティ・ティ・データ東海

ウ 契約種別 随意契約1号（少額随契）

本システムの著作権は県と株式会社エス・ティ・ティ・データ東海が共同で保有しており相互の利用は認められているものの第三者には使用し認められておらず、著作物である本システムを他者が改変することはできないため、1者随意契約している。

エ 契約金額 80万0250円

(4) インターネットモニタリング事業業務委託

ア 概要

インターネットの普及に伴い、その匿名性、情報発信の容易さから、個人に対する誹謗中傷、名誉やプライバシーの侵害、差別を助長する表現の掲載など、人権にかかわる様々な問題が発生している。特に、新型コロナウイルス感染症の拡大等に伴い、インターネット上の不当な差別や誹謗中傷等が社会問題化しているため、県内におけるインターネット上の悪質な書き込み等の実態を把握するためのモニタリングを実施するものである。

ろ、企画競争での契約相手の企画提案書には、「※誹謗中傷に関しては多くのメディアが当事者からの要請のみ受け付けることとなっております。そのため、当社が行う削除は、そのような規定がないメディアであり、かつ誰が見ても違法と判断されるような投稿（殺害予告・爆破予告など）に対し実施することを主として考えております」との記載があった。

この点に対し、県から「ここで言う「削除支援」は、貴社が削除申請を代行するというものなのか」との質問がなされ、契約相手からは、「弊社が行う削除については、対称（ママ）サイトの規約に沿って、第三者でも行えるものであれば「通報」という形で削除依頼にあたる支援を行うことができます。事業者名（略）などを使って削除を代行することは弁護士法の違反に当たる可能性があるため、第三者としての通報となりません」との回答があった（企画提案書への質問に対する契約相手の回答）。

本インターネットモニタリング事業における「県民に対する削除申請方法等の助言・支援」が、契約相手による削除申請の代行を含むものであれば、弁護士法上問題となる可能性があり、「第三者としての通報」の形式を採ったとしても、実態として削除申請を代行するものであれば、問題がないとはいえない。

弁護士法72条は、「弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない」と定めている。

そして、ウェブサイトへの削除申請は、「その他の法律事務」に当たることがあり、次のように判示する裁判例も存在する。

（東京地方裁判所平成29年2月20日判決）

当該フォームに入力して迷惑を被っている旨の情報を提供する行為は、原告の人格権に基づく削除請求権の行使により、ウェブサイトの運営者に対し、削除義務の発生という法律上の効果を発生させ、原告の人格権を保全、明確化する事項の処理といえる。したがって、本件各記事の削除のために被告が行った上記の業務は「その他の法律事務」に当たるとする。

この点について、人権推進課によると、契約相手による企画提案の中に削除申請の代行にあたる可能性がある行為が含まれていたとしても、「募集要項」に記載のとおり、企画提案書は受託業者選定のための資料であり、あくまで契約相手の提案に過ぎず、県は、同項目をインターネットモニタリング事業の内容とはしておらず、契約内容にも採用しておらず、実際に契約相手からサイトへの削除依頼がされたこともなかったことである。また、仕様の「県民に対する削除申請方法等の助言・支援」とは、削除申請に関する一般的な説明や関連団体の窓口の案内を指すものであり、契約相手が実際に実施した「助言・支援」の内容もその範囲であるとのことであった。

- イ 契約内容
- (ア) 契約種類 業務委託契約
- (イ) 歳出節 委託料
- (ウ) 契約相手 ポールトゥウイン株式会社
- ウ 契約種別 企画競争2号
- エ 契約金額 686万4000円
- オ 県民に対する削除申請方法等の助言・支援

本契約では、インターネットモニタリングだけでなく、県民に対する削除申請方法等の助言・支援もその内容とされており、「インターネット上の悪質な誹謗中傷や個人情報掲載等の被害を受けている県民に対して、求めに応じ、削除申請方法等について、助言及び支援をすること」とされている（「インターネットモニタリング事業業務委託仕様書」）。

5 監査の結果

(1) 著作権の帰属や使用許諾について契約書に明記しななければならない【意見】
 奨学金システム保守管理業務に関し、奨学金システム開発の際の愛知県奨学金管理システム開発契約において、成果物である奨学金システムの著作権の帰属について、開発業者、県のいずれに帰属するか言及がない。このため、奨学金システムの保守管理、改修等のために、奨学金システムのプログラムを改変等する場合に、著作権上の問題がないかが不明確となっている。

この点、ヒアリングによると、もともと「奨学金管理システム」という北銀ソフトウエア株式会社が開発したパッケージソフトを導入することとしていたため、著作権が相手方にあることが明らかであったとのことであった。

しかし、「IT調達ガイドライン」では、「特に、改修及び再構築の際に、複数事業者の参入機会を確保するために知的財産権の帰属について契約書等に盛り込む」と規定されている。また、「IT調達の手引き」では、「一般的に、委託業務により開発するシステム（プログラム）の著作権は、発注者（愛知県）と受注者（受託業者）に帰属する旨を契約書等に記述しています。（パッケージソフト等既製のプログラムを利用した場合のカスタマイズ部分についても同様）また、パッケージソフト等既製のプログラムを利用する場合は発注者（愛知県）に使用許諾を与えることを仕様書等に記述します。」（25頁）と記載されている。

奨学金管理システムがパッケージソフトを元にしたものであっても、カスタマイズ部分の著作権の帰属や使用許諾について、契約書に明記しなければならず、記載が抜けていることは問題がある。

(2) 弁護士法に抵触するとの疑いを残さないよう対応すべきである【指摘】
 インターネットモニタリング事業では、「県民に対する削除申請方法等の助言・支援」（「インターネットモニタリング事業業務委託仕様書」）が業務内容とされていたこと

これらの説明に対し、「助言・支援」の具体的な内容が分かる文書や契約相手とのやり取りの記録がないか確認したが、削除申請の代行が事業・契約内容に含まれないことは当然の前提であったため、記録はないとの回答であった。

この点、契約内容に弁護士法に抵触する可能性のある内容が含まれているのではないかと懸念が残る。

今後、インターネットモニターモニタリング事業を行うに際し「県民に対する削除申請方法等の助言・支援」を事業内容とするに当たっては、仕様書や契約書等に、弁護士法違反の疑いが生じ得る行為は行わない旨明記するとともに、具体的に契約相手が行う業務内容について記録として残す等、弁護士法に抵触するとの疑いを残さないよう対応すべきである。

なお、削除申請の代行だけでなく、少なくともサイト管理者等が削除に応じず紛争となつている場合に、やり取りについて助言を行うこと等も弁護士法違反に当たたる可能性があることに留意すべきである。

- (3) 著作権上、プログラムの改変が不可能であるとする随意契約の理由は不合理【指摘】令和4年度就学支援金事務処理システム保守管理業務、令和4年度就学支援金事務処理システム改修業務は、いずれも当該システムの改修・保守管理について、その開発業者との間でいわゆる1者随意契約を行うものである。その1者随意契約の理由の一つとして、当該システムの著作権を県と開発業者で共有しているために、改変が不可能であるとの点が挙げられている。

そこで、プログラムの改変に関する基本的な考え方を確認しておく。プログラムの改変について、プログラムの著作物の複製物の所有者は、著作権を有しない場合でも、自ら当該著作物を電子計算機において実行するために必要と認められる限度において、当該著作物を翻案することが認められている（著作権法第47条の3第1項、第47条の6第1項第6号）。

しかし、実行するために必要と認められる限度の翻案の範囲については、明確とはなっていない。そのため、契約において、著作権の帰属や利用許諾について、明確に定めべきものである（松島淳也・伊藤雅浩『新版 システム開発紛争ハンドブック第2訂』303、304頁）。

他に、著作人人格権の一種である同一性保持権（著作権法第20条）も、著作物の改変の際には問題となり得るが、著作権法第20条第2項第3号で「特定の電子計算機においては実行し得ないプログラムの著作物を当該電子計算機において実行し得るようになるため、又はプログラムの著作物を電子計算機においてより効果的に実行し得るようになるために必要な改変」が同一性保持権の対象から除外されている。

このため、プログラムの改変については、ことさらに改悪するような場合でない限り、同一性保持権は問題にならないとされている（文化庁「コンピュータ・プログラムに係る著作権問題に関する調査研究協力者会議報告書」）。

以上の前提を踏まえ、2019年度の愛知県就学支援金等県事務処理システム開発業務の契約書を確認した。

開発契約の第22条では、著作権について、次のとおり規定されていた。

- 22条 この委託業務において作成される成果物の著作権等の取り扱いについて著作権法第21条（複製権）、第23条（公衆送信権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原著作者の権利）に関する権利を、甲と乙とで共有する。なお、甲及び乙は、当該著作権等につき、相手方の承諾なく自由に利用（第三社（ママ）への再使用許諾を含む）できるものとする。
- 2 甲は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、仕様書等で指定する物件を改変し、また、任意の著作名で任意に発表できるものとする。
- 3 本契約の履行に当たり、乙が開発したデータ処理に関する技術等に依る法的権利については、乙に帰属するものとし、甲はこれを無償で使用することができる。

開発契約上、確かに著作権は、共有となっているが、同時に翻案権を含む「当該著作権等につき、相手方の承諾なく自由に利用（第三社（ママ）への再使用許諾を含む）」でさるもの」と規定されている。

すなわち、開発契約上、就学支援金事務処理システムの改変については、第三者に行わせることも含め許諾されていると解される。

よって、就学支援金事務処理システム改修費・保守管理費の1者随意契約の理由のうち、著作権上、プログラムの改変が不可能であるとする点については、合理的な理由ではない。

- (4) ベンダーロックインを回避する方法を検討されたい【意見】

令和4年度愛知県奨学金管理システム保守管理業務、令和4年度就学支援金事務処理システム保守管理業務、令和4年度就学支援金事務処理システム改修業務は、いずれも情報システムの改修・保守管理について、当該システムの開発業者との間でいわゆる1者随意契約を行うものである。

これらの理由についてヒアリングしたところ、完成した成果物（＝システム）の仕様・構造等を把握している開発業者にシステム保守管理を委託することが適当であり、改修が必要な場合は、基本的には開発業者との随意契約と考えているとのことであった（学事振興課私学振興室回答）。

情報システムの改修・保守管理は、開発業者に任せるとの発想は、他の課や部局においても広く浸透しているのではないかと思われる。

このような発想の下では、改修・保守管理については、必然的にベンダーロックイン状態となる。しかし、「IT調達ガイドライン」では、6（4）において、「特に、改修及び再構築の際に、複数事業者の参入機会を確保するため、知的財産権の帰属について契約書等に盛り込むこと」と明記されており、少なくとも改修については、開発業者以外の業者の参入機会を確保することが求められている。（なお、「IT（情報システム）調達指針」の第3では、「システム所管課は、IT調達は、IT調達にあたり、企画、開発、運用等の

第6 環境局

1 組織と業務の概要

環境局は、生活環境・自然環境の保全や地球温暖化対策、資源循環の推進に関する事務等を行っており、6課2室によって構成されている。そのうち後記4の契約を担当する組織と業務の概要は、以下のとおりである。

(1) 環境活動推進課

調整・環境配慮行動グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県の事業の総括に関すること ・ 環境マネジメントシステムに関すること ・ 地域環境保全委員に関すること ・ 環境情報システムに関すること ・ あいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業に関すること ・ 他のグループの主管に属しないこと
環境学習グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境学習に関すること ・ あいちエコアクション推進事業に関すること ・ 各世代に応じた環境学習の推進に関すること ・ 環境保全基金に関すること
環境影響評価グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境影響評価に関すること ・ 公害防止協定に関すること
環境リスク対策グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定化学物質及び環境リスク対策に関すること ・ ダイオキシン類対策に関すること ・ 未規制化学物質の環境調査に関すること ・ 環境放射能の監視等に関すること

(2) 水大気環境課（生活環境地盤対策室）

三河湾環境再生グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 三河湾環境再生プロジェクトに関すること ・ 生活排水対策の推進に関すること ・ 水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域に関すること ・ あいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業（水と緑の恵み体感事業等）に関すること。
生活環境グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浄化槽の維持管理指導及び法定検査に関すること ・ 浄化槽保守点検業者の登録、指導に関すること ・ 浄化槽の設置整備に関すること ・ 騒音、振動及び悪臭の防止に関すること ・ 市町村に対する騒音、振動及び悪臭の防止に係る協力及び技術支援に関すること ・ 環境影響評価の技術審査に関すること ・ 環境対策貸付金融資産の技術審査に関すること ・ 騒音、振動及び悪臭に係る公害の苦情相談に関すること
地盤沈下対策グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地盤沈下防止対策の推進に関すること ・ 地盤沈下防止のための指導及び規制に関すること ・ 濃尾平野の地盤沈下防止及び地下水保全に関すること ・ 環境対策貸付金融資産の技術審査に関すること ・ 地盤沈下に係る公害の苦情相談に関すること ・ 水害測量に関すること ・ 地下水位調査に関すること ・ 環境影響評価の技術審査に関すること ・ 地盤沈下観測所に係ること

各段階において、ガイドライン及び手引きを遵守する。」と規定しており、ガイドラインには拘束力がある。）

保守管理については、当該システムを十分把握している開発業者との契約に、メリットがあること自体は認められる。

しかし、ベンダーロックインによる保守管理費用の高止まり等のデメリットの恐れもあり、当然に開発業者との随意契約を毎年続けることが認められるものではない。実際、愛知県奨学金管理システム保守管理業務、就学支援金事務処理システム保守管理費については、初年度以降、前年並みの水準での契約が続いており、金額の妥当性について、必ずしも十分な検討がされていないのではないかとの疑義もある。ヒアリングでも、過年度の実績に基づいて、契約金額を変更した例はないとのことであった。

「後年の多額な経費の発生を防ぐため、企画、開発、導入、運用、廃棄まで一連のものとして調達の検討を行うこと。その結果、稼働後5カ年程度の保守・運用業務を含めたライフサイクルを勘案した一括調達をはじめ、ハードウェアも含めた一括調達など、合理的な調達範囲を定めること」（「IT調達ガイドライン」4（2））を含め、合理的な契約方法を検討することが望ましい。

(3) 地球温暖化対策課

調整・企画グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・課の事業の総括に関する事 ・地球温暖化防止県民運動に関する事 ・愛知県地球温暖化防止活動推進センター及び推進員に関する事 ・愛知県気候変動適応センターに関する事（気候変動適応計画関係を除く） ・他のグループの主管に属しないこと
自動車環境グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車環境対策の推進に関する事 ・E・V・P・H・V・F・C・Vの普及促進に関する事 ・先進環境対応自動車導入補助に関する事 ・先進環境対応公用車の導入に関する事 ・愛知県自動車NOx・PM総量削減計画に関する事 ・自動車排出ガス対策に関する事
計画推進グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・あいち地球温暖化防止戦略2030の推進に関する事（気候変動適応計画を含む） ・地球温暖化対策計画書制度に関する事 ・住宅用地球温暖化対策設備導入補助に関する事 ・愛知県庁における温室効果ガスの排出削減に関する事
活動支援グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・あいちカーボニュートラル戦略会議の運営・調整に関する事 ・再生可能エネルギーの地産地消等の推進に関する事 ・愛知県庁における温室効果ガスの排出削減に関する事 ・低炭素水素サプライチェーンの事業化推進に関する事

(4) 資源循環推進課

調整・広域処分グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・課の事業の総括に関する事 ・廃棄物処理計画に関する事 ・広域最終処分場整備に関する事 ・廃棄物最終処分場に係る土木技術に関する事 ・名古屋港南5区環境整備事業の推進に関する事 ・衣浦港3号地廃棄物最終処分場事業の推進に関する事 ・豊田環境保全センター跡地に関する事 ・他のグループの主管に属しないこと
産業廃棄物グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物処理業の許可に関する事 ・産業廃棄物処理施設（焼却施設、廃水銀等硫化施設、廃石綿等溶融施設、P・C・B処理施設及び最終処分場）の許可に関する事 ・愛知県産業廃棄物処理施設審査会議に関する事 ・産業廃棄物の適正な処理の促進に関する事 ・産業廃棄物適正処理指導要綱に関する事 ・産業廃棄物再生利用個別指定に関する事 ・環境影響評価の技術審査に関する事 ・自動車リサイクル法に関する事（関連事業者に対する規制・指導等に関する事を除く） ・建設リサイクル法の再資源化等に関する事（再資源化施設への立入・指導等に関する事を除く） ・産業廃棄物税制度に関する事
循環グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・循環型社会の形成に関する施策の推進に関する事 （他の局及び課の事務分掌事項を除く） ・あいちサーキュラーエコノミー推進プランに関する事 ・あいち資源循環推進センターに関する事 ・先導的な循環ビジネスの創出に関する事 ・先導的な循環ビジネスの事業化支援に関する事

一般廃棄物グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・愛知県環境賞に関する事 ・あいち環境塾に関する事 ・廃棄物処理計画（一般廃棄物関係）に関する事 ・市町村に対する一般廃棄物処理の技術的援助に関する事 ・愛知県ごみ処理広域化・集約化計画に関する事 ・一般廃棄物処理施設の整備促進に関する事 ・一般廃棄物処理施設の維持管理指導に関する事 ・環境影響評価の技術審査に関する事 ・廃棄物再生事業者の登録、指導に関する事 ・容器包装に係る分別収集促進計画に関する事 ・海岸漂着物等処理対策の推進に関する事 ・災害廃棄物処理計画に関する事 ・空き缶等ごみの散乱の防止に関する事 ・下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法に基づく合理化事業計画の承認に関する事
-----------	--

2 環境局の契約の概況

あいち電子調達共通システム（CALS/E/C）で公表している契約の状況は、【図表2-4】のとおりであった。また、契約状況一覧によると、2022年度に締結された歳出を伴う契約の総数は95件であった。契約金額の総額は、約7億3595万円となる。

費目別にみると、委託料が74件と全体の8割近くを占め、次いで役務費（13件）、工事請負費（6件）、需用費（1件）その他となっている（【図表2-3】参照）。随意契約の割合は、95件中53件と過半を占めている。このうち、企画競争が27件であった。

3 契約相手の拘束

各課の契約金額TOP5のうち、2022年度を基準として契約相手が続く契約を抽出したところ、環境局においては、15件が該当した。

このうち、一般競争入札の結果として、同一の契約相手と契約を締結している事例が1件あり、企画競争の結果として同一の契約相手と契約を締結している事例は、6件存在した。企画競争によらない随意契約により、同一の契約相手と契約している契約は、8件が該当する。なお、年度によって、契約種別が異なるものについては、2022年度を基準としている。うち1件の契約は、ベンダーロックインの可能性がある契約で、うち7件は、それ以外の理由で随意契約により同じ契約相手が連続していた。

契約相手が連続する状況については、【図表2-11】を参照。

4 個別契約等について

(1) あいちエコアクション・ポイント事業協力店舗募集等業務委託ア 概要

省エネルギーや省資源につながる環境行動に対して、県独自のポイントを発行するあいちエコアクション・ポイント事業への協力店舗を募集・支援するものである。具体的には、協力店舗の募集、説明、協力店舗への二次元コード・マニュアル送付、電話説明、あいちエコアクション・ポイント事業の広告等が事業内容となっている。

エ 契約金額 (円)

年度	2023	2022	2021	2020
金額	19,800,000	29,700,000	29,370,000	19,690,000

オ 再委託

本契約のうち、住宅地図・空家データから汚水処理方法等（下水道、浄化槽、くみ取便槽）が不明の建物の洗い出し業務、浄化槽台帳データに対する位置情報付加業務、現地調査業務については、契約相手である株式会社ケー・イー・ジェーから、株式会社ゼンリン中部支社名古屋営業所に対し、2189万円を再委託されている。

株式会社ゼンリン中部支社名古屋営業所への再委託の理由は、次のとおりである。

- ① 株式会社ゼンリンが保有している住宅地図情報や空き家情報は、当該法人の保有する情報資産であり一般に販売していない。
- ② 株式会社ゼンリン以外に愛知県内を網羅して住宅地図作成を行っている業者は無い。
- ③ 洗い出しや位置情報付加、現地調査は住宅地図作成業務に密接に関連した業務であり、株式会社ゼンリン中部支社名古屋営業所に委託することは（ママ）より正確に効率的に業務を行うことができる。」

なお、本件の再委託の承諾は、浄化槽台帳システムデータ精査業務委託の初年度である2020年度は、環境局指名審査会で行われ、次年度以降は、水大気環境課随意契約審査会で行われており、再委託に関する限りその審査内容は概ね同一であった。

(3) 電気自動車賃貸借2台

ア 概要

電気自動車の普及により一層取り組むため、最新型の車両を本県公用車として率先導入し、一般の公用車として使用するだけでなく、環境学習などのイベント等において展示することでゼロエミッション車の普及啓発に活用することが目的である。

イ 契約内容

- (ア) 契約種類 賃貸借契約（長期継続契約）
 - (イ) 歳出節 使用料及び賃借料
 - (ウ) 契約相手 株式会社トヨタレンタリース名古屋
 - ウ 契約種別 一般競争入札
 - エ 契約金額 1107万4800円（契約総額）
 - オ 車種選定 一般競争入札に先立ち、導入する電気自動車の車種について、「電気自動車の賃借に係る機種選定表」に基づき、特定の車種が選定されている。
- その評価項目としては、「(1) 普及啓発イベントでは外部給電のデモンストレーションを行うため、給電機能を有する必要がある。(2) 電気自動車の普及啓発を目的として導入するものであり、最大の啓発効果を得るためには1年以内に発売された

イ 契約内容

- (ア) 契約種類 業務委託契約
- (イ) 歳出節 委託料
- (ウ) 契約相手 株式会社中日総合サービス
- ウ 契約種別 企画競争2号
- エ 契約金額 770万円
- オ 契約内容の変更

本契約の契約内容には、「協力店舗等への二次元コード・マニュアル送付、電話説明」が含まれていたところ、「(経緯)」と題する書面によれば、次の理由により契約内容が変更されている。

「協力店舗等への二次元コード・マニュアル送付、電話説明」は、二次元コード及び事業のマニュアルを印刷、送付後に、送付先の店舗等に確認のための電話説明も行うこととし、当初1000件を予定していた。しかし、チェーン店等の本社から各参加店舗への電話説明を断られたため、架電先が想定よりも大幅に少ない500件程度となった。一方で二次元コードの送付を希望する店舗は想定よりも多かった。そのため、件数を調整することで、業務目的である協力店舗支援を適切に行うことができる。」

変更された内容は、下のとおりである。

仕様	数量 (件)	金額 (円)
店舗へのQRコード・マニュアルなどの印刷・送付	2,000 (変更前:1,000)	1,700,000 (変更前:700,000)
店舗への返信メールの確認及び電話説明	500件 (変更前:1,000)	1,000,000 (変更前:2,000,000)
計		2,700,000 (変更前:2,700,000)

契約内容の変更の結果、全体の金額は増減がないものとなり、契約金額は変更されていない。

(2) 令和4年度浄化槽台帳システムデータ精査業務委託

ア 概要

愛知県内各市町村の浄化槽の設置状況を精査し、浄化槽台帳の精度向上を図る事業であり、あわせて浄化槽の位置情報を地図上に付与することでデータの活用を図ることも目的である。

具体的な業務内容としては、①浄化槽台帳データの精査業務②全戸調査③①、②の浄化槽台帳への反映④浄化槽台帳システムの改修の4つがある。

イ 契約内容

- (ア) 契約種類 業務委託契約
- (イ) 歳出節 委託料
- (ウ) 契約相手 株式会社ケー・イー・ジェー
- ウ 契約種別 随意契約2号セ（1者随意契約）

(5) 令和4年度あいち環境塾プログラム企画運営等業務委託一式
ア 概要
愛知環境塾プログラムの運営を委託する契約である。具体的な内容としては、あいち環境塾の基礎コース、オープン講座の実施、卒業生との交流媒体の管理・運用、卒業生地域実践活動が挙げられている。

イ 契約内容
(ア) 契約種類 業務委託契約
(イ) 歳出節 委託料
(ウ) 契約相手 公益財団法人名古屋産業科学研究研究所
ウ 契約種別 随意契約2号セ(1者随意契約)
本契約が、いわゆる1者随意契約となった理由について、「令和4年度 あいち環境塾プログラム企画運営等業務委託」事業概要及び見積書選定理由」では、契約相手が、
①企業研修などの企画運営に関する豊富な経験②我が国を代表する多様な講師陣や
チューター役の若手研究者を確保するためのネットワーク③塾の趣旨・特色への深い理解④卒業生とのネットワーク・信頼関係の4つを全て満たす唯一の機関である
としている。

エ 契約金額 (円)

年度	2023	2022	2021	2020	2019	2018
金額	8,317,752	8,222,605	7,111,500	7,109,960	6,772,000	5,491,800

5 監査の結果

(1) 単価を変更し契約金額を変更しない根拠を記録化されたい【意見】
あいちエコアクション・ポインント事業協力店舗募集等業務においては、当初「店舗へのQRコード・マニュアルなどの印刷・送付」について、1件当たり850円の単価となつた。この点について、環境活動推進課に照会したところ、「店舗へのQRコード・マニュアルなどの印刷・送付 金額検討」と題する資料に基づいて検討し、「作業期間を変えずに2倍の業務となるため、時間外での対応や追加人員が従事することで作業単価が通常より高額となる。」として、1.5倍の単価となるところ、当初契約の金額内に収めたものであるとの説明を受けた。
さらに、1.5倍の単価となる根拠については、ヒアリングにおいては、「委託業者に
おいては、他の業務もある中、急遽当初の2倍の量の業務を、限られた短い期間内に確
実に完了させる必要があった。人手不足の中、適切な進行管理を行える上位の社員が従
事せざるを得ない状況である旨を相手方から聞き取っており、積算の妥当性の判断の
際に考慮しました。」とのことであった。

最新型の車両が望ましい。(3) 電欠のリスクを最小化するためには航続可能距離が長い車両が望ましい。(4) 普及啓発イベントにおいて車両から直接給電できる(外部給電機を経由せずとも給電できる)ことをデモンストラーションするため、車内コンセントを有する車両が望ましい。(5) 長期間の使用に伴いバッテリーが劣化して航続可能距離が短くなるおそれがあることから、バッテリー保証が長期間であることが望ましい。(選定理由書)の5項目が設定された。

その結果、トヨタ自動車のb Z 4 Xが選定されている。
(4) 令和4年度循環ビジネス事業化促進コンサルティング等業務委託一式

ア 概要
サーキュラーエコノミーへの転換や3Rの高度化に資する先導的・効果的な循環ビジネスの事業化を検討している事業者等に対し、環境ビジネス創出コーディネーターによるコンサルティングを行い、循環ビジネスの事業化の促進を図るもの。

イ 契約内容
(ア) 契約種類 業務委託契約
(イ) 歳出節 委託料
(ウ) 契約相手 公益財団法人名古屋産業科学研究研究所
ウ 契約種別 随意契約2号セ(1者随意契約)
本契約が、いわゆる1者随意契約となった理由について、「令和4年度 環境ビジネ
ス事業化促進コンサルティング等業務委託」事業概要及び見積書選定理由」では、
契約相手が、以下の条件を満たす県内唯一の公益団体であるためとしている。

- ① リサイクル技術やエコデザイン技術に関する幅広い知識を有していること。
- ② リサイクルやエコデザイン技術を研究している大学等への仲介、斡旋ができること。
- ③ 技術面での指導能力のほか、民間の経営センスを兼ね備え、採算性を踏まえたコンサルティングが可能なこと。
- ④ ビジネスパートナーとなりうる企業とのネットワークを有していること。
- ⑤ 「あいちサークキュラーエコノミー推進プラン」(2022年3月策定予定)に基づき、先導的・効果的な循環ビジネスを促進するため、公平性、公益性を踏まえたコンサルティングができること。

エ 契約金額 (円)

年度	2023	2022	2021	2020	2019	2018
金額	17,028,000	17,028,000	17,028,000	17,028,000	15,257,000	14,665,000

る部分」が決まるものであるから、安易に用いられれば、一括再委託の禁止を形骸化させる恐れがある。そこで、単に最終的な目的との関係で「主たる部分」に当たらないかを判断するだけでなく、一括再委託禁止の趣旨を踏まえ、契約相手による再委託先の監督が可能な状況であるか等を含め、より慎重に検討することが望ましい。

なお、ヒアリングによると、分離しての発注により契約期間内に業務が終了できなかった場合や、データの不整合があった場合に、その責任の所在が不明確になることから一括調達を行ったとのことであったが、本件の再委託の割合が大きいことを踏まえれば、むしろ、再委託部分を分離して契約することによって、契約当事者の責任範囲を明確にすることも考慮すべきである。

(3) 電気自動車賃貸借の車種選定における評価項目について十分検討されたい【意見】

電気自動車賃貸借で導入する電気自動車の車種の選定における、「バッテリー保証」の項目について、トヨタ自動車株式会社はb Z 4 Xのみが「10年20万km（初期容量の70%）」であることを理由に、○評価となった。他の①～④項目について、すべて○評価となった車種には、b Z 4 Xの他に、スバル ソルテラ、ヒュンダイ I ONI Q 5があり、これら2車種のバッテリー保証は「8年16万km（初期容量の70%）」であった。

最終的に、全ての項目で○評価となったb Z 4 Xが選定車種となっており、「バッテリー保証期間」の項目での評価が決め手となり、b Z 4 Xが選定されたものといえる。

しかし、本件契約は、そもそも5年間のリース契約であり、8年を超えるようなバッテリー保証期間は、少なくとも本件契約との関係では、直接的に必要となるものではない。また、走行距離についても、「2台とも月間走行距離は、10000km程度と見込んでいます」（入札回答）とされており、5年間のリース期間に上限に達する可能性はほとんどないと考えられる。なお、環境局において、電気自動車を導入したのは、本件契約が初めてということであり、経済産業局において、2021年12月に購入した電気自動車の走行距離についても確認したところ、同車両の走行距離は、2023年7月4日時点で、6112kmであった。経済産業局の車両は、本件の車両とは異なり、通常の公用車であって啓発イベント等で利用されるものではないため、単純に本件と同一視することはできないものの、少なくとも5年間のリース期間において、16万キロメートルの上限が問題となることは想定し難い。

「バッテリー保証」の違いを評価項目の一つとして、設定したこと自体の合理性が疑われるものである。これに対し、地球温暖化対策課への照会では、「本県の公用車の更新目安が「15年以上経過した車両又は走行距離12万kmを超える車両」であることから、5年間のリース期間が終了した後に再リースする可能性を考慮して、保証が長期間であることが望ましい」と考えました。」との回答がされた。

しかし、「電気自動車の普及により一層取り組むため、最新型の車両を本県公用車として率先導入し、一般の公用車として使用するだけでなく、環境学習などのイベント等

しかし、本件の契約内容の変更は、「架電先が想定よりも大幅に少ない」（「経緯」と題する書面）状況となったことを理由の一つとしている。そうしただ中で、業務単価の変更に応じるか否かは、より慎重に検討することが必要である。

なお、本件では、「店舗へのQRコード・マニュアルなどの印刷・送付 金額検討」と題する資料は、「変更契約をするにあたり、妥当性を検討するために作成したもので、担当者の手持ち参考資料という認識のため、紙で打ち出さず、電子データでの保存としておりました。」（照会事項への回答）として、契約綴りには綴られていなかった。また、単価の変更にかかる業者への聞き取りは電話で行い、特にメモ等もないこととであった。

契約金額を変更しないことの妥当性について、検証することができるよう、その根拠となる資料は、単なる参考資料ではなく正式な書類として契約綴りに綴り、また、重要な電話の内容についてはメモを残すなど、より文書管理を徹底することが望ましい。

(2) 再委託部分を分離発注することによる責任範囲の明確化を考慮すべきである【意見】
浄化槽台帳システムデータ精査業務では、総額2970万円の契約のうち、2189万円を再委託している。契約総額の約74パーセントの再委託となる。

本契約第3条では「乙は、この契約について請負業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することができない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。」と規定されており、全部又は主要な部分の再委託は原則禁止されている。

環境局指名審査会運営内規では、第3（1）において「再委託の申出についての承諾の是非の対象となる事業は、委託業務の主たる部分及び軽微な部分を除く一部の業務とする。」と定められている。「軽微な部分」が除かれているのは、承諾が不要であるためであるが、「主たる部分」が除外されているのは、「主たる部分」の再委託は認められないためであると解される。

なお、会計局作成の契約書式においても、「乙は、この契約について請負業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することができない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。」（調査委託契約書書式）と規定されており、全部又は主要な部分の再委託は原則禁止されている。

そして、「水大気環境課随意契約審査会説明資料」では「当該業務の主たる内容は、個別データの変換を行い、精査後のデータを統合した上で、既存システムの改修を実施することであり、再委託した住宅地図データ等からの洗い出しや現地調査の業務は、データ統合に向けて実施するものであり、主要な部分であるとは考えていないため。」との理由で再委託を承諾している。

しかし、本件の再委託は、契約総額の約74%にも上るものであり、少なくとも外形的には、「主たる部分」ではないかとの疑いが生じる。

「データ統合」が最終的な目的であり、再委託された業務は、その前提となる作業に過ぎないから、「主たる部分」でないとする論理は、目的の設定いかんによって、「主た

本件の事業は、「本事業は、企業・大学・行政等で環境の実務や研究に携わる方を対象に持続可能な社会づくりのリーダーを旨とする人材育成を実施する事業」であり、完了報告書等を確認しても、大学等からの技術に関する研究成果の民間事業者への移転自体が、事業の内容となっていないと認められない。

よって、承認TLOであることが、本件事業を行うために、不可欠であるとはいえず、1者随意契約を行う十分な根拠とはならない。

他に、事業者が「塾の趣旨・特色を深く理解していること」や事業者が有している「卒業生とのネットワーク」(「令和4年度 あいち環境塾プログラム企画運営業務委託」事業概要及び見積り者選定理由)についても、随意契約の理由として挙げられているが、これは、契約相手を変更したとしても、獲得や維持可能なものと考えられる。

本契約が、随意契約2号の要件に該当すること自体は認められるが、1者随意契約を続ける根拠は十分とはいえず、プロボーザル等企画競争の実施を検討すべきである。

また、循環ビジネス事業化促進コンサルティング等業務委託についても、1者随意契約の理由が抽象的なものにとどまっていたことから、照会・ヒアリングを行ったところ、同様に、具体的な理由として、公益財団法人名古屋産業科学研究所が、承認TLOであることが挙げられた。

本件業務の目的が「環境ビジネスの事業化の促進」であることに鑑みれば、TLOが行う大学等の研究機関の有する研究成果を民間事業者に移転することは、その有力な方法の一つであるといえる。そこで、契約相手の選定において、公益財団法人名古屋産業科学研究所が、承認TLOであることを考慮すること自体は、認められる。もっとも、承認TLOであることが、本件業務にとって不可欠であるとはいえず、疑義が残る。プロボーザル等企画競争の実施を検討することが望ましい。

において展示することでゼロエミッション車の普及啓発に活用する。」(選定理由書)ことが本件契約の目的となっており、評価項目の一つに「1年以内に発売された最新型の車両であることが望ましい」との項目も設定されていたことからすれば、5年後最新型とはいえなくなつた車両を再リースすることは、そぐわないものといえる。また、再リースについて、契約条項に盛り込まれてはならず(地球温暖化対策照会回答)、再リースが可能であるかも契約終了時の交渉次第となっている。

再リースの可能性が排除されているわけではないにせよ、その可能性の程度は不明確であり、少なくとも車種選定における評価項目に再リースが前提となる項目を入れることには、疑問が残る。

地球温暖化対策課へのヒアリングによれば、必ずしも一車種に絞ることなく、数車種を候補車種とした上で、一般競争入札によって、リース契約の相手方を定めることも可能であるとのことであった。本件では、結果的に、車両価格が機種選定記載の各車種の中で最も高い車両が選定されており、疑問の残るパツテリー保証期間が評価項目となっていないければ、より安く調達が可能であった可能性がある。

今後の車種選定においては、公平性及び経済性の観点から、評価項目について、十分検討を行うことが望ましい。

(4) プロボーザル等企画競争の実施を検討すべきである【意見】

あいち環境塾プログラム企画運営業務委託の1者随意契約の理由は、抽象的なものであり、かつ「他に競争しうる業者がない」とする根拠としても不明確であったため、2008年度以降、公益財団法人名古屋産業科学研究所との間で1者随意契約を続けている理由について、改めて照会を行った。

これに対し、「本事業は、企業・大学・行政等で環境の実務や研究に携わる方を対象に持続可能な社会づくりのリーダーを旨とする人材育成を実施する事業で、大学の最先端の研究と企業とのニーズを結びつけながら、受講生に有用な講義などを行うことが求められる。この条件を満たす組織は、大学の最先端の研究と企業の環境ニーズを結びつけ、大学の技術を民間企業に移転する文部科学大臣及び経済産業大臣の承認を受けたTLOの他はなく、現在、県内では、公益財団法人名古屋産業科学研究所しかこの承認を受けていない」(資源循環推進課)との説明がなされた。

たしかに、公益財団法人名古屋産業科学研究所は、愛知県内で唯一の承認TLOである。しかし、承認TLOとは、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第4条第1項に基づき、「特定大学技術移転事業の実施に関する計画」について、文部科学大臣及び経済産業大臣から承認を受けた者。そして、承認TLOについては、中小企業基盤整備機構からの債務保証(同法第6条)等の優遇措置を受けられるというものである。なお、承認TLO以外の者も、大学等から民間事業者等への技術移転を行うことは排除されていない。

第7 福祉局

1 組織と業務の概要

全6課3室で、子どもと子育て家庭への支援、障害者や高齢者への支援など健康で明るい県民生活を確保する業務を担当する。そのうち、後記4の契約を担当する組織と業務の概要は、以下のとおりである。

(1) 地域福祉課

Table with 2 columns: Group Name and Tasks. Groups include 恩給保護グループ, 生活保護グループ, 子ども未来応援グループ, 民間福祉活動支援グループ.

(2) 高齢福祉課

Table with 2 columns: Group Name and Tasks. Groups include 生きがい・福祉医療グループ, 施設グループ, 介護保険企画・審査グループ, 介護保険指定・指導グループ, 介護人材確保グループ.

(3) 児童家庭課

Table with 2 columns: Group Name and Tasks. Groups include 家庭福祉グループ, 児童虐待対策グループ, 児童入所施設グループ, 子どもの権利擁護推進グループ.

2 福祉局の契約の概況

あいち電子調達共同システム（CALS/EC）で公表している契約の状況は、【図表2-4】のとおりであった。

また、契約状況一覧によると、福祉局において、2022年度に締結された歳出を伴う契約の総数は308件、契約金額の総額は約5億8186.1万円である。費目別にみると、委託料が188件と全体の約6割を占め、次いで需用費（42件）、役務費（40件）、使用料及び賃借料（28件）、工事請負費（10件）となっている（【図表2-3】参照）。もっとも、工事請負費は、比較的金額の大きい契約が目立つ。

随意契約の割合は、193件と全体の約6割を占めている。このうち、企画競争に該当する契約は60件である。なお、契約総数308件のうち2件合計3億4316万8000円は新型コロナウイルス感染症に係るスクリーニング検査等業務（委託料、企画競争）であり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が無ければ発生しない費用である。これを除いた契約の総数は306件、契約金額の総額は約2億4754.5万円である。

3 契約相手の拘束

各課の契約金額TOP5等のうち、2022年度を基準として契約相手が続く契約を抽出したところ、福祉局においては、16件が該当した。このうち、一般競争入札の結果として、同一の契約相手と契約を締結している事例が1件あり、企画競争の結果として同一の契約相手と契約を締結している事例は6件存在した。企画競争によらない随意契約により、同一の契約相手と契約している契約は9件が該当する。うち1件の契約は、ベンダーロックインの可能性がある契約で、うち8件は、それ以外の理由で随意契約により同じ契約相手が連続していた。

契約相手が連続する状況については、【図表2-1-2】を参照。

福祉・介護の就職総合フェア開催事業

介護人材巡回マッチング強化事業

(イ) 資質の向上事業

介護人材再就業支援事業

(ウ) 労働環境・処遇改善事業

専門員によるフォローアップ支援事業

職場環境改善啓発事業

カ 委託料について

(ア) 契約金額決定方法

契約金額については、前年度の項目、単価、数量をベースに、次年度事業について、契約相手からの意見等も踏まえて、必要に応じて項目、単価、数量等を変更し、積算することにより決定している。

(イ) 支払方法

県は、本契約の委託料を、年4回（2022年4月、7月、10月、2023年1月）に分けて概算払で支払う。支払額は、支払月の資金収支計画に基づき、契約相手と協議の上、決定する。

(ウ) 額の確定

県は、契約相手から事業実績報告書の提出があった時は、10日以内にこれを検査し、委託料の金額の確定を行う。この結果、概算払した委託料が過払となった場合、契約相手に過払額を返還させる。確定した金額が概算払した委託料を上回った場合に関する定めはなく、不足額は契約相手の負担となる。

契約書、仕様書において、委託料の対象経費の定めはない。

(エ) 実績

2022年度は、額の確定を行った結果、人件費の執行残が108万2475円あり、過払となったことで、同金額が、契約相手から県に返還された。事業費は、上記オの各事業ごとにおいては、予算額と支出額に違いがあるものの、本事業全体の合計額は、予算額と支出額で合致していた。

2018年度から2021年度においても、2022年度と同様、人件費の執行残はあるが、本事業全体の事業費は予算額と支出額とで合致していた。

県によると、事業費の予算額と支出額が合致している理由は、契約相手において、事業費の支出額の合計が、委託料の事業費の合計額の範囲内となるよう事業を実施した結果、同額となったことである。

(オ) 法人運営繰入金

県が契約締結前に作成する予算執行書において、経費内訳が積算されている。この経費内訳には、法人運営繰入金という名の費用はない。本事業完了後、契約相手から提出された事業費支出内訳においては、法人運営繰入金という費目の支出が

4 個別契約等について

(1) 福祉・介護人材就業・定着支援事業の委託契約

ア 概要

福祉・介護業界への参加及び定着を促進する総合的な福祉・介護人材確保対策として、専門の相談員等によるハローワークや事業所等への巡回相談や、これから福祉・介護分野への就職を考える層を対象として実施する施設見学・出張セミナー・職場体験・就職フェア、あるいは退職予定者や介護分野の経験者を対象として実施する再就職支援事業等を一体的に実施する事業の委託契約である。

イ 契約内容

(ア) 契約種類 業務委託契約

(イ) 歳出節 委託料

(ウ) 契約相手 社会福祉法人愛知県社会福祉協議会

ウ 契約種別 随意契約2号セ（1者随意契約）

随意契約審査調書によると、随意契約とする理由は以下のとおりである。

本事業の実施に際しては、ハローワーク等の公的機関や社会福祉施設・介護事業所、学校等との連携・調整が必要であるほか、福祉・介護分野への就労支援についての専門的知識・技能や、特定の地域や分野に偏らずにサービスが提供できる全県域・全分野に渡るネットワークが必要となる。

契約相手は、社会福祉法第110条の規定により「都道府県の区域内において（中略）地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における市町村社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が参加する」こととされ、また同条において「社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修」を行うことが定められている公共的な団体であるとともに、都道府県ごとに1か所のみの福祉人材センター（同法第93条第1項）に指定され、長年に渡る福祉・介護人材の育成・確保等に係る豊富な経験及び専門性を有する県内唯一の団体であり、他に競争しうる適切な者はいない。

エ 契約金額 (円)

年度	2023	2022	2021	2020	2019	2018
金額	66,996,000	68,218,000	68,975,000	69,485,000	70,026,000	69,385,000

オ 事業内容

(ア) 参入促進事業

高校生・資格取得見込者向け施設見学事業

就職支援出張セミナー事業

福祉・介護職場体験提供事業

元気な高齢者の活用による介護人材確保対策事業

巡回就職相談事業

計上されている事業がある。県によると、法人運営繰入金とは、「PCサーバー、財務システム等のリース・保守代、利用料」で、契約相手が法人全体で一括契約し、各事業で使用しているパソコンの台数等で按分して計算しているとのことである。具体的に、「PCサーバー、財務システム等のリース・保守代、利用料」の総額がいくらかで、どのような計算方法により按分計算を行っているのか、県は把握していないかった。

2018年度から2022年度までの法人運営繰入金の金額は、【図表3-2】のとおりである。各事業において、法人運営繰入金に計上される年と計上されない年があり、計上額も年度により大きな違いがある。県は、この違いの理由を把握していないかった。

【図表3-2】2018年度から2022年度までの法人運営繰入金の金額 (円)

	2022	2021	2020	2019	2018
(1) 参入促進事業					
① 高校生資格取得見込者向け施設見学事業	143,440	18,337			
② 就職支援出張セミナー事業		7,881			
③ 福祉・介護職場体験提供事業		17,402			
④ 元気な高齢者の活用による介護人材確保対策事業	99,000	19,709	114,023	114,023	
⑤ 巡回就職相談事業	99,000	10,942	114,023	114,023	
⑥ 福祉・介護の就職総合フェア開催事業		155,463			
⑦ 介護人材巡回マッチング強化事業	99,000	117,223			
(2) 資質の向上事業					
① 介護人材再就業支援事業	99,000	128,589	114,023		
(3) 労働環境・処遇改善事業					
① 専門員によるフロアアップ支援事業		41,714	44,023	114,023	
② 職場環境改善啓発事業		43,729	184,023	228,046	
合計	539,440	560,989	570,115	570,115	0

キ 2022年度の実施状況

以下の事業においては、本契約における仕様書で予定していた内容の事業が実施できなかった。それでも、(ア)では支出額が予算額を大きく上回り、(イ)及び(ウ)は、支出額は予算額とほぼ同じであった。県は、その理由を把握していないかった。

(ア) 元気な高齢者の活用による介護人材確保対策事業

仕様書では、「県内の一定規模以上の企業等（介護分野以外）を訪問のうえ人事担当者等と面会し、定年退職者向けの介護の仕事に関する紹介等を行う。」「企業訪問について、月4社以上を目安として実施すること。」とされている。

しかし、2022年度は、訪問を希望する企業がなかったため、企業訪問を行わず、書面により実施された。

2022年度予算額と支出額の相違は【図表3-3】のとおりである。仕様書のとおりの実施できなかったものの、支出額は予算額を約74万円上回っている。特に、消耗品費が約56万円も上回っている。

【図表3-3】2022年度予算額と支出額の相違 (円)

	予算額	支出額	差額
非常勤職員給与	987,840	1,144,675	-156,835
役員旅費	96,960	1,030	95,930
消耗品費	67,993	625,264	-557,271
印刷製本費	72,249	121,880	-49,631
通信運搬費	69,012	36,101	32,911
業務委託費	57,038	165,000	-107,962
賃借料	99,908		99,908
法人運営繰入金		99,000	-99,000
合計	1,451,000	2,192,950	-741,950

(イ) 介護人材巡回マッチング強化事業

仕様書では、「専門員が、福祉人材センターやハローワーク等に求人登録していない介護事業所等を訪問し求人事業所の新規開拓を行うほか、既に登録済の求人事業所の新規求人相談を行う。」「介護事業所等の訪問は、新規開拓については年間60箇所程度・・・を目安として実施すること。」とされている。

しかし、2022年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、新規開拓のための訪問は14箇所にとどまった。

2022年度予算額と支出額の相違は【図表3-4】のとおりである。新規開拓のための訪問は60箇所程度を予定していたところ14箇所にとどまったが、支出額合計はほぼ予算額どおりであった。内訳をみると、業務委託費の支出額が約53万円も予算額を上回っている。

【図表3-4】2022年度予算額と支出額の相違 (円)

	予算額	支出額	差額
報償費	7,200,000	6,833,816	366,184
役員旅費	1,454,400	1,083,885	370,515
消耗品費	36,817	16,840	19,977
印刷製本費	160,289	287,401	-127,112
通信運搬費	409,548	508,869	-99,321
業務委託費	57,038	582,270	-525,232
賃借料	99,908		99,908
法人運営繰入金		99,000	-99,000
合計	9,418,000	9,412,081	5,919

(ウ) 専門員によるフロアアップ支援事業

仕様書では、「福祉人材センター事業を通して就職した人を対象に、専門員が就職先の介護事業所等に出向き、職場での勤務状況の聴取や当人からの相談対応を行うとともに、訪問時には経営・管理者等と面談し、事業所のニーズに合わせて経

営や職場環境の改善等に関する相談対応を行う」「介護事業所等の訪問は、年間70箇所程度を目安として実施する」とされている。

しかし、2022年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、訪問先は10箇所の訪問にとどまった。

2022年度予算額と支出額の相違は【図表3-5】のとおりである。介護事業所等の訪問は70箇所程度予定していたところ10箇所にとどまったが、支出額合計はほぼ予算額通りであった。

【図表3-5】2022年度予算額と支出額の相違 (円)

	予算額	支出額	差額
報償費	2,880,000		2,880,000
役員旅費	218,160	10,870	207,290
消耗品費	13,283	21,220	-7,937
印刷製本費	69,075	286,538	-217,463
通信運搬費	76,536	79,611	-3,075
業務委託費	57,038	2,777,244	-2,720,206
賃借料	99,908		99,908
賃金		99,990	-99,990
合計	3,414,000	3,275,473	138,527

(2) 愛知県母子家庭等就業支援センター事業の委託契約

ア 概要

母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の就業を促進し、自立支援を推進するため、愛知県母子家庭等就業支援センター事業実施要綱に基づき、就業支援員による就業促進活動(就職準備・離職セミナー、就業支援講習会の開催、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦が抱える諸問題について弁護士による特別相談、養育費の取り決め等)に係る相談、情報配信、専門家によるキャリア設計の支援等を実施する事業の委託契約である。

イ 契約内容

- (ア) 契約種類 業務委託契約
- (イ) 歳出節 委託料
- (ウ) 契約相手 社会福祉法人愛知県母子寡婦福祉連合会
- ウ 契約種別 随意契約2号セ(1者随意契約)
- 随意契約審査調書によると、随意契約とする理由は以下のとおりである。
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法において、県は、母子家庭の母等及びその児童の雇用促進を図るため、母子・父子福祉団体と緊密な連携を図ることが規定されており、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法においても、県は、

国の施策に準じて母子家庭等の就業の促進を図るため必要な施策を講ずるよう努めることとされている。

また、就業支援事業の実施要綱において事業者は職業紹介の許可を受けることが望ましいこととされており、愛知県母子寡婦福祉連合会は無料職業紹介所の許可を得ている。

契約相手は、母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する母子・父子福祉団体として県内全域を対象とする唯一の団体であり、母子家庭等及び寡婦自身によって運営され、自らの経験をもとにした相談支援、研修活動も行われている。

委託内容の各事業を一体的に実施できる事業者は他にはないため、本事業を契約相手に委託する。

年度	2023	2022	2021	2020	2019	2018
金額	36,662,000	36,682,000	36,689,873	32,687,122	32,647,492	32,545,766

オ 事業内容

- (ア) 実施事業
 - ① 就業支援事業 (就業促進活動相談関係者の活動支援)
 - ② 就業支援講習会等事業 (就職準備・離職セミナー、就業支援講習会)
 - ③ 就業情報提供事業
 - ④ 母子家庭等相談窓口強化事業
 - ⑤ 母子・父子自立支援プログラム策定事業
 - ⑥ 特別相談事業 (弁護士による特別相談)
 - ⑦ 母子家庭等就業支援事業 (求人情報等配信事業)
 - ⑧ 養育費相談事業 (養育費に関する相談)
 - ⑨ ひとり親家庭等就業支援講習会

上記のうち①②③⑥⑧⑨は、名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市及びひー音市との合同事業であり、④⑤⑦⑨は愛知県の単独事業である。

(イ) 養育費相談事業について

愛知県母子家庭等就業支援センター事業実施要綱には、「養育費確保のため、養育費に関する専門知識を有する相談員(以下、「養育費相談員」という。)を設置し、養育費の取り決めや支払いの履行強制執行に関する相談・調整や情報提供等を実施する。養育費相談員は、養育費に関する相談のほか、面会交流等の問題も含め相談に応じるとともに、離婚後のみならず、離婚前の者も対象として実施するものとし、必要に応じて弁護士等の紹介を行う。なお、養育費相談の実施に当たっては、適宜、養育費相談支援センターの助言を受ける等、同センターと連携して行う。」と定められている。そして、本契約の仕様書では、司法書士または行政書士による面接相談を概ね週1回実施するものとされている。

2022年度の相談実施状況は、電話相談は130人（相談内容は、離婚・親権47件、養育費79件、面交流39件、支払の履行・強制執行22件、その他53件）、面接相談は12人（相談内容は、離婚・親権8件、養育費8件、面交流8件、支払の履行・強制執行3件、その他2件）であった。

カ 委託料について

(ア) 契約金額決定方法

契約内容（仕様書）を契約相手に示し、契約相手から事業内容の実施に係る見積書を提出させることにより契約金額を決定している。

(イ) 支払方法

県は、本契約の委託料を、年4回（2022年4月、7月、10月、2023年1月）に分けて概算払で支払う。支払額は、契約相手が提出する資金計画書に基づき、県が決定する。

(ウ) 額の確定

県は、契約相手から事業実績報告書の提出があった時は、10日以内にこれを検査し、検査の結果、本契約に適合すると認めるときは、委託料の額の確定を行う。委託料の額は、契約金額と事業の実施に要した実支出額のいずれか少ない方とされる。概算払した委託料が確定した委託料より多い場合、契約相手はその差額を県に返還する。確定した委託料が、概算払した委託料より多い場合は、その超過額は契約相手の負担となる。名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市及び一宮市との合同事業については、国勢調査の人口比率により按分して、各自自治体の負担額が決定されている。

契約書、仕様書において、委託料の対象経費の定めはない。

(エ) 実績

愛知県母子家庭等就業支援センター事業決算書によると、2022年度の当初予算額、支出額は【図表3-6】のとおりであり、予算額と支出額は、各費目により相違はあるものの、合計額は合致している。

なお、「促進活動費」「報償費・賃金・委託料」「旅費」「需用費」「通信運搬費」といった費目により計上されているものと、「求人情報等配信」「母子家庭等相談窓口強化」「ひとり親就業支援講習会」といった事業名により計上されているものがある。県の説明によると、費目名により計上されているものは、本事業開始当初から行われていた事業（求人情報等配信）「母子家庭等相談窓口強化」「ひとり親就業支援講習会」以外の事業の総支出額を費目別に計上したものであり、事業名により計上されているものは、本事業開始後に追加で行われるようになった事業の各事業費であるとのことであった。

【図表3-6】2022年度の当初予算額、支出額 (円)

	予算額	支出額	差額
促進活動費	3,829,065	3,829,065	0
報償費・賃金・委託料	9,421,798	9,653,224	-231,426
旅費	23,443	0	23,443
需用費	806,665	610,501	196,164
通信運搬費	63,882	52,063	11,819
求人情報等配信	4,800,000	4,800,000	0
母子家庭等相談窓口強化	10,100,000	10,100,000	0
ひとり親就業支援講習会	7,637,147	7,637,147	0
合計	36,682,000	36,682,000	0

事業名により計上されているものうち、「母子家庭等相談窓口強化」事業について、費目別に県種算額と支出額を比較すると、【図表3-7】のとおりであった。各費目により相違はあるが、合計額は合致していた。「求人情報等配信」及び「ひとり親就業支援講習会」も同様に、各費目に相違はあるが、合計額では県種算額と支出額が合致していた。

【図表3-7】費目別に県種算額と支出額を比較 (円)

	県種算額	支出額	差額
人件費	給料	8,070,435	
	諸手当	92,240	
	共済費	636,992	359,232
	健康診断	27,613	
旅費	588,000	503,140	84,860
	印刷製本	224,186	
消耗品費等	100,000	233,355	-357,541
	225,488	312,039	-86,551
集中相談事業	10,100,000	10,100,000	0
合計	10,100,000	10,100,000	0

このように、各費目によって予算額あるいは県種算額と支出額に相違があるのに、合計額は合致しており、これが偶然であるとは考えにくい。予算額と支出額の合計額が合致している点について、県の説明は、2022年度において、「報償費・賃金・委託料の支払額が予算額を超過する見込みであったことから、消耗品などの経費を見直すことで調整している」とのことであった。「調整」とは、具体的には、「報償費等の支出見込みが超過する可能性が生じたため、本事業に係る消耗品等の支出を抑える調整がされている」とのことである。

また、2018年度～2021年度においても同様、予算額と支出額において、各費目に相違はあるが、合計額は合致していた。

(3) 愛知県地域生活定着支援センター運営事業の委託契約

ア 概要

「愛知県地域生活定着支援センター」は、高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院）退所予定者及び退所者等に対し、矯正施設、保護観察所等と連携・協働しつつ、矯正施設入所中から退所後まで等において一貫した相談支援を実施することにより、その社会復帰及び地域生活への定着を支援する事業の委託契約である。

イ 契約内容

(ア) 契約種類 業務委託契約

(イ) 歳出節 委託料

(ウ) 契約相手 特定非営利活動法人くらし応援ネットワーク

ウ 契約種別 企画競争2号（応募者1名）

本事業の契約相手は企画競争を実施し決定している。直近5年間の企画競争参加者数は、2018年度1事業者、2019年度2事業者、2020年度2事業者、2021年度1事業者、2022年度1事業者、2023年度3事業者で、いずれの年度においても、契約相手が選定されている。

エ 契約金額

年度	2023	2022	2021	2020	2019	2018
金額	38,925,000	45,100,000	44,667,000	32,500,000	29,500,000	23,000,000

2019年度は、職員体制を6名から8名に増員したため、前年度より650万円の増額となった。2020年度は、新たに「地域ネットワーク強化業務」を追加したため、前年度より300万円の増額となった。2021年度は、職員体制を8名から9名に増員し、また、新たに「高齢・障害被疑者等支援業務」を追加したため、12万7000円の増額となった。

2022年度は、当初の契約額は前年度と同じ446万7000円であったが、非対面方式の業務に対応するためのICT機器導入等の経費とするため、契約金額を43万3000円増額する内容の変更契約が締結された。

オ 事業内容

(ア) コーディネイト業務

保護観察所からの依頼に基づき、入所者等を対象として、福祉サービス等に係るニーズの内容の確認等を行い、受入先施設等のあっせん又は福祉サービス等に係る申請支援等を行う。

(イ) フォロアアップ業務

上記コーディネート業務あっせんにより、矯正施設から退所した後、社会福祉施設等を利用している者に関して、本人を受け入れた施設等に対して必要な助言を行う。

(ウ) 相談支援業務

懲役若しくは禁錮の刑の執行を受け、又は保護処分を受けた後、矯正施設から退所した者及び、その他センターが福祉的な支援を必要とすると認める者の福祉サービス等の利用に関して、本人又はその関係者からの相談に応じて、助言その他の必要な支援を行う。

(エ) 被疑者等支援業務

刑事司法手続の入口段階にある高齢又は障害のある被疑者等で釈放後に自立した生活を営むことが困難な者に対して、釈放後直ちに福祉サービス等を利用できるように以下の①から③までを実施する。

① 検察庁、保護観察所、弁護士等からの依頼に基づき、被疑者等と面会し、福祉ニーズ、釈放後の生活の希望等からの聞き取りを行う。

② 市町村、福祉施設等への釈放後の福祉サービス等の利用調整、釈放時の福祉事務所、受入福祉施設等への同行、手続の援助等を行う。

③ 起訴猶予、執行猶予等による地域生活移行後は、受入施設との調整、福祉サービスの相談支援など定着のための継続的な援助等を行う。

(オ) 地域のネットワークの構築と連携促進業務

センター、保護観察所、受入先となる関係機関等による連絡協議会等において、情報交換、対象者の退所後の生活についての検討を行うなど、恒常的な連携が確保できるよう努める。また、矯正施設退所者等が継続した地域生活を送るために、地域の関係機関が適切な支援を実施できるよう、普段から会議や研修会を実施するなど連携及び地域の支援技術の向上に努める。

(カ) 情報発信業務

センターは、本事業について、地域住民の理解が得られるよう普及啓発に努める。

(キ) 地域ネットワーク強化業務

複雑困難な事例の増加や支援期間の長期化等の課題に対応するため、よりケースに近い地域社会での本事業への理解の促進及びネットワークの構築、強化が求められていることから、地域ネットワーク強化のための取組として以下の①から③までを実施する。

① 地域福祉支援検討会の実施

地域社会の支援対象者への理解を促進し、円滑な調整支援及び地域生活への定着に資することを目的に行う地域の関係者を交えた事例を基にした支援検討会であって、地域（県全域を対象に行うものを除く）で実施する。

② 福祉事業者巡回開拓の実施

地域の福祉資源を広く的確に把握して支援協力者の確保を図るとともに本事業への理解を深めることで円滑な地域移行につなげるため、地域にある福祉関係の事業所等を巡回訪問する。

手において、何らかの数字上の調整を行った結果、予算合計額と支出合計額が合致しているのではないかと思われる。

また、前4(1)カ(オ)で述べたとおり、法人運営繰入金という名目の支出があるが、法人運営繰入金が増上されている年と計上されていない年があり、計上額も年度により大きな違いがある。県は、この理由を把握しておらず、法人運営繰入金の詳細な計算方法も把握していなかった。

さらに、個別の事業でも疑問のある支出がある。例えば、前4(1)キで述べたとおり、「元氣な高齢者の活用による介護人材確保対策事業」においては、仕様書どおりの事業が実施できなかったにも関わらず、支出額が予算額を約74万円上回っており、特に、消耗品費が約56万円上回っている。「介護人材巡回マッチング事業」及び「専門員によるフォローアップ支援事業」においては、仕様書どおりの事業が実施できなかったにも関わらず、支出額は予算額どおりとなっている。これらの理由については、県は、調査を行っていないかった。

イ 愛知県母子家庭等就業支援センター事業の委託契約

前4(2)カ(エ)で述べたとおり、本契約の支出について、各費目により予算額と支出額に相違はあるものの合計額は合致している。この点について、県の説明は、「報償費・賃金・委託料の支払額が予算額を超過する見込みであったことから」「本事業に係る消耗品等の支出を抑える調整がされている」とのことであった。しかし、県は、具体的にどのようにして支出を抑えたのか、把握していなかった。

上記でも述べたとおり、支出額は、事業の実施状況や市況によって流動的であるはずであり、予算額と完全に合致するよう支出を行うことはほぼ不可能であると思われる。本契約に関しては、本契約内の本契約内の各事業ごとの予算額及び支出額も合致していた。これは、実支出額の調整ではなく、数字上の調整が行われた結果であると思われる。

個別の支出についても、例えば、前4(2)カ(エ)で述べたとおり、「母子家庭等相談窓口強化」事業について、人件費が約36万円余り、消耗品費等は約36万円実支出額が上回っている。この消耗品費等の増額について、実際に事業に必要な支出を行った結果であれば問題はないが、予算を過ぎるために不必要な消耗品等を購入したり、計算上の調整をしているのであれば問題である。

ウ 指摘

契約上、額の確定を行い精算することが予定されている場合、正確な精算のために、実支出額の正確な把握を行うべきである。ところが、県は、上記ア及びイのような疑問のある実支出額について、詳細な調査を実施していなかった。県の調査は不十分であるといわざるをえない。正確な実支出額を把握することは、将来、委託料額を相当な金額にすることも資する。

③地域福祉研修の実施

支援対象者を受け入れた福祉事業者及び今後の支援対象者の受入れが予想される福祉事業者等に対し、支援対象者への福祉支援のノウハウを広く共有することを目的に行う研修であって、地域(県全域を対象)に行うものを(除く)で実施する。

カ 委託料について

(ア) 支払方法

県は、本契約の委託料を、年2回(2022年4月、9月)に分けて支払う。支払額は、契約相手が提出する資金計画書に基づき、県と契約相手が協議のうえ決定する。

(イ) 額の確定

県は、契約相手から事業実績報告書の提出があった時は、10日以内にこれを検査し、検査の結果、本契約に適合すると認めるときは、委託料の額の確定を行う。この結果、概算払した委託料が過払となった場合、契約相手に過払額を返還させる。確定した金額が概算払した委託料を上回った場合に関する定めはなく、不足額は契約相手の負担となる。

(ウ) 実績

2018年度から2022年度までの支出実績額及び契約金額との差額は【図表3-8】のとおりである。本事業に関して、毎年大幅な赤字となっており、2018年から2022年にかけての赤字額は年平均約1701万円である。

【図表3-8】 支出実績額及び契約金額との差額 (円)

年度	2022	2021	2020	2019	2018
支出額	59,345,100	63,486,807	48,827,665	48,631,061	39,571,062
差 額	-14,245,100	-18,819,807	-16,327,665	-19,131,061	-16,571,062

5 監査の結果

(1) 額を確定し精算する委託では正確な精算のため実支出額を正確に把握すべき【指摘】

ア 福祉・介護人材就業・定着支援事業の委託契約

前4(1)カ(エ)において述べたとおり、契約相手から提出された事業費支出内訳書によると、各事業の予算額と支出額に違いはあるものの、予算合計額と支出合計額は合致していた。この点について、県の説明は、契約相手において、各事業費の支出額の合計が、委託料の事業費の合計額の範囲内となるよう事業を実施した結果、同額となったことである。しかし、契約相手において、どのように予算合計額と支出合計額を合致させているのか、県は把握していなかった。

支出額は、事業の実施状況や市況によって流動的であるはずであり、予算額と完全に合致するよう支出を行うことはほぼ不可能であると思われる。そうすると、契約相

い（大阪高等裁判所平成26年6月12日判決）とされており、行政書士法第1条の2は弁護士法第72条ただし書きの例外には当たらない。すなわち、行政書士は、弁護士法72条に該当するものであるときはその業務を行うことができず、そして、本件養育費相談を行うことは、上記のとおり、弁護士法第72条の「鑑定」「その他の法律事務」を取り扱ったものと考えられる。また、相談担当の行政書士にも、契約相手から相談費用が支払われている。

そうすると、行政書士が本件養育費相談を行うことも、弁護士法第72条に違反するものであると考えられる。

以上のとおり、司法書士または行政書士が、本件養育費相談を行うことは違法であるが少なくともその疑いが強いが、県は、本件養育費相談は、司法書士または行政書士の業務範囲内で行われているものと認識していたことであった。そこで、県は、司法書士または行政書士の業務範囲を把握したうえで、委託先が、弁護士法72条に違反する法律相談を司法書士または行政書士に依頼することのないよう、本契約の仕様書を見直し、履行状況を確認するべきである。

(3) 事業決算書の記載について支出費目により計上するよう統一されたい【意見】

愛知県母子家庭等就業支援センター事業における事業決算書の費目については、契約相手から提出された事業決算書において、支出費目により計上されているものと事業名により計上されているものが混在していた。このような記載をする合理的理由はなく、情報が混在していることは、事業費についての事後検証に支障となるだけである。よって、事業決算書の記載について、支出費目により計上するよう統一したほうがよいと考える。

(4) 大幅な赤字の理由を調査し必要に応じ事業内容や委託金額を見直されたい【意見】

愛知県地域生活定着支援センター運営事業は、2018年度から2022年度まで、平均1701万円の大幅な赤字と報告されているものの、その理由について詳細な調査を行っていない。大幅な赤字が続くと、契約相手の財務状況によっては、契約相手が本事業を履行できなくなる可能性がある。また、本件は、企画競争により契約相手を選定しているところ、2019年度、2020年度は2者、2023年度は3者からの応募があったものの、2018年度、2021年度及び2022年度の企画競争参加者は、契約相手1者のみであり、今後契約相手の確保が困難となる可能性も否定できない。

県は、本事業が大幅な赤字と報告されている理由を調査し、必要に応じ、事業内容や委託金額の見直しをしたほうがよいと考える。

よって、県は、額の確定にあたり、少なくとも、県の当初積算額と大きな相違のある支出については、委託経費として相当なものであるのか等、より詳細な調査を行うべきである。

(2) 弁護士法に抵触するとの疑いを残さないよう対応すべきである【指摘】

愛知県母子家庭等就業支援センター事業における養育費相談事業では、委託先が、弁護士法72条に違反する依頼をすることのないよう、本契約の仕様書を見直し、履行状況を確認するべきである。

弁護士法第72条は以下のとおり規定し、非弁護士の法律事務の取扱い等を禁止している。

第72条 弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることができない。ただし、この法律又は他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

司法書士は、養育費請求や離婚請求においては、司法書士法第3条4号及び5号に基づき、弁護士法第72条ただし書きの「他の法律に別段の定めがある場合」として、裁判所提出書類の作成について、司法書士は、依頼者からの事情聴取とその法律の整理をすることができ（大阪高等裁判所平成26年5月29日判決等）とされている。

ところが、本件養育費相談は、「養育費確保のため」の相談であり、「養育費に関する相談のほか、面会交流等の問題も含め相談に応じるとともに、離婚後のみならず、離婚前の者も対象として実施する」ものであって、県が本契約の運用に關し定めている実施要綱では、「養育費に関する相談のほか、面会交流等の問題も含め相談に応じるとともに、離婚後のみならず、離婚前の者も対象として実施するものとし、必要に応じて弁護士等の紹介を行う」と記載されており、裁判所提出書類の作成のための相談ではない。実際に実施された相談内容は、養育費相談以外に、離婚・親権、面会交流及び支払の履行・強制執行に関する相談もある。相談においては、相談担当者の見解に基づいたアドバイスも述べられているから、本件養育費相談を行うことは、弁護士法第72条の「鑑定」「その他の法律事務」を取り扱ったものと考えられる。また、相談担当の司法書士には、契約相手から相談費用が支払われている。

そうすると、司法書士が本件養育費相談を行うことは、「報酬を得る目的」で、「一般の法律事件」に関して「鑑定」若しくは「その他の法律事務」を取り扱ったものとして、弁護士法第72条に違反するものであると考えられる。

また、行政書士は、養育費請求や離婚請求においては、行政書士法第1条の2第1項及び1条の3第1項4号に基づき、「権利義務又は事実証明に関する書類」を作成すること、その「作成について相談に応じること」が認められている。そして、その作成が一般の法律事務に当たらないものは、「権利義務又は事実証明に関する書類」に含まれない

第8 保健医療局

1 組織と業務の概要

保健医療局は、健康づくりや医療など健康で明るい県民生活を確保するための事務を行っている。

保健医療局は、「健康医務部」、「生活衛生部」及び「感染症対策局」によって構成されており、「健康医務部」は4課2室、「生活衛生部」は2課、「感染症対策局」は1課2室によって構成されている。そのうち4の契約を担当する組織と業務の概要は、以下のとおりである。

保険・後期高齢者医療グループ	保健医療局 健康医務部 国民健康保険課
国保運営グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険医療機関等の指導、監査に関すること ・ 診療報酬、療養費に関すること ・ 後期高齢者医療制度に関すること ・ 愛知県国民健康保険団体連合会に関すること
国保財政グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民健康保険の事業運営に関すること ・ 国民健康保険運営方針に関すること ・ 市町村・国民健康保険組合の指導に関すること
生活医療局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民健康保険の財政運営に関すること ・ 国民健康保険事業特別会計に関すること ・ 国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関すること

(2) 生活衛生部 医安全課

薬事グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 薬剤師に関すること ・ 薬局、医薬品販売業に関すること ・ 薬局製造販売医薬品に関すること ・ 緊急用医薬品に関すること ・ 医療機器販売業及び貸与業に関すること ・ 医薬分業の推進に関すること
毒劇物・麻薬・血液グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毒物及び劇物の取締りに関すること ・ 麻薬、向精神薬、あへん、大麻及び覚醒剤の取締りに関すること ・ 薬物の乱用防止の推進に関すること ・ 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関すること ・ 骨髄バンク推進対策に関すること ・ 骨髄提供者助成事業費補助金に関すること ・ 健康危機管理調整会議に関すること
監視グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 薬局、医薬品販売業及び医薬品等製造販売業等の監視指導に関すること ・ 医薬品等の安全性に関すること ・ 危険ドラッグに関すること ・ 無承認無許可医薬品に関すること ・ 菓草園の管理運営に関すること
生産グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医薬品等の製造販売業、製造業及び医療機器修理業に関すること ・ 知事権限の医薬品及び医薬部外品製造販売承認に関すること ・ 医薬品等の適合性調査に関すること ・ PIC/S（医薬品査察協定及び医薬品査察協同スキーム）に関すること

2 保健医療局の契約の概況

あいち電子調達共同システム（CALS/EC）で公表している契約の状況は、【図表2-4】のとおりであった。また、契約状況一覧によると、【図表2-3】のとおりであった。

3 契約相手の拘束

各課の契約金額TOP5等のうち、2022年度を基準として契約相手が続く契約を抽出したところ、保健医療局においては、30件が該当した。このうち、一般競争入札の結果として、同一の契約相手と契約を締結している事例が3件あり、企画競争の結果として同一の契約相手と契約を締結している事例や企画競争によらない随意契約により、同一の契約相手と契約している契約は、合計で27件存在した。

契約相手が連続する状況については、【図表2-13】を参照。

4 個別契約等について

(1) 保険薬局健康相談事業の委託契約

ア 概要

市町村国保被保険者の通正服薬等を推進するため、保険調剤薬局において、薬剤師における対象者（服薬行動支援が必要な者など）の服薬適正化や生活習慣改善等のための健康相談を実施する。

本事業は2022年度からモデル事業として開始され、同内容の事業を2023年度も実施している。

イ 契約内容

- (ア) 契約種類 業務委託契約
- (イ) 歳出節 委託料
- (ウ) 契約相手 株式会社薬事政策研究所
- ウ 契約種別 企画競争2号

本業務では、対象者への健康相談を実施する薬剤師に対して研修及び指導等を行うため、専門性に加え企画力が要求される。そのため入札価格のみによる競争ではなく、県の企画意図を最大限反映させることができるよう、企画提案を公募し、最も優れた企画提案を行った者と委託契約を締結する。

エ 契約金額 (円)

年度	2023	2022	2021	2020	2019	2018
金額	6,067,600	6,875,000				

オ 契約金額の変更

本契約では、2023年3月13日に変更契約書を締結し、仕様の健康相談実施者の「(見込)は150人」が「は32人」に、契約金額「6,875,000円」が「4,005,320円」に変更された。

変更協議の理由については、下記のとおり説明されている。

仕様書4(2)アに定める「健康相談の実施者数の縮小」について、当該業務の実施期間と新型コロナウイルス感染症の感染拡大時期が重なった影響で、当初の見込みよりも大幅に実施者数が縮小された。
よって、契約金額の正当性を確保するため、実施者数の実績である32人に基づいて、契約金額を適正に積算し直す必要がある。

また、関連措置として、下記のとおり、結果報告書の作成の方式が変更されている。
仕様書4(5)に定める「結果報告書の作成」について、事業全体版及び市町村別報告書の作成を想定していたが、健康相談の実施者数の縮小に伴い、市町村別版報告書を作成する必要が乏しくなくなったため、市町村別版報告書を事業全体版報告書に統合して作成することとする。
※仕様書の記載内容への影響はなし。

上記変更の理由については、「当初の契約時点において見通すことが困難な事情」であるため、愛知県財務規則第134条第1項に定める「やむを得ない理由により必要があるとき」に該当し、契約の変更が可能であると判断された。

カ 健康相談実施者数の減少について
本契約が締結されたのは、2022年7月7日で、健康相談の面談が実施されたのは、2022年10月7日から同年12月16日までの間で、オンラインで実施された面談もあった。

また、事業報告書によると、「事業には30市町村が参画し、当該市村の対象者1,123人に対して、適正服薬に関する通知や、薬局での健康相談への案内文書を送付した。」が、健康相談に参加したのは32人で、対象者のうち健康相談に参加した者の割合は約2.8パーセントにとどまっている。コールセンターに電話を掛けてきたものの、結果的に事業に参加しなかった対象者から聞き取った主な理由は、下記のとおりであった。

記

- ① 普段から医師による診察時に相談するので、薬局への相談は不要と考えられている。
- ② 普段行っているのは別の薬局を紹介されたので、行きたくない。
- ③ 案内文書の内容が分かりにくい。

キ 事業実績の評価

ヒアリングによると、相談者一人一人の服薬の行動変化がみられるため、一定の効果があると考えられている。

- (2) 業務関係許認可事務処理システム改修業務委託一式

ア 概要

業務関係許認可事務処理システム（以下「本システム」という）の改修業務を委託するものである。医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に係る事務処理を行うため、県で運用している業務システムは、医薬安全課及び各県保健所の職員の一人一台パソコンから、Internet Explorer11を使用して、ネットワーク経由で行内クラウド上のプログラムにアクセスし、申請等情報の入力、許可証等の出力及び台帳管理等を行う仕様となっている。そのサポート終了に伴い「Microsoft Edge」「Google Chrome」に対応するようプログラムの改修を行う。

イ 契約内容

- (ア) 契約種類 業務委託契約
- (イ) 歳出節 委託料
- (ウ) 契約相手 株式会社静岡情報処理センター
- ウ 契約種別 随意契約2号セ（1者随意契約）

契約相手は、2016年に本システムを開発し、本システムの保守作業の保守作業についても受託している。当該業者は、システムに係る著作権を保有しており、当該システムはパッケージ製品であるため、ソースプログラムの情報、システムの情報及びデータ構造に関する情報を他社へ開示することができないことから、現行システムのプログラムを熟知している唯一の業者である。プログラムを改修する必要がある本業務を遂行できる業者は他に以在しないことから、随意契約する。

エ 契約金額 (円)

年度	2023	2022	2021	2020	2019	2018
金額	3,044,250	6,435,000	4,653,000			

オ 2021年度の委託業務の内容・経緯

2019年12月4日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部を改正する法律が公布され、新たに「機能別の薬局の知事認定制度（以下「認定薬局制度」という）が導入されることとなった（2021年8月1日施行）。新たに導入される「認定薬局制度」は、薬剤師・薬局を取り巻く現状が変化する中、患者が自身に適した薬局を選択可能にすることを目的として、薬局開設者の申請に基づき機能別①地域連携薬局、②専門医療機関連携薬局）に薬局を知事が認定（政令・中核市内を含む全ての薬局が対象）するものである。新たな認定制度が導入されたことから、現在、県において運用を行っている業務システムの改修を行う必要がある。

本システムは、2016年に契約相手が開発し、運用保守を行っている。契約相手は、当該システムに係る著作権を保有しており、当該システムはパッケージ製品であるため、ソースプログラムの情報、システムの情報及びデータ構造に関する情報については他社へ開示することはできない。このことからプログラムを改修する必要がある本業務を遂行できる業者は、他に存在しないため、契約相手と随意契約を締結することとする。

- (3) 業務関係許認可事務処理システム保守業務委託事業

ア 概要

業務関係許認可事務処理システム（本システム）の保守業務を委託するものである。

イ 契約内容

- (ア) 契約種類 業務委託契約
- (イ) 歳出節 委託料

キ 著作権等の帰属

本システムの著作権等の帰属については、契約書第2条において、新規に作成した著作物の著作権は、引渡しの完了をもって県に譲渡されるが、契約相手が従前から著作権を有していたもの及び業務実施上利用するため、独自に創作したものに關する権利については、契約相手に留保されるものとされている。

ク 開発費用その他経費の総額

2016年度から2023年度まで8年間で3000万円弱の経費が発生した。

【図表3-9】2016年度から2023年度まで8年間で3000万円弱の経費(円)

Table with columns for years (2016-2023) and rows for development costs, maintenance costs, and total costs.

5 監査の結果

(1) 事業の効果を考慮し事業継続について慎重に検討されたい【意見】
保険薬局健康相談事業については、相談者は、「生活習慣(食事、運動、睡眠、その他)」、「服薬行動」、「医療費使用行動」の各種項目の中から3項目を選んで、目標を設定することになっているところ、2022年度に実施された相談では、健康相談実施者(途中辞退者含む)32人中14人は「服薬行動」及び「医療費使用行動」に関する目標を設定しておらず、また、設定された目標合計95件(32人×3項目-1項目)のうち69件は「服薬行動」及び「医療費使用行動」目標ではなく、「生活習慣(食事、運動、睡眠、その他)」に関する目標であった。そして、「生活習慣(食事、運動、睡眠、その他)」に関する目標としては、具体的には、食生活習慣として「栄養バランスを改善する」「減塩/減脂/減糖」などが、運動習慣として「運動の採用」などが、睡眠習慣として「昼寝を減らす」「睡眠時間を改善する」などが、その他の習慣として「血圧を測定する習慣をつける」などが挙げられていたため、事業の主眼がどこにあるのか疑問が生じた。

この点県によると、本件事業は重複・多剤投与者など服薬行動支援が必要な者に対して薬剤師が健康相談を行うものであり、全ての相談者に対して、目標設定の前に服薬状況に応じた適正服薬についての助言、薬剤の重複等服薬による身体への影響に関する説明、残薬の有効活用、お薬手帳の活用、その他適正服薬についての知識の提供、生活習慣(食事・栄養・運動等)に関する助言等を行っている。事業報告書の「1. 本事業の趣旨及び目的」にも記載されているとおり、第2期愛知県国民健康保険運営方針では、「適正受診と適正服薬を推進するため、市町村保健師の訪問指導の実施のみならず、市町村の協力のもと、保険者努力支援交付金(予防・健康づくり支援)の活用による先進的・試行的な健康相談の実施等を図る」こととしており、本事業はその実現を図るため

(ウ) 契約相手 株式会社静岡情報処理センター
ウ 契約種別 随意契約2号セ(1者随意契約)
本システムの導入時に契約相手に著作権を残したため、契約相手に保守管理を委託する必要がある。

エ 契約金額 (円)

Table with columns for years (2018-2023) and rows for contract amounts.

(4) 業務関係許可事務処理システム開発委託業務(2016年度)

ア 概要

業務関係許可事務処理システム(本システム)の開発を委託するものである。

イ 契約内容

(ア) 契約種類 業務委託契約

(イ) 歳出節 委託料

(ウ) 契約相手 株式会社静岡情報処理センター

ウ 契約種別 企画競争2号(応募者3者)

設計金額1962万8000円のところ3者の応募があり契約相手が選定された。

エ 契約金額 991万8300円

オ 本システム導入の背景及び経緯

本システム導入の背景及び経緯については、下記のとおり説明されている。

医薬安全課及び保健所は、愛知県行政情報通信ネットワークを使用した業務関係許可事務処理システム(以下、「業務システム」という。)を運用し、薬局、医薬品販売業等の許可・台帳管理等の事務処理を行っているが、再生医療等の製品販売業の創設、登録販売者試験及び麻薬取扱者の制度等の改正があったことから、現在の業務システムを改修する必要がある。しかし、業務システムは本県独自のクライアント・サーバ型システムであり、法令等の改正の際に改修が必要となるほか、使用端末及びサーバのソフトウェアに依拠して稼働しているため、1人1台のPCのOS、MS-officeが更新される都度多額の改修が必要となってくる。当初、現行の業務システムを改修することも検討したが、非常に高額な改修費が提示されたため、情報企画課とも検討し、新たなシステムとして他自治体でも使用されているWeb型のパッケージシステムを導入する方向に進めていくこととなった。なお、今回各種調査については、情報システム適正化事業(情報企画課事業)の支援を受け、情報企画課や外部コンサルタント業者と協力し、発注仕様や委託契約の内容、調達価格の適正性について検証したところである。

カ 業者の選定の評価項目

業者の選定の評価項目の一つとして、他地方自治体における業務実績(他地方自治体に本業務で提案するパッケージシステムの納入実績があるか。)、システムの改修・更新(法制度等の改正において、極力改修費が発生しないよう保守範囲内で対応し、パッケージシステムのバージョンアップを行う方針となっているか。OSやブラウザ等のバージョンアップに対し、極力小規模な作業で対応可能なシステムとなっているか。)が挙げられている。

第9 経済産業局

1 組織と業務の概要

商工業の振興や産業立地などの業務を行っており、3部（産業部、中小企業部、革新事業創造部）9課1室によって構成されている。そのうち、後記4の契約を担当する組織と業務の概要は、以下のとおりである。

(1) 産業部

ア 産業振興課

業務調整グループ	<ul style="list-style-type: none"> 課の人事に関すること 課全般に係る事項の連絡調整に関すること 中小企業応援ファンドに関すること メッセナゴヤに関すること 資源再生利用に関すること
繊維・窯業・生活産業グループ	<ul style="list-style-type: none"> 繊維産業の振興に関すること 窯業、鉱業の振興に関すること 食品、雑貨産業の振興に関すること 伝統的工芸品産業の振興に関すること 農商工連携に関すること
自動車グループ	<ul style="list-style-type: none"> 自動車産業の振興に関すること あいち自動車産業アクションプランの推進に関すること 自動車安全技術推進事業に関すること
基礎産業グループ	<ul style="list-style-type: none"> 基礎産業（輸送機器、電気機器、一般機械・精密機器、金属製品、プラスチック等）の育成支援に関すること 高圧ガス・電気・火薬類に係る産業振興に関すること 愛知ブランド事業に関すること 高校生ロボットシステムインテンテングレーション競技会に関すること 産業偉人展示施設の整備に関すること
グローバルインダストリーグループ	<ul style="list-style-type: none"> SMART MANUFACTURING SUMMIT BY GLOBAL INDUSTRIE（グローバルインダストリー日本版）に関すること パルインダストリーに関すること グローバルインダストリーに関すること

イ 産業科学技術課

管理・調整グループ	<ul style="list-style-type: none"> 課の人事に関すること 課全般に係る事項の連絡調整に関すること あいち産業科学技術総合センターに関すること 「知の拠点あいち」に関すること あいちシンクロトロン光センターに関すること
科学技術グループ	<ul style="list-style-type: none"> 科学技術の振興・指導に関すること 科学技術振興基金に関すること (公財) 科学技術交流財団に関すること 研究プロジェクトの企画・推進等に関すること 科学技術分野における人材の活用・育成に関すること 科学技術関係組織に係る事項の調整に関すること 重点研究プロジェクトの総括に関すること
新エネルギー産業グループ	<ul style="list-style-type: none"> 新エネルギー関連産業の振興に関すること 新エネルギー分野の研究開発支援に関すること 燃料電池自動車・水素ステーションの普及促進に関すること 水素社会の普及啓発に関すること
研究開発支援グループ	<ul style="list-style-type: none"> 知的財産の活用・保護に関すること 知的財産センターに関すること

に実施している。また、重複服薬・多剤投与の改善に直接効果にある目標を設定するはうが望ましいとは考えているが、生活習慣に関する目標であったも、薬剤師は、服薬情報をヒアリングの上、薬の減量等を図るための目標を設定しているため、事業報告書の内容から、服薬相談が主眼であることは明らかであるため、認識している。生活習慣の相談については、重複多剤服薬はその状態のみをもって健康リスクをもたらしものではないため、被保険者を促すことができると考え実施している。生活習慣の相談より、円滑な参加を促すことと健康全般の相談を行う事業としてアプローチすることである。また、本事業の健康相談実施者は、当初150人を見込まれていたが、健康相談に参加したものは32人であり、このように健康相談参加者が少数では、事業の効果が見込まない。

以上を踏まえて、本事業については、その効果を考慮の上、今後も継続するのかが否か慎重に検討されたい。

(2) ベンダーロックインを回避する方法を検討されたい【意見】

薬務関係許認可事務処理システム改修業務委託一式、薬関係許認可事務処理システム保守業務委託事業、及び、薬務関係許認可事務処理システム開発業務委託事業については、2016年に他の地方自治体で実績のあるWeb型パッケージシステムとして本システムを導入した。

契約相手の提供するパッケージシステムのため、システム開発については、設定金額1962万8000円のところ、契約金額991万8300円と費用を抑えて委託することができた。

他方で、契約相手の提供するパッケージシステムのため、契約相手に著作権が残り、改修及び保守業務時にベンダーロックインの問題が生じた。システム導入時点から、ベンダーロックインの問題が生じ得ることを見込んで、ベンダーロックインの問題が生じないよう望ましい。また、ベンダーロックインを回避する方法を検討されたい。

4 個別契約等について

(1) 愛知県貨物自動車運送事業者燃油価格高騰対策支援金交付業務業務委託契約

ア 概要

燃油価格高騰に伴う貨物自動車運送事業者に対する支援金交付手続に関する申請システム構築、審査業務についての事務、コールセンター業務を委託するものである。

イ 契約内容

(ア) 契約種類 業務委託契約

(イ) 歳出節 委託料

(ウ) 契約相手 株式会社JTB 名古屋事業部

ウ 契約種別 企画競争2号

企画競争型随意契約とする理由は次のとおりである。

本事業は、県内に営業所を置く全ての貨物自動車運送事業者からの申請を受け付け、申請内容の審査を行い、支援金を交付する業務である。

本業務の実施にあたっては、事業者から膨大な申請を迅速かつ的確に受付・審査する体制の整備や、自動車検査証の記載項目から支援金を正確に算定する申請等システムの構築、多くの事業者からの様々な疑問や問い合わせへの適切な対応など、大規模な組織マネジメント力、効率的かつ信頼性のあるシステム構築能力、事業者の状況を捉えた相談対応能力など、業務遂行の総合力や高い専門性、豊富なノウハウが必要になる。こうしたことから、競争入札ではなく、企画競争方式により、最も優れた企画提案を選定し、委託先を決定することとする。

エ 契約金額 当初： 9802万8392円

変更後： 1億8067万8938円

オ 契約の相手方の選定及び契約金額の決定の経過

選定委員会による、各委員の審査点に基づき、選定する。

カ 交付実績

交付実績は、【図表3-10】のとおりである。

新エネルギー企画グループ	<ul style="list-style-type: none"> 県の研究機関における知的財産の創造・活用促進に関すること 産業デザイン振興に関すること (株)国際デザインセンターに関すること 新あいち創造研究開発補助金に関すること 再生可能エネルギーの拡大に向けた新たな取組の企画立案に関すること
中小企業部 商業流通課	
商業指導グループ	<ul style="list-style-type: none"> 課の人事に関すること 課全般に係る事項の連絡調整に関すること 商店街振興組合法に関すること 商店街の振興に関すること 商業振興事業補助金(商店街振興組合連合会事業)に関すること 中小企業等協同組合に関すること 卸・小売業、運輸業、サービス業の振興に関すること 商業振興事業補助金(地域商業活性化事業)に関すること 中小企業高度化資金(商業)の指導に関すること 物流総合効率化法に関すること 家庭用品品質表示法及び消費生活用製品安全法に関すること 割賦販売法(前払式割賦販売、前払式特定取引)に関すること 運輸事業振興助成交付金に関すること 大規模小売店舗立地法に関すること 中心市街地活性化に関すること 小売商業調整特別措置法に関すること げんき商店街推進事業費補助金に関すること 愛知県商業・まちづくりガイドラインに関すること
街づくりグループ	<ul style="list-style-type: none"> 計量関係事業者の登録及び届出に関すること 計量思想の普及に関すること 計量器の検査に関すること 商品量の検査に関すること 計量器の検定に関すること 基準器検査に関すること 指定製造事業者制度に関すること 計量関係事業者の質量管理に関すること
計量指導・検査グループ	
計量検定グループ	

2 経済産業局の契約の概況

あいち電子調達共同システム(CALS/EC)で公表している契約の状況は、【図表2-4】のとおりであった。また、契約状況一覧によると、【図表2-3】のとおりであった。

3 契約相手の拘束

各課の契約金額TOP5等のうち、2022年度を基準として契約相手が続く契約を抽出したところ、経済産業局においては、22件が該当した。このうち、一般競争入札の結果として、同一の契約相手と契約を締結している事例が1件あり、企画競争の結果として同一の契約相手と契約を締結している事例は、15件存在した。企画競争によらない随意契約により、同一の契約相手と契約している契約は、6件が該当する。契約相手が連続する状況については、【図表2-14】を参照。

【図表3-10】2022年度交付実績

第1期

支援区分	交付台数(台)	交付金額(円)	事業者数(者)
普通貨物	63,089	1,009,424,000	2,786
普通貨物貨物特種	1,160	24,360,000	138
普通特種	14,147	297,087,000	940
小型貨物	3,311	16,555,000	1,043
小型貨物特種	9	189,000	5
小型特種	570	11,970,000	87
軽自動車貨物・特種	9,637	48,185,000	3,723
総数	91,923	1,407,770,000	6,444

第2期

支援区分	交付台数(台)	交付金額(円)	事業者数(者)
普通貨物	63,198	442,386,000	2,314
普通貨物貨物特種	1,161	10,449,000	131
普通特種	13,992	125,928,000	945
小型貨物	3,360	13,440,000	1,066
小型貨物特種	5	45,000	1
小型特種	535	4,815,000	90
軽自動車貨物・特種	9,442	37,768,000	3,669
総数	91,693	634,831,000	6,431

キ 業務内容

- (ア) 事務局等の設置・運営
- (イ) 申請書類の作成及び申請等システムの構築並びに広報
- (ウ) 受付・審査等業務
 - a 申請の受付
 - 上記(イ)で構築したシステムにより受付を行う電子申請と、郵送による紙申請がある。
 - b 審査
 - 対象自動車ごとに自動車の種別に従った金額(1台あたりの支援金:(第1期)普通車1万6000円、特種車2万1000円、小型車5000円、軽自動車5000円、(第2期)普通車7000円、特種車9000円、小型車4000円、軽自動車4000円)を交付するものとし、支援対象事業者であるか、交付の要件に該当する車両を保有しているか、同一申請者に重複していないか、同一車両に重複していないか等について審査する。
 - 審査の結果、交付の要件を満たさないことが確認されたもの及び申請内容に特に疑義のあるものについて、必要に応じて県と協議し対応を行う。
 - c 補正
 - 申請に不備がある場合には、申請書到達後2週間を目途に、申請者に書類の追加・内容の修正等を求める通知を行う。

- d 通知
 - 支援金の交付後、交付に係るお知らせを申請者あて速やかに通知する。
- e 支援金の支払データ
 - 上記(イ)で構築したシステムにより、県が支払手続を行うために必要なデータの作成を行い、県に提出する。なお、必要とする情報やフォーマット等は県が別途提供する。
 - 補正後の申請を含めて不備のない申請の受付後、2週間を目途に、「f 支援金の支払書類」とあわせ、データを納品する。
 - データの納品頻度は、週2回程度を原則とするが、申請状況等を鑑み、増減することがある。
 - 支払先の住所、氏名及び口座情報等の債権者情報については、支払データ納品の事前を求めることがある。なお、必要とする情報やフォーマット等は県が別途提供する。
- f 支援金の支払書類
 - 支払の証拠書となる申請書類一式及び支払に必要となる内訳書を、「e 支払金の支払いデータ」の提出と同時に提出する。
 - 申請書は支払データと同じ順序に並べ、突合しやすいうように綴る。
- g 交付決定の取消し
 - 交付決定後、交付要件に該当しない事実や不正等が判明した場合には、県と協議の上、交付決定の取消しにかかる通知を行うとともに、返還に伴い発生する事務を行う。
- h 不交付決定
 - 交付要件に該当しない場合は、県と協議の上、不交付決定にかかる通知を行う。
- i 問合せ等への対応
 - 申請書の処理状況の照会、申請書の補正手続、交付・不交付決定に関する問合せ等、申請者からの意見や問合せへの対応を「(エ) コールセンター業務」と連携しながら行う。
- j 受付・審査マニュアルの作成
 - 業務従事者ごと処理が異なることがないよう、受付・審査マニュアルを作成し、業務従事者に周知する。
 - 内容に疑義が生じる場合には、県と協議の上、決定するものとする。
- k 体制
 - 原則、業務責任者を1名以上配置する。業務責任者は受付・審査の判断に相応の責任を負う。

オ 契約の相手方の選定及び契約金額の決定の経過
 選定委員会による、各委員の審査点に基づき、選定する。
 カ 交付実績
 県によれば、交付実績としては、申請事業者数618件に対し、5億5123万2000円の交付を行ったとのことである。

キ 業務内容
 (ア) 事務局等の設置・運営
 (イ) 申請書類の作成及び申請等システムの構築並びに広報
 (ウ) 受付・審査等業務
 a 申請の受付
 上記(イ)で構築したシステムにより受付を行う電子申請と、郵送による紙申請がある。

b 審査
 繊維事業者もしくは繊維製造を行う中小企業等協同組合にあたるか否かについて、最新の定款の写し、直近の決算書の写し、機器を使用して製造を行っている写真、製造に使用している機器が電気又は都市ガスを動力(熱源)としていることが分かる書類の提出(※)を求め、これらをもとに審査する。

※の例として、愛知県繊維事業者燃油価格高騰対策支援金交付業務審査マニュアルには、以下のとおり、示されている。

【電気の場合】

- ・銘板の写真
- ・取扱説明書の写し
- ・機器とコンセント部分の写真
- ・分電盤～配線～機器の写真

【都市ガスの場合】

- ・銘板の写真
- ・取扱説明書の写し
- ・適合するガスの種類が書かれたステッカー
- ・ガス栓～ホース～ガス機器の写真 等

電気または都市ガスの一月毎の利用明細書の提出を求め、その一月当たりの平均使用量をもとに申請額を決定する。なお、電気または都市ガスのいずれか一方のみの申請を認めるものとする。

審査の結果、交付の要件を満たさないことが確認されたもの及び申請内容に特に疑義のあるものについて、必要に応じ県と協議し対応を行う。

(エ) コールセンター業務
 a 開設時間
 9時～17時(土日祝日を除く)
 b 電話窓口対応
 (a) 支援金の制度や申請手続の案内をすること
 (b) 申請方法の助言をすること
 (c) 申請の処理状況の照会に対応すること
 (d) 苦情対応
 (e) 制度に対する意見を聞き置き記録すること
 (f) その他支援金に関すること
 c 対応記録の共有
 d 対応マニュアルの作成
 事業全般に関する問合せに対応できるよう、対応マニュアル及び想定問答集を作成し、業務従事者に周知する。

e 体制
 原則、業務責任者を1名以上配置し、必要に応じ県職員との連携を図る。

(2) 愛知県繊維事業者燃油価格高騰対策支援金交付業務業務委託契約
 ア 概要
 燃油価格高騰に伴う繊維事業者に対する支援金交付手続に関する申請システムの構築、審査業務についての事務、コールセンター業務を委託するものである。

イ 契約内容
 (ア) 契約種類 業務委託契約
 (イ) 歳出節 委託料
 (ウ) 契約相手 株式会社JTB 名古屋事業部
 ウ 契約種別 企画競争2号
 企画競争型随意契約とする理由は次のとおりである。

本事業は、愛知県内に営業所を置く中小企業者等であり、当該事業所において電気または都市ガスを使用して製造を行う繊維事業者から申請を受けつけ、申請内容の審査を行い、支援金を交付する業務である。

膨大な数の申請を迅速かつ的確に受付・審査する体制の整備や、電子申請等システムの構築、事業者からの多岐にわたる問い合わせへの適切な対応が求められる。このため、委託事業者には、組織マネジメント力、効率的かつ信頼性のあるシステム構築能力、事業者の状況を捉えた相談対応能力など、業務遂行の総合力や高い専門性、豊富なノウハウが必要になる。こうしたことから、競争入札ではなく、企画競争方式により、最も優れた企画提案を選定し、委託先を決定することとする。

エ 契約金額 8348万2410円

カ 交付実績
県によれば、交付実績としては、申請事業者数255件に対し、9778万8000円の交付を行ったとのことである。

キ 業務内容
(ア) 事務局等の設置・運営
(イ) 申請書類の作成及び申請等システムの構築並びに広報
(ウ) 受付・審査等業務

a 申請の受付
上記(イ)で構築したシステムにより受付を行う電子申請と、郵送による紙申請がある。

b 審査
窯業製造事業者にあたるか否かについて、確定申告書の写し、LPGガスを燃料とする窯の写真の提出を求め、これらをもとに審査する。

LPGガスの一月毎の利用明細書の提出を求め、その一月当たりの平均使用量をもとに申請額を決定する。

審査の結果、交付の要件を満たさないことが確認されたもの及び申請内容に特に疑義のあるものについて、必要に応じ県と協議し対応を行う。

c 補正(以下、kまでの内容は、(1)の愛知県貨物自動車運送事業者燃油価格高騰対策支援金交付業務業務委託契約と同様。)

d 通知
e 支援金の支払データ

f 支援金の支払書類
g 交付決定の取消し

h 不交付決定
i 問合せ等への対応

j 受付・審査マニュアルの作成
k 体制

(エ) コールセンター業務
(1)の愛知県貨物自動車運送事業者燃油価格高騰対策支援金交付業務業務委託契約と同様。

(4) 令和4年度「知の拠点あいち重点研究プロジェクト」研究委託業務 一式
ア 概要

契約書別紙の業務仕様書によれば、本業務の趣旨は、以下のとおりである。
「知の拠点あいちプロジェクト」はⅠ期(2010年度から2015年度)、Ⅱ期(2016年度から2018年度)、Ⅲ期(2019年度から2021年度)と実施し、それぞれ3つの分野の共同研究開発を実施してきた。

c 補正
(以下、kまでの内容は、(1)の愛知県貨物自動車運送事業者燃油価格高騰対策支援金交付業務業務委託契約と同様。)

d 通知
e 支援金の支払データ
f 支援金の支払書類
g 交付決定の取消し
h 不交付決定

i 問合せ等への対応
j 受付・審査マニュアルの作成
k 体制

(エ) コールセンター業務
(1)の愛知県貨物自動車運送事業者燃油価格高騰対策支援金交付業務業務委託契約と同様。

(3) 愛知県窯業事業者燃油価格高騰対策支援金交付業務業務委託契約

ア 概要
燃油価格高騰に伴う窯業事業者に対する支援金交付手続に関する申請システムの構築、審査業務についての事務、コールセンター業務を委託するものである。

イ 契約内容
(ア) 契約種類 業務委託契約
(イ) 歳出節 委託料

(ウ) 契約相手 株式会社JTB 名古屋事業部
ウ 契約種別 企画競争2号

企画競争型随意契約とする理由は次のとおりである。
本事業は、愛知県内に営業所を置く中小企業者等であり、当該事業所において電気またはLPGガスを燃料として窯を使用して製造を行う窯業事業者から申請を受けつけ、申請内容の審査を行い、支援金を交付する業務である。

膨大な数の申請を迅速かつ的確に受付・審査する体制の整備や、電子申請等システムの構築、事業者からの多岐にわたる問い合わせへの適切な対応が求められる。このため、委託事業者には、組織マネジメント力、効率的かつ信頼性のあるシステム構築能力、事業者の状況を捉えた相談対応能力など、業務遂行の総合力や高い専門性、豊富なノウハウが必要になる。こうしたことから、競争入札ではなく、企画競争方式により、最も優れた企画提案を選定し、委託先を選定することとする。

エ 契約金額 3290万2650円
オ 契約の相手方の選定及び契約金額の決定の経緯

選定委員会による、各委員の審査点に基づき、選定する。

2022年度からは「あいち科学技術・知的財産アクションプラン2025」に基づく「知の拠点あいち重点プロジェクトⅣ期」を実施する。
 本業務では、公益財団法人科学技術交流財団は、研究テーマの公募・採択支援事務を実施するとともに、公益財団法人科学技術交流財団が中核となり、研究初年度における研究管理を行い、企業、大学及び公的研究機関と共同で研究開発を行う。

イ 契約内容

- (ア) 契約種類 業務委託契約
 - (イ) 歳出節 委託料
 - (ウ) 契約相手 公益財団法人科学技術交流財団
 - ウ 契約種別 随意契約2号セ（1者随意契約）
- 当核業務の実施に当たっては、受託者が下記の能力を有することが必要であるため、1者随意契約とする。

(ア) 当核業務を実施するために必要な能力

- ① 愛知県内の企業・大学・研究機関の研究者・技術者との幅広いネットワークをもち、プロジェクトのマネジメント能力を有すること。
- ② 研究者と十分議論可能な専門知識と研究成果を製品化・事業化につなげる企画能力を有するとともに、研究者と企業を結びつけるコーディネーター能力を有すること。

(イ) 契約の相手方

上記の能力を有し、かつ、以下の理由により、当核業務を円滑かつ効率的に遂行できる唯一の公的研究機関である、公益財団法人科学技術交流財団（以下、「財団」という。）を選定。

- ① 財団は、重点研究プロジェクトの拠点となる「知の拠点あいち」の中核機関であり、研究開発に不可欠な高度計測分析施設（シンクロトロン光センター）を運営するとともに、「知の拠点あいち」において産学行政連携事業を実施するなど、本業務を最も効果的に実施できること。
- ② 財団は、専門知識・経験、人材、ノウハウを蓄積するとともに、大学、企業を始め関係機関とのネットワークを構築していること。また、中立性、公平性、公共性、信頼性、安全性を確保し、県の大規模研究プロジェクトを円滑に実施できること。なお、この証左として、Ⅰ期からⅢ期の重点研究プロジェクトを受託し、適切なマネジメントにより、目標以上の成果を挙げていること。
- ③ 財団は、産学行政の連携と協力により研究交流・共同研究の推進、成果の普及、人材育成、中小企業支援、情報提供等を目的として、平成6年に設立され、県との密接な連携のもと、多くの産学行政連携プロジェクトを実施し、県の科学技術振興施策の一翼を担っていること。

④ 理事、評議員は産業界、大学、行政等の代表者クラスで構成されており、産学行政が連携した取組を推進する体制を構築していること。

⑤ 20年以上にわたり、財団の独自事業として、研究交流事業等の公益事業を実施していること。

なお、参考事項として、科技財団のほか、下記要件すべてに該当する県内機関に対し、国において企画提案競争の事前実施している「入札可能性調査」に準じてヒアリングを行ったところ、受託不可との回答があった。

(重プロ委託ヒアリング先要件)

- ① 公益性を有し、事業対象が特定の分野に限定されていない科学技術振興に関与する法人
- ② 地域に根付いた永続性のある産学連携ネットワークによる研究マネジメントのため、現に県内に中核機能を有する法人

エ 契約金額 (円)

年度	2023	2022	2021
金額	1,092,841,000	1,092,841,000	1,121,291,000
年度	2020	2019	2018
金額	1,126,849,000	1,126,849,000	1,111,386,990

オ 成果物の帰属

(ア) 共同研究契約書によると、第12条1項において、研究テーマの実施により新規に得られた発明等及び当該発明等にかかる知的財産権（以下あわせて「研究成果」という。）は、以下の各号に従い帰属するものとされている。

- a 同条同項第1号
 - 甲（研究機関）と乙（公益財団法人科学技術交流財団）が相手方の秘密情報に基づかず、それぞれ単独で為した研究成果は、甲乙それぞれの単独所有とする。
 - b 同条同項第2号
 - 甲及び乙が共同で為した研究成果は、甲及び乙それぞれの貢献度を踏まえて甲及び乙が協議のうえ決定された持分において共有するものとする。なお、ここでいう貢献度とは研究成果の貢献度を指すものとし、金銭的な貢献度は含まれないものとする。

(イ) そのうえで、共同研究契約書第12条第2項によると、甲及び乙が同条同項規定の事項を遵守し、共同研究契約書添付の様式1の確認書により県に届け出たときは、研究成果に係る知的財産権を甲及び乙から譲り受けられないものとされている。

(ウ) これまでの知的財産の出願等については、【図表3-11】のとおりである。県によれば、このうち、Ⅰ期のP3について8件、Ⅱ期のPRについて2件、PMについて8件が県の出願である。

【図表3-1-1】重点研究プロジェクト（I期）最終特許状況（*公開技法は含まない）

年度	P1		P2		P3		全体	
	国内出願 (PCTを含む)	特許出願 PCT 出願	国内出願 (PCTを含む)	特許出願 PCT 出願	国内出願 (PCTを含む)	特許出願 PCT 出願	国内出願 (PCTを含む)	特許出願 PCT 出願
2011年度	2	1	4	1	4	1	7	0
2012年度	2	4	1	1	2	1	8	2
2013年度	7	6	1	1	7	1	20	2
2014年度	7	2	1	9	8	4	24	7
2015年度	6	1	3	5	2	1	11	7
2016年度	4	4	1	1	5	5	4	1
2017年度	1	4	4	8	1	4	7	1
2018年度	4	4	5	4	2	2	0	0
合計	25	4	17	12	26	9	21	17
							72	20
							92	29

P 1：低環境負荷型次世代ナノ・マイクロ加工技術の開発プロジェクト
P 2：食の安心・安全技術開発プロジェクト
P 3：超早期診断技術開発プロジェクト
P C T出願：特許協力条約に基づく国際出願

【図表3-1-2】重点研究プロジェクトII期特許整理表

特許出願件数	P R	P E	P M	計
2018年度末時点 (成案集記載；準備含む)	21	7	18	46
2018年度末時点 (フェローシップアタラシキ等込み)	23	7	22	52
2019年度末時点	26	8	24	58
2020年度 (R2. 11. 10時点)	26	9	24	59
2021年度 (R4. 1. 17時点)	27	9	26	62

※未定1件あり
※国内特許のみ
※権利化は2件

P R：次世代ロボット社会形成技術開発プロジェクト
P E：近未来水素エネルギー社会形成技術開発プロジェクト
P M：モノづくりを支える先進材料・加工技術開発プロジェクト

【図表3-1-3】重点研究プロジェクトIII期特許整理表

特許出願件数	P V	P I	P M	計
2021年度末時点 (科技術団特許整理表)	18	16	9	43
2022年度 (2023年1月19日時点) (フェローシップアタラシキ等込)	18	19	9	46
2022年度末 (2023年2月24日時点)	19	19	10	48
2023年度 (2023年5月15日時点)	19	19	11	49

P V：近未来自動車技術開発プロジェクト
P I：先進的A I・I o T・ビッグデータ活用技術開発プロジェクト
P M：革新的モノづくり技術開発プロジェクト

カ 補助金ではなく、委託契約とする理由

本事業によって、直接、県の物的・知的財産を製作、作成等するものではなく、実質的には、研究機関の研究開発に協力する面があると思われるところ、その場合、報酬に対応する成果を目的とした委託契約ではなく、実質的には、補助金といえるものではないかとも思われる。

この点県によれば、補助金ではなく、委託契約とする理由は、以下のとおりである。
本プロジェクトは最新の社会情勢を織り込みつつ、愛知県の地域産業が抱える社会的課題の解決を図るため、大学等の研究シーズを活用し、新技術の開発・実用化や新産業の創出を促進することを目的に産学行政が連携して研究開発に取り組む事業である。実施期間終了後に、技術確立や製品化、その他、社会での活用を見込むことができている。研究開発を推進する。

本プロジェクトの研究開発は、中小企業を含む地域の産業界が共通して抱える課題（協調領域）を対象としている。中小企業が自社だけで研究開発に取り組むには困難が伴う上に、産業界全体の技術力の底上げのためには、大企業のみが実施すべきものではない。そのため、産業界が対応できない協調領域の研究開発について、行政が補完的に取り組むべき内容であり、高度に専門・技術的な内容を含む業務のため、外部機関に委託をしている。一方で、企業が自社の競争優位性を追求し、他の競争者と差別化する領域（競争領域）は、当局であれば、新しい創造研究開発補助金で対応している。

下記に委託費と補助金の違いを【図表3-1-4】にまとめる。

【図表3-1-4】委託費と補助金の違い（産業科学技術課の事業を例にした違い）

	委託費	補助金
実施主体	(重点研究プロジェクト推進事業費) 県の本業業務を県に代わり受託機関が実施。	(新あいち創造研究開発補助金) 補助事業者の事業への財政援助。
配分方法	委託契約は受託者と結ぶ。委託費については100%受託者契約。	交付決定
配分先	委託契約は受託者と結ぶ。委託費については100%受託者契約。	補助対象は事業者、市町村
資産の帰属	所有権移転後は県に帰属する。	補助事業者は処分制限財産につき、補助事業の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図る。
知財の帰属	知的財産権（ノウハウを含む）について、日本版パイドール法（産業技術力強化法第19条）に沿って、一定の条件を満たせば、発明者から譲り受けにくい。	補助事業者に帰属する。
関連法規	甲乙両社の合意に基づく共同研究契約に縛られる。委託費については、「経理事務処理要領」に基づいて執行している。	愛知県補助金等交付規則に基づく。

このことにより、委託金額を重ねて支払う結果になっていないか検討を要する【意見】
 について、すでに存在しているシステムの権利の問題から企画提案方式における競争性を損なわせることが、懸念される。

ウ この点、県からは、委託契約書第2条第6項において、成果物の作成にあたって開発したプログラムを、委託事業者が承認した場合には、県が利用することができることとしている、という指摘をする一方で、県がプログラムを他の事業者へ提供した場合に、開発した事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、委託事業者の承認が必要であるとしている。

しかし、承認がなければ県は自由に再利用できないことにより、再度同様のシステムを作成しなくてはならない場合に、一から発注することになり、その経費がかかることになるものであり、承諾なくとも利用できる「正当な利益」を害するのは当然であるが、このことと、承諾なくとも利用できるよう、権利を譲り受ける契約を検討し、それによっていったん費用が高くなっても、今後を考えればコストが重複しない結果になるよう模索することは容れられないものではない。

エ 本意見において、システムの権利を譲り受けることや、あわせて発注することによりコストダウンを図ることは、例としての提示に過ぎず、本旨としては、委託金額を重ねて支払う結果になっていること、及び、今後の発注についても、すでに存在しているシステムの権利の問題から企画提案方式における競争性を損なわせることが、懸念されることにあるものである。

(2) 実質的な審査業務を契約相手が行っていないか検討を要する【意見】

ア 4(1)ないし(3)の各支援金交付業務委託契約について、県ではなく、受注業者によって審査業務が行われている面がある。

運送事業者支援金交付業務委託契約については、支援対象法人であるか、交付の要件に該当する車両を保有しているか、同一申請者に重複していないか、同一車両に重複していないか等について審査するものであり、比較的形式的に審査が行うことができるものと思われるのに対し、織維事業者支援金交付業務委託契約については、写真や取扱説明書などから電気又は都市ガスを燃源としているかを審査し、使用された電気又は都市ガスが織維事業のために利用されたことを審査する点や、築業事業者支援金交付業務委託契約については、確定申告書の写しや、LPGガスを燃料とする窯の写真から、築業事業者であるか否かを審査する点で、必ずしも機械的・形式的な審査のみではない、実質的な判断を委ねることになる余地が生じるのではないかと危惧される面がある。

また、運送事業者支援金交付業務委託契約については、2期で18万を超える申請の審査を行っているのに対し、織維事業者支援金交付業務委託契約については、618件、築業事業者支援金交付業務委託契約については、255件の申請の審査を行っているに過ぎない。

5 監査の結果

(1) 燃油価格高騰対策支援金交付業務の各委託契約の重複は避けるべきである【意見】

ア 4(1)の愛知県貨物自動車運送事業者燃油価格高騰対策支援金交付業務委託契約(以下「運送事業者支援金交付業務委託契約」という)については、約20億円の支援金に対して、約1億8000万円の契約金額で発注している。前4(2)の愛知県織維事業者燃油価格高騰対策支援金交付業務委託契約(以下「織維事業者支援金交付業務委託契約」という)については、約8300万円の契約金額で発注している。前4(3)の愛知県築業事業者燃油価格高騰対策支援金交付業務委託契約(以下「築業事業者支援金交付業務委託契約」という)については、約9800万円の支援金に対して、約3300万円の契約金額で発注している。運送事業者支援金交付業務委託契約こそ、交付した支援金に比して約9%程度の契約金額で発注しているものの、織維事業者支援金交付業務委託契約や築業事業者支援金交付業務委託契約については、交付した支援金に比してより契約金額の割合が高くなっており、築業事業者支援金交付業務委託契約については、約3分の1程度となっている。

また、各契約によって、提出書類等に違いはあるものの、業務内容に共通する部分は多く、作成するシステムについても共通する部分が多い。

結果として、各契約すべて、同じ業者が契約するに至っている。

成果物の著作権は、県に移転する契約内容となっているものの、その作成のためのシステムの著作権等は県には移転しない内容となっている。

イ これらの契約について、業務内容やシステムに共通する部分が少なくないにもかかわらず、個々に別々の契約を締結し、それぞれに一からシステムを作成し、業務を行っていく前提で業務を発注し、これを前提とした契約金額にすることについて、合理性があるといえるのか、疑問がある。結果として、3契約すべて、同じ業者が受注していることから、一つの業者に発注できないものではないことがうかがえる。

また、今後も類似の支援金等交付業務が行われることがあり得るところ、成果物作成のための著作権が県には移転しないことから、共通する部分の多い業務があっても、再度、一から作成することを前提とした金額や内容を前提とした契約を発注することになるうえ、今回の3契約のシステムやノウハウを再利用する必要があることが原因で事実上、同一の契約相手との契約によらざるを得ない結果となるおそれがあることが危惧される。

例えば、共通する部分の多い業務を別々の業務として発注するのではなく、あわせて発注することや、作成したシステムの著作権を県に帰属させることなどを検討するなどして、今回、ならびに今後、共通する業務を発注するにもかかわらず、共通していることを前提とせず、結果として共通する業務に重複して委託金額が発生することにならないようにすべきである。

果は、補助金支出における「公益上必要」か否かの判断材料とはなり得ても、成果物や委託料の対価とはいえず、補助金になじむように思われた。

ウ 新あいち創造研究開発補助金との棲み分け

県では、産業空洞化に対応するため、「産業空洞化対策減税基金」を活用して、研究開発・実証実験を支援する「新あいち創造研究開発補助金」を創設し、2012年度から運用を開始している。補助金は競争領域の資金支援であり、本件重プロは非競争領域での業界共通の課題解決のための研究開発であり、その成果を活用して直接商品化していくのは各企業の取組と整理している。そして、本件重プロを委託として行うか補助として行うかは、毎年度の予算編成プロセスにおいて議論され機関決定されているものであり、委託は妥当という説明があった。

特許等の活用が特定の個社の利益にのみ活用されるものは県補助金の対象とし、一方、本件重プロの実質的な成果である特許等の活用（実施許諾等）については、研究開発に携わった個社等だけでなく、活用を希望する第三者への拡大にも取り組んでいることから補助金としていない旨の説明があった。しかし、活用を希望する第三者への拡大の取り組みを委託していない旨の説明は、個社に帰属した特許等を他社が活用するためには、個社による実施許諾が必要である。

エ 産業技術力強化法との関係

産業技術力強化法は、地方公共団体に對して、「産業技術力の強化に關し、国の施策に準じた施策及びその地方公共団体の特性を生かした自主的な施策を策定し、及びこれを実施する責務」を課し、県も同法に準じて本件重プロを実施しているが、県の施策として委託事業を行う以上は、委託の対価として得られる成果を明確にする必要がある。

この点は、同法の存否に関わらない。

オ 成果について

前述のとおり県の説明は、特許の創出は委託による研究開発の結果であり実質的には本事業の成果である。また、特許権の帰属は発明者である参画機関（一部は県）としつつ、203件もの出願等実績（県への帰属は18件）があり、さらには、これら成果の活用等による事業化の結果として、参画企業による年間70億円以上の売上高等の経済波及効果があるとする。

そうであれば、どの特許権等がどの参画企業から県内のどの企業に對して、どのように実施許諾されたか否か、特許権等とその実施許諾から得られる経済効果はいくらか、参画企業の年間売上高等が70億円以上であれば、どのような内訳でどうして本件重プロの成果といえるのか、これら売上高等の経済効果が県の経済に對してどのような効果（雇用や税収）を生じているのかについて検証し、本件重プロの成果を具体的に把握する必要がある。

イ 県が行うべき実質的な審査業務を、県の職員ではない受注業者が行うことになつていないかを検討し、審査に関するマニュアルを整備するとともに、類似の業務であっても、一律に受注業者に審査を行わせるのではなく、内容や件数によっては、一部、県の職員において担うべきではないかも検討したうえで、発注内容を検討すべきである。

(3) 委託契約の成果を具体的に把握されたい【意見】

ア 問題の所在

令和4年度「知の拠点あいち重点研究プロジェクト」研究委託業務（以下、「令和4年度重プロ」という）について、この令和4年度重プロがIV期目であり、その前にもI期、II期、III期の「知の拠点あいちプロジェクト」の研究委託業務（以下、これらの研究委託業務と令和4年度重プロを併せて「本件重プロ」という）が行われていた。

本件重プロは、委託契約として契約を締結しているが、委託契約であれば、県の本来業務を県に代わり受託機関が実施し、一定の成果物について県に所有権等が移転するものであるところ、本件研究が県の本来業務といえるのか、また、本件重プロによって県にもたらされる成果物は何なのか疑問が生じた。

本件重プロの結果、4(4)オ(ウ)の【図表3-1-1】の計92件、【図表3-1-2】の計62件、【図表3-1-3】の計49件の合計203件の知的財産の出願等がなされているものの、このうち、県の出願は合計18件に過ぎない(共同出願があるため、出願者はべ389者で、県内出願者は325者、県外出願者は64者)。

委託契約ということであれば、各年約11億円の発注金額にみあった成果が何であるか、十分な検証が必要である。

イ 県の見解

この点、県によれば、「大学の研究シーズのうち将来的に大きな可能性を秘めている協調領域のシーズを県の支援で確実に事業化し、その技術革新等により本県産業の基盤強化・競争力強化を図るのには本来業務である。また、成果についても、本事業の目的(産業の基盤強化・競争力強化)に資するという観点から、研究開発成果の普及促進を趣旨とする産業技術力強化法第17条に沿って発明者等に帰属させているものであり、特許の創出は委託による研究開発の結果であることは自明であるので、実質的には本事業の成果である。また、特許権の帰属は発明者である参画機関（一部は県）としつつ、203件もの出願等実績があり、さらには、これら成果の活用等による事業化の結果として、参画企業による年間70億円以上の売上高等の経済波及効果があり、年間投資額(予算投入)約11億円に見合った成果があがっている。」とのことである。

しかし、売上高調査は金額のみの調査でその要因については不明である。本県産業の基盤強化・競争力強化に資するという効果や、参画機関による出願等実績や経済効

第10 労働局

1 組織と業務の概要

勤労者福祉の向上、雇用の安定確保、産業人材の育成などの事務を行っており、全3課1室で構成されている。そのうち、後記4の契約を担当する組織と業務の概要は、以下のとおりである。

(1) 労働福祉課

Table with 2 columns: 業務・人事・広報グループ, 予算・経理グループ, 企画・勤労福祉グループ, 仕事と生活の調和推進グループ, 労使関係グループ, 調査・啓発グループ, 労働相談グループ. Each row lists specific administrative and support tasks.

(2) 就業促進課

Table with 2 columns: 業務・調整グループ, 若年者雇用対策グループ, 高齢者・障害者雇用対策グループ. Each row lists tasks related to employment promotion and support.

(3) 産業人材育成課

Table with 2 columns: 人材育成グループ. Lists tasks related to human resource development.

Table with 2 columns: 公共訓練グループ, 技能振興グループ, 技能五輪・アピリンピックグループ. Lists tasks related to public training and skill development.

2 労働局の契約の概況

あいち電子調達共同システム（CALS/E C）で公表している契約の状況は、【図表2-4】のとおりであった。

また、契約状況一覧によると、労働局において、2022年度に締結された歳出を伴う契約の総数は195件、契約金額の総額は約22億4215万円である。費目別にみると、委託料が180件と全体の約9割を占め、次いで役務費（10件）、使用料及び賃借料（3件）、需用費（2件）となっている（【図表2-3】参照）。

随意契約の割合は、179件と全体の約9割を占めている。このうち、企画競争に該当する契約は171件である。

3 契約相手の拘束

各課の契約金額TOP5等のうち、2022年度を基準として契約相手が続く契約を抽出したところ、労働局においては、15件が該当した。このうち、企画競争の結果として同一の契約相手と契約を締結している事例は、13件存在した。企画競争によらない随意契約により、同一の契約相手と契約している契約は、2件が該当する。

契約相手が連続する状況については、【図表2-15】を参照。

4 個別契約等について

(1) 労働総合支援事業委託業務

ア 概要

愛知労働局と「あいち労働総合支援フロア」における一体的就労支援事業に関する協定を締結し、国と県が一体となって、労働者、求職者、学生及び中小企業等に対し、労働・就業に関する幅広い最新情報の提供や各種相談、職業紹介業務を行っているところ、本業務は、愛知県産業労働センター17階の「あいち労働総合支援フロア」等において、産業労働関係情報提供業務、職業適性に関する相談業務、就労支援セミナー及び内職相談・あっせん業務の委託を行うもの。

イ 契約内容

(ア) 契約種類 業務委託契約

- ・障害者就業・生活支援センター担当者スキルアップ研修の開催
- ・あいちジョブコーチの派遣
- ・障害者雇用促進のための広報・啓発
- ・障害者雇用PR動画の作成

イ 契約内容

- (ア) 契約種類 業務委託契約
- (イ) 歳出節 委託料
- (ウ) 契約相手 Man to Man Animo株式会社
- ウ 契約種別 企画競争2号

あいち障害者雇用総合サポートデスクの運営については、障害者雇用に関する企業の支援ニーズや課題に対し、的確な支援・助言等を行うため、専門知識を有するだけでなく、雇用する側、される側双方の立場を理解していることが重要である。

また、ハローワーク、就労支援機関を始め関係機関の支援内容・役割を把握、理解し、連携して事業運営を行うため必要な資質と能力を有していることが必要である。よって、競争入札とはせず、企画競争により技術・技能を見極めたうえで、業者を選定することとする。

エ 契約金額 (円)

年度	2023	2022	2021	2020	2019
金額	29,820,232	29,821,393	30,606,708	29,525,936	26,539,293

オ 委託料の内訳

実績報告書に添付されていたものによれば、

- ・人件費 2316万6089円 (人件費1989万1299円、通勤費81万1600円、社会保険料など 246万3730円)
- ・直接物件費 518万7552円
- ・間接物件費 283万5359円
- ・消費税 311万8895円
- 以上、合計 3430万7895円

(3) 介護分野外国人就職支援事業

ア 概要

(ア) 急速な高齢化の進展といった社会情勢の変化により不足する介護人材を確保するため、離職中の定住外国人を対象に、座学と職場実習を組み合わせた雇用型訓練を実施し、介護事業所で働くために必要な知識・技能を習得させ、就職につなげるもの。

なお、この事業は「地域医療介護総合確保基金」(福祉局所管)を活用して実施している。

167

- (イ) 歳出節 委託料
- (ウ) 契約相手 公益財団法人愛知県労働協会
- ウ 契約種別 随意契約2号セ(1者随意契約)
- (ア) 当該業務を実施するために必要な能力

- ・労働者、使用者双方のニーズを的確に把握し、中立性・公平性を十分確保したうえで、社会情勢や雇用環境にあった情報発信や就労支援、雇用管理に関するセミナーを企画し、運営する能力を有すること
- ・キャリアコンサルタント等の職業適性相談に関連する資格者を配置できること
- ・中学校、高等学校等でのキャリア教育、進路指導のための教育機関との十分な連携体制を有していること
- ・県内30カ所の市町村等の内職相談業務を行う上で、市町村と十分な連携体制を有していること

(イ) 契約の相手方

上記の能力を全て有し、当該業務を円滑かつ効果的に遂行できる唯一の公的機関である公益財団法人愛知県労働協会を選定している。

エ 契約金額 (円)

年度	2023	2022	2021	2020	2019	2018
金額	140,742,000	140,765,000	151,676,000	178,535,000	181,777,000	190,467,000

オ 委託料の内訳

(ア) 概算払精算書によれば、概算額1億407万5000円であるが、精算額は1億312万63092円であった(差引過不足額950万1908円)

(イ) 内訳

- ・人件費 1億1172万5000円
- ・管理費 1395万7000円
- ・事業費 1508万3000円

(2) あいち障害者雇用総合サポートデスク運営業務

ア 概要

(ア) 障害者の雇用に関する情報を一元的に把握・管理し、愛知労働局、ハローワーク、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所及び市町村等の関係機関が一体となった効果的かつ効率的な支援を行うために中心的な役割を担う「あいち障害者雇用総合サポートデスク」を愛知労働局と共同で設置・運営することにより、県内民間企業における障害者実雇用率の引き上げを図るものである。

(イ) 主な業務は障害者雇用に係る企業向け支援、職場実習の推進

- ・就労支援者養成研修の開催
- ・就労支援者スキルアップ研修の開催

166

(イ) 事業内容としては、介護職として県内介護事業所へ就職を希望する者を雇用するため、日本語教育、介護職員初任者研修、職場実習等を行うことや介護事業所への正規雇用に向けた支援を行っている。

イ 契約内容

- (ア) 契約種類 業務委託契約
- (イ) 歳出節 委託料
- (ウ) 契約相手 株式会社アバンセライフサポート
- ウ 契約種別 企画競争2号

定住外国人の介護事業所への的確なマッチングや訓練期間中等における適切なフォローアップが必要となることから、競争入札ではなく企画競争により、技術・技能を見極めたりうえで、事業者を選定する。

エ 契約金額

(ア) 年度ごとの契約金額の推移 (円)

年度	2023	2022	2021	2020	2019	2018
金額	54,721,773	54,939,441	54,233,967	31,973,245	31,441,434	30,613,599

(イ) 2022年度の契約金額の推移

- 原契約：54,939,441円
- 変更契約：46,267,132円 (2022年12月26日)
- 確定額：41,187,906円

(ウ) 変更契約の理由

当初予定していた新規雇用者数が30名から27名に減少したこと、新規雇用者人件費等が減少したためである。

オ 金額内訳

新規雇用者人件費として2764万047円及び訓練実施経費1354万8619円である。

(4) U I J ターン促進事業及び首都圏人材確保支援事業マッチング支援業務

ア 概要

新型コロナウイルス感染症の影響により地方移住への関心が一層高まる中、首都圏及び関西圏等県外から本県に人を呼び込む「人材選流(U I J ターン)」を促進し、県内産業及び地域の活性化を図る。

(ア) U I J ターン促進事業

U I J ターンを促進・支援する「あいちU I J ターン支援センター」を設置し、首都圏及び関西圏での就職イベントを通じたU I J ターン希望者の掘り起こしや相談窓口での就労支援を行うことにより、本県への就職・転入を促し、県内産業の人材確保を図るもの。

(イ) 首都圏人材確保支援事業マッチング支援業務

首都圏への過度な一極集中の是正及び県内の中小企業等の人材確保を目的に、市町村と共同して東京23区からの移住者に対し支援金を支給する「首都圏人材確保支援事業」におけるマッチング支援業務として、魅力ある企業の情報を県内外に広く提供する求人マッチングサイトを運営し、県内での移住促進人材確保を進めるもの。

イ 契約内容

- (ア) 契約種類 業務委託契約
- (イ) 歳出節 委託料
- (ウ) 契約相手 株式会社イーブイネット
- ウ 契約種別 企画競争2号

あいちU I J ターン支援センターポータルサイト内のマッチングサイトを円滑に運営し、「移住支援制度」の利用を促進する必要があることから、競争入札ではなく企画競争による。

また、当該マッチングサイトの運営は、センターで提供する求人情報と移住支援金対象の求人情報を同一サイトで同時に検索・閲覧できる方がサイトを利用する求職者にとって利便性が高いこと及びセンターのポータルサイトは、センター運営事業者が設計したプログラムにより制作・運営されており、また、同社が契約するサーバを使用して運営されるため、第三者がサイトを改修することにより、サイトの運営が複数の事業者に分割されることは不合理且つ困難であるだけでなく、求職者の個人情報を取り扱うサイトのセキュリティ面、保守管理面における安全性を低くするものであり、サイトの一元的かつ安全な運用が必要であることから、一つの契約とされている。

エ 契約金額

年度	2023	2022	2021	2020	2019	2018
金額	42,145,634	41,935,121	46,191,077	50,466,191	52,001,450	41,573,655

オ 委託料の内訳

契約金額4193万5121円であり、うち3426万0282円がU I J ターン促進事業であり、うち767万4839円が首都圏人材確保支援事業マッチング支援業務である。

(5) 就職氷河期世代デジタル人材育成事業

ア 概要

急速な情報化の進展や新型コロナウイルスへの対応といった社会情勢の変化により、求人ニーズが高まる情報通信業等に向けて、就職氷河期の求職者に対し、必要な知識、技術を習得させることで、短期間で即戦力となるデジタル人材を育成する。

また、就職氷河期世代の能力開発及び新規就業の機会を創出し、「新たな日常」の下での産業構造の転換を視野に入れたキャリアチェンジを支援する。
 就職氷河期世代のうち、情報通信業に携わっていた者や情報系の学校出身者、情報系資格取得者など基礎レベル以上のITスキルを有する者を対象に、デジタル技術を習得するための研修、求職者と企業とのマッチング後の雇用先となる企業での実習を組み合わせた雇用型訓練を実施するものである。

イ 契約内容

- (ア) 契約種類 業務委託契約
- (イ) 歳出節 委託料
- (ウ) 契約相手 株式会社東京リーガルマインド

ウ 契約種別 企画競争2号

求職者の現状・課題について深い見識と分析力を持ち、かつ、企業側の求人ニーズと適切なマッチングを行った上で紹介予定派遣を実行する能力等が受託者に求められるため企画競争とされている。

- エ 契約金額 契約金額：3655万7175円
 確定金額：3615万6241円

(6) 中小企業デジタル人材育成研修事業

ア 概要

(ア) 産業分野のデジタル人材不足に対応するため、中小企業に対するデジタル人材育成研修の実施により、デジタル人材の育成支援を行う。

(イ) 事業内容

- ・ オープニングセミナーの実施
- ・ デジタル化推進への機運醸成及び本事業の応募意欲を促進させる。
- ・ 共通研修の実施
 - 中小企業の能力開発リーダー(所属長、現場リーダー等)及び一般社員を対象に、DXに関する基礎的な研修を実施する。
- ・ 能力開発リーダー向けデジタル人材育成研修の実施
 - 中小企業の能力開発リーダー(所属長、現場のリーダー等)を対象に、デジタル人材の育成手法や指導方法を習得する研修を実施する。
- ・ 一般社員向けデータ分析・活用人材育成研修の実施
 - 中小企業の一般社員を対象に、企業内の蓄積データを分析し、活用できるスキルを習得する研修を実施する。

イ 契約内容

- (ア) 契約種類 業務委託契約
- (イ) 歳出節 委託料
- (ウ) 契約相手 有限責任監査法人トーマツ 名古屋事務所

170

ウ 契約種別 企画競争2号

デジタル人材の育成を行おうとすると中小企業に対して効率的な人材育成支援を行うため、デジタル技術とビジネス現場に関する知識・経験及び人材育成支援等の実績を有し、それらを生かした研修を行うことが必要となる。そのため、金額だけでなく、受託者のもつ経験・実績やノウハウ、企画力に加え、効果的な事業のための創意工夫された内容であるかを総合的に判断する必要があることから、企画競争とする。

- エ 契約金額 1071万9060円

なお、2023年3月13日にアークイブ配信を実施するために変更契約を締結している。

オ 委託料の内訳

2023年4月21日付請求書の内訳は明らかでは無かった。

(7) デジタル活用人材育成支援事業

ア 概要

(ア) 中小企業等のデジタル化・DXを進めるためには、企業内でデジタル技術の活用を推進していく人材が必須となるため、スキルレベルに応じた人材育成を支援する。

(イ) 事業内容

- ・ 開発者向け新事業開発リーダー養成研修の実施
 - 豊富な現場経験を持つ開発者を対象に、デジタル技術やマネジメント手法などを習得して新規事業を創出していただけるリーダーを育成する研修を実施する。
- ・ 中小企業社員向けのデジタル化・DX推進人材育成研修の実施
 - 中小企業の現場担当者を対象に、デジタル技術の説明やデジタル技術を活用した生産性向上の事例紹介、データ活用方法などを学ぶ研修会を県内全域で参加できるよう開催する。

イ 契約内容

- (ア) 契約種類 業務委託契約
 - (イ) 歳出節 委託料
 - (ウ) 契約相手 株式会社ネットラーニング
- ウ 契約種別 企画競争2号
- デジタル化やDXに意欲のある中小企業に対して効率的な人材育成の支援を行うため、人材育成に関する知見やノウハウ、デジタル技術とビジネス現場に関する知識・経験及び業務改善等の実績を有し、それらを生かした現場指導や研修会等を行うことが必要であるため、企画競争とする。
- エ 契約金額 契約金額：860万2000円
 確定金額：801万4170円

171

イ この点、記録には委託事業者との打合せに関する議事録等は綴られておらず、具体的な議論の内容は明らかではなかったため、委託事業者との打合せ等は議事録化するべきである。

また、企画提案時に提案されるオープンバンパジデザインなどの付加提案を検討する際には、経済性や効率性の観点から、一過性の企画採用とならないよう検討すべきであり、継続的な活用を乏しい付加提案については、その委託内容から積極的に外すことも検討した上で、事業内容を決定すべきである。

なお、事業内容の決定時以外にも、受講者に対するアンケートを行う等の方法により効果検証に必要な情報を収集し、付加提案の活用について継続的に検討すべきである。

(3) ヒアリング等の見直し結果については恒常的に記録化されたい【意見】

就職水河期世代デジタル人材育成事業において、事業の実施途中においてもヒアリング等を行い、事業内容を見直しているとの説明があったが、当該見直しの結果などの打合せ記録（資料）は存在しないということであった。

年度ごとに企画競争を行っているもの、各年度の実施結果に基づいて事業内容をブラッシュアップしていくことは必要であり、当該検討に当たりこれまでの事業の状況を保存しておくことは有益である。

そのため、ヒアリング等の見直し結果については恒常的に記録化されたい。

オ 委託料の内訳

- 2023年3月30日付「請求書」によれば、内訳は以下のとおりである。
- ・企画開発費 1式 60万 打ち合わせ関連費、事業運営管理費
- ・運営費 1式 360万 研修設計費、研修実施費、eラーニング運営費
- ・研修実施費用 1式25万 オープンバンパジデザイン料
- ・宣伝広告費 1式172万 チラシ、LPデザイン料、チラシ印刷費、サイト運営費（広告費含む）
- （以上、617万+税61万7000円）
- ・研修運営費122万7170円
- ・合計801万4170円

5 監査の結果

(1) 事業に要した委託料の詳細について検査し記録化されたい【意見】

ア 中小企業デジタル人材育成研修事業では、契約書11条1項において「第9条の検査の結果、委託業務の実施に要した経費が本契約の内容に適合すると認められたときは、委託料の額の確定をするものとする。」と規定され、9条2項において「甲は乙から前項の業務完了届を受理したときには、・・・委託業務の実施に要した経費の帳簿類及び領収書等の証拠書類等の調査を行う」と規定されている。

しかし、記録に綴られている書類は、2023年3月31日付「中小企業デジタル人材育成研修 実績報告書」のみであり、2023年3月31日付「検査調書」の「摘要」欄には「別添実績報告書の確認」の記載に留まっており、委託業務の実施に要した経費の帳簿類及び領収書等の証拠書類等の調査については明らかではなかった。

イ 費用を支払う以上、事業に要した経費の詳細について検査することが必要であり、仮に実施したとすれば、記録上、実施した対象やその結果がわかるようにするべきである。

(2) 付加提案の活用について継続的に検討されたい【意見】

ア デジタル活用人材育成支援事業において、研修実施費用として、オープンバンパジデザイン料として25万円が支出されている。

このオープンバンパジとは、知識・スキル・経験のデジタル証明であり、取得した資格や学習内容を目に見える形にし、受検者や受講者を増やすデジタルマーケティングツールとされている。

県によれば、企画提案時には、研修受講生の学習意欲向上となるものとの説明を受け、企画提案選定委員会でオープンバンパジの使用を含めた全体の企画提案内容を、効果的及び経済的な観点において有効であると評価した結果、オープンバンパジの提案をした企業を委託業者に決定した、とのことである。また、委託業者選定後から契約に至るまでに、委託業者と打合せを行い、有効性があると最終確認し、最終的に仕様書に盛り込んだ、とのことである。

第11 観光コンベンション局

1 組織と業務の概要

全2課1室により、観光や国際会議の誘致などの業務を行っている。組織と業務の概要は、以下のとおりである。

(1) 観光振興課

総務・予算・広報グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・局の行政運営の管理に関する事 ・局の人事に関する事 ・局の広報及び広聴に関する事 ・局の予算、経理に関する事 ・課全般に係る事項の連絡調整に関する事
企画グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・観光振興に関する基本的な計画の総合調整に関する事 ・県営観光施設に関する事 ・観光統計に関する事
観光振興グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・国内観光事業の振興に関する事 ・観光情報の収集・提供に関する事
観光産業グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・観光産業の振興に関する事 ・観光施設費等補助金に関する事 ・旅行業の登録に関する事

(2) 国際観光コンベンション課

イベント・コンベンショングループ	<ul style="list-style-type: none"> ・課の人事に関する事 ・課全般に係る事項の連絡調整に関する事 ・大規模イベント・コンベンション等の誘致に関する事 ・愛知・名古屋MICE推進協議会に関する事 ・2005年日本国際博覧会の理念継承に関する事 ・高級ホテルの誘致に関する事 ・海外向け観光情報の提供に関する事 ・全国通訳案内士の登録に関する事
魅力発信グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人観光客の誘致に関する事
誘客促進グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人観光客の受入環境の整備・充実に関する事 ・外国人観光客の受入環境の整備・充実に関する事
国際展示場室 管理グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・愛知県国際展示場の管理に関する事
国際展示場室 推進グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・愛知県国際展示場の利活用推進に関する事

2 観光コンベンション局の契約の概況

あいち電子調達共同システム(CALS/EC)で公表している契約は認められなかった。契約状況一覧によると、観光コンベンション局において、2022年度に締結された歳出を伴う契約の総数は、46件であった。契約金額の総額は約17億862万円となり、費目別に見ると委託料が45件、役務費が1件となっている(【図表2-3】参照)。契約種別は、すべて随意契約である。随意契約のうち企画競争に該当する契約は31件である。

3 契約相手の拘束

各課の契約金額TOP5等のうち、2022年度を基準として契約相手が続く契約を抽出したところ10件が該当した。すべて随意契約であり、このうち3件が企画競争によるものであり、1件が年度ごとに契約種別が混在しているものであり、残り6件は企画競争によらない随意契約により同一の契約相手と契約している。契約相手が連続する状況については、【図表2-16】を参照。

4 個別契約等について

(1) 観光消費喚起事業(地域観光事業支援)

ア 契約の概要

(ア) 目的

本事業は、国の地域観光事業支援(需要創出支援)を活用し、2021年度に実施した「あいち旅eマナーキャンペーン」を再び実施することで、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により落ち込んだ旅行需要の早期回復を図ることを目的とする。また、併せて旅行期間中に使用可能な地域限定のクーポンの配布をすることで、土産物店、飲食店といった幅広い産業に裨益し、地域経済の回復を図ることを目的とする。

(イ) 事業内容(「あいち旅eマナーキャンペーン」の再開)

- ① 県民、旅行者等からの問合せ等に対する対応
- ② 県民に次の支援金のキャッシュバック手続を実施する事務局の運営・管理
 - ・旅行代金に対する割引支援金
 - ・地域限定クーポンの利用代金に応じた支援金
- ③ その他付随する業務

イ 契約内容

(ア) 契約種類 委託契約

(イ) 歳出節 委託料

(ウ) 契約相手 株式会社JTB名古屋事業部

ウ 契約種別 随意契約2号セ(1者随意契約)

契約相手は、2021年度の「あいち旅eマナーキャンペーン」事業開始時ににおいて企画競争型随意契約により観光消費喚起事業(地域観光事業支援)を受託して事業を進めており、既述の能力を有するうえ、これまでの事業実施で蓄積してきたノウハウを有する唯一の事業者であるとの理由で、1者からの見積徴収で随意契約した。

本事業は、2021年度に実施した「あいち旅eマナーキャンペーン」を再開するもので、同じ制度、同じシステムを活用する必要がある。また、利用者からの問い合わせに適切に回答できること、実施者の事業と情報提供の特設サイトの同一性を確保し、閲覧者の混乱を招かないようにすることが事業の実施に必要不可欠である。

エ 契約金額 (円)

年度	2023	2022	2021	2020	2019	2018
金額		1,209,352,613	5,732,945,498			

※財源：国庫補助金 地域観光事業支援費補助金(訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金)

※残額に対する措置：全額執行予定

契約を含む事業実施については国の承諾を得ることを前提とする。

るための技術、ノウハウが不可欠であり、これらの能力を有する事業者を選定する必要がある。契約相手が運営する「Boo-Wooチケット」で販売される「ジブリパークチケット購入者に係る統計データ等提供サイト」で提供する属性等の統計データを生成できるのは、個々のチケット購入者の情報を持つ契約相手のみである。また、チケット購入と同時に「Boo-Wooチケット」サイトにおいて、直接、購入者に本県観光プログラムを販売・情報発信できるのは当サイトを運営する契約相手のみであるとされている。

エ 契約金額 (円)

年度	2023	2022	2021	2020	2019	2018
金額	78,120,000	79,316,600				

オ その他

本事業は以下のとおり、県と国が費用を負担する。

財源：国庫補助金3965万8300円、一般財源3965万88300円

(3) 武將観光情報発信事業（「忍者観光創出」）

ア 契約の概要

(ア) 業務目的

愛知県は、信長、秀吉、家康の三英傑をはじめとする数多くの戦国武将を輩出しており、県内には戦国武将ゆかりの史跡や名所、祭り等が数多くあるところ、これらの貴重で豊富な観光資源を活用しながら、「武将のふるさと愛知」として県内外へ発信している。

2015年度には、徳川家康没後400年を契機に、家康の偉大な功績を県内外に発信する中「家康を支えた伊賀忍者」に着目して「徳川家康と服部半蔵忍者隊」を結成し、観光PR隊として、2015年度から毎年度継続して活動してきた。

2022年度は、大河ドラマ「どうする家康」の放送を契機に、県内外の徳川家康ゆかりの地において、数多くのイベントが開催されることと見込まれる。さらには、徳川家康の伊賀越えをテーマに結成された当忍者隊であることから、注目度が高まることが見込まれる。この好機を生かし、積極的にイベントへ出演し、愛知県内の観光PRを行う。

(イ) 業務内容

「徳川家康と服部半蔵忍者隊」が、愛知県の魅力を発信する観光PR隊として効果的に活動するにあたり、その管理・運営を行う。県内で観光客が数多く訪れる名古屋城や航空旅客等が多く利用する中部国際空港、また観光イベント等で活動し、観光客や来場者向けの演武披露や観光客等と接しながらのおもてなしにより、「武将のふるさと愛知」等の愛知の魅力を発信する。また、オンラインツアーを開催することで、容易に出向くことのできない海外を含む遠方地に向けて、愛知県の魅力を発信し、誘客を促進する。

オ 変更契約
本事業は、最初の契約を2022年4月1日に締結したが、同年5月1日、6月1日、7月1日、7月15日、8月26日、10月1日、12月13日の変更契約を重ねた。これは国の地域観光事業支援の期間・変更によるものである。

これに伴い契約期間及び契約金額が大幅に変更された。

主な変更箇所（契約金額・契約期間の終期）

4月1日	12億935万2613円	2022年6月30日
5月1日	12億4527万4606円	同年7月31日
6月1日	12億8673万2070円	同年8月31日
7月1日	15億1288万1941円	同年9月16日
7月15日	21億7812万6117円	同年10月31日
8月26日	28億9316万3882円	同年11月30日
10月1日	28億9340万1059円	同年12月28日
12月13日	25億3877万8083円	同年12月28日

(2) ジブリパーク周遊観光促進事業（ジブリパークチケット購入者に係る統計データ等提供サイト及び観光情報等提供サイトの管理・運用、活用業務委託）

ア 契約の概要

(ア) 概要

ジブリパークのチケット販売を行う「Boo-Wooチケット」を活用した「ジブリパークチケット購入者の統計データ等提供サイト」(以下、「統計データ等提供サイト」)及びジブリパークチケット購入者に対し観光情報等を提供するサイト(以下、「特設サイト」)の管理・運用、活用を行う。

(イ) 業務内容

- ① 統計データ等提供サイトを適切に管理し、
- ② 統計データ等提供サイトから得られる統計データ等を活用してチケット販売サイト内に掲出する特設サイトを管理・運営するとともに、
- ③ 統計データ等提供サイト及び特設サイトを活用し、訴求効果の高い広告展開を行うことで、ジブリパーク来園者を広く県内周遊や県内宿泊に誘導することを目的とした一連の業務。

イ 契約内容

- (ア) 契約種類 委託契約
 - (イ) 歳出節 委託料
 - (ウ) 契約相手 株式会社ブギウギエンタテインメント
 - ウ 契約種別 随意契約2号セ（1者随意契約）
- 見積徴収業者を1者とする随意契約をする理由は、幅広い情報収集・分析力に長け、ユーザーから見やすく、使いやすい操作性、魅力的なデザインやコンテンツを作成す

なお、契約相手が、県の観光PRや魅力発信等に資すると県が認めるとイベントへ「徳川家康と服部半蔵忍者隊」を有料で派遣できるとし、またその収益を契約相手の収入とすることを認める。

(ウ) 具体的な活動

- ① 名古屋城における忍者隊の活動
- ② 中部国際空港等における忍者隊の活動
- ③ 観光PRイベント等における忍者隊の活動
- ④ ステージパフォーマンス等
- ⑤ オンラインツアーの実施

イ

(ア) 契約種類 委託契約

(イ) 歳出節 委託料

(ウ) 契約相手 株式会社三晃社

ウ 契約種別 随意契約2号セ (1者随意契約)

本事業は、2015年度に新規に始めた事業であり、この年に、企画提案による業務委託事業として、企画案を公募し、審査の上、契約相手が提案した「徳川家康と服部半蔵忍者隊」の概念や設定、ストーリー性(家康を救った忍者がその後尾張国鳴海で鳴海伊賀衆として取り立てられた史実から、この忍者隊が現世によみがえった等)が優秀企画として選定されたものである。2016年度以降の事業継続では、この2015年度当初に選定された企画提案内容にある忍者隊の概念や設定、ストーリー性を変更することができないことから、2016、2017年度は1者随意契約により継続して事業を実施している。また「徳川家康と服部半蔵忍者隊」は、観光PR隊として名古屋城や観光イベント等で「武将のふるさと」等の愛知の魅力を発信しながら誘客を図っており、このためには、演武披露にかかる高い身体能力や、観光客向けおもてなし対応にかかる振舞いの丁寧さ・柔軟な対応力を要し、また歴史や県内観光施設の知識を身に付ける必要がある。この忍者隊が観光PR活動の際に披露する演武内容やその演出等の技術・技能は、事業者が外部の演武指導者等とこれまで作り上げてきたものであるため、他の事業者が同じ内容で実施することは事実上できないこととなり、仮に忍者隊事業を年度毎に企画提案型として発注した場合、事業者自らが持っている専門知識や技術力、経験の蓄積等が他業者へ流失することを恐れ、自らが持つ企画力を最大限発揮することが難しいこととなる。こうしたことから、2018年度「忍者観光創出事業」により、引き続き効果的に愛知の魅力を情報発信して誘客を図るには、契約の相手方をその技術、技能により選択する必要があるため、契約相手と随意契約とすることである。

随意契約する理由の記載は毎年同じであった。

エ 契約金額 (円)

年度	2023	2022	2021	2020	2019	2018
金額	59,971,956	59,971,000	60,136,758	63,501,647	63,812,617	62,659,278

(4) 大河ドラマ活用誘客促進事業委託業務

ア 契約の概要

(ア) 目的

県では、2014年度から武将イベントを毎年開催し、2015年度からは、「徳川家康と服部半蔵忍者隊」を結成するなど、武将観光の推進を図ってきたところである。2023年の大河ドラマが、徳川家康の生涯を描く「どうする家康」に決定した。家康のみならず、三英傑や徳川四天王など多くの武将にスポットライトが当たると想定されることから、これを契機に観光振興を図るため、2022年2月に関係市町・観光協会等で結成する「愛知県大河ドラマ『どうする家康』観光推進協議会」を設立した。本業務では、協議会及び「徳川家康ゆかりの地」「武将のふるさと愛知」を统一的にPRするとともに、広域からの観光誘客及び県内周遊の推進を図ることを目的とする。

(イ) 業務内容

- ① PR・プロモーション業務
- ② 観光誘客を目的としたイベント開催・ブース出展業務
- ③ 周遊キャンペーン業務

イ 契約内容

(ア) 契約種類 委託契約

(イ) 歳出節 委託料

(ウ) 契約相手 株式会社電通名鉄コミュニケーションズ

ウ 契約種別 企画競争2号 (応募者4者)

企画競争とした理由は、本事業は、徳川家康ゆかりの史跡を中心に、本県の武将観光の魅力やPRする必要があるが、本事業を円滑かつ効果的に実施するためには、観光資源のPRやイベントの企画運営等に精通していることが必要となる。よって、競争入札とはせず、企画競争により、技術・技能を見極めた上で、業者を選定することとされている。

エ 契約金額 (円)

年度	2023	2022	2021	2020	2019	2018
金額	35,901,500	52,899,000				

(5) ジブリパーク周遊観光促進事業 (PR・プロモーション業務委託)

ア 契約の概要

(ア) 目的

2022年11月に第1期オープン予定の「ジブリパーク」は、全国的に注目度も高く、全国各地からの来園が期待されている。ジブリパークに関心の高い層にターゲットを絞り、愛知県の観光PRを効果的に行うことで、ジブリパークの来園者を広く県内周遊や県内宿泊に誘導する。

(イ) 業務内容

- ① PR資材の作成
ポスター、パンフレット、オリジナル袋
- ② PR・プロモーション
・デジタルサイネージ、大型モニターでの動画放映
・周遊観光促進PR

イ 契約内容

- (ア) 契約種類 委託契約
- (イ) 歳出節 委託料
- (ウ) 契約相手 株式会社ジェイアール東海エンタテインメント
- ウ 契約種別 企画競争2号 (応募者2者)

企画競争する理由は、本業務の目的を達成するためには、訴求効果の高いPR媒体や手法について十分な知見を備えているとともに、本県の観光の素材及び魅力について熟知している必要がある。さらに、これらの知見を生かし、魅力的なデザインやコンテンツを作成するための技術、ノウハウを有していることが不可欠である。当該業務受託事業者は、上記の専門能力が求められるため、技術・技能により選択する必要があるとされている。

エ 契約金額

年度	2023	2022	2021	2020	2019	2018
金額	57,530,000	52,098,339				

オ その他

本事業は以下のおとおり、県と国が費用を負担する。
財源：国庫補助金2604万9169円、一般財源2604万9170円

(6) 情報発信強化事業（ウェブページ・SNS情報発信事業）

ア 契約の概要

(ア) 目的

本県公式観光ウェブサイトを「A i c h i N o w」及びSNSにおいて、多言語により国内外に向けて魅力的な観光情報をわかりやすく情報発信する。旬な情報を随時発信するため、情報の追加、変更、削除等、サイトの更新を日々行う。運営にあたっては、検索サイトの結果が上位に掲載されるよう、安全、信頼性、セキュリティ対策の高い保守・管理作業を実施する。

(イ) 業務内容

- ① ウェブサイト運営業務
- ② SNS運営業務
- ③ SEO対策・ウェブ広告等の実施
- ④ ウェブサイト・SNSの運用・保守管理業務
- ⑤ その他関連業務

イ 契約内容

- (ア) 契約種類 委託契約
- (イ) 歳出節 委託料
- (ウ) 契約相手 株式会社ビコ・ナレッジ
- ウ 契約種別 随意契約2号セ（1者随意契約）

本事業を適切に運営するため、委託事業者には以下の条件を満たす必要がある。
① 2015年度に開設した本県公式観光ウェブサイトを及びSNSの運営管理の根幹をなすウェブサイトを動かしている簡易更新システム(CMS)の著作権を保有し、システムの稼働が可能である。
② 簡易更新システム全体を熟知し、本県公式観光ウェブサイトに及びSNSの安定稼働、セキュリティ対策等の保守管理に十分な対応ができる。

本事業は、本県公式観光ウェブサイトに及びSNSの運営管理を行うものであり、ウェブサイトを動かしている簡易更新システム(CMS)は契約相手が著作権を保有しており、他社では同システムを継続して利用することができない。同社は、簡易更新システム全体を熟知し、本県公式観光ウェブサイトに及びSNSの安定稼働、保守管理のためのノウハウを有している。

以上の理由で、1者との随意契約とされている。

エ 契約金額

年度	2023	2022	2021	2020	2019	2018
金額	24,460,656	22,592,196	26,618,196	26,618,196		

(7) 愛知県国際展示場コンセンション事業運営支援業務委託

ア 契約の概要

(ア) 目的

県では、2019年8月、愛知県国際展示場を開業した。展示場の運営に当たっては、民間事業者のノウハウやアイデア等を活用するため、民間資源等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)に基づき公共施設等運営権方式(コンセンション方式)を導入することとし、愛知県国際会議場株式会社との間でPFI法に基づき公共施設等運営権実施契約(以下、「実施契約」)を締結し、公共施設等運営権を設定した。

本業務はコンセンション事業における円滑な運営を進める上で必要となる官民連携組織による需要創造事業の実施や事業安定化支援の運営、モニタリング実施など、実施契約において定める事項等で、本県が運営事業者との間で協議を必要とする諸事項について、支援等の業務を行うものである。

(イ) 業務内容

- ① 事業推進に関する各種支援
- ② モニタリングに関する支援
- ③ ①、②その他の実施契約の適確な施行のための運営・法務・財務会計・技術（施設維持管理等）面に関する支援

イ 契約内容

(ア) 契約種類	委託契約							
(イ) 歳出節	委託料							
(ウ) 契約相手	株式会社日本総合研究所							
ウ 契約種別	随意契約2号セ（1者随意契約）							
エ 契約金額								
年度	2023	2022	2021	2020	2019	2018		
随意		15,290,000	14,795,000	11,880,000	21,670,000			
入札	17,600,000							

(ただし、2019年度以前は運営体制構築支援業務、2020年度以降は運営支援業務である) オ その他（随意契約とした理由）

本業務は、2019年8月に開業した愛知県国際展示場のコンセンション事業運営における諸課題への対応を進める上で、幅広い情報収集・分析力や法令等に関する専門的知識による的確な資料提供・助言等の支援が不可欠であるため、これらの能力を有する業者を選定する必要がある。

また、本業務は、官民連携組織の運営やモニタリングの実施、これらに係る運営事業者との協議等に係る継続した支援であり、一連のスキーム検討等は2019年度に実施した運営体制構築支援委託業務の中で既に行われており、その継続業務となる本業務は一貫性、連続性が求められる。

競争の公平性・公正性を確保するには、これまでの検討状況・運営事業者との協議事項等をすべて公開した上で企画提案を募る必要があるが、その内容は民間事業者である運営事業者の営業上の秘密やノウハウに関する事項を含むため、公共施設等運営権実施契約上、運営権者の同意が必要であるが、運営事業者の同意が得られなかった（1月26日に同意できない旨連絡あり）。

一方、2019年度の運営体制構築支援業務、2020年度及び2021年度の本業務は株式会社日本総合研究所が受託しており、同社は本業務に関する十分なノウハウを有し、かつ、適切に業務成果を収めている。

5 監査の結果

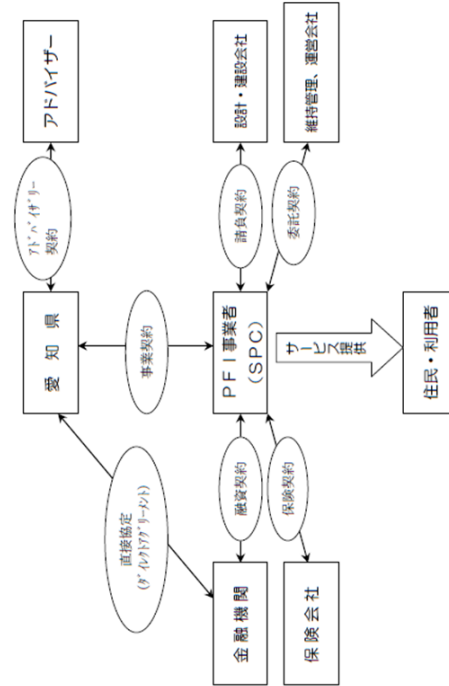
(1) 運営事業者の意向を踏まえて契約種別を選択するべきではない【意見】

愛知県国際展示場コンセンション事業運営支援業務委託では、運営事業者の営業上の秘密やノウハウに関する事項の公開に関する意向を踏まえて契約種別を選択するべきではない。

愛知県国際展示場コンセンション事業は、PFI事業（Private Finance Initiative: プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）である。PFI事業とは、公共施設等の整備・改修等事業を実施する手法の一つであり、施設の設計・建設・維持管理・運営を民間の資金や経営能力、技術能力などのノウハウを活用して行う事業手法である。愛知県国際展示場については、2017年度に運営権者の公募が行われた。その選定委員会における審査により優先交渉権を得たフランスのGL events SAと前田建設工業株式会社によって愛知県国際会議場展示場株式会社が設立され、2018年度に公共施設等運営権実施契約の締結に至っている。公共施設等運営権の存続期間は、一部を除き、2018年4月27日から2035年3月31日までである。本契約は、このPFI事業におけるアドバイザー契約に位置づけられるものである。契約相手は、2018年度及び2019年度に運営体制構築支援業務を受託し、2020年度から運営支援業務を受託している。

【図表3-15】PFI事業の基本的な仕組み

PFI事業の基本的な仕組み



(出典：愛知県PFI導入ガイドライン)

随意契約とした理由について、具体的にはどのような事項を開示する必要があり、了解を得られなかったのか照会したところ、県の回答は次のとおりであった。

競争の公平性・公正性を確保するためには、現状の愛知県国際展示場の展示ホールや多目的利用地等の申込み・問合せ状況や運営事業者（愛知県国際会議場展示場）の経理・人事、収益、営業戦略や重点営業対象マーケット、修繕に関連する施設の不具合状況といった法的な情報を開示する必要がある。しかしながら、それらの内容は民間事業者である運営事業者（愛知県国際会議場展示場）の営業上の秘密やノウハウに関する事項を含むものである。また、施設の不具合状況を公表することは、施設の社会的評価の低下（レピュテーションリスク）に繋がり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を書るおそれのある事項であるため、運営事業者（愛知県国際会議場展示場）の了解が得られなかった。

また、他に競争しうる業者がない理由については、次のとおりであった。

令和4（2022）年度分までの委託業務については、愛知県国際展示場の屋外多目的利用地Aの将来的な取扱いや中・長期計画に基づく修繕の実施に関するスキームの検討といった愛知県国際展示場の開業以降の引き継ぎの課題として対応する必要がある、情報を公にすることなく、一貫性、連続性を有した事業支援が求められるもの、これらの課題に関するこれまでの検討状況・運営事業者（愛知県国際会議場展示場）との協議事項等を全て公開した上で、企画提案を募る必要があるが、上記のとおり、法人に関する情報を得られず、これまでの経緯を知る関係日本総合研究所以外の業者に企画提案を求めることが不可能であったため。

県は2023年度には企画競争を行っているため、2022年度以前と何が変わったのか照会したところ、県の回答は次のとおりであった。

令和5（2023）年度についても、令和4（2022）年度までと同様に、運営事業者（愛知県国際会議場展示場）の営業上の秘密やノウハウ等の法人に関する情報等の公開については、了解を得られなかった。

しかしながら、令和5（2023）年度の委託業務については、令和4（2022）年度から業務内容を一部変更^{※1}しており、また、令和4（2022）年度の委託業務において、令和6（2024）年度以降の愛知県国際展示場の多目的利用地Aの取扱いや中・長期計画に基づく修繕の実施^{※2}することなどができたため、愛知県国際展示場の開業以降の引き継ぎの課題を解消^{※3}することができたため、愛知県国際展示場コンセンション事業運営において、今後発生しうる諸課題への対応を進める上での幅広い情報収集・分析や法令等に関する専門知識、これらによる的確な資料提供・助言等といった各種支援を行う能力がある業者であれば本業務を受託可能である条件を整備された。

そのため、「他に競争しうる業者がない」ことがなくなったと判断し、愛知県国際展示場コンセンションに関して、既に県や運営事業者（愛知県国際会議場展示場）のホームページ上で公表されている情報（「愛知県国際展示場コンセンション」に関する取組状況、PFI法に基づくコンセンションに関する公表資料等）を基に企画提案書を作成することを条件に、プロポーザル方式による企画提案を募集した。

- ※1 修繕等業務に関する支援の追加
5年間レビューに関する業務の追加
- ※2 愛知県国際展示場条例の改正（2023年2月公表）
県・愛知県国際会議場展示場間の修繕等業務に関する調整会議の開始（2022年度会議体設置）

2023年度は企画競争したとのことであるが、そもそも2022年度以前から企画競争によるべきであり、運営事業者の営業上の秘密やノウハウに関する事項の公開

に関する意向を踏まえて契約種別を選択するべきではない。1者との随意契約は競争性がなく、公平性・公正性・透明性に疑念を持たれかねないので、地方自治法施行令第167条の2第1項各号のいずれかに該当する場合でなければならない。

また、施設の申込み・問合せ状況や運営事業者の経理・人事、収益、営業戦略や重点営業対象マーケット、修繕に関連する施設の不具合状況について、その時々が発生している具体的な問題点まで公開しなくても、助言を求めるテーマについて公開すれば、当該テーマについての一定の企画提案は可能と考えられ、必要な知識や経験を持つ人員体制があるかどうか判断する余地はあるように思われる。具体的問題点については、情報の使用目的や秘密保持の誓約と引き換えに個別に開示するという方法も考えられる。

(2) 新たな優秀な企画を求めて企画提案を図ることを期待したい【意見】

武將観光情報発信事業（「忍者観光創出」）の目的は、観光資源を活用しながら、「武將のふるさと愛知」として県内外へ発信することにある。「徳川家康と服部半蔵忍者隊」の概念や設定、ストーリー性が、優秀な企画であることや、契約相手は名古屋おもてなし武將隊の運営も行う広告代理店であり、専門的知見やノウハウに長けているという点は否定できない。しかし、これは目的に対する手段に過ぎず、手段が目的化していないか点検が必要な時期に差し掛かっている。

本事業の高標権は県が有しているもので、現在の契約相手でなければならぬ必然性はない。定期的に新たな優秀な企画を求めて企画提案を図ることを期待したい。

(3) 業務の成果を数値をもって具体的に明らかにされたい【意見】

本報告書が公表される2024年2月には、2023年の大河ドラマ「どうする家康」も最終回を迎えており、大河ドラマ活用誘客促進事業委託業務も事業報告される時期である。是非、本事業の成果を数値をもって明らかにしていただきたい。

また、ジブリパーク周遊観光促進事業（PR・プロモーション業務委託）についても、事業の成果を具体的に報告されたい。

(4) ペンダーロックインを回避する方法を検討されたい【意見】

情報発信強化事業（ウェブページ・SNS情報発信事業）はペンダーロックインの状態にある。ウェブページ及びSNSの運営管理及び同ウェブサイトを動かす簡易更新システム（CMS）の著作権を契約相手が保有しているため、今後も情報発信の目的を遂げようとするれば、契約相手との随意契約を続けなければならない理由である。

それがやむを得ないのであれば、少なくとも経費の見積を厳密に積算し、契約相手の言いなりにならないようにする必要がある。

ペンダーロックインの弊害を取り除くために、今後、サイトを新規構築する際は、システムの内製化、汎用性のあるソフトウェア・ハードウェアの構築、契約相手に著作権を帰属させない方策の検討を重ねられたい。

第12 農業水産局

1 組織と業務の概要

農業水産局は、農業、水産業の振興や食育の推進等に関する事務等を行っており、7課4室によって構成されている。そのうち、後記4の契約を担当する組織と業務の概要は、以下のとおりである。

(1) 食育消費流通課

市場・食品表示グループ	<ul style="list-style-type: none"> 課の運営及び調整に関すること 卸売市場に関すること 農林水産物資の品質表示の適正化に関すること 農林水産物の安全・安心に関する施策の調整に関すること 他のグループに属しない事項に関すること
食育推進グループ	<ul style="list-style-type: none"> 食育推進計画に関すること 食育に関する施策の総合調整に関すること
需要拡大・ブランド力強化グループ	<ul style="list-style-type: none"> 県産農林水産物の需要拡大対策の企画調整に関すること 農産物の流通情報に関すること 農林水産物資の需給の調整に関すること
輸出促進・六次産業化グループ	<ul style="list-style-type: none"> 農林水産加工品の流通対策の総合調整に関すること 県産農林水産物の輸出促進に関すること 6次産業化の推進に関すること

(2) 農業振興課

農業共済・振興グループ	<ul style="list-style-type: none"> 課の運営及び調整に関すること 農業共済組合に関すること 農業共済業務等の検査及び指導に関すること 食と花の街道に関すること 他のグループに属しない事項に関すること
農村対策グループ	<ul style="list-style-type: none"> 経営体育成対策に関すること 山村等振興対策に関すること 中山間地域等直接支払制度に関すること ジビエ振興に関すること
農地管理グループ	<ul style="list-style-type: none"> 農地等の転用制限に関すること 農林水産省所管の国有財産の管理に関すること 農業振興地域制度に関すること 農事調整に関すること 市民農園整備促進法に関すること
利用集積グループ	<ul style="list-style-type: none"> 農業経営基盤の強化促進に関すること 農地の利用集積に関すること 農地中間管理事業に関すること 農業委員会及び農業委員会ネットワーク機構に関すること

(3) 野生イノシシ対策室

経ロワクチン対策グループ	<ul style="list-style-type: none"> 経ロワクチンの散布に関すること 野生イノシシの検査に関すること 室の他のグループに属しない事項に関すること
捕獲グループ	<ul style="list-style-type: none"> 野生イノシシの捕獲に関すること 屋美半島野生イノシシ捕獲根絶協議会に関すること 野生イノシシ移動防止柵に関すること 農作物鳥獣被害防止対策に関すること

(4) 園芸農産課

特用作物グループ	<ul style="list-style-type: none"> 課の運営及び調整に関すること 特用作物の生産振興に関すること 特用作物の出荷指導に関すること 農産加工の振興に関すること 他のグループに属しない事項に関すること
稲・麦・大豆グループ	<ul style="list-style-type: none"> 経営所得安定対策等に関すること 主要農作物の生産振興に関すること 主要農作物種子の生産及び普及に関すること 主要農作物の出荷指導に関すること
野菜・果樹グループ	<ul style="list-style-type: none"> 野菜の生産出荷に関すること 野菜の需給調整に関すること 野菜の価格安定事業に関すること 野菜の生産振興に関すること 野菜の産地パワースタッフ事業に関すること 果樹の生産振興に関すること 果樹の生産出荷に関すること
花きグループ	<ul style="list-style-type: none"> 花きの生産振興に関すること 花きの出荷指導に関すること 花きの産地に関すること 花のある暮らしづくりに関すること 花きに係る各種行事に関すること

(5) 水産課

管理・金融グループ	<ul style="list-style-type: none"> 課の運営及び調整に関すること 課の事業全般に係る執行管理及び検査に関すること 漁業金融に関すること 水産試験場の管理に関すること (公財)愛知県水産振興基金に関すること 海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の管理に関すること 他のグループに属しない事項に関すること
企画・環境グループ	<ul style="list-style-type: none"> 水産業の企画及び計画に関すること 水産試験場の業務に関すること 漁場環境保全に関すること 水産業改良普及事業に関すること 水産物の消費拡大に関すること 水産統計・水産業動向調査に関すること 水産施設等の災害状況調査に関すること 水産業協同組合等の水産業団体に関すること(農政課の事務分掌事項を除く) 水産物及びその加工品の流通に関すること 水産物(産地・消費地)市場に関すること
漁業調整グループ	<ul style="list-style-type: none"> 漁業調整に関すること 漁業の免許及び許可並びに漁業権の登録に関すること 漁業取締り並びに漁業取締船及び漁業取締・水質調査兼用船の運航に関すること 漁船の建造等の許可及び漁船の登録、認定、小型漁船の測定等に関すること

度に愛知県栽培漁業協会が基金に統合されたため、2002年度以降は基金に委託してきた。

当該契約相手は、種苗生産に関して熟練した技術者を持ち、業務の実績もあり、7～8魚種の種苗を一括して生産できる唯一の団体であるとされている。

年度	2023	2022	2021	2020	2019	2018
金額	105,963,000	101,123,000	99,588,500	124,740,000	116,340,000	130,248,000

(円)

エ 委託料の内訳 (2020年度)

2020年度の契約金額は、当初1億2474万円、変更後1億2443万2000円であるところ、そこには総務費として退職給付652万2000円が含まれており、うち650万9602円が執行されていた。

(2) 「2022年度地産地消流通網構築事業」委託契約

ア 概要

県では、県内の小売店や飲食店などの農産物を取り扱う事業者がスマートフォンなどを利用し、県内の生産者から新鮮な農産物を直接購入することができる地域内流通網を構築するため、2021年度から地産地消流通網構築事業を実施しており、2023年度まで継続している。2021年度においては、県内の事業量調査や県内外の地域内流通システムの調査・比較を行い、実現可能な地域内流通網のルート設計を行った。

3か年の2年目においては、2021年度の事業の成果を活用し、地域内流通網の活用を見込める販売者と購入者とのマッチング等を行う商談会の開催及び地域内流通システムの実証実験とその評価を行うため、その運営等を委託することを目的としたのが本契約である。

イ 契約内容

- (ア) 契約種類 業務委託契約
- (イ) 歳出節 委託料
- (ウ) 契約相手 株式会社ジェイアール東日本企画中部支社
- ウ 契約種別 企画競争2号

年度	2023	2022	2021	2020	2019	2018
金額		6,138,000	6,380,000			

(円)

オ 著作権の定め方

本契約第3条において、成果物に関する著作権の譲渡等について定めている。同条第1項では、著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利)は成果物の引渡し時に契約相手から県に無償譲渡されるとされ、第2項ないし第4項では契約相手から県に対する著作権者人格権の不行使について定められている。

資源・栽培グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・遊漁船業に関すること ・海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の業務に関すること ・水産資源の管理に関すること ・栽培漁業の推進に関すること ・内水面漁業の振興に関すること ・栽培漁業センターに関すること ・漁業災害補償に関すること ・漁業に関すること(港湾課の事務分掌事項を除く) ・沿岸漁業の振興に関すること ・魚礁設置に関すること ・干潟・浅場及び増殖場の造成に関すること
漁港・漁場グループ	

2 農業水産局の契約の概況

あいち電子調達共同システム(CALS/EC)で公表している契約の状況は、【図表2-4】のとおりであった。

また、契約状況一覧によると、【図表2-3】のとおりであった。

3 契約相手の拘束

各課の契約金額TOP5等のうち、2022年度を基準として契約相手が続く契約を抽出したところ、農業水産局においては、17件が該当した。このうち、一般競争入札又は指名競争入札の結果として、同一の契約相手と契約を締結している事例が2件あり、企画競争の結果として同一の契約相手と契約を締結している事例は、11件存在した。企画競争によらない随意契約により、同一の契約相手と契約している契約は、4件が該当する。なお、年度によって、契約種別が異なるものについては、2022年度を基準としている。契約相手が連続する状況については、【図表2-17】を参照。

4 個別契約等について

(1) 愛知県栽培漁業センター業務の委託契約

ア 概要

栽培漁業センター(愛知県原市小中山町一膳松1番地3)の運営を委託する契約である。

イ 契約内容

- (ア) 契約種類 業務委託契約
- (イ) 歳出節 委託料
- (ウ) 契約相手 公益財団法人愛知県水産業振興基金(以下「基金」という)
- ウ 契約種別 随意契約2号セ(1者随意契約)

随意契約審査調書(2020年度から2022年度)によると、県は、栽培漁業センター(愛知県原市小中山町一膳松1番地3)が開所した1978年10月から2001年度までは、愛知県栽培漁業協会に委託して運営を行っていたが、2002年度

(3) 令和4年度指定管理鳥獣捕獲等事業効果的捕獲促進事業一式

ア 概要

イノシシの新しい捕獲方法の検討及び試験捕獲を委託する契約である。

イ 契約内容

- (ア) 契約種類 業務委託契約
- (イ) 歳出節 委託料
- (ウ) 契約相手 有限会社カネエ工務店
- ウ 契約種別 指名競争入札
- エ 契約金額 9,515,000円
- オ 完了検査調書の記載

本契約において、契約相手は、イノシシ1頭の捕獲写真撮影において、手順書の確認を怠ったため、利活用の写真を撮影せず処理した。そのため、県に提出した書類等に不備が生じた。契約相手は、今後講じるべき対策を記載した2023年3月13日付順末書を作成して県に提出している。

県は、同日付で、検査に合格したとの完了検査調書を作成しているが、当該調書及び完了検査チェックシートには、上記書類等の不備について何ら記述されていない。

(4) おもてなし花壇設置事業業務一式契約

ア 概要

県の庁舎前の花壇の管理等を委託する契約である。

イ 契約内容

- (ア) 契約種類 業務委託契約
- (イ) 歳出節 委託料
- (ウ) 契約相手 有限会社杜佳花園
- ウ 契約種別 企画競争2号セ
- エ 契約金額 (円)

年度	2023	2022	2021	2020	2019	2018
金額	3,302,000	3,302,000	2,268,000			

オ 清算事務の方法

県は、清算事務において、契約相手が提出した明細に記載の項目のうち、「事務費」(24万4319円)については当該明細を確認したのみで、それらを根拠づける伝票等の確認をしていない。なお、事務費には、振込手数料、保険料、資料作成費、印刷費、事務経費等が含まれる。

5 監査の結果

(1) 退職給付を委託料として支出してはならない【指摘】

愛知県栽培漁業センター業務の委託契約について、委託料の発生原因である委託契約は、双務契約であり、反対給付の対価として委託料を支払うものである。しかし、退職給付は当該年度の委託業務に対する対価とは認められず、委託料をもって退職給付を支出することは認められない。

委託業務と対価関係のない支出を行うことは、民法的には贈与契約に該当し、県がこのような支出を行う場合は補助金として公益上の必要がある場合か否かについて検討が必要である(地方自治法第232条の2)。公益上の必要性について検討することは、上記地方自治法の規律を潜脱するものであり許されない。

(2) 著作者人格権不行使は県のほか契約相手にも行使しない旨特約されたい【意見】

「2022年度地産地消流通網構築事業」委託契約第3条において、著作権について一定の配慮がなされている。この点、本契約にかかるとは異なる事業は3か年計画で実施されるものであり、各事業年度の成果物は次の事業年度に引き継がれ、契約相手はそれらを利用して当年度の事業を遂行していく。また、契約相手は、随意契約により年度毎に異なる可能性もある。現に2021年度の契約相手と2023年度の契約相手は異なっている。当年度において、昨年度の成果物を改変等する可能性があるのであれば、著作者人格権について、県だけでなく委託先となる契約相手に対しても行使しない旨の規定を設けることが望ましい。

(3) 成果物の不備は完了検査チェックシートに記載するのが望ましい【意見】

令和4年度指定管理鳥獣捕獲等事業効果的捕獲促進事業一式において、契約相手は、仕様書に即した写真撮影を怠り、結果として成果物たる書類等に不備が生じた。

完了検査チェックシートにおいて、「7 捕獲状況・捕獲個体処理状況写真(様式5)」の確認事項として、記載漏れがないか、捕獲された個体の情報が網羅されているか、写真に不備がないかとの項目が挙げられている。

そうであれば、検査としては合格であっても、完了検査チェックシートの欄外に上記不備について記述しておくことが望ましい。

(4) 清算事務は明細だけでなく伝票等の確認や照合をされたい【意見】

おもてなし花壇設置事業業務一式契約の清算事務において、県は、契約相手が提出した明細を確認したのみであるが、それらを根拠づける伝票等の確認や照合を行うべきである。

第13 農林基盤局

1 組織と業務の概要

農地・森林を整備・保護等する業務を行っており、2部（農地部、林務部）5課3室によって構成されている。そのうち、後記4の各契約を担当する農地部農地整備課の組織と業務の概要は、以下のとおりである。

業務グループ	<ul style="list-style-type: none"> 課の運営及び調整に関すること 公共事業の国庫補助金申請に関すること 他のグループに属しない事項に関すること
かんがい排水グループ	<ul style="list-style-type: none"> かんがい排水事業に関すること 水質保全対策事業に関すること 防災水利整備事業に関すること 水質保全対策関連受託事業に関すること
生産基盤・団体営グループ	<ul style="list-style-type: none"> 経営体育成基盤整備事業に関すること 広域営農団地農道整備事業に関すること 農地環境整備事業に関すること 農業水利施設保全対策事業に関すること 団体営土地改良事業に関すること 農業集落排水処理施設受託事業に関すること 中心経営体農地集積促進事業に関すること 用排水施設整備事業に関すること 地盤沈下対策事業に関すること 特定農業用管水路特別対策事業に関すること 排水施設保全対策事業に関すること
環境整備・車庫グループ	<ul style="list-style-type: none"> 水環境整備事業に関すること 単農土地改良事業に関すること 基幹水利施設技術指導事業に関すること 緊急排水施設整備事業に関すること 緊急老朽ため池整備事業に関すること 排水機維持管理事業に関すること 応急排水機に関すること 災害復旧事業に関すること
防災グループ	<ul style="list-style-type: none"> たん水防除事業に関すること 老朽ため池等整備事業に関すること 海岸整備事業に関すること 湖岸堤防事業に関すること 防災ダム事業に関すること 震災対策農業水利施設整備事業に関すること 緊急海岸整備事業に関すること 震災対策農業水利施設整備関連受託事業に関すること

2 農林基盤局の契約の概況

契約状況一覧によると、【図表2-3】のとおりであった。

3 契約相手の拘束

各課の契約金額TOP5等のうち、2022年度を基準として契約相手が続く契約を抽出したところ、農林基盤局においては、16件が該当した。このうち、一般競争入札又

は指名競争入札の結果として、同一の契約相手と契約を締結している事例が6件あり、企画競争の結果として同一の契約相手と契約を締結している事例は、1件存在した。企画競争によらない随意契約により、同一の契約相手と契約している契約は、9件が該当する。うち1件の契約は、ベンダーロックインの可能性がある契約で、うち8件は、それ以外の理由で随意契約により同じ契約相手が連続していた。

契約相手が連続する状況については、【図表2-18】を参照。

4 個別契約等について

(1) 地盤沈下対策事業 飛島北地区 古川その1工事

ア 概要

ゼロメートル地帯が広がるこの地域の排水は、排水機に頼らざるを得ない状況にあるが、地盤沈下の影響で排水機の揚程が増加したり、排水事業へ導水する排水路のこう配逆転や中だるみにより機能が低下することで、たん水被害が発生しており、地域社会の環境の悪化を招いている。

また、用水についても同様に不等沈下により、揚水機の揚程が増加したり、水路の通水能力の減少や破損による漏水等により通水量が不足し営農に支障をきたすなどの影響が生じている。

そこで、地下水の採取が法律等により規制されている地域において、農業用排水施設の整備、農道の改修、客土、整地又は水源を転換するために行う農業用排水施設の整備及びこれに関連する整備を行う。

飛島北地区において、1977年度から1993年度にかけて組立水路および鋼矢板護岸水路で施工されたが、その後、経年劣化に伴い、矢板の腐食が進み、水路破損の危険を来している。

このことに伴う、用排水施設整備事業としての1回目の工事契約である。

イ 契約内容

(ア) 契約種類 工事請負契約

(イ) 歳出筋 工事請負費

(ウ) 契約相手 海都建設株式会社

ウ 契約種別 一般競争入札（総合評価方式）

5者入札し、企業の技術力、配置予定技術者の能力、地域精通度・地域貢献度に関する合計19項目の審査項目、及び入札価格を総合評価し、評価順位の最も高い業者が落札している。

県によれば、この評価方式は、2006年から総合評価方式に取り組むにあたり、国の評価項目を準用してはじめている。県では、総合評価方式を導入するため、先行して取り組んでいた国の方式を調査していた。国土交通省がガイドラインや総合評価方式のマニュアルで評価項目を示していたため、これらを参考に制度の運用をはじめた。その後、項目の改訂等があり、現在は、局独自の評価項目等も加えた形にな

【図表3-17】その1工事から本件のその3工事までの入札者数、契約種別及び受注者
 同事業 同地区の一連工事の契約一覧 ★印は、今回の対象工事

発注年度	発注者	工事名	契約種別	入札者数	受注者
2019	東三河農林水産事務所	緊急農地防災事業 大村西地区 機械類その1工事	一般競争入札	3	吉田工機株式会社
2020	東三河農林水産事務所	緊急農地防災事業 大村西地区 機械類その2工事	指名競争	7	吉田工機株式会社
★2022	農林基盤局	緊急農地防災事業 大村西地区 機械類その3工事	一般競争入札	5	吉田工機株式会社

エ 工事費及び国庫負担金

本契約にかかる工事は、2022年度及び2023年度で費用を支出するところ、その債務負担に関する年度計画は【図表3-18】のとおりである。

【図表3-18】債務負担に関する年度計画 (円)

年度	工事費	地元負担金 (内数)	限度額
2022	95,489,900	14,323,485	
2023	379,871,800	56,980,770	380,000,000
計	475,361,700	71,304,255	

(3) 海岸整備事業 幡豆地区 北浜川水門その3工事

- ア 概要
 北浜川水門の耐震対策工事であり、3回目の工事契約となる。
- イ 契約内容
 (ア) 契約種別 工事請負契約
 (イ) 歳出節 工事請負費
 (ウ) 契約相手 山旺建設株式会社
 ウ 契約種別 一般競争入札 (総合評価方式)
 「2者入札し、企業の技術力、配置予定技術者の能力、地域精通度・地域貢献度に関する合計19項目の審査項目、及び入札価格を総合評価し、評価順位の最も高い業者が落札している。
 各審査項目については、いったん入札業者による自己申告によって評価値を算出するが、入札後、落札候補者の申告について、事後審査を行う。
 なお、落札者の入札額は、全2者のうちで、より低額であった。
 その1工事から本件のその3工事までの入札者数、契約種別及び受注者については、【図表3-19】のとおりである。

っている。19項目 (特別簡易型 土木・地域型) となったのは、2022年度から (1) 活用工事の項目追加) である。2006年以前は、総合評価方式を行っておらず、一般競争入札・指名競争入札・随意契約で実施していた。この点については、以下の4(2)から(6)の各契約も同じである。

各審査項目については、いったん入札業者による自己申告によって評価値を算出するが、入札後、落札候補者の申告について、事後審査を行う。

エ 工事費及び国庫負担金

本契約にかかる工事は、2022年度及び2023年度で費用を支出するところ、その債務負担に関する年度計画は【図表3-16】のとおりである。

【図表3-16】債務負担に関する年度計画 (円)

年度	工事費	国庫負担金 (内数)	地元負担金 (内数)	限度額
2022	362,274,000	199,250,700	21,736,440	
2023	199,994,300	109,996,865	11,999,658	200,000,000
計	562,268,300	309,247,565	33,736,098	

(2) 緊急農地防災事業 大村西地区 機械類工その3工事

- ア 概要
 豊橋市大村西地区における、農地及び農業用施設等の自然災害を未然に防止することを目的として、緊急に整備を要する農業用施設の改修を行う工事であり、本契約は機械類工事の3回目の工事契約となる。

- イ 契約内容
 (ア) 契約種別 工事請負契約
 (イ) 歳出節 工事請負費
 (ウ) 契約相手 吉田工機株式会社
 ウ 契約種別 一般競争入札 (総合評価方式)
 5者入札し、企業の技術力、配置予定技術者の能力、地域精通度・地域貢献度に関する合計14項目の審査項目、及び入札価格を総合評価し、評価順位の最も高い業者が落札している。
 各審査項目については、いったん入札業者による自己申告によって評価値を算出するが、入札後、落札候補者の申告について、事後審査を行う。なお、落札者の入札額は、全5者のうちで、最も低額であった。
 その1工事から本件のその3工事までの入札者数、契約種別、及び受注者については、【図表3-17】のとおりである。

【図表3-1-19】1工事から本件のその3工事までの入札者数、契約種別及び受注者
 同事業 同地区の一連工事の契約一覧 ★印は、今回の対象工事

発注年度	発注者	工事名	契約種別	入札者数	受注者
2020	農林基盤局	海岸整備事業 備豆地区 北浜川水門その1工事	一般競争入札	2	山旺建設株式会社
2021	農林基盤局	海岸整備事業 備豆地区 北浜川水門その2工事	一般競争入札	2	山旺建設株式会社
★2022	農林基盤局	海岸整備事業 備豆地区 北浜川水門その3工事	一般競争入札	2	山旺建設株式会社

エ 工事費及び国庫負担金

本契約にかかる工事は、2022年度及び2023年度で費用を支出するところ、その債務負担に関する年度計画は、【図表3-20】のとおりである。

【図表3-20】債務負担に関する年度計画 (円)

年度	工事費	国庫負担金(内数)	地元負担金	限度額
2022	131,511,600	65,755,800		
2023	322,434,200	161,217,100		500,000,000
計	453,945,800	226,972,900		

(4) たん水防除事業 三郷地区機場工その3工事

ア 概要

農地等にたん水被害が発生した場合、農地や作物の被害程度によりそのたん水を排除する費用に対して、「激甚災害法」の適用によるたん水排除事業における助成措置や、予算措置による応急対策が講じられる。

しかし、これらの災害がしばしば繰り返し発生するようになると、経済性及び民政安定の見地からたん水排除の応急対策のみではなく、一歩進めた耐久対策を講ずる必要性が切望され、1962年から、原則として応急たん水排除事業が実施された地域において、たん水被害の防除を目的とする施設の新設または改修を行うことのできるたん水防除事業が制度化された。

本契約は豊橋市神野新田町の排水機場の機場工であり、その3回目の工事契約となる。この後、機械類工、上屋工、撤去工が予定される。

イ 契約内容

- (ア) 契約種類 工事請負契約
 - (イ) 歳出節 工事請負費
 - (ウ) 契約相手 神野建設株式会社
 - ウ 契約種別 一般競争入札 (総合評価方式)
- 4者入札し、企業の技術力、配置予定技術者の能力、地域精進度・地域貢献度に関する合計19項目の審査項目、及び入札価格を総合評価し、評価順位の最も高い業者が落札している。

各審査項目については、いったん入札業者による自己申告によって評価値を算出するが、入札後、落札候補者の申告について、事後審査を行う。

なお、落札者の入札額は、全4者のうちで、最も低額であった。その1工事から本件のその3工事までの入札者数、契約種別、及び受注者については、【図表3-21】のとおりである。

【図表3-21】機場工その1工事からその3工事までの入札者数、契約種別及び受注者
 同事業 同地区の一連工事の契約一覧 ★印は、今回の対象工事

発注年度	発注者	工事名	契約種別	入札者数	受注者
2021	東三河農林水産事務所	たん水防除事業 三郷地区 機場工その1工事	一般競争入札	3	神野建設株式会社
2021	東三河農林水産事務所	たん水防除事業 三郷地区 機場工その2工事	指名競争	14	神野建設株式会社
★2022	農林基盤局	たん水防除事業 三郷地区 機場工その3工事	一般競争入札	4	神野建設株式会社

エ 工事費及び国庫負担金

本契約にかかる工事は、2022年度及び2023年度で費用を支出するところ、その債務負担に関する年度計画は、【図表3-22】のとおりである。

【図表3-22】債務負担に関する年度計画 (円)

年度	工事費	国庫負担金(内数)	地元負担金(内数)	限度額
2022	121,031,900	60,515,950	15,734,147	
2023	318,303,700	159,151,850	41,379,481	320,000,000
計	439,335,600	219,667,800	57,113,628	

(5) 海岸整備事業 鍋田2期地区 その1工事

ア 概要

弥富市鍋田地区における海岸整備事業であり、1期工事がその1工事からその3工事まで行われており、本件契約は2期工事の1回目の工事契約となる。

イ 契約内容

- (ア) 契約種類 工事請負契約
 - (イ) 歳出節 工事請負費
 - (ウ) 契約相手 海都建設株式会社
 - ウ 契約種別 一般競争入札 (総合評価方式)
- 2者入札し、企業の技術力、配置予定技術者の能力、地域精進度・地域貢献度に関する合計20項目の審査項目、及び入札価格を総合評価し、評価順位の最も高い業者が落札している。

各審査項目については、いったん入札業者による自己申告によって評価値を算出するが、入札後、落札候補者の申告について、事後審査を行う。

なお、落札者の入札額は、全2者のうちで、より低額であった。

1期目のその1からその33までと本件工事の入札者数、契約種別及び受注者は、【図表3-2-3】のとおりである。

【図表3-2-3】1期その1からその33までと本件工事の入札者数、契約種別及び受注者

発注年度	発注者	工事名	契約種別	入札者数	受注者
⑤ 海岸整備事業 鍋田2期地区					
(鍋田1期地区)					
2008	海部農林水産事務所	海岸整備事業 鍋田地区 液状化対策工その1工事	指名競争	11	A
2009	海部農林水産事務所	海岸整備事業 鍋田地区 液状化対策工その2工事	一般競争入札	6	B
2010	海部農林水産事務所	海岸整備事業 鍋田地区 液状化対策工その3工事	指名競争	11	C
2011	海部農林水産事務所	海岸整備事業 鍋田地区 液状化対策工その4工事	一般競争入札	8	D
2012	海部農林水産事務所	海岸整備事業 鍋田地区 液状化対策工その5工事	一般競争入札	8	D
2012	海部農林水産事務所	海岸整備事業 鍋田地区 液状化対策工その6工事	一般競争入札	8	D
2012	海部農林水産事務所	海岸整備事業 鍋田地区 液状化対策工その7工事	一般競争入札	7	D
2013	海部農林水産事務所	海岸整備事業 鍋田地区 液状化対策工その8工事	指名競争	13	D
2013	海部農林水産事務所	海岸整備事業 鍋田地区 液状化対策工その9工事	指名競争	13	A
2013	海部農林水産事務所	海岸整備事業 鍋田地区 液状化対策工その10工事	指名競争	13	D
2013	海部農林水産事務所	海岸整備事業 鍋田地区 液状化対策工その11工事	指名競争	13	D
2013	海部農林水産事務所	海岸整備事業 鍋田地区 液状化対策工その12工事	指名競争	13	E
2013	海部農林水産事務所	海岸整備事業 鍋田地区 液状化対策工その13工事	指名競争	13	D
2014	海部農林水産事務所	海岸整備事業 鍋田地区 液状化対策工その14工事	指名競争	13	D
2014	海部農林水産事務所	海岸整備事業 鍋田地区 液状化対策工その15工事	指名競争	13	E
2015	海部農林水産事務所	海岸整備事業 鍋田地区 液状化対策工その16工事	指名競争	13	D
2015	海部農林水産事務所	海岸整備事業 鍋田地区 液状化対策工その17工事	一般競争入札	10	F
2015	海部農林水産事務所	海岸整備事業 鍋田地区 液状化対策工その18工事	指名競争	9	E
2016	海部農林水産事務所	海岸整備事業 鍋田地区 液状化対策工その19工事	一般競争入札	11	D
2016	海部農林水産事務所	海岸整備事業 鍋田地区 堤防工その20工事	一般競争入札	10	D
2017	海部農林水産事務所	海岸整備事業 鍋田地区 堤防工その21工事	一般競争入札	8	D
2017	海部農林水産事務所	海岸整備事業 鍋田地区 堤防工その22工事	一般競争入札	5	D
2017	海部農林水産事務所	海岸整備事業 鍋田地区 堤防工その23工事	一般競争入札	10	E
2018	農林水産部	海岸整備事業 鍋田地区 堤防工その24工事	一般競争入札	4	海部建設株式会社
2018	農林水産部	海岸整備事業 鍋田地区 堤防工その25工事	一般競争入札	4	海部建設株式会社
2019	農林水産部	海岸整備事業 鍋田地区 堤防工その26工事	一般競争入札	3	海部建設株式会社
2020	農林水産部	海岸整備事業 鍋田地区 堤防工その27工事	一般競争入札	6	海部建設株式会社
2020	農林水産部	海岸整備事業 鍋田地区 堤防工その28工事	一般競争入札	3	海部建設株式会社
2021	海部農林水産事務所	海岸整備事業 鍋田地区 堤防工その29工事	指名競争	15	海部建設株式会社
2021	海部農林水産事務所	海岸整備事業 鍋田地区 堤防工その30工事	一般競争入札	5	海部建設株式会社
2021	海部農林水産事務所	海岸整備事業 鍋田地区 堤防工その31工事	一般競争入札	5	海部建設株式会社
2022	海部農林水産事務所	海岸整備事業 鍋田地区 堤防工その32工事	一般競争入札	7	海部建設株式会社
2023	海部農林水産事務所	海岸整備事業 鍋田地区 堤防工その33工事	一般競争入札	4	海部建設株式会社
(鍋田2期地区)					
2022	農林水産部	海岸整備事業 鍋田2期地区 その1工事	一般競争入札	2	海部建設株式会社

エ 工事費及び国庫負担金

本契約にかかる工事は、2022年度及び2023年度で費用を支出するところ、その債務負担に関する年度計画は、【図表3-2-4】のとおりである。

【図表3-2-4】債務負担に関する年度計画 (円)

年度	工事費	国庫負担金(内数)	地元負担金	限度額
2022	10,525,900	5,262,950		
2023	379,385,600	189,692,800		390,000,000
計	389,911,500	194,955,750		

(6) たん水防除事業 室場南地区機械類工その1工事

ア 概要

農地等にたん水被害が発生した場合、農地や作物の被害程度によりそのたん水を排除する費用に対して、「激甚災害法」の適用によるたん水排除事業における助成措置や、予算措置による応急対策が講じられる。

しかし、これらの災害がしばしば繰り返し発生するようになると、経済性及び民政安定の見地からたん水排除の応急対策のみではなく、一歩進めた耐久対策を講ずる必要性が切望され、1962年から、原則として応急たん水排除事業が実施された地域において、たん水被害の防除を目的とする施設の新設または改修を行うことのできるたん水防除事業が制度化された。本契約は西尾市花蔵寺町の排水機場の機械類工であり、その1回目の工事契約となる。

イ 契約内容

(ア) 契約種類 工事請負契約

(イ) 歳出節 工事請負費

(ウ) 契約相手 吉田工機株式会社

ウ 契約種別 一般競争入札 (総合評価方式)

5者入札し、企業の技術力、配置予定技術者の能力、地域精通度・地域貢献度に関する合計19項目の審査項目、及び入札価格を総合評価し、評価順位の最も高い業者が落札している。

各審査項目については、いったん入札業者による自己申告によって評価値を算出するが、入札後、落札候補者の申告について、事後審査を行う。

機場工その1からその3まで、及び本件工事の入札者数、契約種別及び受注者については、以下の【図表3-2-5】のとおりである。

【図表3-2-5】機場工その1からその3までと本件工場の入札者数、契約種別及び受注者
同事業 同地区の一連工事の契約一覧 ★印は、今回の対象工事

発注年度	発注者	工事名	契約種別	入札者数	受注者
2021	西三河農林水産事務所	たん水防除事業 室揚南部地区 機場工その1工事	一般競争入札	3	鈴博建設株式会社
2020	西三河農林水産事務所	たん水防除事業 室揚南部地区 機場工その2工事	一般競争入札	2	黒柳・まるひ・西尾 経常建設共同企業体
2022	西三河農林水産事務所	たん水防除事業 室揚南部地区 機場工その3工事	一般競争入札	2	株式会社磯谷組
2023	西三河農林水産事務所	たん水防除事業 室揚南部地区 機場工その4工事	一般競争入札	3	株式会社森組
2021	農林基盤局	たん水防除事業 室揚南部地区 機械類工その1工事	一般競争入札	5	吉田工機株式会社

しかし、一方で、各地域で同一の業者が継続して複数回にわたり落札している結果となっていないか疑問の余地がある。

- ウ 定期的な点検の必要性
 地域によって落札している業者に偏りのある結果となっていないか、入札前から落札業者が事実上決まっておき、公正に異なる業者が参入する余地を閉ざしていないかについて、審査項目や手続を定期的に再検証し、適切に入札手続が行われるよう留意すべきと考える。

エ 工事費及び国庫負担金

本契約にかかる工事は、2021年度及び2022年度で費用を支出するところ、その債務負担に関する年度計画は【図表3-2-6】のとおりである。

【図表3-2-6】債務負担に関する年度計画 (円)

年度	工事費	国庫負担金(内数)	地元負担金(内数)	限度額
2021	233,729,100	128,551,005	18,698,328	
2022	325,127,000	178,819,850	26,010,160	375,000,000
計	558,856,100	307,370,855	44,708,488	

5 監査の結果

- (1) 審査項目や手続を定期的に検証し適切に入札手続が行われるよう留意すべき【意見】

ア 総合評価一般競争入札とその結果

4記載の各契約について、企業の技術力、配置予定技術者の能力、地域精通度・地域貢献度に関する合計14、19及び20項目の審査項目、及び入札価格を総合評価し、評価順位の最も高い業者が落札している。

各工事について連続的に複数回にわたり工事契約を締結しており、工事によっては、数十年にわたり、数十回の契約となっているものもある。

その各契約が同一の業者によって落札されているものも多々みられる。

イ 疑問点

地域精通度や地域貢献度も重要な要素であり、これを審査項目にすること自体は妥当である。また県が推進している事項を達成していることを加算要素とすることもまた、妥当と考える。

第14 建設局

1 組織と業務の概要

全9課1室で、道路、河川、下水道などの社会基盤の整備や水資源対策、街づくりを進める業務を担当する。そのうち、後記4の契約を担当する建設企画課の組織と業務の概要は、以下のとおりである。

業務・情報管理グループ	<ul style="list-style-type: none"> 課内の運営及び調整に関すること 課の事務事業の予算等のとりまとめに関すること 愛知県入札監視委員会に関すること 課の所管する公益法人に関すること 建設行政情報システム(土木工事積算システムに関することを除く)及び建設資産管理システムの管理運営に関すること 建設事務の情報化に関すること 公共事業支援統合情報システム(CALS/EC)に関すること
企画第一グループ	<ul style="list-style-type: none"> 企画調整及び調査に関すること(防災に関することに限る) 設計変更審査委員会に関すること
企画第二グループ	<ul style="list-style-type: none"> 企画調整及び調査に関すること(防災に関することを除く) 社会資本整備の基本方針に関すること 公共事業評価に関すること
調整第一グループ	<ul style="list-style-type: none"> 建設局、都市・交通局及び建築局の組織・業務(技術関係)に関すること 公共工事の品質確保の促進に関する法律に関すること 建設技術研修の企画・運営に関すること
調整第二グループ	<ul style="list-style-type: none"> 総合評価落札方式に関すること 建設業関係団体との意見交換等に関すること
土木技術グループ	<ul style="list-style-type: none"> 建設局及び都市・交通局所管土木事業に係る技術的事項の処理基準に関すること 建設行政情報システムの管理運営に関すること (土木工事積算システム)に関することに限る
建築技術・工事検査グループ	<ul style="list-style-type: none"> 地盤情報の提供に関すること 建築局所管建築事業に係る技術的事項の処理基準に関すること
土木工事検査グループ	<ul style="list-style-type: none"> 建設局及び都市・交通局所管土木工事の検査に関すること 国の会計検査に関すること(技術関係) 市町村が国の補助金等を受けて行う工事の完了認定検査に関すること
再生建設資材グループ	<ul style="list-style-type: none"> 愛知県リサイクル資材評価制度(あいぐる)の運営に関すること 建設副産物の対策に関すること

2 建設局の契約の概況

あいち電子調達共通システム(CALS/EC)で公表している契約の状況は、建設3局を合算すると【図表2-4】のとおりであった。

また、契約状況一覧によると、建設局において、2022年度に締結された歳出を伴う契約の総数は117件であった。契約金額の総額は、約13億6000万円となる。費目別にみると、委託料が74件と全体の6割近くを占め、次いで役務費(18件)使用料及び賃借料(10件)、その他となっている(【図表2-3】参照)。随意契約の割合は、67件とほぼ半数を占めている。

3 契約相手の拘束

各課の契約金額TOP5等のうち、2022年度を基準として契約相手が続く契約を抽出したところ、建設局においては、6件が該当した。このうち、一般競争入札の結果として、同一の契約相手と契約を締結している案件が1件あり、特定調達による随意契約も含めると随意契約により同一相手と契約している事例は5件が該当する。

契約相手が連続する状況については、【図表2-19】を参照。

4 個別契約等について

(1) 愛知県土木積算システム運用保守業務委託

ア 概要

愛知県土木積算システムの運用保守作業及び積算基準書の改定に伴う施工単価等の修正を行うもの。

イ 契約内容

(ア) 契約種類 業務委託契約

(イ) 歳出節 委託料

(ウ) 契約相手 富士通Japan株式会社東海支社

ウ 契約種別 随意契約(特定調達)

本業務は、県土木積算システムの総合動作を保証するための運用業務と監修な修正を行うものである。

システム内の積算基準に係るプログラム並びに施工歩掛データを修正する作業を含むため、富士通Japan株式会社が著作権を保有する部分についても運用・修正業務を行う必要がある。従って、現システムの著作権を保有している富士通Japan株式会社東海支社と随意契約により契約を締結するものである。

エ 契約金額 (円)

年度	2023	2022	2021	2020	2019	2018
金額	81,422,000	81,422,000	79,750,000	79,772,000	35,750,000	

(2) 愛知県建設行政情報システム運用保守業務委託

ア 概要

当該システムは、進捗管理システム始め9つのサブシステムを有し、建設事務プロセス全般をシステム化したもので、主に、①現在稼働中の愛知県建設行政情報システムで使用しているシステム全体の運用管理、業務運用の支援や軽微な修正を委託する。②庁内クラウドでの各種調整業務を委託するものである。

イ 契約内容

(ア) 契約種類 業務委託契約

(イ) 歳出節 委託料

(ウ) 契約相手 株式会社エヌ・ティ・ティデータ東海

ウ 契約種別 随意契約 (特定調達)

建設行政情報システムは、進捗管理システム始め9つのサブシステムを有し、建設事務プロセス全般をシステム化したものである。一般競争入札を経て株式会社エヌ・ティ・ティ・データ東海 (旧：株式会社エヌ・ティ・ティ・データ東海営業支店) が2000年度から2005年度に基本設計、詳細設計並びにシステム開発を行った。その後年々システムの一部改修業務を行い、さらに年間運用業務委託を請負っている。また、新公会計制度の導入に伴って必要となった土木系資産を管理するための機能全般について、簡易指名型プロポーザル方式の入札を経て株式会社エヌ・ティ・ティ・データ東海が2011年度に基本設計、詳細設計、2012年度にシステム開発を行い愛知県建設管理システムとして機能を追加した。各システムの著作権については、パッケージソフトに関する部分の権利は株式会社エヌ・ティ・ティ・データ東海に帰属し、それ以外の部分の権利は愛知県に帰属するという形で共有している。今回の委託業務は、システム全体の総合動作を保証するための運用業務と軽微な修正を委託する内容となっており、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ東海が著作権を保有する部分についても運用・修正業務を行う必要がある。従って、今回の委託業務については、現システムの基本設計・詳細設計を行い、同システムを熟知している唯一の者である株式会社エヌ・ティ・ティ・データ東海と随意契約により契約を締結するものとする。

エ 契約金額

年度	2023	2022	2021	2020	2019	2018
金額	37,108,500	37,108,500	37,108,500	37,108,500	38,141,280	35,305,200

(3) 愛知県建設行政情報システム改修業務委託

ア 概要

当該システムは、進捗管理システム始め9つのサブシステムを有し、建設事務プロセス全般をシステム化したもので、県建設行政情報システムの庁内クラウド対応、改元対応及び業務の効率化のための機能改修を実施するものである。

イ 契約内容

(ア) 契約種類 業務委託契約

(イ) 歳出節 委託料

(ウ) 契約相手 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ東海

ウ 契約種別 随意契約 (特定調達) 前(2)と同じ。

エ 契約金額年度によって複数契約あり (記載の金額は改修業務委託契約の合算) (円)

年度	2023	2022	2021	2020	2019	2018
金額	48,977,500	59,482,500	126,445,000	112,634,500	80,987,500	65,308,200

5 監査の結果

(1) 随意契約の理由が説明不足と考えられるため記載を修正されたい【意見】

愛知県土木積算システム運用保守業務仕様書の第11節には、「著作権」の項目として、「本仕様書において提出すべきとされているもの等、本業務において受注者が作成し、発注者に提出した資料等の著作権は、県と受注者の共有とする (ただし受注者が従前より権利を有する著作物及びノウハウは除く)」、また、その後段には「受注者はパッケージソフトウェアを利用して本業務におけるプログラムの修正を行った場合、愛知県独自に開発した箇所についての知的財産権は県と受注者の共有とする。パッケージソフトウェアについての知的財産権は受注者に属する。」と規定されている。

また、随意契約審査会の審査調査によると、「本業務は、愛知県土木積算システムの総合動作を保証するための運用業務と軽微な修正を行うものである。システム内の積算基準に係るプログラム並びに施工歩掛データを修正する作業を含むため、富士通Japan株式会社が著作権を保有する部分についても運用・修正業務を行う必要がある」とされ、「現システムの著作権を保有している富士通Japan株式会社東海支社と随意契約により契約を締結する」とあるが、どの部分につき富士通Japan株式会社東海支社が著作権を有しているのか明らかではなく、随意契約理由として説明不足と考えられるため、修正されたい。

(2) 今後も随意契約を継続する場合には随意契約の理由を整合させる必要がある【意見】

愛知県建設行政情報システム運用保守業務委託、愛知県建設行政情報システム改修業務委託は、約20年間ベンダーロックインの状態にあり、ここ数年の随意契約審査調査は、ほとんど同一の内容である。

とくに、「随意契約とする理由」において、その理由付けが不整合と思われる。例えば、令和4年度愛知県建設行政情報システム運用保守業務委託では、①「今回の委託業務は、システムの総合動作を保証するための運用保守業務と軽微な修正を委託する内容となっており、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ東海が著作権を保有する部分についても運用保守・修正業務を行う必要がある」、②「従って、今回の委託業務は著作権

を有し、現システムの基本設計・詳細設計を行い、同システムを熟知している唯一の者である株式会社エヌ・ティ・ティ・データ東海」と記載がある。

しかし、①の記載を読むと、委託業務内容には株式会社エヌ・ティ・ティ・データ東海が著作権を有しない部分、すなわち、県が著作権を有する部分もその対象になっているように読み取れる。そうであれば、県が著作権を有する部分については、②記載のよる理由で株式会社エヌ・ティ・ティ・データ東海に業務委託するべきではなく、その理由付けとして不整合であり、今後も随意契約を継続する場合には、著作権に起因する随意契約理由のほかに適切な理由付けが必要である。

(3) **ベンダーロックインを回避する方法を検討されたい【意見】**

愛知県建設行政情報システム運用保守業務委託、愛知県建設行政情報システム改修業務委託は、約20年間ベンダーロックインの状態にある。情報システムの改修・保守管理等については、当該システムを十分熟知している開発業者と契約するメリットを否定できないが、ベンダーロックインによる保守管理費用の高止まり等のデメリットの恐れもあり、予算を逼迫することにもなるのである。ベンダーロックインを回避する随意契約を締結することが認められるわけではない。ベンダーロックインを回避する方法を検討されたい。

第15 都市・交通局

1 組織と業務の概要

全7課2室で、都市計画や街路事業、都市公園管理などの都市基盤の整備や港湾や航空対策、公共交通などの業務を担当する。そのうち、後記4の契約を担当する組織と業務の概要は、以下のとおりである。

(1) 都市総務課

総務・人事・広報グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・局の行政運営の管理に関する事 ・局に属する職員の人事に関する事 ・局の所管事項の広報及び広聴に関する事 ・局に属する予算及び企画調整に関する事
予算・企画グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・局に属する経理に関する事
経理グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業の指導監督に関する事 ・建設工事紛争審査会に関する事 ・建設業者の経営事項審査に関する事 ・建設業関係統計調査に関する事 ・特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保に関する事
建設業・不動産業第一グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業の許可に関する事 ・解体工事業者の登録に関する事 ・浄化槽工事業者の登録に関する事 ・建設機械の打刻・検認に関する事
建設業・不動産業第二グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・宅地建物取引業の免許及び指導監督に関する事 ・宅地建物取引士の登録に関する事 ・不動産取引に係る紛争相談に関する事 ・不動産特定共同事業の許可に関する事 ・積立式宅地建物販売業の許可に関する事 ・不動産鑑定業の登録に関する事
建設業・不動産業第三グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・宅地建物取引業の免許及び指導監督に関する事 ・宅地建物取引士の登録に関する事 ・不動産取引に係る紛争相談に関する事 ・不動産特定共同事業の許可に関する事 ・積立式宅地建物販売業の許可に関する事 ・不動産鑑定業の登録に関する事

(2) 航空空港課

管理・調整グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・課内の運営及び調整に関する事 ・課の事務事業の予算等のとりに関する事 ・県営空港周辺の環境対策に関する事
利用促進グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・航空利用の促進に関する事 ・中部国際空港の路線拡充に関する事
企画グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・空港対策の総合的な企画調整に関する事 ・あいち航空ミュージアムに関する事
機能強化推進グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・中部国際空港の第二滑走路の整備を始めとする機能強化に関する事 ・中部国際空港株式会社に関する事
計画グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・県営空港の施設計画に関する事 ・県営空港の空港施設に係る航空法手続等に関する事 ・県営空港の脱炭素化推進計画に関する事
空港運営グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・県営空港の運営に関する事 ・県営空港の保安対策、緊急計画等に関する事 ・県営空港財産の使用許可に関する事
空港整備グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・県営空港の整備に関する事

入表面、転移表面又は水平表面の上に出る部分を除去すべきことを求めることができる。」と規定する。本規定はいわゆる損失補償の規定を解される。

そして、同規定に関して、航空法施行令第6条は、「法第四十九条第三項（法第十五条の第二第三項及び第五十六條の第三第三項において準用する場合を含む。）の規定による補償は、金銭をもつてするものとする。ただし、当事者間の協議によりこれと異なる補償の方法を定めるときは、この限りでない。」と、物件の除去に伴う補償の方法について規定する。

県は、5年毎に県営名古屋空港制限表面障害物件調査を行っており、2020年度県営名古屋空港制限表面障害物件調査により、県営名古屋空港の周辺土地に関して樹木の制限高突出が複数件判明した。

そして、2021年度においては、確保された予算内で執行できるよう少額随意契約により剪定業者を選定して、そのうち1件について樹木の剪定を施工した。

2022年度においては、充分な予算を確保したうえで、一般競争入札により剪定業者を選定し、樹木の剪定を施工した。

いずれも、航空法施行令第6条に基づき、県が当事者たる樹木の所有者と協議して、金銭的な補償に代えて、県が費用を負担して樹木の剪定を施工することとなり、本委託契約を締結した。

(2) 経営事項審査補助業務委託

ア 概要

経営事項審査申請の審査補助業務を委託する契約である。

イ 契約内容

(ア) 契約種類 業務委託契約

(イ) 歳出節 委託料

(ウ) 契約相手 愛知県行政書士会

ウ 契約種別 一般競争入札

従前は随意契約

エ 契約金額 (円)

年度	2023	2022	2021	2020	2019	2018
随契			12,725,295	11,027,445	10,980,594	10,936,944
入札	14,615,040	14,464,890				

オ 積算根拠

本契約で委託する経営事項審査申請の審査補助業務自体は有資格者でなければ遂行できない業務ではないところ、行政書士の有資格者であれば当該分野の知識や経験等を有するため、県は2021年度まで、愛知県行政書士会に対して随意契約にて委託してきた。2022年度からは、一般競争入札にて契約相手を選定しているもの

2 都市・交通局の契約の概況
 あいち電子調達共同システム(CALS/E)で公表している契約の状況は、建設3局を合算すると【図表2-4】のとおりであった。

また、契約状況一覧によると、【図表2-3】のとおりであった。

3 契約相手の拘束

各課の契約金額TOP5等のうち、2022年度を基準として契約相手が続く契約を抽出したところ、都市・交通局においては、14件が該当した。このうち、一般競争入札又は指名競争入札の結果として、同一の契約相手と契約を締結している事例が5件あり、企画競争の結果として同一の契約相手と契約を締結している事例は、2件存在した。企画競争によらない随意契約により、同一の契約相手と契約している契約は、7件が該当する。なお、年度によって、契約種別が異なるものについては、【図表2-20】を参照。

契約相手が連続する状況については、【図表2-20】を参照。

4 個別契約等について

(1) 県営名古屋空港制限表面管理に係る空港周辺樹木剪定委託業務一式

ア 概要

空港周辺の私有地に航空法で定める制限表面に接触して群生する樹木の剪定及び剪定した樹木の撤出・処分を委託する契約である。

イ 契約内容

(ア) 契約種類 業務委託契約

(イ) 歳出節 役員費

(ウ) 契約相手 有限会社造園四季

ウ 契約種別 一般競争入札

2021年度は少額随意契約であったが、2022年度は一般競争入札である。

エ 契約金額 (円)

年度	2022	2021
随契		660,000
入札	1,793,000	

オ 契約の前掲となる事実関係

航空法は、第49条第1項において、空港等の周辺土地に設置される物件については高さ制限を設けている。これに関して、同法第49条第3項は、「空港の設置者は、第一項の告示の際現に存する物件で進入表面、転移表面又は水平表面の上に出るもの(同項の告示の際現に存する植物で成長して進入表面、転移表面又は水平表面の上に出るに至ったもの及び同項の告示の際現に建造中であつた建造物で当該建造工事によりこれらの表面の上に出るに至つたものを含む。)の所有者その他の権原を有する者に対し、政令で定めるところにより通常生ずべき損失を補償して、当該物件の進

第16 建築局

1 組織と業務の概要

全4課1室で、住宅及びまちづくりの総合企画に基づき事務事業、公営住宅の整備・維持管理、県有施設の営繕工事及び建築基準法等に係る事務などを担当する。そのうち、後記4の契約を担当する組織と業務の概要は以下のとおりである。

(1) 住宅計画課

総務・人事・広報グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・局の行政運営の管理に関する事 ・局に属する職員の人事に関する事 ・局の所管事項の広報及び広聴に関する事 ・住宅用地等の管理・処分に関する事 ・局に属する予算整理に関する事
予算・経理グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅及びまちづくりの総合的な企画調整に関する事 ・愛知県住宅生活基本計画に関する事 ・市町村住宅施策の推進に関する事 ・愛知ゆとりあり住まい推進協議会に関する事 ・住宅の品質確保の促進等に関する事 ・空き家対策に関する事（建築指導課の事務分掌事項及び補助金等に関する事を除く）
企画グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地再開発事業等に関する事 ・住宅市街地の整備に関する事 ・密集市街地の整備に関する事 ・街並みの整備に関する事 ・マンション管理に関する事 ・住宅リフォームに関する事 ・住宅の防犯対策に関する事 ・空き家対策に関する事（補助金等に関する事に限る）
市街地整備グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の地震対策知識普及事業に関する事 ・民間住宅及び民間建築物の耐震診断・耐震改修の促進及び補助金に関する事 ・建築物の耐震改修の促進に関する法律に関する事 ・被災建築物応急危険度判定制度に関する事 ・高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業に関する事 ・高齢者の居住の安定確保に関する事 ・住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する事 ・人にやさしい街づくりの推進に関する事 ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に関する事（建築物に関する事に限る）
防災まちづくりグループ	<ul style="list-style-type: none"> ・課内の運営及び調整に関する事 ・課の事務事業の予算等のとりまとめに関する事 ・技術的事項の資料収集及び統計に関する事 ・一般県有施設の営繕事業及び長寿命化推進事業の情報収集に関する事 ・国、他都道府県及び県内市町村との連絡調整に関する事 ・県有施設の新構造部材等耐震対策事業の予算・調整に関する事 ・営繕工事における環境共生に関する事 ・市町村、その他公共団体等による施設整備の相談・助言・支援に関する事

(2) 公共建築課

業務・調整グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・課内の運営及び調整に関する事 ・課の事務事業の予算等のとりまとめに関する事 ・技術的事項の資料収集及び統計に関する事 ・一般県有施設の営繕事業及び長寿命化推進事業の情報収集に関する事 ・国、他都道府県及び県内市町村との連絡調整に関する事 ・県有施設の新構造部材等耐震対策事業の予算・調整に関する事 ・営繕工事における環境共生に関する事 ・市町村、その他公共団体等による施設整備の相談・助言・支援に関する事
計画グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・課内の運営及び調整に関する事 ・課の事務事業の予算等のとりまとめに関する事 ・技術的事項の資料収集及び統計に関する事 ・一般県有施設の営繕事業及び長寿命化推進事業の情報収集に関する事 ・国、他都道府県及び県内市町村との連絡調整に関する事 ・県有施設の新構造部材等耐震対策事業の予算・調整に関する事 ・営繕工事における環境共生に関する事 ・市町村、その他公共団体等による施設整備の相談・助言・支援に関する事

の、委託料の積算根拠となる資料には、「行政書士という資格、経験を考慮して」との記述があり、報酬に一定の割合を上乗せして積算されている。

5 監査の結果

(1) 法令の例外規定を適用するための根拠資料を残されたい【意見】

県営名古屋空港制限表面管理に係る空港周辺樹木剪定委託業務一式において、県は、関連法規におけるいわば例外規定を適用して、金銭的な補償の代わりに、その費用を負担して対象となる樹木を剪定している。

この点、県はたしかに樹木の所有者たる当事者の承諾を得たうえで、金銭的な補償に代えて樹木の剪定を委託して行っていることは確認できる。しかしながら、金銭的な補償に代えて樹木の剪定を行うことができると、当該当事者の承諾は本契約により関連法規の例外規定を適用できると、後に経緯を確認する必要があるが生じた場合や紛争が生じた場合に備えて、例外規定を適用する根拠を裏付ける客観的な資料は残すべきであり、具体的には当事者間の協議については、文書でその合意内容が確認できる資料を残すべきである。

(2) 経営事項審査補助業務委託の積算根拠から行政書士の文字を削除すべき【意見】

県は委託料の積算において、報酬に一定の割合を上乗せして積算しているが、上乗せする割合の算出根拠及び割合自体は正当と評価できるものである。

しかしながら、報酬を上乗せする根拠は当該分野の知識や経験を有する者が本契約における業務を遂行するからであって、行政書士の資格を有する者が業務を遂行するからではない。積算に係る資料における「行政書士という資格、経験を考慮して」という記述は不正確であるから、一般競争入札において事前に公表する資料にこのような記述が現れないとしても、修正すべきである。

約相手と契約している契約は、4件が該当する。うち、人にやさしい街づくり特定施設管理システム利用契約は、ペンダーローグインの可能性がある契約で、残りの契約は、それ以外の理由で随意契約により同じ契約相手が連続していた。

契約相手が連続する状況については、【図表2-21】を参照。

4 個別契約等について

(1) 人にやさしい街づくり特定施設管理システム利用契約

ア 概要

人にやさしい街づくりの推進に関する条例第3条に規定される「特定施設」を管理するシステムに係る機器やシステム保守を含めた利用についての契約である。

イ 契約内容

(ア) 契約種類 賃貸借契約及び業務委託契約

(イ) 歳出節 使用料及び賃借料

(ウ) 契約相手 株式会社シンブライズ

ウ 契約種別 随意契約2号セ（1者随意契約）

人にやさしい街づくり特定施設管理システムは、2019年度に一般競争入札により株式会社シンブライズに委託し、県及び事務処理市(名古屋、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市、豊田市)の人にやさしい街づくりの推進に関する条例に係る事務の効率化を指して独自に開発したLGWANを利用したシステムである。

当システムに係る機器等の所有権及びソフトウェアの著作権は株式会社シンブライズにあるため、当システムの利用契約を締結することができるのは、株式会社シンブライズのみである、とのことである。

エ 契約金額

年度	2023	2022	2021	2020	2019
金額	3,735,600	3,735,600	3,735,600	3,471,600	10,285,000

(2) 岡崎高等技術専門学校新館1建築工事

ア 概要

岡崎高等技術専門学校は、三河地域の訓練科の集約、訓練コースの拡充を行い、中小企業の産業人財育成施設の拠点施設となるが、施設の大部分が老朽化しているため、施設の改修及び建替えを行うものである。

イ 契約内容

(ア) 契約種類 請負契約

(イ) 歳出節 工事請負費

(ウ) 契約相手 浅沼・角文特定建設工事共同企業体

ウ 契約種別 一般競争入札

エ 契約金額 2億6800万円

長寿命化推進第一グループ	<ul style="list-style-type: none"> 一般県有施設の長寿命化にかかる営繕工事の設計、積算、施工に関すること 各局との調整に関すること 各局施行に係る少額営繕工事(250万円以下)の設計審査及び技術指導に関すること 各局からの依頼による予算調書作成に関すること 一般県有施設の長寿命化にかかる営繕工事の設計、積算、施工に関すること 各局との調整に関すること 各局からの依頼による予算調書作成に関すること 本庁舎等及び地方機関の維持修繕に関すること 建物等の評価に関すること 本庁舎等の設備の保全管理に関すること 本庁舎等の設備の改修・整備工事に関すること 県有施設の維持管理の指導調整に関すること
長寿命化推進第二グループ	<ul style="list-style-type: none"> 一般県有施設の長寿命化にかかる営繕工事の設計、積算、施工に関すること 各局との調整に関すること 各局からの依頼による予算調書作成に関すること 本庁舎等及び地方機関の維持修繕に関すること 建物等の評価に関すること 本庁舎等の設備の保全管理に関すること 本庁舎等の設備の改修・整備工事に関すること 県有施設の維持管理の指導調整に関すること
維持・保全グループ	<ul style="list-style-type: none"> 各局との調整に関すること 各局からの依頼による予算調書作成に関すること 本庁舎等及び地方機関の維持修繕に関すること 建物等の評価に関すること 本庁舎等の設備の保全管理に関すること 本庁舎等の設備の改修・整備工事に関すること 県有施設の維持管理の指導調整に関すること
工事第一グループ	<ul style="list-style-type: none"> 教育委員会に属する営繕工事の設計、積算及び施工に関すること 教育委員会との調整に関すること 教育委員会からの依頼による予算調書作成に関すること
工事第二グループ	<ul style="list-style-type: none"> 教育委員会に属する営繕工事の設計、積算及び施工に関すること 教育委員会からの依頼による予算調書作成に関すること
工事第三グループ	<ul style="list-style-type: none"> 大規模な県有施設の営繕工事の設計、積算及び施工に関すること 各局との調整に関すること 各局からの依頼による予算調書作成に関すること
工事第四グループ	<ul style="list-style-type: none"> 県有施設の営繕工事の設計、積算及び施工に関すること 各局との調整に関すること 各局からの依頼による予算調書作成に関すること
工事第五グループ	<ul style="list-style-type: none"> 営繕工事のうち機械設備及び電気設備の設計、積算及び施工に関すること 各局からの依頼による予算調書作成に関すること 各局からの依頼による予算調書作成に関すること 各局からの依頼による予算調書作成に関すること

2 建築局の契約の概況

あいち電子調達共同システム(CALS/EC)で公表している契約の状況は、建設3局を合算すると【図表2-4】のとおりであった。

また、契約状況一覧によると、建築局において、2022年度に締結された歳出を伴う契約のうち契約状況を公表している総数は、14件であった。契約金額の総額は、約1億4438万円となる。費目別にみると、委託料が7件と全体の半数を占め、次いで使用料及び賃借料(3件)、役務費(3件)、需用費(1件)となっている(【図表2-3】参照)。随意契約の割合は、8件と全体の約6割を占めている。

3 契約相手の拘束

各課の契約金額TOP5等のうち、2022年度を基準として契約相手が続く契約を抽出したところ、建築局においては、5件が該当した。このうち、一般競争入札の結果として、同一の契約相手と契約を締結している事例が1件あり、随意契約により、同一の契

第17 スポーツ局

1 組織と業務の概要

スポーツ局は、スポーツ大会を活用した地域振興やスポーツ競技の普及など、スポーツに関する業務を行っており、全4課によって構成されている。組織と業務の概要は、以下のとおりである。

(1) スポーツ振興課の事務分掌

総務・予算グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・局の行政運営の管理に関する事 ・局に属する職員の人事に関する事 ・局に属する予算経理に関する事（他の課の事務分掌事項を除く） ・局の他の課の主管に属しないこと ・課内の運営及び調整に関する事
企画・広報グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・局全般に関連する政策の調整並びに局全般に関連する事項の企画調整及び調査に関する事 ・局所管事項の広報及び広聴に関する事 ・スポーツ大会を活用した地域振興事業の総合的な企画調整に関する事（他の課の事務分掌事項を除く） ・マラソンフェスティバルナゴヤ・愛知等のスポーツ大会支援に関する事 ・スポーツ推進審議会に関する事 ・あいちスポーツコミュニケーションの運営に関する事 ・スポーツ大会の招致等に関する事
調整グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・あいちスポーツコミュニケーションの運営に関する事 ・スポーツ大会の招致等に関する事

(2) 競技・施設課の事務分掌

調整・地域スポーツグループ	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ及びレクリエーションの普及奨励に関する事 ・スポーツの指導者の養成に関する事 ・課内の運営及び調整に関する事 ・スポーツ施設の整備に関する事（指定管理者業務を含む。）
競技スポーツグループ	<ul style="list-style-type: none"> ・アスリートの育成に関する事 ・スポーツ行事に関する事（他の局及び課の事務分掌事項を除く。）
障害者スポーツグループ	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者スポーツに関する事

(3) 新体育館室（現：愛知国際アリーナ）の事務分掌

調整グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・新体育館の整備の推進に関する事
運営グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・新体育館の運営の準備に関する事

(4) アジア・アジアパラ競技大会推進課の事務分掌

調整グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・第20回アジア競技大会・第5回アジアパラ競技大会に関する総合的な企画調整に関する事 ・愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会に関する事 ・アジア・アジアパラ競技大会愛知・名古屋合同準備会に関する事 ・課内の運営及び調整に関する事 ・第20回アジア競技大会・第5回アジアパラ競技大会の運営に関する事 ・第20回アジアパラ競技大会・第5回アジアパラ競技大会を活用した地域振興事業の総合的な企画調整に関する事 ・広報・機運醸成に関する事
企画・啓発グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・第20回アジア競技大会・第5回アジアパラ競技大会の運営に関する事 ・第20回アジアパラ競技大会・第5回アジアパラ競技大会を活用した地域振興事業の総合的な企画調整に関する事 ・広報・機運醸成に関する事

5 監査の結果

(1) ベンダーロックインを回避する方法を検討されたい【意見】

人にやさしい街づくり特定施設管理システム利用契約につき、システムの保守等の業務をシステム開発業者との間で随意契約として行っている。その理由としては、2019年度に開発された当該システムに係る機器等の所有権及びソフトウェアの著作権が開発業者に帰属しているためである、とのことである。

もっとも、IT調達の手引きにおいて、著作権については、「一般的に、委託業務により開発するシステム（プログラム）の著作権は、発注者（愛知県）と受注者（受託業者）に帰属するシステム（プログラム）の著作権等については、（パッケージソフト等既製のプログラム）を利用する旨を契約書等に記述しています。（パッケージソフト等既製のプログラム）を利用する場合は発注者（愛知県）に使用許諾を与えることを仕様書等に記述します。」とあり、著作権が受託者にのみある契約を締結していることは、IT調達の手引きに反した契約をしていることになる。

今後は、ベンダーロックインを回避する方法を検討されたい。

(2) 記録等の作成保管に注意し混在が起きないように注意されたい【意見】

岡崎高等技術専門校新館1建築工事の記録内に、名古屋高等技術専門校築業校改修工事に関する「決裁確認書」及び「支出金調書」が綴られていた。

この混在の原因は、包括外部監査人への提示資料を纏めるにあたり、「決裁確認書」、「支出金調書」及び関連書類だけを綴る記録から抜き出したことにあることである。

もっとも、包括外部監査人に資料が提示された際に、「決裁確認書」、「支出金調書」及び関連書類だけを綴る記録の存在は説明されおらず、また、当該記録から抜き出された旨の説明はなかった。そのため、提示資料等の外形からは、上記の行為が原因で混在が発生したことは判断できず、混在がどの時点で発生したかは明らかではない。

この点、記録の作成保管を正確に行うべきことは規則等に記載するまでもない当然の行為である。

そして、本来とは異なる案件の記録に綴られてしまうことにより、資料が散逸して適切な記録の管理ができず、誤った判断を起しかねない。また、資料が散逸した場合、既存記録等から資料を捜索することになり、自治体運営の有効性や効率性を阻害しかねない。

そのため、今回の混在を契機として、改めて記録等の作成保管に注意し、混在が起きないようにされたい。

施設グループ	・第20回アジア競技大会・第5回アジアパラ競技大会の選手村の後利用に関すること ・後利用と選手村計画との調整に関すること
整備グループ	・メイン選手村(名古屋競馬場跡地)の後利用に係る基盤整備に関すること

2 スポーツ局的契約の概況

あいち電子調達共同システム(CALS/E)で公表している契約の状況は、【図表2-4】のとおりであった。また、契約状況一覧によると、スポーツ局において、2022年度に締結された歳出を伴う契約の総数は、19件であった。1億9572万9900円となる。うち、契約金額500万円以上の契約は、9件であり、総額1億7090万3500円である。契約金額900万円以上の契約は、7件であり、総額1億5534万2500円である。費目は、全て委託料である(【図表2-3】参照)。随意契約の割合は、100%(19件/19件)であった。

3 契約相手の拘束

各課の契約金額TOP5等のうち、2022年度を基準として契約相手が続く契約を抽出したところ、スポーツ局においては、8件が該当した。このうち、企画競争の結果として同一の契約相手と契約を締結している事例は、4件存在した。企画競争によらない随意契約により、同一の契約相手と契約している契約は、4件が該当する。なお、年度によって、契約種別が異なるものについては、2022年度を基準としている。

契約相手が連続する状況については、【図表2-22】を参照。

4 個別契約等について

(1) あいちスポーツコミュニケーション情報発信事業の委託契約

ア 概要

あいちスポーツコミュニケーション情報発信事業を委託する契約である。契約の目的は、県内で開催されているスポーツ大会やプロスポーツ、実業団スポーツなどの情報を全国・世界に向けて発信し、スポーツ大会を地域の活性化につなげることであり、具体的には、県内で活躍するプロスポーツ選手等の情報を発信すること、県内のプロスポーツや実業団等のスポーツ観戦者の増大やスポーツ大会の勝致をすることにある。

「aispo!」という冊子を発行し、配布している。また、Webを利用した情報発信をしている。

イ 契約内容

- (ア) 契約種別 業務委託契約
- (イ) 歳出節 委託料
- (ウ) 契約相手 株式会社ネオパブリシティ

ウ 契約種別 企画競争2号

企画競争型入札による随意契約である。2015年度以降は、株式会社ネオパブリシティが契約相手となっている。

企画競争型随意契約とした理由としては、入札参加資格要件等設定調書によると、上記のスポーツ大会やプロスポーツ、実業団スポーツなどの情報を全国・世界に向けて発信する企画力や演出能力が必要であり、出版物制作業務やWeb情報発信業務などに精通した民間企業等の持つ専門的な技術・技能が必要であり、このような技術・技能を有する者のなかから、最も優れた企画提案を行った者を選定するためであることである。

ヒアリングによると、2019年度以降は、契約相手方のみがプロポザルに参加している。募集方法としては、県のホームページと課の掲示版に募集要項を掲示して行うとのことであった。なお、事業者説明会は、新型コロナウイルス感染防止の見地から、2021年度からは行っていない。

エ 契約金額 (円)

年度	2023	2022	2021	2020	2019	2018
金額	22,756,728	22,554,400	22,554,620	22,554,400	22,305,000	21,899,000

オ 成果物及び検証

成果物としては、冊子、ホームページ(aispo!web)、イベントの報告書である。

なお、ヒアリングによると、契約自体には、事業目的達成の検証は予定されていないが、仕様書で定める冊子の配布数、ホームページの閲覧数の達成・未達については、県において確認している。

(2) 新城ラリーを活用した愛知の魅力発信業務の委託契約

ア 概要

新城ラリーを活用した愛知の魅力発信業務を委託する契約である。

契約の目的は、新城ラリーの認知度を高めるとともに、大会の盛り上げを行い、観戦者の満足度の向上を図るとともに、新城ラリーの集客力や情報発信力を活用して、ラリーの行われる奥三河地域等の魅力を発信することである。

印刷物を作成し、配布している。また、Webを利用した情報発信をしている。

イ 契約内容

- (ア) 契約種別 業務委託契約
- (イ) 歳出節 委託料
- (ウ) 契約相手 テレビ愛知株式会社
- ウ 契約種別 企画競争2号(応募者1者)

2019年度以降は、テレビ愛知株式会社が契約相手となっている。企画競争の参加者数は、2019年度以降2021年度までが3者、2022年度は1者で契約相

手方が参加している。募集方法は、県のホームページと課の前の掲示板に募集要項を掲示して行うとのことであった。

企画競争型随意契約とした理由は、入札参加資格要件等設定調書によると、スポーツ大会に関連するイベントを行う高い企画力、運営能力を有しており、モータースポーツはもとより、県、特に奥三河地域が持つ魅力に関し幅広い知識を持ち、様々な広告媒体を活用した情報発信ができる能力を備えた事業者が業務委託をする必要があるためとする。

エ 契約金額		(円)				
年度	2023	2022	2021	2020	2019	2018
金額		12,123,100	12,326,600	14,590,400	14,590,400	14,590,400

オ 成果物及び検証

成果物は、印刷物、ホームページ、イベントの報告書である。

なお、ヒアリングによると、契約自体には、事業目的達成の検証は予定されていないが、2023年3月に策定されたスポーツ推進計画に照らして検証する。仕様書で定める印刷物の作成数、ライブ配信の視聴数等の目標値と実績値については、県において確認している。

(3) マラソンフェスティバルナゴヤ・愛知を活用した愛知の魅力発信業務の委託契約

ア 概要

マラソンフェスティバルナゴヤ・愛知を活用した愛知の魅力発信業務を委託する契約である。

契約の目的は、マラソンフェスティバルナゴヤ・愛知をさらに盛り上げるとともに、大会が持つ集客力や情報発信力といったポテンシャルを活用して愛知の魅力を発信し、地域活性化につなげていくことである。

冊子を作成し、配布している。また、Webを利用した情報発信をしている。

イ 契約内容

- (ア) 契約種類 業務委託契約
 - (イ) 歳出節 委託料
 - (ウ) 契約相手 東海テレビ放送株式会社
 - ウ 契約種別 企画競争2号(応募者1者)
- 2020年度以降は、東海テレビ放送株式会社が契約相手となっている。企画競争の参加者数は、2020年度以降2021年度までが2者、2022年度は1者で契約相手方が参加している。

ヒアリングによると、募集方法としては、県のホームページと課の前の掲示板に募集要項を掲示して行うとのことであった。また、事業説明会は毎年度行っていることであった。

企画競争型随意契約とした理由として、入札参加資格要件等設定調書によると、スポーツ大会に関連するイベントを行う高い企画力、運営能力、様々な広報媒体を活用した情報発信ができる能力を備えた事業者が業務委託をする必要があるためとする。

また、企画競争型随意契約としているのは、実績がないと効果的な広報が難しいとの判断であるとともに、企画提案書の審査により、受託者の選定が必要であるとの説明がヒアリングにおいてなされた。

エ 契約金額		(円)				
年度	2023	2022	2021	2020	2019	2018
金額	19,203,000	19,203,000	19,555,000	19,555,000		

オ 成果物及び検証

成果物としては、冊子、ホームページ、イベントの報告書である。

なお、ヒアリングによると、契約自体には、事業目的達成の検証は予定されていないが、2023年3月に策定されたスポーツ推進計画に照らして検証する。仕様書で定める印刷物の作成数については、県において確認している。

(4) 奥三河パワートレイルを活用した地域活性化推進事業の委託契約

ア 概要

奥三河パワートレイルを活用した愛知の魅力発信業務を委託する契約である。

契約の目的は、奥三河パワートレイルの大会広報とともに同大会の集客力を利用して地域の魅力を発信することである。

印刷物を作成し、配布している。また、Webを利用した情報発信をしている。

イ 契約内容

- (ア) 契約種類 業務委託契約
 - (イ) 歳出節 委託料
 - (ウ) 契約相手 株式会社CBCクリエイション
 - ウ 契約種別 随意契約2号セ(1者随意契約)
- 2022年度は2021年度の契約相手との随意契約である。なお、2021年度は企画競争型随意契約であった。その参加者数も1者であった。
- 2021年度に企画競争した理由は、入札参加資格要件等設定調書によると、「奥三河パワートレイル」の大会開催に向けた準備や盛り上げを通して、大会の持つポテンシャルを最大限活用して奥三河地域の魅力を発信し、地域活性化につなげるため、スポーツ大会に関連するイベントや観光等の企画・運営の実績があり、優れたノウハウを有する民間企業等の企画提案能力を活用することが有効かつ効率的であり、その技術・能力を備えた事業者が業務委託をする必要があるためとする。

2022年度の大会が4月に開催されたため、準備について2021年度に企画競争型随意契約を締結した。ヒアリングによると、2022年度は、大会の実行についての業務委託(「トトレランEXPO会場の進行・盛り上げ・情報発信」業務が含ま

れる)であり、準備(「トレランEXPO会場の進行計画・配置契約の作成」業務が含まれる)した者に大会の実行も行わせるのが合理的との理由で、企画競争を行うこととなく、2021年度の契約相手を随意契約の相手方として選定したとのことであつた。すなわち、大会開催時期(2022年4月9日、同月10日開催)との関係で、契約締結から大会の実行まで時間的な余裕がなく、大会主催者、ブース出展者等と様々な調整を進めている契約相手が調整状況の十分な理解をしているので、それ以外の者が行うのは困難であるから、準備と大会開催実行の業務が別れたための変則的な扱いである。2023年度は、準備と大会開催実行を一体として、企画競争とされた。なお、2021年度のプロポーザルでは、大会開催実行に係る部分の提案は求められていなかった。

エ 契約金額 (円)

年度	2023	2022	2021	2020	2019	2018
金額	5,828,000	2,500,000	3,053,000			

なお、2022年度と2021年度の契約金額の合計より2023年度の契約金額が増額したのは、ヒアリングによると、フィニッシュ地点の変更により、コースの変更があり、コースの距離が延長になったため、コース案内板設置に係る業務(看板の作成・設置)の費用が増加したためである。

オ 成果物及び検証(2022年度)

成果物としては、大会の台本、報告書等である。

なお、ヒアリングによると、契約自体には、事業目的達成の検証は予定されていないが、2023年3月に策定されたスポーツ推進計画に照らして検証する。仕様書で定める印刷物の作成数については、県において確認している。

(5) F I A 世界ラリー選手権ラリージャパンを活用した愛知の魅力発信事業の委託契約

ア 概要

F I A 世界ラリー選手権ラリージャパンを活用した愛知の魅力を発信する事業を委託する契約である。

契約の目的は、ラリーの認知度を高めるとともに、大会の盛り上げを行い、観戦者に満足度の向上を図ること、F I A 世界ラリー選手権ラリージャパンの集客力や情報発信力を活用して、特にラリーが行われる奥三河地域や岡崎市を中心に愛知県の魅力を発信し、地域活性化を図ることである。

印刷物を発行し、配布している。また、We b 利用した情報発信をしている。

イ 契約内容

- (ア) 契約種類 業務委託契約
- (イ) 歳出節 委託料
- (ウ) 契約相手 株式会社電通ライブ 名古屋支社

ウ 契約種別 企画競争2号(応募者3者) 企画競争型随意契約である。2022年度は、3者の申し込みがあり、2023年度には2者の申し込みがあった。

ヒアリングによると、募集方法としては、県のホームページと課の前の掲示板に募集要項を掲示して行うとのことであった。

企画競争型随意契約とした理由として、入札参加資格要件等設定調書によると、スポーツ大会に関連するイベントを行う高い企画力や運営能力を有しており、モータースポーツはもとより、愛知県、特に奥三河地域が持つ魅力に関して幅広く知識を持っているとともに、様々な広報媒体を活用した情報発信ができる能力を備えた事業者に業務委託をする必要があるためとする。

エ 契約金額 (円)

年度	2023	2022	2021	2020	2019	2018
金額	17,418,000	20,508,000				

オ 成果物及び検証

成果物としては、印刷物、ホームページ、イベントの報告書である。なお、ヒアリングによると、契約自体には、事業目的達成の検証は予定されていないが、仕様書で定める印刷物の作成数、メディア露出件数やイベント来場者数等の実績値については、県において確認している。

(6) 第2回全国障害者スポーツ大会愛知県選手団派遣業務委託契約

ア 概要

第2回全国障害者スポーツ大会愛知県選手団派遣の事業を委託する契約である。

イ 契約内容

- (ア) 契約種類 業務委託契約
- (イ) 歳出節 委託料
- (ウ) 契約相手 社会福祉法人愛知県社会福祉協議会
- ウ 契約種別 随意契約2号セ(1者随意契約)

同委託は、過去、一貫して、愛知県社会福祉協議会が契約相手となっている。

その理由は、入札者・見積者選定調書によると、①障害のある選手を長期間県外へ派遣するものであり、競技面はもちろん、開催地までの移動や宿舍での食事・入浴等の生活面まで、各選手の障害に配慮する必要があること、②愛知県選手団の選手・役員の出選にあたっては、障害者スポーツの各競技団体や障害者団体等との連携が必要となり、派遣期間中の選手のサポート並びに選考会や強化練習会の実施の実施にあたっては、障害者スポーツ指導員や大学等のボランティアの協力が不可欠であること、③契約相手は、県内の障害者スポーツ指導員が会員登録をする団体である「愛知県障害者スポーツ指導者協議会」の事務局業務を行うとともに、選手の障害に配慮した事業運営に不可欠な各競技団体等との関係性を有するなど、事業実施に必要な

ノウハウを持つ団体として、本事業を委託することができている唯一の団体であるとしている。また、ヒアリングによると、①大会の派遣期間は、5泊6日程度が多いが、その間、選手とスタッフと行動を一緒にするので、障害者対応に秀でた団体が相当であること、②社会福祉協議会は、県が出資した団体であり、県から本事業に関する補助金が交付されており、愛知県社会福祉協議会による対応が予定されていること、③役員に「障害者スポーツ指導員」の資格を有する者の参加を求める必要があるが、同指導員の協議会の事務局を担っているのが、愛知県社会福祉協議会であり、個人情報保護の問題もあるので、愛知県社会福祉協議会に委託するのが相当であること、というものであった。

エ 契約金額 (円)

年度	2023	2022	2021	2020	2019	2018
金額	44,420,000	37,910,000	33,695,000	39,628,000	31,140,000	26,870,000

県からは、年度ごとに大会開催地や派遣人数が異なるため、契約金額が異なることの説明であった。なお、出場選手が確定後に、派遣人数等の詳細が決まるので、人数等の増減により、金額の増減額の変更契約をすることもある。2021年度は、大会が中止になったので、変更契約を締結して、契約金額の返還を定めた。

予定価格の算定方法につき、ヒアリングによると、前年度に当該年度の予算要求をする際、愛知県社会福祉協議会に必要な金額を直接照会して、その内容を踏まえて、検討のうえ、予定価格にしているとのことであった。

オ 成果物

成果物としては、報告書の提出を受けている。

(7) 愛知県障害者スポーツ人材育成業務委託契約

ア 概要

愛知県障害者スポーツに係る人材を育成する事業を委託する契約である。契約の目的は、愛知県障害者スポーツに係る人材(若手の障害者スポーツの指導者の確保、過去、指導者の資格を取得したが、活動していなかった指導者の活動再開を希望する者)の育成である。

イ 契約内容

- (ア) 契約種類 業務委託契約
- (イ) 歳出節 委託料
- (ウ) 契約相手 社会福祉法人愛知県社会福祉協議会

ウ 契約種別 随意契約2号セ(1者随意契約)
 同業務の委託は、プロボウザルを行わず、一貫して社会福祉法人愛知県社会福祉協議会を契約相手として随意契約を締結している。その理由は、ヒアリングによると、障害者スポーツ指導員の資格に関する学校や指導員の協議会の事務局を同協議会が行っており、本業務を支障なく行える団体であるというものであった。

エ 契約金額 (円)

年度	2023	2022	2021	2020	2019	2018
金額	1,378,000	1,275,000				

予定価格の算定方法につき、ヒアリングによると、2022年度は県で積算したが、2023年度は、社会福祉協議会に参考見積を提出してもらい算出したとのことであった。

また、ヒアリングによると、契約金額が2022年度から2023年度に増額したのは、愛知県社会福祉協議会の人件費の増額に対応するものであるとのことであった。

オ 成果物

成果物としては、報告書の提出を受けている。

(8) 愛知県障害者スポーツ大会運営業務委託契約

ア 概要

愛知県障害者スポーツ大会の運営業務を委託する契約である。

イ 契約内容

- (ア) 契約種類 業務委託契約
- (イ) 歳出節 委託料
- (ウ) 契約相手 社会福祉法人愛知県社会福祉協議会
- ウ 契約種別 随意契約2号セ(1者随意契約)

同業務の委託は、愛知県社会福祉協議会が契約相手となっている。プロボウザルも行っていない。

プロボウザルを行わず、愛知県社会福祉協議会を一貫して契約相手として随意契約を締結している理由としては、ヒアリングによると、第2回全国障害者スポーツ大会愛知県選手団派遣業務委託契約のものと同様であるとのことであった。なお、愛知県障害者スポーツ大会の運営業務も補助金の対象になっているとのことであった。

エ 契約金額 (円)

年度	2023	2022	2021	2020	2019	2018
金額	4,465,000	4,509,000	4,489,000	4,241,000	4,146,000	4,231,000

予定価格の算定方法につき、ヒアリングによると、契約相手の見積を参考に予算案を組み、財政課の査定と議会の議決を経た予算の金額で委託しているとのことであった。

愛知県障害者スポーツ大会は、2020年度は全部の中止となり、2021年度は一部の中止であったので、中止した分につき、契約金を減額した変更契約を締結したとのことであった。

オ 成果物

成果物としては、報告書の提出を受けている。

施及び地域のスポーツ指導者等に対する勉強会等の実施により、障害者スポーツ推進のためのキーパーソンの育成である。

- イ 契約内容
 - (ア) 契約種類 業務委託契約
 - (イ) 歳出節 委託料
 - (ウ) 契約相手 公益財団法人愛知県スポーツ協会
 - ウ 契約種別 随意契約2号セ（1者随意契約）
- 同業務の委託は、愛知県スポーツ協会が契約相手となっている。プロポーザルも行ってない。同種の業務は、2021年度から始まったが、一貫して、委託は、随意契約により愛知県スポーツ協会に対し行われている。

随意契約の理由としては、ヒアリングによると、県内の総合型地域スポーツクラブの実情を把握しているのが、愛知県スポーツ協会のみであり、本事業は福祉的な要素のみならず、スポーツの持つレクリエーション性も重視すべきところ、各競技団体が把握するスポーツ指導者との連絡が必要であるので、各競技団体との関係がある愛知県スポーツ協会が適切であるとのことであった。

エ 契約金額 (円)

年度	2023	2022	2021	2020	2019	2018
金額	4,766,000	2,420,000	4,633,000			

予定価格の算定方法につき、ヒアリングによると、県の積算に基づくものであるが、本事業は、本来は、国の事業であり、国の事業に県が独自の事業を加えているものであるから、積算も国の基準に準じているとのことである。

契約金額が、2022年度に大幅な減額となっている理由として、ヒアリングによると、同年度に国の事業が不採択となり予算がけなかつたので、県が独自部分のみ予算化したため、国が負担していた事業費分が減額となっているとのことであった。

- オ 成果物
 - 成果物としては、報告書の提出を受けている。
- (II) 広域スポーツセンター運営委託契約

ア 概要
総合型地域スポーツクラブの創設、育成等の後方支援等の事業に関する業務を委託する契約である。

契約の目的は、県内の市町村におけるスポーツの拠点としての総合型地域スポーツクラブの創設、育成等の支援を目的とするアドバイス業務を実施することである。

- イ 契約内容
 - (ア) 契約種類 業務委託契約
 - (イ) 歳出節 委託料

(9) 障害者スポーツ参加促進業務委託契約
ア 概要
障害者に対し障害者スポーツへの参加を促進する業務を委託する契約である。契約の目的は、愛知県に縁のあるトップアスリートによる講演、実技指導等を通じて、パラスポーツへの参加を促し、レベルアップを図ることにある。

- イ 契約内容
 - (ア) 契約種類 業務委託契約
 - (イ) 歳出節 委託料
 - (ウ) 契約相手 社会福祉法人愛知県社会福祉協議会
 - ウ 契約種別 随意契約2号セ（1者随意契約）
- 同業務の委託は、愛知県社会福祉協議会が契約相手となっている。プロポーザルも行ってない。同種の業務は、2015年度から始まったが、一貫して、委託は、随意契約により愛知県社会福祉協議会に対し行われている。

随意契約の理由としては、ヒアリングによると、第22回全国障害者スポーツ大会愛知県選手団派遣業務委託契約のものとほぼ同様であるとのことであった。

エ 契約金額 (円)

年度	2023	2022	2021	2020	2019	2018
金額	8,934,000	9,054,000	9,001,000	8,648,000	8,634,000	8,563,000

予定価格の算定方法につき、ヒアリングによると、契約相手の見積を参考に予算案を組み、財政課の査定と議会の議決を経た予算の金額で委託しているとのことであった。

契約金額が、増額傾向にある理由として、2018年度から2019年度にかけての増額は消費税率の改定によるものである。それ以降の増額については、新型コロナウイルスによる感染症対策用品やPCRリースに係る経費である。また、ヒアリングによると、愛知県社会福祉協議会が業務を行うにあたり、補助金が充てられている職員だけでは当該事業の実施が難しく、常勤の嘱託職員を配置する必要があるため、愛知県社会福祉協議会から提出された人件費を含む見積を参考に当該職員を雇用するために必要な額を検討したところ、契約金額が増額傾向にあるとのことであった。

- オ 成果物
 - 成果物としては、報告書の提出を受けている。
- (10) 障害者スポーツ交流・サポート体制強化事業委託契約

ア 概要
障害者スポーツの交流事業とサポート体制強化事業の2つの事業に関する業務を委託する契約である。

契約の目的は、障害者スポーツの交流事業として地域におけるスポーツの拠点としての総合型地域スポーツクラブでの健常者と障害者の交流を図る目的の事業の実

予定価格の算定方法につき、ヒアリングによると、契約相手から参考見積書を提出してもらい、これに沿って算定しているとのことである。

オ 成果物

成果物として、報告書の提出を受けている。
 (13) 愛知県武道館高架下駐車場土地等賃貸借契約

ア 概要

愛知県武道館のための駐車場として高架下の土地を賃借する契約である。愛知県武道館の利用者の利便性を図るために、隣接地を借用するものである。

イ 契約内容

- (ア) 契約種類 賃貸借契約
- (イ) 歳出節 使用料及び賃借料
- (ウ) 契約相手 株式会社ミノタ商店
- ウ 契約種別 随意契約2号(不動産の買入れ若しくは交換又は借入れをするとき)随意契約の理由としては、予算執行書によると、土地の賃貸借契約にあたっては、面積、形状その他の立地条件を総合的に考慮する必要があり、契約の性質上、一定の仕様に基づく比較が困難であり、長年駐車場用地として借用しているが、近隣に駐車場に利用できない同規模の土地がないことが挙げられていた。ヒアリングによっても、愛知県武道館のための駐車場として利用できる土地の所有者が契約相手であるためであるとのことであった。

エ 契約金額

年度	2023	2022	2021	2020	2019	2018
金額	8,319,533	8,319,533	8,319,533	8,319,533	8,319,533	8,319,533

1年契約であり、ヒアリングによると、毎年予定価格は算出している。原状回復を必要とする設備等の設置はしていないとのことであった。

オ 成果物

県の職員において完了検査を行っている。

(14) 新体育館整備推進事業用地等整備工事請負契約

ア 概要

新体育館整備推進事業用地等を整備するための工事請負契約である。愛知県新体育館の事業用地を整備するため既存の野球場、遊具、プール等を撤去するための工事請負契約である。

愛知県新体育館をPFIにて建設することとなり、2020年度にPFI事業者が選定されたが、既存の施設の撤去は、PFI事業者の提案を踏まえて名古屋市と協議して工事内容を決めることとしたため、PFI事業とは別に発注している。

イ 契約内容

- (ア) 契約種類 建設工事契約

(ウ) 契約相手 公益財団法人愛知県スポーツ協会

ウ 契約種別 随意契約2号セ(1者随意契約)

同業務の委託は、愛知県スポーツ協会が契約相手となっている。プロボーザルも行っていない。同種の業務は、2021年度から始まったが、一貫して、委託は、随意契約により愛知県スポーツ協会に対して行われている。

随意契約の理由としては、ヒアリングによると、県の総合型地域スポーツクラブの実情を把握しているのが、愛知県スポーツ協会のみであり、各競技団体が把握するスポーツ指導者との連絡が必要であるので、各競技団体との関係がある愛知県スポーツ協会が適切であるとのことであった。

エ 契約金額

年度	2023	2022	2021	2020	2019	2018
金額	1,200,900	1,200,900	1,200,900			

予定価格の算定方法につき、ヒアリングによると、愛知県スポーツ協会に本事業が行えるか確認し、見積を提出してもらい算定した。以後、同内容を予定価格として踏襲して算出しているとのことである。

オ 成果物

成果物としては、報告書の提出を受けている。

(12) ポータルサイト運営管理業務委託契約

ア 概要

スポーツ局のポータルサイトの運営管理の業務を委託する契約である。契約の目的は、スポーツ局の運営するポータルサイト(アマチュアスポーツのインターネットサイト)による情報発信を十全に行うことである。

イ 契約内容

- (ア) 契約種類 業務委託契約
- (イ) 歳出節 委託料
- (ウ) 契約相手 株式会社電通ライブ名古屋支社
- ウ 契約種別 随意契約2号セ(1者随意契約)

2021年度に行われたポータルサイトの構築契約においては企画競争がなされ、4者の応募があったが、契約相手が選定された。構築後のポータルサイト運営管理業務委託契約については、契約相手との随意契約である。

随意契約の理由は、ヒアリングによると、ポータルサイトの改修等がある場合には、サイトの構築を行った契約相手と連絡調整を行うのが便宜であること、他社に対し委託すると契約相手より委託料が高くなるため、とのことであった。

エ 契約金額

年度	2023	2022	2021	2020	2019	2018
金額	1,553,000	1,553,000				

(イ) 歳出筋 工事請負費

(ウ) 契約相手 前田建設工業株式会社

ウ 契約種別 随意契約2号セ(1者随意契約)

随意契約の理由としては、ヒアリングによると、2021年度に名古屋から要望があり、既存の野球場、遊具、プール等ができるだけ使用したいとのことであり、撤去を段階的に進めることとしていたが、新体育館の着工時期が2022年度の7月と決まっていたので、それまでに撤去してPFI事業者が用地を引き渡す必要があった。そのため、時間的な制約があるなか、次に控える工事の準備等の調整や、不測の事態が生じた場合に、工程調整等も円滑に行うことができるといった合理性や、連続する工事を同一業者で施工する場合の工期短縮や経費削減が期待できるといった経済性を踏まえて、PFI事業者の構成企業として新体育館等を建設する前田建設工業株式会社を契約相手として選定したとのことであった。

なお、愛知県新体育館の建設着工時期である2022年7月までに、名古屋市の既存の施設の利用に関する要望を踏まえながら既存施設の撤去工事を行わなければならないので、債務負担行為として、2021年度、2022年度にわたる契約となった。

エ 契約金額 (円)

年度	2023	2022	2021	2020	2019	2018
金額		236,665,000	351,835,000			

予定価格の算定方法につき、ヒアリングによると、設計業務を委託した株式会社岩崎設計事務所から概算工事費を提出してもらい、これに沿って算定しているとのことである。

部分支払、出来高支払の特約を行い、これを行った。

オ 成果物

成果物としては、報告書の提出を受けている。

(15) 愛知県新体育館PFIアドバイザリー業務委託契約

ア 概要

愛知県新体育館のPFIに関するアドバイザリー業務を委託する契約である。

契約の目的は、愛知県新体育館を整備・管理運営するにあたり、愛知県PFI導入ガイドラインにおいて「事業の実施、事業の監視等」として必要とされる、事業のモニタリングに係る資料等の作成において法務面・建設面の支援を受けるアドバイザリー業務を委託するものである。すなわち、県は、必ずしも専門的な知見を有しているものではないので、その知見を有するアドバイザリーを選定し、適切な助言を得て、円滑かつ効率的にPFI事業を進めることである。

イ 契約内容

(ア) 契約種別 業務委託契約

(イ) 歳出筋 委託料

(ウ) 契約相手 株式会社日本総合研究所

ウ 契約種別 随意契約2号セ(1者随意契約)

2019年度に行われたアドバイザリー業務委託契約の選定では、プロポーザル方式で行い、3者の応募があり、契約相手が選定された。その後は、契約相手が随意契約の相手方である。

2022年度の随意契約の理由としては、入札者・見積者選定調書によると、コンセッション事業運営における諸課題に対処する上で、幅広い情報収集・分析力や法令等に関する専門的知識及び新体育館事業に関する知識・経験を踏まえて、的確な資料提供・助言等を行うための技術・技能が必要となるところ、契約相手が2019年度企画競争において、上記の的確な資料提供・助言等ができる者として選定され、以降、毎年度適切にアドバイザリー業務を遂行しており、本事業に関する知識・経験が豊富であると認められるからとする。また、ヒアリングによると、契約相手がプロポーザル方式で選定された2019年度以降、PFI事業者選定の入札等にも関与しており、業務に精通しているもので、契約相手として選定したとのことであった。

エ 契約金額 (円)

年度	2023	2022	2021	2020	2019	2018
企画競争					81,906,000	
随発2号	39,820,000	33,990,000	90,090,000	93,940,000		

ヒアリングによると、予定価格は、契約相手から参考見積書を提出してもらい、他の類似業務の例を踏まえて作業量を精算したうえで標準的単価をもとに算定しているとのことである(なお、参照した類似業務としては、2016年度から2019年度に行われた愛知県国際展示場に関するアドバイザリー業務委託契約が挙げられている)。また、2021年度と2022年度の契約金額に差があるのは、2021年度までがPFI事業者の選定及び契約のためのアドバイザリー業務があり業務量が多かったためである。

なお、2020年度に新体育館建設のPFI事業者が選定されている。

オ 成果物

成果物として、報告書の提出を受けている。

(16) 地域活性化ビジョンに係るボランティアの定着化の促進に向けた運用支援業務委託契約

ア 概要

地域活性化ビジョンに係るボランティアの定着化の促進に向けた運用支援業務を委託する契約である。

契約の目的は、アジア競技大会を活用して、同大会後に地域に根付いて欲しいと考える「地域活性化ビジョン 目標4」の実現を図ることである。

契約の目的は、アジア競技大会において、実際に競技を行うには、競技団体の協力が
必要であるところ、アジア競技大会を活用して、競技団体に競技運営能力を向上し
てもらい、別のスポーツ大会を愛知県に招聘することである。

イ 契約内容

- (ア) 契約種類 業務委託契約
- (イ) 歳出節 委託料
- (ウ) 契約相手 公益財団法人愛知県スポーツ協会
- ウ 契約種別 随意契約2号七（1者随意契約）

随意契約の理由は、ヒアリングによると、競技団体として60近い団体があり、こ
れらの競技団体の協力を得る必要があるところ、これらの競技団体全てと関係を有
するのは、契約相手くらいしかおらず、事業をスムーズに進めるために、契約相手と
随意契約をする必要があったとのことである。

エ 契約金額

年度	2023	2022	2021	2020	2019	2018
金額	2,525,000	1,736,000				

予定価格の算定方法につき、ヒアリングによると、契約相手に参考見積書を提出し
てもらい、これに沿って算定しているとのことである。

オ 成果物

成果物としては、報告書の提出を受けている。
どれくらいの効果が出たかを検証することは契約には定めがない。
今後、どのように業務を引き継いでいくかが課題である。

5 監査の結果

- (1) 委託料のうち人件費相当額の算出方法と額を改める必要がある【指摘】
障害者スポーツ参加促進業務委託契約は、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会に対
し、いわゆる1者随意契約で委託されている。その契約金額が、増額傾向にある理由は、
年度により、消費税率の改定、コロナウイルス感染症の対策消耗品が必要であったこと、
PCリース・保守料の増額があったことが挙げられたが、愛知県社会福祉協議会が業務
を行うに際し、常勤の嘱託職員を配置する必要があるため、愛知県社会福祉協議会から提出
された見積を参考にその見積と同額の人件費を契約金額の算定の内訳に計上しており、
この人件費が増額の傾向にあることも影響していた。

双務契約である委託契約は、その契約目的を達するために委託料を支払うものであ
り、委託料はその契約で提供される業務の内容・業務量と均衡が取れている必要がある。
愛知県社会福祉協議会から提出された見積と同額の人件費を基に契約金額を積算する
と、補助金に関する地方自治法第232条の2の趣旨に反することになり兼ねない。
県においては、愛知県社会福祉協議会からヒアリングを行い業務の所要時間を把握
しているが、何らかの資料に基づき必要な所要時間を算出し、業務の人工の単価を適切

- イ 契約内容
- (ア) 契約種類 業務委託契約
- (イ) 歳出節 委託料
- (ウ) 契約相手 EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社

ウ 契約種別 企画競争2号（応募者2者）

エ 契約金額 362万4500円

予定価格の算定方法につき、ヒアリングによると、「アジア競技大会を活用した地
域活性化ビジョン」の策定につき業務委託をした一般社団法人地域問題研究所から参
考見積書を提出してもらい、これに沿って算定しているとのことである。

オ 成果物

成果物として、報告書の提出を受けている。
ボランティアの定着につき、どれくらいの効果が出たかを検証することは契約に
は具体的定めがない。

(17) 地域活性化ビジョンに係るフレンドシップモデル事業支援業務委託契約

ア 概要

地域活性化ビジョンに係るフレンドシップモデル事業支援業務を委託する契約で
ある。

契約の目的として、2022年度に実施した国際交流モデル事業をもとに、アジア
各国の魅力を発見し、様々な交流事例を紹介するシンポジウムを開催することで、市
町村や教育機関、地元団体とアジア各国との交流拡大を図ることである。

イ 契約内容

- (ア) 契約種類 業務委託契約
- (イ) 歳出節 委託料
- (ウ) 契約相手 株式会社新東通信
- ウ 契約種別 企画競争2号（応募者1者）
- エ 契約金額 758万2000円

オ 成果物

成果物としては、報告書、事例集の提出を受けている。
なお、交流拡大を図る目的につき、どれくらいの効果が出たかを検証することは契
約には具体的定めがない。

(18) 県内競技団体競技運営能力向上推進業務委託契約

ア 概要

県内の競技団体における競技運営能力を向上させることの推進を図る業務を委託
する契約である。

に算定のうえ、これに所要時間を乗ずることで、委託料のうち人件費相当額を算出するべきである。

また、愛知県障害者スポーツ人材育成業務委託契約においても業務の所要時間と人件費の単価を適切に算定のうえ、所要時間を乗ずることで、委託料のうち人件費相当額を算出するべきである。

(2) ベンダーロッキングを回避する方法を検討されたい【意見】

ポータルサイト運営管理業務委託契約につき、運営管理業務をポータルサイト設計開発した業者に随意契約として行ったとのことであった。その理由としては、ポータルサイトの改修等がある場合には、同サイトの構築を行った契約相手と連絡調整を行うのが便宜であること、他社に対し委託すると契約相手より委託料が高くなるため、とのことであった。

しかし、具体的に設計開発工程と運用工程の分離が可能か等のベンダーロッキング問題につき、十分に検討されていたか疑問が残る。

この点、ヒアリングによると、「IT調達の手引き」については、これに則っており、同業務委託契約書本文第2条において著作権の定めもおおき、著作権を県に留保している。

もともと、費用を抑えるため、当該ポータルサイトを既存の簡易更新システムにより運用しているとのことであり、同システムにつき著作権が県に留保されていないため、同システムを熟知した契約相手に頼らざるを得ないとしている。

簡易更新システムの利用は費用を抑えるためとするが、運用管理業務の委託を同一業者に委託する可能性がある場合との経費の比較が困難である。また、簡易更新システムの利用すると決定した段階で、簡易更新システムによる運用をする、同システムを通じては自由な利用が困難になると予想がされはせずである。他方で、ポータルサイトのシステム自体の著作権については県に譲渡されたはずである。一方で、ポータルサイトに熟知した他の事業者のプロポーザル方式等も含めた募集も考えられるところであるが、簡易更新システムの著作権を有する事業者による可能性を打診したか不明であり、仮に、これを行っていないとすると、契約相手を1者随意契約とした合理性が必ずしも明らかではない。

以上から、ポータルサイト運営管理業務委託契約はベンダーロッキング問題があり、これを回避する方策を検討すべきである。

(3) できる限り客観的かつ合理的な予定価格の算出方法を検討されたい【意見】

障害者スポーツ参加促進業務委託契約等において、予定価格の算出方法につき、いわゆる1者随意契約を予定している相手方から見積書の提出を受け、これに沿って予定価格を積算し、財政課の査定と議会の議決を踏まえた予算の金額で委託していることであった。

契約相手の見積書だけでは、委託料の合理性が担保されず、コストの低減化を図ることができないおそれがある。県は、予定価格につき、独自に算定を行っているとするが、類似の活動が可能な事業者等の比較対象とできうる見積書を徴取することが、予定価格の合理性と事後的な検証可能性を高めるといえる。

そこで、例えば、他の都道府県も含めた同種ないし類似の活動を行う事業者等の見積書を徴取して予定価格の算出の合理性と透明性を図るべきである。

仮に、見積書の徴取がどうしても難しい場合にも、できる限り客観的かつ合理的な予定価格の算出方法の検討を行うべきである。

同様の問題が見受けられる契約としては、第22回全国障害者スポーツ大会愛知県選手団派遣業務委託契約、愛知県障害者スポーツ人材育成事業業務委託契約、愛知県障害者スポーツ大会運営業務委託契約、広域スポーツセンター運営委託契約、ポータルサイト運営管理業務委託契約、愛知県新体育館PFIアドバイザリー業務委託契約、県内競技団体競技運営能力向上推進業務委託契約があり、契約相手からの見積書による予定価格の算出には、価格設定の透明性・合理性を確保する見地から問題があり、価格設定の恣意性を排除し、価格設定の合理性と検証可能性を高めるための工夫が必要であり、他の同種ないし類似の事業者、同種ないし類似の団体等から見積書を徴取することに努めるべきである。

(4) 随意契約とする合理性と理由の記載内容を再検討されたい【意見】

愛知県新体育館PFIアドバイザリー業務委託契約について、プロポーザル方式で選出された契約相手がそのまま競争入札等を行うことなく、随意契約を継続していた。契約相手がPFI事業者選定の入札等にも関与しており、業務に精通している、契約相手として選定したとの随意契約の理由について、PFI事業者の入札等に関して助言することが当初から予定されていたとすると、予定された業務を行うことで業務に精通しているとして、そのまま随意契約で選定されるのは、事実上の先行者利益となりかねず、県の事業の公平らしさへの疑念が生じうる。新体育館PFI事業は、スタジアム・アリーナにおける「BTコンセンション方式」による全国初の試みではあるが、新体育館の事業者が決まった段階（PFIの手続に関する支援業務、民間事業者の選定に関する支援業務が終了した時点）で、プロポーザル方式等により具体的な提案と当該事業者の経験が踏まえて、契約相手を検討する方が公平性に見地に叶うというべきである。適正業務の遂行があったことを踏まえ、その業務内容を特別に評価して随意契約をしているのであれば、県が評価した内容を具体的に明確に示さなければ、選定の公平らしさに疑問が生じうる。合理的な理由の資料への記載も十分に検証を行うことが望ましい。

また、あいちスポーツコンプレックス情報発信事業業務委託契約、奥三河パワートレイルを活用した地域活性化推進業務委託契約、マラソンフェスティバルナゴヤ・愛知を活用した愛知の魅力発信業務委託契約、新城ラリーを活用した愛知の魅力発信業務委託

契約、F I A世界ラリー選手権ラリージャパンを活用した愛知の魅力発信事業の委託契約等は、概ね、高い企画力・運営力や調整能力と専門的な知識・技術・技能を有する者を選定する必要があるとして、企画競争型随意契約としているが、企画競争型随意契約に要求される知識・技術・能力につき事後的に検証可能なようにできる限り、客観的かつ定量的に定義されるべきである。プロポーザル方式において、採点表を利用する場合には、採点者の人選、採点項目、採点の重み付け等の公平性を確保すべく、事前にルールを定めることが望ましいと考える。

そこで、随意契約に真にやむを得ない合理性があるか十分に検討すべきであり、事後的な検証に耐えうるような理由の記載とその理由の検証を行う必要がある。

(5) プロポーザル等企画競争の実施を検討すべきである【意見】

第22回全国障害者スポーツ大会愛知県選手団派遣業務委託契約、愛知県障害者スポーツ人材育成業務委託契約、愛知県スポーツ大会運営業務委託契約、障害者スポーツ参加促進業務委託契約は、いわゆる1者随意契約として、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会が契約相手となっている。これは、障害者に関することから、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会ありきで契約相手が選定されていると思われる。

しかし、仮に、障害者が関わる事業の業務委託であっても、全てを愛知県社会福祉協議会が行わなければならないと当然にいえざるものではない。第22回全国障害者スポーツ大会愛知県選手団派遣業務委託契約において、随意契約の理由欄で、契約相手が業務に対応できる「唯一」の団体としているが、その唯一性の具体的な根拠が明確に示されているとまでいえない。当該業務の全部につき愛知県社会福祉協議会に業務を委託しなければならないの見地からの検討も必要である。

そこで、真に愛知県社会福祉協議会が行わなければならない部分は何かを検討のうえ、業務委託する契約の内容を分離することを検討すべきである。そうすれば、1者随意契約ではなく、プロポーザル方式や競争入札が行える業務委託の部分が生じうる可能性があり、そうすることが、公平性や経済性の見地から、望ましい。

このことは、愛知県社会福祉協議会に過度に依存することを回避し、人件費の負担を業務委託契約の委託料に含ませるといふことをしないためにも必要である。

また、同様に、障害者スポーツ交流・サポーター体制強化事業業務委託契約は、公益財団法人愛知県スポーツ協会を契約相手としているところ、競争入札を行わず、一貫して同人を契約相手として随意契約により委託をしているが、当然に企画競争を排除する程度に契約相手が業務のできる唯一の団体であるか具体的な根拠が明確ではないし、契約相手が行えない業務とその他の業務が分離可能か、分離できるとして、分離できた業務に競争入札や企画競争を導入する余地があるか具体的な検討をすべきである。なお、県の内部において、愛知県社会福祉協議会、愛知県教育・スポーツ振興財団との比較検討はされているが、県が把握している情報によるものであり、企画提案書と資料の提供を受けているものではなく、業務の内容を分離して検討しているものでもない。障

害者スポーツ交流・サポーター体制強化事業業務委託契約は、国の事業であるという面があり、国の規格や規則等に従う部分もあるとは思われるが、2022年度は国の事業ではなく、県単独の事業を行っているものであるから、やはり上記の視点とその可能性の具体的な検討は必要である。

(6) 関連事業間の事業の公平らしさに疑問を抱かれないよう努められたい【意見】

新体育館整備推進事業用地等整備工事請負契約は、名古屋市の要望事項を踏まえ、P、F I 事業者の構成企業との間で同整備工事を随意契約したというものである。

県からは、既存施設の撤去等につき名古屋市との調整が必要であり、公園内の工事として、樹木等も含めて撤去する必要があるため、安全性も考慮すると施設ごとの撤去は困難であったと説明があった。また、県の入札監視委員会の審査も受けている。

本件の契約については、その当時の個別事情から随意契約とすることはやむを得ない点があったとしても、P、F I 事業者の構成企業が関連工事を随意契約したとすると、ある事業の受注者等として関与すれば、本来、別の事業まで受注できるという誤ったイメージが生じる可能性があり、県の行う事業に対する公平らしさへの疑念が生じかねない。

そこで、今後、ある事業とその前提となる関連工事等を分けたのであれば、事業の公平らしさに疑問を抱かれないよう努めるべきである。

(7) 契約目的の達成度を検証することを検討されたい【意見】

F I A世界ラリー選手権ラリージャパンを活用した愛知の魅力発信業務委託契約、マラソンフェスティバルナゴヤ・愛知を活用した愛知の魅力発信業務委託契約、新域活用推進業務委託契約、地域活性化ビジョンに係るフレンドシップモデル事業支援業務委託契約、地域活性化ビジョンに係るボランティアの定着化の促進に向けた運用支援業務委託契約、県内競技団体競技運営能力向上推進業務委託契約等において、報告書で印刷物等の目標値や実績値の報告をさせている。しかし、往々にして、一時的なPRやイベント等の報告で終わる傾向にある。それでは、成果が判然としないので、契約の目的を達成できているかの検証の機会を設けるべきである。

この点、魅力の発信業務については、対象者に到達した情報の数量が判明すれば、表面的な目的達成度は把握できるであろう。しかし、当該契約の真の目的は、その情報を受け取って、県の魅力を認識した者が観光に訪れる等の具体的な行動等に現れることにあると思われるので、このような具体的な行動等に繋がっているのかを検証する機会があると望ましい。

以上から、契約目的の達成度について具体的な検証を行うことを契約内容に盛り込むか、別途、契約目的の効果を検証を行われたい。

第18 会計局

1 組織と業務の概要

会計局は、県費の収入及び支出、決算の調製、財務会計システムの管理及び運営、会計事務の企画・指導及び検査、物品の購入契約等の事務を行っており、3課によって構成されている。組織と業務の概要は、以下のとおりである。

(1) 管理課

総務・広報グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・局に属する職員の人事に関すること ・局に属する予算経理に関すること ・公印の管守に関すること（会計課所管のものを除く。） ・局所管事項の広報及び広聴に関すること ・局全般に関連する事項の企画調整及び調査に関すること ・公契約に関する企画調整に関すること
会計企画・調整グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・会計事務の指導及び監督に関すること
会計指導・検査グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・新公会計制度に関すること
財務電算グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・電子計算機による財務会計システムに関すること

(2) 会計課

支払グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・会計課所管の公印の管守に関すること ・県費の支払いに関すること
決算・国費グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・県費に係る決算の調製に関すること ・現金及び財産（物品除く）の記録管理に関すること ・国費会計に関すること
公金管理・収入グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・指定金融機関等に関すること ・現金等の収納及び有価証券の出納保管に関すること ・証紙（県税証紙を除く。）に関すること
審査グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・県費に係る支出負担行為の確認に関すること

(3) 調達課

調整グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・物品の記録管理に関すること ・物品等電子調達システムに関すること
調達第一グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・物品の購入契約に関すること
調達第二グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁の印刷物の発注契約に関すること
調達第三グループ	
調達第四グループ	

2 会計局の契約の概況

あいち電子調達共同システム（CALS/E C）で公表している契約は認められなかった。

契約状況一覧によると、【図表2-3】のとおりであった。

3 契約相手の拘束

各課の契約金額TOP5等のうち、2022年度を基準として契約相手が続く契約を抽出したところ、会計局においては、4件が該当した。このうち、一般競争入札の結果として、同一の契約相手と契約を締結している事例が1件あり、企画競争によらない随意契約により、同一の契約相手と契約している契約は、3件が該当する。いずれもベンダーロッキング以外の理由で随意契約により同じ契約相手が連続していた。

契約相手が連続する状況については、【図表2-23】を参照。

(8) 駐車場土地等賃貸借契約の長期継続契約を検討されたい【意見】

愛知県武道館高架下駐車場土地等賃貸借契約は、1年ごとの賃貸借契約であるところ、毎年度末で賃貸借契約の終期に至ることから、次年度には賃貸借契約の締結を拒まれば、同土地の利用が困難になる。ヒアリングによると、契約相手が1年契約を望んでいるということがあるが、地方自治法第234条の3に照らし、長期継続契約の締結につき検討されたい。

4 個別契約等について

(1) 公用車自動車燃料（本庁一括契約）の単価契約

- ア 契約の概要
公用車自動車燃料の購入。
 - イ 契約内容
 - (ア) 契約種類 単価契約（ガソリン、軽油の購入）
 - (イ) 歳出節 需用費
 - (ウ) 契約金額 ガソリン（レギュラー）168.63円/L
ガソリン（ハイオク）179.63円/L
軽油（1号）149.25円/L
 - (エ) 契約相手 愛知県石油業協同組合
 - ウ 契約種別 随意契約2号セ（1者随意契約）
- 県内広域での安定的な給油及び災害時の速やかな給油の確保に向けて、県内全域で多数の給油所を利用でき、災害時にも対応できる事業者と契約する必要があるため。
- 県内給油所1363のうち、1098が組合員給油所で、給油を受けられるスタンダードが多く、この規模で愛知県内の広範囲をカバーしている事業者は、愛知県石油業協同組合だけである。
- エ その他（単価の改訂）
契約の内容として、物価変動の状況に応じて、単価の改定を行う旨の特約がある。
特約の内容は、次のとおり。
2022年度においては単価の改定が10回行われ、うち3回がガソリン又は軽油の調査価格の乖離が4円以上の場合であった。

1 物価変動の指標 物価変動の状況を把握するにあたっては、経済産業省資源エネルギー庁が行う石油製品価格調査（調査結果公表予定日：毎週水曜日公表（毎週月曜日調査））における愛知の店頭現金価格（税込み）（以下「調査結果」という）を主な指標とする。	調査結果の乖離
	1円以上4円未満（税込み）の場合
2 単価の改定 単価の改定にあたっては、調査結果を参考とし、その都度、甲乙協議の上決定する。なお、現行の契約単価の指標とした調査結果と直近の調査結果との乖離（以下「調査結果の乖離」という。）が1円未満の場合にあつては、原則として、単価の改定は行わないものとする。 また、改定後の単価の適用を開始する日等については、別表のとおりとする。	調査結果の乖離
	4円以上（税込み）の場合
3 事務手続 変更契約の締結等単価改定の事務手続については、調査結果が公表された後、速やかに行うものとする。	別表
	別表

238

単価改定の指標とする調査結果	月の最終に公表される調査結果	当該週の調査結果
改定後の単価の適用を開始する日	上記調査結果公表日の属する月の翌日の初日	上記調査結果公表日

(2) トナーカートリッジ

- ア 契約の概要
県で使用するプリンタが多岐に渡るため、対応するトナー等のうち、過去1年間に発注がないものや、非常に少ないものを除いて購入。
- イ 契約内容
 - (ア) 契約種類 単価契約（トナー等の購入）
 - (イ) 歳出節 需用費
 - (ウ) 契約相手 富士フイルムビジネスイノベーション・ジャパン株式会社
 - ウ 契約種別 一般競争入札
- エ 契約金額（実績合計）（円）

年度	2023	2022	2021	2020	2019	2018
金額	152,675,050	183,711,000	147,738,800			

(3) マルチペイメントネットワーク通信共同利用センター業務一式

- ア 契約の概要
納入（税）義務者の利便性の向上及び県の収納業務の効率化を目的として、マルチペイメントネットワーク（県等の収納機関と金融機関との間をネットワークで接続する電子決済基盤）による電子収納を行うため、契約業者に次の業務を行わせる契約である。
 - (ア) 共同利用センター機能の提供及び保守業務
 - (イ) 契約業者変更時に移行計画の策定及び未納付情報を始め必要なデータの、次期契約業者への引き渡し業務
 - イ 契約内容
 - (ア) 契約種類 業務委託
 - (イ) 歳出節 役務費
 - (ウ) 契約金額 823万4341円
うち基本料金217万8000円（1か月あたり18万1500円）
従量料金605万6341円（1件当たり16.5円）
 - (エ) 契約相手 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
 - ウ 契約種別 企画競争2号
- 前の事業者が2022年12月の契約期間満了をもって、事業撤退の意思を示していたことから、2023年1月以降のマルチペイメントネットワーク通信共同利用センター業務をサービス提供する事業者を選定する必要があった。

239

事業者によって様々な料金体系（一律従量制、段階的従量制など）が示される可能性もあることから、料金体系を提示させ、県に有利なものを選択できるようにするとともに、長期間安定してサービスを継続できる事業者を選定する必要があることから、プロポーザル方式を採用した。

エ 次期契約業者への引き継ぎに関する事項

契約書に添付のマルチペイメントネットワーク通信共同利用センター業務仕様書（10 運用保守要件（0引き渡し））には、契約業者が変更になる場合に円滑な業務の引き継ぎが行えるようにするため、次のとおり次期契約業者への引き継ぎに関する事項が定められている。

「ア 本契約が終了する際には、愛知県の指示により、未納付情報を始め移行データを作成し、次期契約業者に提供すること。また、移行計画書を作成し、共同利用センター業務の引き継ぎに必要となる作業に協力すること。

イ 必要に応じて、運用委託業者及び次期契約業者と連絡調整を行うこと。その際は、愛知県の立会いのもとで行うこと。」

(4) 令和4年度財務システム運用保守業務委託

ア 概要

2011年4月に稼働開始した財務システムについて、収入、支払等の財務事務を円滑に行うための運用支援や財務システムでの処理に支障が生じないよう、運用保守を委託するものである。対象の財務システムは、2009年4月1日付け契約書により代金2億4201万9750円、2010年4月1日付け契約書により代金2億2970万0100円で設計及び開発がされたものである。

イ 契約内容

(ア) 契約種類 業務委託契約（長期継続契約）

(イ) 歳出節 委託料

(ウ) 契約相手 株式会社株式会社エス・ティ・ティ・データ東海

ウ 契約種別 一般競争入札（第3期：2021年10月から2026年9月まで）

エ 契約金額 (円)

年度	2023	2022	2021	2020	2019	2018
金額	92,400,000	92,400,000	95,700,000	99,000,000	98,100,000	97,200,000

オ 納入物の複製や翻案に関する定め

本業務の契約書には、納入物の著作権について次のとおり定められており、納入物の著作権は、原則として契約相手に帰属するものの、県は、ソフトウェアその他の納入物を、自己利用に必要な範囲で複製又は翻案することができること等が定められている。

(納入物の著作権)

第13条 納入物に関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む。）は、甲（注：県）又は第三者が従前から保有していた著作物の著作権を除き、乙（注：契約相手）に帰属するものとする。

2 甲は、ソフトウェアその他の納入物を、著作権法第47条の3に従って自己利用に必要な範囲で、複製、翻案することができるものとする。また、本件ソフトウェアその他の納入物は、将来にわたり財務システム運用保守業務受託業者、修正業務受託業者、再構築業務受託業者及びその他の財務システム関連業務受託希望業者に対し利用を承諾し、かつ必要な範囲において公表することができるものとする。乙は、かかる利用について著作者人格権を行使しないものとする。

(5) 財務システム修正業務（納付書等のマルチペイメントネットワーク対応）

ア 契約の概要

愛知県財務システムで作成している納入通知（納付）書、歳入歳出外理金納付書及び戻入通知書（以下「納入通知書等」という。）について、マルチペイメントネットワークに対応することを目的とした財務システムの修正及び関係機関で実施する説込試験の支援等を行うものである。

イ 契約内容

(ア) 契約種類 業務委託

(イ) 歳出節 委託費

(ウ) 契約金額 1870万円

(エ) 契約相手 株式会社エス・ティ・ティ・データ東海

ウ 契約種別 随意契約2号セ（1者随意契約）

随意契約とした理由は、次のとおり。

(ア) 財務システムの運用保守（前(4)）は、総合評価一般競争入札により決定した開発業者である株式会社エス・ティ・ティ・データ東海が一貫して業務を請負っている。

(イ) 稼働中のシステムの改修等業務と運用保守業務を同時期に別業者に委託することは、業者間の連携不足による作業ミスが大きい。そのため、本契約は、財務システム運用保守委託業務と一体で行う必要がある。

(ウ) また、別業者に委託することは、コスト的にも作業的にも非効率である。

エ 納入物の複製や翻案に関する定め

前(4)オと同様の定めを置いている。

(6) 財務システム修正業務（JavaScript化）一式

ア 契約の概要

愛知県財務システムは、Java言語で構成され、利用にあたっては、各クライアント端末にJavaソフトをインストールしている。各クライアント端末にJavaソフトをインストールせずに利用可能にするため、Javaで記述されているプログラムの一部をJavaScriptで書き換えることにより、財務システムの修正を行う契約である。

イ 契約内容

- (ア) 契約種類 業務委託
- (イ) 歳出節 委託料

(ウ) 契約金額 4306万5000円

年度	2023	2022	2021	2020	2019	2018
金額	29,122,500	43,065,000				
サポ	12,705,000	15,246,000	15,246,000	16,566,000	16,575,000	2,754,000

(エ) 契約相手 株式会社エス・ティ・ティ・データ東海

ウ 契約種別 随意契約 (特定調達)

随意契約とした理由は、前(5)財務システム修正業務 (納付書等のマルチペイメント ネットワーク対応) と同様である。

エ 改修業務と試験業務

財務システムの J a v a S c r i p t 化は、2023年度中のサービス開始を目標に財務システムの改修を行うものであり、2022年度には、全体スケジュールのうちの主としてアプリケーション改修、基盤改修 (システム改修、電子決済連携改修) を実施する予定で締結された契約である。

2023年度には、これに続く動作確認試験や総合運転試験に関する業務の実施 (業務委託) が行われている。

オ 本業務の必要性

財務システムは、システムを構成するプログラム言語に Java を使用していることから Java ソフトをインストールされた端末上でのみ動作が可能となる。現在、同ソフトに年間1524万6000円の有償サポート費が発生している。また、今のままテレワーク端末上で財務システムを使用すると別途追加で相当の負担をする必要がある。よって、財務システムの構成言語を別言語である JavaScript に変更して Java ソフトを利用せずに済む状態にすることで、有償サポート費が発生しないようにする。

カ 納入物の複製や翻案に関する定め
前(4)オと同様の定めを置いている。

(7) 電子収納システム改修業務 (MPN-ASP変更に伴う修正対応) 一式

ア 契約の概要

マルチペイメントネットワーク通信共同利用センター業務サービス提供者の変更に伴い、新たなサービス提供者の共同利用センター接続仕様に対応するため電子収納システムの改修をする契約である。

イ 契約内容

- (ア) 契約種類 業務委託
- (イ) 歳出節 委託料

242

(ウ) 契約金額 1529万円

(エ) 契約相手 株式会社エス・ティ・ティ・データ東海

ウ 契約種別 随意契約2号セ (1者随意契約)

随意契約とした理由は、前(5)財務システム修正業務 (納付書等のマルチペイメント ネットワーク対応) 及び(6)財務システム修正業務 (JavaScript 化) 一式と同様である。

エ 納入物の複製や翻案に関する定め
前(4)オと同様の定めを置いている。

(8) 乗合自動車 (リフト付特別仕様スクールバス)

ア 契約の概要

県立の特別支援学校3校で児童生徒の送迎に使用する重度障害者用リフト付スクールバス3台を購入するための契約である。

イ 契約内容

- (ア) 契約種類 請負契約
- (イ) 歳出節 備品購入費
- (ウ) 契約金額 6737万3830円
- (エ) 契約相手 愛知日野自動車株式会社
- ウ 契約種別 一般競争入札

(9) 特種用途自動車 (雪氷車) 2台

ア 契約の概要

高速道路及び自動車専用道路において使用する雪氷車 (工事、作業のための交通規制及び後尾警戒に使用するための、文字やシンボルパタンの除雪作業等を行う車両) を購入するための契約である。

イ 契約内容

- (ア) 契約種類 請負契約
- (イ) 歳出節 備品購入費
- (ウ) 契約金額 6084万8920円
- (エ) 契約相手 名古屋電機工業株式会社 中部支社
- ウ 契約種別 一般競争入札

(10) 充電器 (充電保管庫) 1600台

ア 契約の概要

G I G A スクール構想により県立高等学校に導入するタブレット端末を効率的に充電し、保管できる充電保管庫を購入するための契約である。

イ 契約内容

- (ア) 契約種類 売買契約

243

ている。財務システムの運用保守（前4(4)）は、2010年度に実施した総合評価一般競争入札により決定した開発業者である株式会社エヌ・ティ・データ東海が、5年間の長期継続契約により一貫して業務を請け負っている。稼働中のシステムの改修等業務と運用保守業務を同時期に別事業者に委託することは、業者間の連携不足による作業ミスを誘発するほか、責任の所在が不明確になるなどリスクやデメリットが大きい。そのため、前4(5)から(7)記載の契約は、財務システム運用保守委託業務と一体で行う必要がある。また、システムの改修等業務と運用保守業務を別事業者に委託することとは、コスト的にも作業的にも非効率的である。よって、これをなし得る者は、システムの開発から運用保守業務までを一貫して請け負っている株式会社エヌ・ティ・データの開発以外に存在し得ないとの理由で、前4の(4)から(7)記載の契約は、いずれも株式会社エヌ・ティ・データ東海に委託している。

- (イ) 歳出節 備品購入費
- (ウ) 契約金額 5772万8000円
- (エ) 契約相手 教育産業株式会社
- ウ 契約種別 一般競争入札
- エ その他
 - 一般競争入札を実施したところ8者が入札した。
 - 当初契約は、同年8月31日までに、目的物である充電器を各学校に納品する約定であった。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響による部品調達の違いから、メーカーでの製造が間に合わない事態が発生したことから、納入期限を同年11月30日へと変更する変更契約を締結した。

(11) 愛知県収入証紙

ア 契約の概要

県が発行する収入証紙（15種、904万5000枚）の製造（印刷）を、独立行政法人国立印刷局に委託する契約である。

イ 契約内容

- (ア) 契約種類 業務委託
- (イ) 歳出節 需用費
- (ウ) 契約金額 2425万4216円
- (エ) 契約相手 独立行政法人国立印刷局
- ウ 契約種別 随意契約2号セ（1者随意契約）
 - 随意契約とした理由は、次のとおり。
 - (ア) 国立印刷局は、創業以来一貫して日本国の紙幣、郵便切手、旅券、印紙、証紙等の製造を担っており、厳格な管理体制のもとで運営されている。
 - (イ) 収入証紙は、愛知県が発行する金券であり、偽造が困難で信頼性が高いものを発行する必要があるところ、国立印刷局は、紙幣等の製造にも利用されている高度な偽造防止技術を有している。
 - (ウ) 証紙製造に係るセキュリティの観点、偽造防止技術導入の観点から、民間事業者で対応することが困難であり、証紙制度を運用する全ての他県が国立印刷局に発注している。

5 監査の結果

- (1) 財務システムについて
 - 財務システムは、企業庁、病院事業庁及び流域下水道事業会計を除く全庁の職員が財務規則に基づき県の財務会計事務を処理するために利用する県の基幹システムの一つである。ユーザ数：約5500、画面数：約670、帳票数：約450、テーブル数：約690という大規模なシステムであり、正確無比で継続的且つ安定した稼働が求められるため、現在システムの運用保守は専門の事業者である契約相手に委託して行っ

外の理由で随意契約により同じ契約相手が連続していた。契約相手が連続する状況については、【図表2-24】を参照。

4 個別契約等について

(1) 愛知県議会議員会館管理業務の委託契約

ア 概要

愛知県議会議員会館（以下「議員会館」という）の管理運営業務の委託である。議員会館は、県が、1952年に、議員会館として使用するために取得したものである。使用可能者及び使用目的は、愛知県議会議員会館管理運営及び使用規程に次とおり定められており、県議会議員、県議会議員の関係者及び県関係者が、宿泊及び集会に使用することができる。利用定員は、宿泊12名、集会40名である。

宿泊については、議事堂から遠方の議員が都度往復する時間の効率化を図るため、また、台風や積雪などの自然災害による交通遮断等の非常時に備えるためなどに利用されている。特に本会議が開催される期間の議員の利用が多い。

集会については、飲食を伴う会合の他、秘匿性の高い打ち合わせや県関係者との研修会など、多目的に利用されている。

第2条 会館は、愛知県議会議員（以下「県議会議員」という。）及びその関係者の宿泊及び集会に使用することを目的とする。ただし、愛知県の関係者（以下「県関係者」という。）に使用させることができる。

イ 契約内容

- (ア) 契約種類 業務委託契約
- (イ) 歳出節 役務費
- (ウ) 契約相手 株式会社建光社
- ウ 契約種別 随意契約2号セ（1者随意契約）
- (ア) 経緯

議員会館取得当初は、県職員が管理運営を行っていたが、1979年に管理業務の一部を契約相手に委託するようになった。1994年度からは、全面的に契約相手に委託するようになった。その後現在まで、随意契約により、契約相手との契約が続いている。

(イ) 随意契約の理由

利用者である議員がその活動に支障を生じることなく、議員会館の利便性を確保するためには、県及び県議会の組織と行事に関する内容、個々の議員の利用実態や施設管理を含めた会館の実情を熟知していることが必要であるとして、契約相手と1者随意契約を締結している。

エ 契約金額

年度	2023	2022	2021	2020	2019	2018
金額	14,348,400	13,936,560	13,936,560	13,936,560	13,809,864	13,683,168

247

第19 議会事務局

1 組織と業務の概要

議会事務局は、二元代表制の一翼を担う愛知県議会の円滑な運営、調査活動及び議会の広報活動に関する業務を行っており、全3課1室から構成されている。そのうち、後記4の契約を担当する組織と業務の概要は、以下のとおりである。

(1) 総務課

総務・人事グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・人事その他庶務に関すること ・議員の資産等の公開及び政務活動費に関すること（閲覧を除く） ・自動車等の運行管理に関すること ・その他他の所管に属さないこと
予算・厚生グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・予算・経理に関すること ・議員の福利厚生に関すること
管理グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・議員会館の管理及び運営に関すること ・議事堂の一般管理に関すること

(2) 調査課

広報・情報グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・議会広報誌の発行及びテレビ広報の実施に関すること ・PRコーナーの調整及びホームページの管理に関すること ・情報公開及び個人情報保護の総合調整に関すること
調査グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・受託調査に関すること ・資料の収集・管理に関すること ・東海北陸7県議会議長会及び東海4県議会議長会に関すること
法務グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・議案・修正案・請願の調査に関すること ・意見書・決議案の調査に関すること ・議員定数・選挙区問題の調査に関すること ・13都道府県議会議長会に関すること
デジタル化推進・図書グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・議会のデジタル化の推進に関すること ・図書の管理・貸出に関すること ・議会史に関すること ・議員資産等報告書及び政務活動費収支報告書の閲覧に関すること ・新聞・雑誌記事の調査に関すること

2 議会事務局の契約の概況

あいち電子調達共同システム（CALS/E C）で公表している契約は該当はなかった。契約状況一覧によると、議会事務局において、2022年度に締結された歳出を伴う契約の総数は、12件であった。契約金額の総額は、約1億3497万円となる。費目別にみると、委託料が10件、役務費が2件であった（【図表2-3】参照）。随意契約は8件（うち6件は企画競争）、一般競争入札は3件、指名競争入札は1件であった。

3 契約相手の拘束

各課の契約金額TOP5等のうち、2022年度を基準として契約相手が続く契約を抽出したところ、議会事務局においては、6件が該当した。このうち、一般競争入札によるものが1件、指名競争入札によるものが1件、企画競争によるものが1件存在した。企画競争によらない随意契約により、同一の契約相手と契約している契約は、3件が該当する。うち1件の契約は、ベンダーロックインの可能性がある契約で、うち2件は、それ以外

246

【図表3-27】2022年度の議員会館利用者数 (人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
宿泊	7	19	30	18	36	35	28	22	27	16	20	38	296
集会	91	52	55	116	32	31	118	192	120	57	43	39	946
打合せ等	16	13	11	20	4	5	20	16	10	18	20	15	168

(2) 愛知県議会広報誌「県議会だより」の制作及び発行業務の委託契約

ア 概要
愛知県議会の広報誌である「県議会だより」の制作及び発行業務の委託契約である。

イ 契約内容

- (ア) 契約種類 業務委託契約
 - (イ) 歳出筋 委託料
 - (ウ) 契約相手 株式会社電通中部支社
 - ウ 契約種別 一般競争入札
- 2018年度以降、契約相手の1者入札が続いており、入札額（税抜金額）は一定である。

一般競争入札を実施するにあたり、予定価格は、新聞社が公表している紙面広告掲載単価と契約相手から聴取した紙面広告掲載単価を比較し、決定されている。なお、2022年度の予定価格は、契約相手から聴取した紙面広告掲載単価で決定されていた。

なお、2022年度までの契約相手は、2023年度においては、入札参加資格が停止されたため、入札手続に参加することはできなかった。かかる状況のもと、一般競争入札を実施したところ、6者の入札があった。1回目の入札では、6者とも予定価格を超過し、再度の入札では、1者のみ予定価格を下回り、落札額は2022年度と同額となった。

エ 契約金額 (円)

年度	2023	2022	2021	2020	2019	2018
金額	45,100,000	45,100,000	45,100,000	45,100,000	44,640,800	44,280,000

オ 業務内容

- 規格 全7段、全10段及び全15段 モノクロ
- 掲載紙 中日新聞、朝日新聞、読売新聞、毎日新聞（各朝刊）の県内発行分
- 発行回数 4回（全7段：2回、全10段：1回、全15段：1回）
- 発行日 4月、8月、11月、1月の別途、指示する日
- 発行目的 幅広い県民層に向けて、県議会の活動をわかりやすく提供することにより、県議会への理解や認識を深める。

オ 業務内容

愛知県議会議員等会館利用者の受付及び案内事務
宿泊利用者の各種消耗品等の管理、提供等
会合利用者の各種消耗品等の管理、提供等
その他会館運用に必要な消耗品等の管理、提供等

会館への通信等の受理と報告

賄い費の適正な支出、保管、管理、報告等

会館利用状況の把握と報告

会館の施設設備品等の保全監視と報告

その他会館利用者への便宜供与

会館及びその周辺の清掃業務（庭園の草刈を含む）

会館の警備業務

会館の管理状況の報告

緊急事態が発生した場合の応急措置及び速やかな関係機関、担当者への連絡

必要物品の購入管理

日報、出納簿等の記帳、報告

カ 委託料について

(ア) 契約金額決定方法
契約相手から見積書を徴取し、その金額が、県の積算基準をもとに作成した予定価格の範囲内であれば、見積書の金額により契約金額を決定する。

2018年度から2022年度までは、税抜価格は1266万9600円であり、変わっていない。

(イ) 支払方法

県は、本業務完了後、契約相手から請求書の提出があった日から30日以内に支払う。

キ 利用状況

2022年度の議員会館利用者数は、【図表3-27】のとおりであり、宿泊296人、会合946人、打合せ等168人である。

2022年度の本会議開催日26日のうち、その前日の宿泊者数は延べ91人、1日平均3.5人の議員が利用しており、稼働率は約30%である。特に議事堂から遠方となる田原市在住議員及び新城市在住議員の連泊利用が多い。本会議開催日前日以外の宿泊利用者は205人であり、年間の宿泊の稼働率は10%に満たない。

集会のうち、会合とは、飲食を伴う集会であり、月平均利用者数は78.8人である。打合せ等とは、打合せや研修会のための利用であり、月平均利用者数は14人である。

掲載単価を比較し、決定されていた。そして、落札価格の税抜価格は、少なくとも2018年度以降は一定である。これらの事情から、本件入札手続においては、少なくとも5年間、入札者、入札価格が同じであり、予定価格は入札者から聴取した価格で決定されていた。

県によると、予定価格は、広告代理店の試算額だけではなく、新聞社が公表している紙面広告掲載単価、過去の取引実績等を勘案し、決定しており、新聞社公表の紙面広告掲載単価をもとに試算した場合、掲載価格は、予定価格より高くなり、県で決定している予定価格は妥当なものである。また、2023年度入札では、6者（2022年度の落札者是不参加）が入札し、落札者が決定されており、1回目入札では6者とも予定価格を超過していた。なお、再度入札の結果、予定価格を下回ったのは落札者1者のみであり、落札額は2022年度の落札額と同額であった。さらに、本入札案件に関する情報については、財務規則及び地方自治法施行令に則り、公報やあいち電子調達共同システムにおいて公示しており、事業者は誰でも本入札案件に係る情報を入力し、入札に参加できる状態であった。また、過去の開札結果についても電子調達共同システムで閲覧できる状態であった。以上のことから本入札案件については、開かれた市場の中で、競争原理が働いた上で実施されており、入札手続は適切に行われている、との認識である。

今後も、2022年度以前の状態に戻らないよう、応札者を増やす取組を継続して進めていただきたい。

発行内容 定例会報告部分と告知情報部分で構成する。
定例会報告部分
代表質問の主な質問・答弁内容を中心に幅広い県民層に分かりやすく解説・紹介する。
告知情報部分
次回の定例会の主な日程や傍聴案内等を提供していく。

カ 委託料について

支払方法は、以下のとおりである。

2022年4月発行分業務完了後	金1713万8000円
2022年8月発行分業務完了後	金811万8000円
2022年11月発行分業務完了後	金1172万6000円
2023年1月発行分業務完了後	金811万8000円

5 監査の結果

(1) 「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当しない【指摘】
愛知県議会議員会館管理業務は、1979年から一部の業務を契約相手に委託するようになり、1994年度からは、全面的に委託するようになった。その後、契約相手との随意契約が続いている。

随意契約を続けている理由は、「県及び県議会の組織と行事に関する内容、個々の議員の利用実態や施設管理を含めた会館の実情を熟知していること」という条件を充たす者は契約相手以外にいないため、とのことであった。

契約相手は、1979年以降、県職員とともに管理業務を担ってきたことからそのような条件を充たすことは事実である。しかし、「県及び県議会の組織と行事に関する内容、個々の議員の利用実態や施設管理を含めた会館の実情を熟知していること」は、契約相手と長期にわたり随意契約を繰り返してきた結果であり、契約相手が有する技術や技能ではない。

本業務内容は議員会館の管理及び運営であって、利用者の受付案内事務、各種消耗品等の管理・提供等、会館への通信等の受理と報告、会館利用者への便宜供与といった業務は、特別な技術や技能が要求されるものではなく、契約相手以外にも可能な業務である。

よって、「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)(第2章第1の7(1)参照)に該当せず、随意契約によることはできない。

(2) 1者入札の状態に戻らないよう応札者を増やす取組を継続して進められたい【意見】
愛知県議会広報誌「県議会だより」の制作及び発行業務の委託契約は一般競争入札によっているものの、2022年度まで契約相手による1者入札が続いていた。また、予定価格は、新聞社が公表している紙面広告掲載単価と契約相手から聴取した紙面広告

第20 選挙管理委員会事務局

1 組織と業務の概要

選挙管理委員会は、地方自治法第181条に基づき設置される行政委員会である。県は、愛知県選挙管理委員会を定め、選挙管理委員会に関する事務を処理するため、選挙管理委員会に事務局を置いている（同規程第4章）。事務分掌は、次のとおりである。

調整	<ul style="list-style-type: none"> ・県選挙管理委員会の人事、予算、経理、その他総務事務に関すること
選挙	<ul style="list-style-type: none"> ・県選挙管理委員会に関すること ・各種選挙の執行に関すること ・市町村の選挙に関する助言・連絡調整等に関すること ・選挙啓発に関すること ・政治団体の設立の届出等及び収支報告に関すること

2 選挙管理委員会事務局の契約の概況

あいち電子調達共同システム（CALS/E C）で公表している契約は認められなかった。

契約状況一覧によると、選挙管理委員会事務局において、2022年度に締結された歳出を伴う契約の総数は、18件であった。契約金額の総額は、2億7117万3159円となる。費目別にみると、委託料が12件と全体の約6割を占め、次いで需用費（3件）、役務費（3件）となっている（【図表2-3】参照）。随意契約の割合は、18件全件。このうち、企画競争に該当する契約は9件である。

第21 人事委員会事務局

1 組織と業務の概要

(1) 人事委員会

県は、地方公務員法第7条、愛知県人事委員会設置に関する条例により、人事委員会を設置している。人事委員会は、知事や教育委員会などの各任命権者から独立して、地方公共団体職員の任免や給与制度といった人事管理が適正に行われるよう設置された合議制の行政機関である。人事委員会は3人の委員をもって構成されており、その委員は、地方公務員法第9条の2第2項に基づき、県議会の同意を得て知事が選任している。

(2) 人事委員会事務局

人事委員会にはその事務を補助するために人事委員会事務局が設置されている。人事委員会事務局は、「職員課」と「審査課」の2課によって構成されている。

ア 職員課

総務・任用グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・庶務一般に関すること ・委員会の会議及び議事に関すること ・事務局職員の人事に関すること ・事務局の予算経理に関すること ・公印の管守に関すること ・競争試験に関すること ・採用選考に関すること ・昇任選考に関すること ・分限、懲戒の手続及び服務に関すること
-----------	--

イ 審査課

給与グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・職員及び民間従業員の給与に関する調査、研究に関すること ・職員の給与に関する報告及び勧告に関すること ・給与の基準に関すること ・給与に関する承認及び協議に関すること ・退職管理に関すること
公平グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務条件に関する措置の要求の審査に関すること ・不利益処分に関する審査請求の審査に関すること ・苦情処理に関すること ・勤務時間等勤務条件に関すること ・労働基準監督機関の職権行使に関すること ・公平委員会の受託事務に関すること

2 人事委員会事務局の契約の概況

あいち電子調達共同システム（CALS/E C）で公表している契約は該当がなかった。契約状況一覧によると、人事委員会事務局の契約金額の合計は835万8864円、契約件数は合計2件である（【図表2-3】参照）。

3 契約相手の拘束

各課の契約金額TOP5等のうち、2022年度を基準として契約相手が続く契約を抽出したところ、人事委員会においては、2件が該当した。いずれも企画競争によらない随意契約であり、ベンダーロックイン以外の理由による。契約相手が連続する状況は、【図表2-25】を参照。

第2章 教育委員会事務局

1 組織と業務の概要

教育委員会は、地方自治法第180条の8、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第2条に基づいて設置される委員会である。県では、管理部及び教育部に全10課1室を設け、学校教育の充実や生涯学習の振興などに関する業務を行っている。そのうち、後記4の契約を担当する組織と業務の概要は、以下のとおりである。

(1) 福利課の事務分掌

Table with 2 columns: Group Name (e.g., 共済経理グループ, 資格・給付グループ) and Tasks (e.g., 公立学校共済組合の事業計画及び予算に関すること, 公立学校共済組合の短期給付に関すること).

(2) 高等学校教育課の事務分掌

Table with 2 columns: Group Name (e.g., 振興グループ, 奨学グループ) and Tasks (e.g., 産業教育振興法に基づく高等学校の設備に関すること, 奨学金の貸与に関すること).

Table with 2 columns: Group Name (e.g., 職業指導グループ, 高校改革) and Tasks (e.g., 高等学校の教科用図書その他の教材の取扱いに関すること, 産業教育審議会に関すること).

(3) 保健体育課の事務分掌

Table with 2 columns: Group Name (e.g., 振興・保健グループ, 学校体育グループ) and Tasks (e.g., 学校保健に関すること, 保健体育(教科としての体育及び保健体育をいう)に係る教育課程、学習指導及び児童生徒の体育指導に関すること).

2 教育委員会事務局の契約の概況

あいち電子調達共同システム(CALS/E C)で公表している契約の状況は、【図表2-4】のとおりであった。

また、契約状況一覧によると、教育委員会事務局において、2022年度に締結された歳出を伴う契約の総数は、204件であった。契約金額の総額は、約181億3536万4555円となる。費目別にみると、委託料が100件と全体の半数近くを占め、次いで需用費(35件)、使用料及び賃借料(34件)、役務費(28件)、工事請負費(11件)となっている(【図表2-3】参照)。もともと、工事請負費は、比較的金額の大きい契約が目立つ。随意契約の割合は、86件と全体の約4割を占めている。このうち、企画競争に該当する契約は、24件である。

3 契約相手の拘束

各課の契約金額TOP5等のうち、2022年度を基準として契約相手が続く契約を抽出したところ、教育委員会局においては、18件が該当した。このうち、一般競争入札又は指名競争入札の結果として、同一の契約相手と契約を締結している事例が8件あり、企画競争の結果として同一の契約相手と契約を締結している事例は、3件存在した。企画競争によらない随意契約により、同一の契約相手と契約している契約は、7件が該当する。なお、年度によって、契約種別が異なるものについては、2022年度を基準としている。うち4件の契約は、ベンダーロックインの可能性のある契約で、うち3件は、それ以外の理由で随意契約により同じ契約相手が連続していた。

契約相手が連続する状況については、【図表2-2-6】を参照。

4 個別契約等について

(1) 令和4年度愛知県立学校児童生徒及び教職員定期健康診断業務委託一式（福利課）

ア 概要

学校保健安全法第13条及び第15条、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の2、労働安全衛生法第66条、じん肺法第8条の規定に基づき健康診断を実施し、県立学校の児童生徒及び教職員の疾病の予防、早期発見及び健康の増進を図るものである。

イ 契約内容

- (ア) 契約種類 業務委託契約
- (イ) 歳出節 委託料等（予算執行書（2022年2月9日付））
- (ウ) 契約相手 東三南地区及び特別支援・東三地区 (A)
- ウ 契約種別 一般競争入札（全県立学校を24地区に分けて、それぞれ入札を実施）
- エ 契約金額

東三南地区 1183万4490円（税抜き）
 特別支援・東三地区 292万3525円（税抜き）

オ 契約者選定の経緯について

(ア) 第1回目、2月18日開札。
 第2回目、2月21日開札。
 (イ) 第3回目、2月22日東三南地区及び特別支援・東三地区は予定価格超過。不調となった2地区について、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号により、随意契約の申し入れを行ったが、入札した東三南地区、特別支援・東三地区とも予定価格の範囲内では了解を得られず、再度市場調査を実施することとした。

(ウ) 市場調査に関する県の説明

- ① 市場調査を実施しており、2022年度地区別検査項目ごとの見込件数及び金額から改めて入札予定価格を算定している。
- ② 調査対象者 東三南地区につき(A)、特別支援・東三地区につき(B)
- ③ いずれも結核に関して、児童生徒についてのX線（高次間接）、X線（特支間接）、X線（移動式）、精密（X線直接）、精密（喀痰）、児童生徒・教職員についての事後（X線直接）、事後（喀痰）、教職員についてのX線（直接）の単価の調査、結核以外に関して、児童生徒についての心電図、尿（1次）、尿（2次）、脊柱側わん、教職員についての心電図、血圧、貧血・肝機能、腹囲、尿、聴力、溶接ヒューム特殊健診、じん肺健診の単価調査がなされ、「(理由) 再度該地区の市場調査を行ったところ、価格上昇が確認された」とされている。
- ④ 見積書は敬取していない。

(エ) 再度入札予定価格の算定経緯

東三南地区及び特別支援・東三地区において入札不調となったため、再度の入札（一般競争入札）を実施することとした。「令和4年度の入札予定価格（税抜き）決定の考え方」によれば、「当初入札及び不調随意契約の落札価格を含め、当初予定価格総額の範囲内で設定。落札の価格の入札地区の予定価格に充当し、予定価格を当初入札から増額して設定」することとされた。

それまでに、2地区の予定価格総額が1億8709万8840円、入札額が1億8317万7675円、差額が392万1165円、落札率97.9%。当初入札予定価格総額が2億0077万7090円、落札済み額1億8317万7675円、再度入札予定価格合計の上限が1759万9415円との計算を踏まえ、再度入札予定価格を算出した。

(オ) 再入札実施、3月3日(A)が落札。

カ 担当者間のやりとり

(ア) 2022年4月6日午後5時30分の(A)担当者から県担当者宛てのメール
 「ところで、来年度の東三南地区の検診料金についてですが」からはじまるメールが受信された。

(イ) 2022年8月8日午後2時03分の県担当者から(A)担当者あてのメール
 「返事をしないのも如何なものかと思えますので、返信します。」からはじまるメールが発信された。

(2) 新型コロナウイルス感染症抗原定性検査簡易キット（保健体育課）

ア 概要

抗原定性検査簡易キット15万10人分を購入するものである。なお、抗原定性検査簡易キットは、厚生労働省に新型コロナウイルス感染症の体外診断用医薬品として承認を受けた、有効期間が21か月以上かつ国内製のものとする。

イ 契約内容

- (ア) 契約種類 売買契約
- (イ) 歳出節 需用費
- (ウ) 契約相手 山王医療サービス株式会社
- ウ 契約種別 随意契約5号（緊急の必要により競争入札に付することができない）
- エ 契約金額

- ① 新型コロナウイルス感染症抗原定性検査簡易キット 5万1990個 5432万9550円
- ② 同キット 6万0960個 6370万3200円
- ③ 同キット 3万7060個 3872万7700円

オ 契約者選定の経緯

契約締結日、内容等は、以下のとおりであった。

【図表3-28】新型コロナウイルス抗原定性検査簡易キットの購入数内訳 (個)

区分	区			分		
	4月20日	5月11日	5月13日	4月20日	5月11日	5月13日
児童・生徒・児童分	第1学年(100人未満除く)					
	同(100人未満)		690			
	第2学年	36,715				
特別支援学校	第3学年		39,920			
	幼稚部、小学部、中学部			3,220		
	高等部	2,796				
教職員分	高等学校	9,195				
	特別支援学校	3,284				
学校手所持分	高等学校			14,900		
	特別支援学校			2,230		
合計	51,990		60,960			37,060

(3) 学校給食用残牛乳処分業務(第1地区)51回(予定)及び学校給食用残牛乳処分業務(第2地区)51回(予定)(保健体育課)

ア 概要

県立特別支援学校の学校給食で発生した飲み残した牛乳について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条4項の廃棄に該当し、産業廃棄物として処分をする。

イ 契約内容

- (ア) 契約種類 業務委託契約
- (イ) 歳出節 役務費
- (ウ) 契約相手 第1地区 株式会社海部清掃
第2地区 オオブユニティ株式会社
- ウ 契約種別 随意契約5号(緊急の必要により競争入札に付することができない)
- エ 契約金額
第1地区 841万5000円
第2地区 782万5950円

オ 契約者選定の経緯について

- (ア) 2022年2月28日 予算執行書 一般競争入札
- (イ) 2022年3月9日 入札公告 単価契約
- (ウ) 2022年3月17日 入札参加資格の確認
- (エ) 2022年3月24日 一般競争入札 開札
- (オ) 「学校給食用残牛乳処分業務(第1、第2地区)に係る契約について」
2022年3月24日付け「学校給食用残牛乳処分業務(第1、第2地区)に係る契約について」には、以下の記載がある。

令和4年3月9日付けで公告した学校給食用残牛乳処分業務(第1、第2地区)に関する一般競争入札について、同年3月24日に開札したところ、予算執行予定額を大きく下回る金額での入札がなされていた。応札者に関きとりを行ったところ、応札のあった2業者とも、収集運搬の予定数量を地区あたりではなく、1回あたりの認識で入札したとのことであり、当該

(ア) 新型コロナウイルス感染症抗原定性検査簡易キット5万1990個

- 契約締結日 2022年4月20日
- 納入期限 4月28日
- 納品 4月27日、28日
- 納入先 県立学校178校
- 支出命令等
2567万9550円・・・支出負担行為6/9 支出命令6/9
支払日 6/10
- 2865万0000円・・・支出負担行為4/20 支出命令6/15
支払日 6/16 供託

6月1日付仮差押決定

仮差押債権目録1

愛知県教育委員会保健体育課分 金2865万円

愛知県保健医療局健康医務部医療計画課分 金2865万円

(イ) 新型コロナウイルス感染症抗原定性検査簡易キット6万0960個

- 契約締結日 2022年5月11日
- 納入期限 5月20日
- 納品 5月19日、20日
- 納入先 県立学校178校
- (ウ) 新型コロナウイルス感染症抗原定性検査簡易キット3万7060個
- 契約締結日 2022年5月13日
- 納入期限 5月31日
- 納品 5月27日
- 納入先 県立学校136校

(エ) 上記(ア)から(ウ)の契約は、地方自治法施行令第167条の2第1条第5号(緊急の必要により競争入札に付することができないとき)として、全て同一の契約相手と随意契約されている。

随意契約審査調査には、厚生労働省に新型コロナウイルス感染症の体外診断用医薬品として承認を受けた、有効期間が21か月以上かつ国内製の抗原定性検査簡易キット(別紙)の販売代理店のうち、県への納入実績がある3社に本件への対応の可否について照会した結果、対応可と回答があったのは契約相手のみであったため、1者見直しとする(財務規則運用通知第164条の2関係(2)ウ「他に競争しうる業者がないとき。」に該当)と記載されている。

カ 新型コロナウイルス抗原定性検査簡易キットの購入数内訳

購入数の内訳を一覧にすると、【図表3-28】のとおりである。

入札による契約締結は難しいとのことであったことから、当該入札を有効な入札者なしによる不調としてよろしいか。

なお、今回の承認の原因は、当方が公開した入札説明書において予定数量を地区数ではなく日数とされていること、契約書案の単価欄を「円/地区」ではなく「円/回」としているなど、業者の承認を招く表現になっていたことによるものである（略）

また、本件は業務の内容上、早期に契約を締結する必要がある、一般競争入札を行う暇がなく、指名競争入札について、実施のために必要な事務や審査会の開催に必要な日数を確保することが困難である。つきましては、当該契約は随意契約による（略）

- (カ) 2022年3月24日 予算執行書（再）不調となったことから、随意契約とするため。
- (キ) 2022年3月25日 随意契約審査調査書には、以下の記載がある。

当該契約については、令和4年3月9日付け公告により一般競争入札を実施したが、同年3月24日に改札を行ったところ、愛知電子調達共同システムにおける予定業務量の設定に誤りがあり、応募業者に聞き取りをしたところ、入札金額に錯誤が生じていたため、当該入札を不調とした。

本来であれば改めて一般競争入札、もしくは新たに指名競争入札を行うべきところではあるが、令和4年度の給食開始日が令和4年4月8日であることから、同年4月1日には契約を締結し、契約業者及び学校と回収日や回収場所等の調整を行う必要があり、入札を実施する時間的余裕がない、仮に契約締結が遅れた場合、飲み残り牛乳を学校で大量に保管しなければならぬことになり、腐敗による悪臭の発生等、学校環境衛生を保持するための多大な支障が生じることとなる。

以上のことから、当該案件は、「緊急の必要により競争入札に付することができないうとき。」に該当するため、不調となった一般競争入札において入札の意思表示のあった2者から見積書を徴収し、見積もり競争を実施することにより事業者を決定することとした。

- (ク) 2022年3月28日見積書
 - A社 第1地区 単価12万円 決定 第2地区 単価12万7200円
 - B社 第1地区 単価12万5000円 第2地区 単価12万円 決定
- (ケ) 2022年4月1日 契約締結
- カ 案件情報詳細のウエブページの記載
「処分費については、1缶あたりの単価を入力してください。」と記載。
- キ ヒアリング結果
上記ウエブページの記載は前年度には記載がなく、本件の2022年度会計年度から記載した。

- (4) 愛知県公立高等学校入学者選抜に係るWeb出願システムの構築に関する業務一式
- ア 概要
県の公立高校への出願手続をオンライン上で処理するための新たなシステムとしてWeb出願システムを開発するもの。
- イ 契約内容
 - (ア) 契約種類 業務委託契約
 - (イ) 歳出節 委託料並びに使用料及び賃借料
 - (ウ) 契約相手 富士通Japan株式会社東海支社
 - ウ 契約種別 一般競争入札（総合評価方式）（特定調達）

- エ 契約金額 1億1759万円
- オ 予定価格事前公表
県公立高等学校入学者選抜に係るWeb出願システムの構築に関する業務の調達に当たって、2022年度におけるシステム開発業務及び開発期のクラウドサービス提供業務に係る予定価格（イニシャルコスト：1億2502万6000円）並びに予定価格に2023年4月1日から2028年5月31日までの運用保守業務及び運用期のクラウドサービス提供業務に係る金額（ランニングコスト：3億3209万円）を加えた提案上限価格（トータルコスト：4億5711万6000円）の事前公表を行う。

- カ 契約者選定の経緯について
 - (ア) 1回目の一般競争入札（総合評価方式）
2022年5月24日 A社 契約金額 5784万2400円で落札。
 - (イ) 2022年6月24日付愛知県教育委員会高等学校教育課「Web出願システム構築業務の契約の取消し及び再度広告入札に至る経緯」

県が、愛知県公立高等学校入学者選抜に係るWeb出願システムの構築に関する業務（以下「本件業務」という）を調達するため、令和4年4月1日に公告し実施した総合評価一般競争入札の結果、同年5月24日、総合評価点が最上位となったA社を落札業者として決定した。A社との間で締結した本件業務の履行を目的とする委託契約（以下「本件契約」という。）について、上記入札時にA社から提出された愛知県公立高等学校入学者選抜に係るWeb出願システムの構築に関する業務提案書（以下「提案書」という。）の内容が、本県が上記入札公告の内容として提示していた（愛知県公立高等学校入学者選抜に係るWeb出願システムの構築に関する業務調達仕様書（以下「調達仕様書」という。）の要件を満たしていないことが、同年6月に判明したため、本件契約を錯誤により取り消すこととした。

一方、本件業務を再度調達する必要があるため、速やかに再度公告を行い、入札を実施する必要がある。

- (ウ) 2022年6月24日付「愛知県公立高等学校入学者選抜に係るWeb出願システムの構築に関する業務委託契約の意思表示の取消しについて（通知）」を発送し、錯誤により契約の取消しを行った（民法第95条第1項第2号参照）。

- (エ) 再度公告入札
2022年8月1日 B社が落札。

5 監査の結果

- (1) 予定価格の再設定にあたり市場価格の調査や再設定の経過を記録化されたい【意見】
令和4年度愛知県公立学校児童生徒及び教職員定期健康診断業務委託一式の入札の施行後、県は（A）に東三南地区及び特別支援・東三地区について、（B）に特別支援・東三地区について、それぞれ当初予定価格内での契約の締結を打診したところ、困難との回答を受けているようである。そして、東三南地区につき（A）、特別支援・東三地区につき（A）・（B）それぞれに市場価格の再調査を行った旨説明している。しかしながら、会計事務の手引7頁には、予定価格の意義などについて以下のとおり記載し、「予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について取引の実例価格、需給

の状況、履行の難易、数量の多寡及び履行期限の長短を考慮して定めます」とされており、応札者のみに対する価格調査を行った場合、取引の実例価格や需給の状況等を踏まえた適切な予定価格を設定できるか疑問がある。

この点県によると、当該地区で本健診業務を実施できる業者が限られている状況であることから、応札業者に対して調査を行ったこととであった。また、隣接する地区の業者からは2020年度ないし2021年度に当該地区での健診業務を断られ、あるいは撤退したいとの意向が伝えられた経緯があり価格調査しなかったこととである。しかし、応札業者のみに対する調査で「当該地区の市場価格の調査を行った」とすることには違和感がある。周辺地区の業者を含め市場価格を調査し、調査不能な事情があればそれを記録されたい。

- | |
|---|
| <p>(1) 予定価格の意義
 予定価格は、契約担当者が競争入札を実施する前に落札者を決定する基準とするため、あらかじめ定める入札に付する事項の価格です。
 契約の相手方は予定価格の制限の範囲内で申込みをします。(法234③。落札者の決定方法については10頁参照。)</p> <p>(2) 決定方法
 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡及び履行期限の長短を考慮して定めます。</p> |
|---|

また、24の各地区ごとに予定価格が決定されているところ、既に落札された2地区の入札等の結果生じた入札残を考慮して、残る2地区の予定価格に充当するような結果となっている。

再度公告入札に当たって、合理的な理由に基づき予定価格を変更することは認められるが(会計事務の手引8頁参照)、本来個別契約ごとに予定価格は調査して設定すべきである。この点県としても地区ごとに調査して設定していることとであった。

しかし、既に落札された他地区の予定価格残を考慮することは予定価格残内であれば個別契約の予定価格の再設定が安易になされることも懸念され、予定価格の制限内で落札者を決定するとした趣旨を没却するおそれもあり、そのような疑念を抱かれる可能性もある。そのようなおそれらを払拭するため、予定価格の再設定に至る経過を、市場価格の調査経過とともに、さらに詳細に記録されたい。

(2) 時期によっては入札予定者とのやりとりを控えるべきである【意見】

令和4年度愛知県立学校児童生徒及び教職員定期健康診断業務委託一式の契約締結後、県は、前4(1)カのおとりやりとを控えている。入札者として想定される者の担当者との間で個別に単価に関するやりとりを実施することは、予定価格の事前漏洩にもつながりかねず、一般競争入札の公正性に疑念を生じさせる行為であり、避けなければならぬ。

東三南地区については、2018年度から2022年度まで入札参加者は1者のみで(図表2-26)参照)、上述したおそれより強く懸念される。

この点県の見解は次のとおりである。「2022年4月6日付けの(A)から福利課担当者あてにメールが送信された。これに対して、県担当者は「黙認」と受け取られたいよう単価増の理由に当たらないと反論したもので単価に関するやり取りとは考えていない。返信は、同年8月8日で請求書受領の確認ととともに送られた。8月という時期は入札を行う翌年2月の6か月前で、予定価格を作成する時期としては早すぎず遅くなく、通常、来年度の予算を検討するために業者と次年度事業について単価を含めた経費について情報収集・内容確認を行う時期でもある。このメールは組織的に保有されておらず行政文書には当たらない。この時期の単価を含めた経費についての情報収集・内容確認を予定価格の事前漏洩ということは適切ではないと考える。」

調査したところ、2023年度の予定価格に不審な点は認められなかったが、8月からさらに時間が経過し、次年度予算編成の時期が近づいたときには、このようなやり取りは控えられたい。

(3) 議決要件の潜脱と疑われないため客観的な資料を保存されたい【意見】

上記新型コロナウイルス感染症抗原定性検査簡易キット3契約の契約金額の合計額は1億5676万0450円であり、予定価格の合計額は1億7046万0345円になる。上記の3契約は、買入れの対象となる動産、納入先及び契約相手の業者がまったく同一であり、時期も極めて近接している。

ヒアリングの結果によれば、たまたま業者から納入できる品数が学年数と一致した旨回答しているものの、本監査の意見交換の過程ではじめて契約締結の経過をまとめて提出した。随意契約の締結に至った経緯の中でも詳細な経緯が記載された形跡がない。また、県から提出された経緯についても、これを裏付ける客観的な資料もない。議決要件を回避するために契約を分割し、議決要件を潜脱されたという疑念は払拭できないものである。特に5月11日契約のわずか2日後の13日に、まったく同一の動産について同じ契約相手との間で契約が締結されていることに照らしても、動産の買入れについては、予定価格7000万円以上が議決要件とされているところ、議決要件を回避するために契約を分割し、議決要件を潜脱したとの疑いが拭えなかった。

契約締結手続の中でこれを裏付ける客観的な資料を保存するなどして、これを踏まえて随意契約審査会の審議を受けるべきである。

(4) 入札の説明書は誤解が生じないように作成するべきである【意見】

学校給食用残牛乳処分業務(第1地区)51回(予定)及び学校給食用残牛乳処分業務(第2地区)51回(予定)では、県の入札の説明書が正確性を欠くといった県に起因する事情により、錯誤取消しがなされるとともに、再入札が間に合わないとの理由で随意契約(5号)に至ったが、「緊急の必要により競争入札に付することができないうき」(地方自治法施行令第167条の第2項第5号)との要件は、当然に有効として随意契約が認められるものではないため、契約取消しの原因となった誤解が生じないよう、入札の説明書は適切に作成すべきである。

第23 警察本部

1 組織と業務の概要

都道府県には、都道府県警察が置かれ、都道府県警察は、当該都道府県の区域につき、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他の公共の安全と秩序の維持に当るといふ責務を負う（警察法第38条第1項、第2項、第2条）。

都道府県知事の所轄の下に、都道府県公安委員会が置かれ、都道府県公安委員会は都道府県警察を管理する（警察法第38条第1項、第3項）。道府県警察の本部として道府県警察本部が置かれ、道府県警察本部は、道府県公安委員会の管理の下に、道府県警察の事務を司る（警察法第47条第1項、第2項）。また、道府県警察には道府県警察本部長が置かれ、道府県公安委員会の管理に服し、道府県警察本部の事務を統括し、並びに道府県警察の所属の警察職員を指揮監督する（警察法第48条第1項、第2項）。

都道府県の区域を分ち、各地域を管轄する警察署を置く（警察法第53条第1項）。県においては、愛知県警察が置かれ、県知事の所轄の下に愛知県公安委員会、愛知県警察本部として愛知県警察本部が置かれている。また、地域を管轄する警察署として45警察署が置かれている。

警察本部に関する事務分掌については、愛知県警察の組織等に関する条例及び愛知県警察の組織に関する規則に規定されている。

2 警察本部の契約の概況

(1) 契約の事務を行う者について

警察本部が所管する契約には、警察本部長が事務を行う契約と警察署長等が事務を行う契約がある。

すなわち、地方自治法第153条及び第180条の2は、普通地方公共団体の長の権限に属する事務の一部の委任を認めているところ、県においては、財務規則において、「予算配当額の範囲内において支出負担行為を行う事務」を警察本部長に委任し（財務規則第3条第2項第2号）、かいに属する「予算配当額の範囲内において支出負担行為（知事が別に定めるものを除く。）を行な（マ）う事務」を「当該かいの長に委任」している（財務規則第3条第1項第2号）。

なお、ここでいう「かい」とは、「東三河総局その他の出先機関、学校その他の教育機関、警察署等で知事が指定するもの」をいい（財務規則第2条第4号）、警察本部の業務に関するものとしては、運転免許試験場、東三河運転免許センター、警察署がこれに当たる（財務規則第2条の規程による各かいの指定）。

(2) 警察本部長及び各かいの長が事務を行う契約の数について

あいち電子調達共同システム（CALS/E C）で公表している契約の状況は、【図表2-4】のとおりであった。また、契約状況一覧によると、警察本部（かいの長に委任されたものを含む）において、2022年度に締結された歳出を伴う契約の総数は、

265

(5) 入札者を決定する前に錯誤を発見できるような仕組みを検討すべきである【意見】
民法第95条は、以下のとおり規定しており、錯誤が表意者の重大な過失によるものであった場合には、意思表示の取消しをすることができない場合を定めている。

愛知県公立高等学校入学者選抜に係るWeb出願システムの構築に関する業務一式では、仕様書等の条件を満たさずに応札した業者が基本的な原因があるとはいえず、錯誤取消しも錯誤が表意者である県の重大な過失に基づくものであった場合、意思表示の取消しができない場合も想定される（同条3項）。再度入札業者の選択幅が狭まり、落札金額が増大するおそれもないわけではない。仕様書の内容も可能な限り具体的に簡明なものとするとともに、入札者を決定する前に発見できるような仕組みを検討すべきである。

民法
第95条 意思表示は、次に掲げる錯誤に基づくものであって、その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであるときは、取り消すことができる。
一 意思表示に反対する意思を欠く錯誤
二 表意者が法律行為の基礎とした事情についてのその認識が真実に反する錯誤
2 前項第二号の規定による意思表示の取消しは、その事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていたときに限り、することができる。
3 錯誤が表意者の重大な過失によるものであった場合には、次に掲げる場合を除き、第一項の規定による意思表示の取消しをすることができない。
一 相手方が表意者に錯誤があることを知り、又は重大な過失によって知らなかったとき。
二 相手方が表意者と同一の錯誤に陥っていたとき。
4 第一項の規定による意思表示の取消しは、善意でかつ過失がなく第三者に対抗することができない。

264

474件(うち、かいの長に委任されたものは172件、以下、括弧内はかいの長に委任されたものの件数、金額を記載する。)であった。契約金額の総額は、約113億502万円(17億6888万円)となる。各部署の中では、契約件数及び金額とも最も多い。費目別にみると、需用費が219件(108件)と全体の半数近くを占め、次いで役務費の92件(47件)、委託料の79件(0件)、その他となっている(【図表2-3】参照)。もつとも、工事請負費は、比較的金額の大きい契約が目立つ。随意契約の割合は、161件(60件)と全体の約4割を占めている。このうち、企画競争に該当する契約は、2件(0件)である。

3 契約相手の拘束

契約相手が連続する状況については、【図表2-27】を参照。

4 個別契約等について

(1) 津島警察署庁舎建築工事契約

ア 概要

津島警察署庁舎の建築工事の請負契約である。

イ 契約内容

- (ア) 契約種類 工事請負契約
- (イ) 歳出節 工事請負費
- (ウ) 契約相手 大日本土木・河村特定建設工事共同企業体
- ウ 契約種別 一般競争入札(地方自治法施行令第234条第1項)
- エ 契約金額 17億8200万0000円

オ 予定価格 20億8230万0000円

カ 落札率 85.58%

キ 労働環境の確保措置に関する確認措置について

愛知県公契約条例は、公契約について「県が締結する売買、貸借、請負その他の契約で、県がその目的たる給付に対して対価の支払をすべきもの」と定義した上で(第2条)、「知事等は、規則又は企業管理規程で定める公契約の相手方に対し、当該公契約に係る労働者等の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備が図られていることを確認するため必要な措置を講ずるものとする」として、当該措置に関し「愛知県公契約条例に係る労働環境の確保措置に関する事務取扱要領」(以下、単に「事務取扱要領」という。)を定めている。

そして、事務取扱要領では、特定公契約を締結しようとする本庁各課の長及び各かいの長(以下「契約担当課長等」という。)が当該特定公契約に係る公告その他の公契約の申込みの誘引を行うときは、事務取扱要領第3条第1項各号に掲げる事項を明示する旨規定されるとともに(事務取扱要領第3条第1項)、当該規定による明示をしたときは、契約担当課長等は、「特定公契約に係る申込みの誘引について」(以下

「申込誘引報告」という。)を会計局管理課長に提出するものとされている(同第2項)。
また、特定公契約を締結したときは、「特定公契約の締結について」(以下「契約締結報告」という。)又は契約書の写しを会計局管理課長に提出するものとされている(事務取扱要領第4条第2項)。

津島警察署庁舎建築工事契約は、愛知県公契約条例で定義される公契約に該当することから、事務取扱要領に基づく申込誘引報告及び契約締結報告をしなければならぬが、本契約では、契約締結報告はなされていたが、申込誘引報告はなされていなかった。

(2) Professional Desktop ライセンス契約

ア 概要

マイクロソフト社製のソフトウェアを使用するためのライセンス契約である。

イ 契約内容

- (ア) 契約種類 ライセンス契約
- (イ) 歳出節 使用料及び賃借料
- (ウ) 契約相手 日本電気株式会社東海支社
- ウ 契約種別 随意契約5号(緊急の必要により競争入札に付することができない)
- エ 契約金額 2億9569万6957円

オ 契約締結の経緯について

(ア) 随意契約により契約を締結することとなった経緯
本契約については、例年、一般競争入札に付しており、2022年度の契約について当初は2022年3月2日開札の予定で一般競争入札に付していたところ、予定価格以下による落札者がなく、不調に終わった。県によれば、不調に終わった原因について、2022年3月1日にマイクロソフト社が同製品の値上げを実施したが、予定価格がその値上げを反映していなかったためと考えられていることであった。

この点につき、当初のヒアリングで担当課である情報管理課の担当者から受けの説明によれば、2022年4月1日までに本契約を締結しないとマイクロソフト社製のソフトウェアを使用することができなくなり、業務に大きな影響を及ぼすところ、改めて一般競争入札に付すために必要な40日の公告期間(物品又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第3条)を設けることができなかつたため、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に定める「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」に該当するものとして随意契約によることとした、とのことであった。

そこで外部監査結果報告書初稿において、40日の公告期間の根拠となる物品又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第3条は、ただし書において、「ただ

し、急を要する場合においては、その期間を十日までに短縮するものとする」と規定しており、40日の公告期間を設けることができなかつたところ、自体は、随意契約を許容する根拠とはならないと考えられる旨記載したところ、県より、今回の価格改定（値上げ）が予期せぬものであり、値上げ分の予算を確保出来たのが3月18日であったこと、4月1日に契約を行うためには3月31日までに落札者を決定する必要がある、そのためには3月18日に公告をせねばならず、ただし書による処理は事実上不可能であった旨の説明がなされた。

(イ) 随意契約の方法について

本契約を随意契約で締結するにあたっては、情報管理課において、過去の取引実績や応札実績を踏まえ、本契約の締結が可能と考えられる5者に見積書の提出を依頼し、提出された2者（残る3者は辞退）のうち見積金額の低い方と契約を締結した。

随意契約の具体的な方法について警察本部では取り決めがなく、本件のように一般競争入札に付したことが不調となり随意契約に切り替えたという事例が情報管理課内で過去になかったことから、課内で検討し、合理的と考えられる上記方法を採用したとのことであった。

物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則

(一) 一般競争入札の公告
 第三条 特例政令第六条又は第十条第五項の規定による公告は、財務規則第二百五十条の規定にかかわらず、一般競争入札の入札期日の前日から起算して少なくとも四日前（特例政令第二条第六号に規定する一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る一般競争入札については、当該最初の契約に係る一般競争入札の公告において、当該最初の契約以外の契約に係る一般競争入札の公告を当該入札期日の前日から起算して二十四日前までにを行う旨を明らかにした場合に限り、二十四日前）までに愛知県公報によりするものとする。ただし、急を要する場合においては、その期間を十日までに短縮するものとする。

(3) 瀬戸警察署庁舎建築等設計契約（2023年度の契約）

ア 概要

愛知県瀬戸警察署の庁舎の建設に向け、基本設計及び実施設計業務を業者に委託するものである。

イ 契約内容

- (ア) 契約種類 業務委託契約
- (イ) 歳出節 委託料
- (ウ) 契約相手 株式会社大建設 名古屋事務所（解除後に改めて契約した相手）
 （解除した相手 株式会社安井建築設計事務所 名古屋事務所）
- ウ 契約種別 簡易公募型プロポーザル契約
- エ 契約金額 2億1615万0000円（解除前、解除後契約した金額）

オ 契約者選定の経緯について

本契約においては、簡易公募型プロポーザル契約で総合評価点の最高得点者を特定し、当該事業者と契約を締結するものであるところ、最高得点者を特定する際に評価点の集計を誤り、最高得点者を取り違えて契約を締結したが、その後誤りが判明したため、当初の契約を解除し、改めて最高得点者と契約を締結したという経緯があった。なお、ヒアリングによると、県の認識としては法務相談等を通じて、契約の解除は約款によるものであるとの説明であったが、当初の契約を締結した者と交わした「合意書」には「契約解除することに合意する」という合意解除であるとも取れる記載がなされていた。

評価点の集計の誤りの具体的な内容は以下のとおりである。

本契約の評価については、技術提案書の評価と企画提案書の評価を別々で行い、その評価点を合計して総合評価点を算出するものであるところ、評価に当たって、匿名性を高める（評価者に各提案書を提出した業者名がわからないようにする）ため、各提案書に業者名ではなく「あ」「い」「う」などの記号を割り当てていた。その際に、より匿名性の高いものとするため、それぞれ技術提案書と企画提案書とは異なる記号を割り当てていた（技術提案書と企画提案書でそれぞれランダムに記号を割り当てていた）にも関わらず、集計担当者が同じ記号同士で合計（「あ」の技術提案書の評価点と「あ」の企画提案書の評価点を合計）してしまい、総合評価点の算出に誤りが生じた。

なお、事後のチェックにおいても、上記の様集計を確認するチェック体制が取られておらず、総合評価点の最高得点者が取り違えられたまま契約に至ってしまったという次第である。

当初の契約の解除については、愛知県と当初の契約者との間で交わされた合意書において、「この契約の解除は、発注者による事務手続上の不備が原因であり、受注者の責に帰すべき事由はなく、本件契約約款第37条（発注者の任意解除権）に該当することを発注者、受注者双方が確認した。」という記載がなされ、損害賠償については、別途協議するものとされた。ヒアリングを実施した10月時点では、損害賠償については協議未了であった。この契約解除に関し、県は、上記の記載を理由に約款に基づく解除であるかと説明するが、合意書の前文には「契約解除することに合意する」と合意解除であるかのような記載がなされており、この点の趣旨が不明確であることは、後に指摘するところである。

愛知県建築設計業務等委託契約約款（令和5年4月1日一部改正）

（発注者の任意解除権）

- 第37条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条から第41条までの規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

5 監査の結果

- (1) 津島警察署庁舎建築工事契約に申込誘引報告がなされていなかった【指摘】
津島警察署庁舎建築工事契約について、愛知県公契約条例に係る労働環境の確認措置に関する事務取扱要領第3条第2項に基づく申込誘引報告がなされていなかったのは事務取扱要領に違反する。
- 申込誘引報告がなされなかった理由について尋ねたところ、「当時の事務担当者が事務に不慣れであったことから、申込誘引報告の提出を失念し、契約締結報告のみを会計局管理課長に提出した」との回答があった。
- 契約を締結する際に必要となる事務は、契約の種類によって異なり、またその根拠となる法令も様々であることから、失念や抜け落ちることが発生しやすい状況にあると考えられる。ヒアリングによると、施設課では、独自にスケジュール表のようなものを作成していたようではあるが、そのスケジュール表も必要な事務がフォーマットとして記載されているようなものではなく、失念や抜け落ち防止にはつながりにくいものであった。したがって、契約の種類等により、必要な事務が一通りできるチェックリストを作るなどの対策をすべきである。
- (2) 瀬戸警察署庁舎建築等設計契約の簡易公募型プロポーザル契約の誤り等【指摘】
技術提案書の評価と企画提案書の評価を別々で行い、その評価点を合計して総合評価点を算出する際に、同じ符号が付された異なる申込者の点数を合算した結果、本来最高得点ではない者を契約相手として、2023年8月28日付け契約した。その後の再確認で企画提案の内容に関する食い違いがあることから契約相手を取り違えていたことに気づき、契約を解除したものの、損害賠償については今後協議する必要がある。
- 契約相手を取り違える行為は重大な過失であるといわざるを得ない。
- 果は、取り違えた相手方との間で、契約を解除する旨の2023年10月11日付け合意書を締結した。そこには、「この契約の解除は、発注者による事務手続上の不備が原因であり、受注者の責に帰すべき事由はなく、本件契約約款第37条（発注者の任意解除権）に該当することを発注者、受注者双方が確認した。受注者に対する損害賠償額については、別途協議するものとする」と記載されている。しかし、同約款の条項は、民法第641条（注文者による契約の解除）にルーツをもつ発注者の一方的な解除権に関する規定であり、解除することを双方が合意する本件合意書とは性質を異にするため「約款第37条（発注者の任意解除権）に該当することを発注者、受注者双方が確認した」とする趣旨が曖昧である。同約款第37条の解除権を行使した場合であれば、果は当然に損害賠償義務を負担することになるのに対して、解約することを双方が合意した場合は、発注者の損害賠償義務の根拠も失われ、損害賠償の根拠や賠償額を巡って別途協議することが必要となり新たな紛争を招きかねない。

果としては、本件解除は同約款第37条第1項に基づき一方的に解除をするか、合意に基づき解除する場合には、少なくとも同約款同条第2項と同等の損害賠償に関する事項を合意するべきであった。

評価点の集計の誤りについては、契約者の選定手続において、ダブルチェック、クロスチェック等のチェック体制やルールが明確に定められ、それにしたがって確認がなされていたれば容易に避けることができたと考えられる。以後、同様の誤りが生じないよう、早急にチェック体制やルールを明確に定めることが望ましい。

第24 企業庁

1 組織と業務の概要

果は、愛知県公営企業の設置等に関する条例により、水道事業、工業用水道事業及び用地造成事業の3つの公営企業を設置し、その管理者である企業庁長の権限に属する事務を処理させるため、企業庁を置いている。同条例に定められた経営の基本の1つは、「公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。」である。契約を締結する権限は管理者である企業庁長にあるが（地方公営企業法第9条第8号）、企業庁長は、一定の事項を除き、出先機関の長や臨時又は特別な事務の処理のために設置される組織の長に委任することができる（愛知県企業庁事務委任規程第2条）。

企業庁の組織については、愛知県企業庁組織規程において定められている。企業庁の機関には本庁と出先機関があり、本庁には管理部、水道部及び企業立地部が置かれている。出先機関には、愛知県愛知用水水道事務所、愛知県尾張水道事務所、愛知県西三河水道事務所、愛知県東三河水道事務所、愛知県用地造成事務所、愛知県水質試験所がある。そのうち、後記4の各契約を担当する組織と業務の概要は、以下のとおりである。

(1) 管理部総務課の事務分掌

総務・広報・企画グループ	<ul style="list-style-type: none"> 庁の一般庶務及び秘書用務に関する事 職員の特典厚生に関する事 庁全般に関連する事項の調整に関する事 広報広聴事務の総括に関する事 文書、公印、法規及び訴訟事務等に関する事 出先機関に関する事 その他他の部、課及びグループに属しないこと
人事グループ	<ul style="list-style-type: none"> 職員の任免、懲戒その他の身分取扱いに関する事 職員の給与及び勤務時間その他の勤務条件に関する事 組織及び職務権限に関する事 職員の研修に関する事
契約グループ	<ul style="list-style-type: none"> 工事請負等の契約に関する事 指名審査会等に関する事 技術の調査研究及び調整に関する事 設計書の作成に係る単価、歩掛等の基準に関する事 工事の検査に関する事 工事積算システムに関する事

(2) 管理部経営管理課の事務分掌

経営管理・予算グループ	<ul style="list-style-type: none"> 経営に係る調査研究に関する事 経営計画の総合調整に関する事 事業経営に係る進捗管理に関する事 その他経営に関する事 予算の原案及び説明書に関する事 予算の配当及び配分に関する事 予算の流用及び予備費の使用に関する事 起債計画に関する事 その他他のグループに属しないこと
出納・資金管	<ul style="list-style-type: none"> 現金、有価証券等の出納保管に関する事

理グループ	<ul style="list-style-type: none"> 決算の調整に関する事 計理状況の報告に関する事 例月出納検査に関する事 出納取扱金融機関に関する事 収支証拠書類の審査及び保管に関する事 資金計画の作成及び資金運用に関する事 企業庫の発行及び元利金の償還に関する事 一般会計繰出金に関する事
管財・電算グループ	<ul style="list-style-type: none"> 資産の取得、管理及び処分に関する事 固定資産の取得（工事請負その他の契約による取得及び用地の取得を除く）及び処分並びに物品の管理及び処分に関する事 行政財産使用許可事務の指導調整に関する事 建設仮勘定の精算に関する事 財務システムに関する事

(3) 水道部水道事業課の事務分掌

業務・送水グループ	<ul style="list-style-type: none"> 予算の実施計画に関する事 水道の供給に係る調査及び調整に関する事 水道の給水承認に関する事 水道の送水及び給水に関する事 水道の送水施設の維持管理に関する事 節水に関する事 その他、他のグループに属しないこと
浄水・水質グループ	<ul style="list-style-type: none"> 水道の取水、導水及び浄水に関する事 水道の取水施設、導水施設及び浄水施設の維持管理に関する事 PTI等に関する事 電気機械設備に関する事 水質管理に関する事 無線に関する事
水道整備グループ	<ul style="list-style-type: none"> 水道事業の実施計画に関する事 水道事業の補助金申請に関する事 水道の取水施設、導水施設、浄水施設及び送水施設の建設及び改良に関する事 水道事業に係る地震防災対策に関する事
工水維持グループ	<ul style="list-style-type: none"> 工業用水道の供給に係る調査及び調整に関する事 工業用水道使用者との渉外及び工業用水道の需要開拓に関する事 工業用水道の給水承認に関する事 工業用水道の取水、導水、浄水、配水及び給水に関する事 工業用水道の取水施設、導水施設、浄水施設及び配水施設の維持管理に関する事 節水に関する事
工水整備グループ	<ul style="list-style-type: none"> 工業用水道事業の実施計画に関する事 工業用水道事業の補助金申請に関する事 工業用水道の取水施設、導水施設、浄水施設及び配水施設の建設及び改良に関する事

(4) 企業立地部工務調整課の事務分掌

用地・宅造資産グループ	<ul style="list-style-type: none"> 予算の実施計画に関する事 用地の取得及び引付帯事務に関する事 漁業補償及び引付帯事務に関する事 宅地造成資産の管理に関する事 公共用地の処分にに関する事
-------------	--

学識委員（独立行政法人水資源機構中部支社職員、公益財団法人愛知県都市整備協会職員及び公益財団法人愛知水と緑の公社職員）、行政委員（総務課長、水道事業課長及び工務調整課長）により組織される（愛知県企業庁総合評価審査委員会設置要領第2条）。学識委員について、国土交通省作成の「地方公共団体向け 総合評価実施マニュアル【改訂版】（2008年3月）では、次のとおり説明されている。

学識経験者の範囲はどのようになっていますか。
 ・当該市区町村において価格と品質が総合的に最も優れた調達を実現する観点から中立的な立場に立って判断することができている者を幅広く指します。
 （学識経験者の一例）
 ・大学・工業高等専門学校等の教職員
 ・国土交通省の職員（事務所の副所長等）
 ・都道府県、他の市区町村の土木部局の職員
 ・「公共工事の発注者責任協議会」により認定された支援技術者（1種）の資格取得者
 ・試験研究機関の研究者

また、公共工事の品質確保の促進に関する法律第9条に基づき定められた「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について」（2005年8月26日閣議決定）には、次のとおり示されている。

4 中立的かつ公正な審査・評価の確保に関する事項
 （略）
 また、地方公共団体においては、総合評価方式を行うおとすととき、総合評価方式により落札者を決定しようとするとき、又は落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ2人以上の学識経験者の意見を聴くこととされているが、この場合、各発注者ごとに、又は各発注者が連携し、都道府県等の単位で学識経験者の意見を聴く場を設ける、既存の審査の場に学識経験者を加える、個別に学識経験者の意見を聴くなど運用面の工夫も可能である。なお、学識経験者には、意見を聴く発注者とは別の公共工事の発注者の立場での実務経験を有している者等も含まれる。

これらによれば、地方自治法施行令第167条の10の2第4項、同第5項)にいう学識経験者については、学問的業績を有する者に限定されるのではなく、実務経験を有する者も含む解釈がなされている。

企業庁においては、次の理由から、各学識委員が選定されている。

団体	理由
(独) 水資源機構	国または国に準ずる機関から、公共事業工事の高度な知見を有する者として選定
(公財) 愛知県都市整備協会	県又は県に準ずる機関から、土木行政全般に精通した者として選定
(公財) 愛知水と緑の公社	水道事業及び企業立地関連事業を実施する機関から、水道事業に精通し水道工事への助言及び企業立地事業に精通し企業立地工事への助言ができる者として選定

3 契約相手の拘束

企業庁において2022年度に締結された契約のうち、2018年度から2023年度までの間、同一の契約相手との契約締結が続いたものの例を挙げると、2件がある。い

企画調整グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・その他の他のグループに属しないこと ・用地造成事業の基本構想に係る調査研究に関すること ・用地の造成事業計画に関すること
工務第一グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・用地の造成事業計画の技術に関すること ・用地の造成工事の計画、調査、設計及び施行に関すること
工務第二グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・中部臨空都市の造成工事の計画、調査、設計及び施行に関すること ・公有水面埋立免許に関すること
工務第三グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・環境影響評価及び環境保全対策に関すること

2 企業庁の契約の概況

(1) 企業庁（本庁及び出先機関）においては、2022年度、建設工事350件（事後審査型一般競争入札112件、指名競争入札47件、随意契約191件）、設計・測量・コンサル等業務120件（指名競争入札111件、随意契約9件）の入札等が実施された。最も高額なものは、第2北部幹線第5工区配水管布設工事（落札決定金額16億9500万円（税抜））である。このうち、あいち電子調達共同システム（CALS/E C）掲載の概要は、【図表2-4】のとおりである。

また、物品調達29件（一般競争入札2件、事後審査型一般競争入札27件）、役務調達49件（事後審査型一般競争入札49件）の入札、419件の公開見積競争（オープンカウンタ）が実施された。

(2) 企業庁は、「愛知県企業庁総合評価方式競争入札試行要領」や「愛知県企業庁における総合評価落札方式の運用ガイドライン」を策定し、設計金額が5000万円以上の工事を中心に総合評価落札方式を試行している。具体的な試行対象の選択については、内規によって、「試行対象は、一般競争入札に該当する建設工事のうち、管製作接合工事（一部抽出工事以外）、電食防止工事及び不断水工事を除く、原則設計金額5千万円以上の工事」として、工種による判断基準が設けられている。対象外とされている工種については、受注可能な企業が少数で、技術評価点に差がつかないもので対象外とされている。

また、上記試行要領は、第1条（趣旨）には建設工事を対象とするとあるが、第2条（対象工事）に「また、企業庁長が必要と認めるときは建設工事以外であっても、対象とすることができる。」とも付記されており、契約の種類を問わず、適用するものとなっている。

建設工事以外の上記試行要領対象業務実績は、次のとおりである。

年度	2011	2012	2013	2014	2015	2018	2023
件数	1	3	3	1	3	3	1

落札者決定基準（地方自治法施行令第167の10の2第5項）は、愛知県企業庁総合評価審査委員会における審査を経て、愛知県企業庁指名審査会又は各出先機関の指名審査会において決定される。愛知県企業庁総合評価審査委員会は、委員長（技術監）、

いずれも企画競争によらない随意契約によるものであり、ベンダーロークイン以外の理由で同じ契約相手が連続していた。

契約相手が連続している状況については、【図表2-28】を参照。

4 個別契約等について

本監査の監査対象は、歳出節が前記第二章、第1、1(3)アに抜粋した節の契約であるが、企業庁では、愛知県企業庁財務規程（以下本項において単に「財務規程」という）により勘定科目が別に定められている。そこで、企業庁については、企業庁より前記第二章、第1、1(3)アに抜粋した歳出節に相当するものとして回答された契約を対象とした。歳出の節が前記第二章、第1、1(3)アに抜粋した節に相当する契約のうち各事業会計において契約金額が最も高いもの及び企業庁本庁の契約のうち契約金額が高いもの5つを照会したところ、9つの契約が該当した。以下では、前記3記載の連続する契約2つと合わせて11の契約（重複1あり）から一部を説明する。

また、企業庁については、随意契約について定める地方自治法施行令第167条の2と同様の規律が地方公営企業法施行令第21条の14にある。これら2つの条文は同様の内容を定めるものであるから、前記第2章、第1、3と同様に「随意契約〇号」又は「企画競争2号」の略称を用いるが、特に付記しない限り、地方公営企業法施行令第21条の14に定めるものを指す趣旨である。随意契約2号の例示については、随意契約による場合の留意事項について（企業庁長通知令和3年4月1日一部改正）により、次のとおりとする。

- ア 不動産の買入れ若しくは、交換又は、借入れをするとき。
- イ 果が必要とする物品の製造・修理・加工又は納入に使用させるため必要な物品を売却するとき。
- ウ 県の行為を秘密にする必要があるとき。
- エ 国又は、他の地方公共団体と直務契約をするとき。
- オ 試験のための工作及び製造をさせ又は、物件の買入れをするとき。
- カ 産業、学術又は、技芸の保護奨励のため、これに必要な物件の買入れをするとき。
- キ 土地、建物又は、林野若しくは、その産物を特別の縁故がある者に売却し又は、貸付けるとき。
- ク 被災者又は、その救護を行う者に災害の救助に必要な物件を売却するとき。
- ケ 公債、証券、債券又は、株券の買入れ又は、売払いをするとき。
- コ 公共用、公用又は、公益事業の用に供するため必要な物件を直接公共団体又は、事業者若しくは、貸付けるとき。
- サ 事業経営上の特別の必要に基づき、物品の買入れ若しくは製造をさせ又は、土地及び建物を借入れるとき。
- シ 契約の相手方をその技術、技能により選択する必要があるとき。
- ス 当庁の調達予定数量も含めて他の部局で単価が決定された場合において、その相手方と単価契約を締結するとき。

(1) PCモニター始め2件（尾張地区）

ア 概要

PCモニター48台及びキーボード48台を購入する契約である。配置計画を作成して2020年度より順次配置しているものうち、尾張地区の水道事務所及び浄水場を対象とするものである。

イ 契約内容

- (ア) 契約種類 物品購入
- (イ) 予算科目 備消費費
- (ウ) 契約相手 株式会社フューチャーイン
- ウ 契約種別 随意契約1号

なお、契約者選定に当たっては、オープンカウンタ（公開見積競争）により見積書を集集し、6者から提出を受けた。

地方公営企業法施行令（随意契約）
第21条の14 随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。
一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定賃借料の年額又は総額）が別表第一の上欄に掲げる契約の種類に応じ同表の下欄に定める額の範囲内において管理規程で定める額を超えないものをするとき。（以下略）

エ 契約金額 90万4464円

オ 契約金額の内訳

会計	水道事業会計	工業用水道事業会計	用地造成事業会計
金額	452,232	452,232	-

カ 契約書

本契約では、契約書の作成は省略され、「請書兼請求書」により契約が締結されている。

契約書の作成については、財務規程に次の規定がある。

（契約書の省略）

- 第131条 契約担当者は、次に掲げる場合には、第129条の規定にかかわらず契約書の作成を省略することができる。
 - (1) 契約の金額が100万円を超えないとき。
 - (2) せり売りに付するとき。
 - (3) 物品を売り払う場合において、買受人が代金を即納してその物品を引き取るとき。
 - (4) 随意契約で庁長が契約書を作成する必要があると認められたとき。
- 2 前項の規定により契約書の作成を省略した場合においても、庁長が特に必要がないと認められたときを除き、契約に関し必要な事項を記載した請書兼請求書若しくは請書又はこれら類する書類によらなければならない。

(2) 木製感謝状

ア 概要

2022年度愛知県企業庁優良工事施工業者（12者）に交付するヒノキ無節集成材（あいち認証材）を使用した感謝状の製作である。

イ 契約金額の内訳
 (ア) 契約種類 物品購入
 (イ) 予算科目 備用品費
 (ウ) 契約相手 設楽森林組合
 ウ 契約種別 随意契約1号
 なお、契約者選定に当たっては、県内業者2者から見積書の提出を受けた。

年度	2023	2022	2021	2020	2019	2018
金額		138,600	127,050	127,050	138,600	90,720

エ 契約金額
 (円)

年度	2023	2022	2021	2020	2019	2018
金額		138,600	127,050	127,050	138,600	90,720

オ 契約金額の内訳
 水道事業会計 工業用水道事業会計 用地造成事業会計
 金額 8,976,000 8,976,000 8,976,000

イ 契約金額の内訳
 (ア) 契約種類 業務委託契約
 (イ) 予算科目 委託料
 (ウ) 契約相手 公益財団法人愛知水と緑の公社
 ウ 契約種別 随意契約2号シ
 随意契約理由書によれば、契約相手は、設立当初から企業庁が管理する水道及び工業用水道の電食防止施設及び水質計器に係る維持管理業務を請け負っており、各施設の位置や機器の状態を熟知しているとともに、業務遂行に必要な専門的知見及びノウハウを豊富に有する技術職員を擁しており、これらの業務についてメーカーを問わず対応し、かつ、確実に実施できるのは契約相手のみであるという理由である。

エ 契約金額
 (円)

年度	2023	2022	2021	2020	2019	2018
金額	195,745,000	181,841,000	173,151,000	212,728,185	206,014,385	203,690,721

オ 契約金額の内訳
 水道事業会計 工業用水道事業会計 用地造成事業会計
 金額 125,540,936 56,300,064 -

カ 契約書
 本契約の契約書は、他の契約のように1枚目に基本的事項を記載して押印した上、その後、定型の条項を添付するという体裁ではなく、専用に作成されたものである。企業庁によると、これは、企業庁には点検業務に関する定型の書式はなく（なお、設計業務委託や運転管理業務委託はある）、また、本業務委託は、毎月履行確認及び支払を行い、定型の事務とは異なるためである。

イ 契約内容
 (ア) 契約種類 物品購入
 (イ) 予算科目 備用品費
 (ウ) 契約相手 設楽森林組合
 ウ 契約種別 随意契約1号
 なお、契約者選定に当たっては、県内業者2者から見積書の提出を受けた。

年度	2023	2022	2021	2020	2019	2018
金額		138,600	127,050	127,050	138,600	90,720

エ 契約金額
 (円)

年度	2023	2022	2021	2020	2019	2018
金額		138,600	127,050	127,050	138,600	90,720

オ 契約金額の内訳
 水道事業会計 工業用水道事業会計 用地造成事業会計
 金額 69,300 46,200 23,100

イ 契約書
 契約書の作成は省略され、「請書兼請求書」により契約が締結されている。
 (3) 愛知県企業庁工事積算システム用サーバ等機器の利用
 ア 概要
 愛知県企業庁工事積算システムを運用するためのサーバとして使用するハードウェア及びソフトウェアの調達、現場設置及び調整作業並びにハードウェア及びソフトウェアの保守作業を利用契約により調達するものである。2019年5月7日に締結した長期継続契約であり、利用期間は2019年7月1日から2024年6月30日までである。

エ 契約金額
 (円)

年度	2023	2022	2021	2020	2019	2018
金額	26,928,000	26,928,000	26,928,000	26,928,000	20,073,600	-

オ 契約金額の内訳
 水道事業会計 工業用水道事業会計 用地造成事業会計
 金額 26,928,000 26,928,000 26,928,000 26,928,000 20,073,600 -

イ 契約内容
 (ア) 契約種類 賃貸借契約（ただし、保守業務を含む）
 (イ) 予算科目 賃借料
 (ウ) 契約相手 富士通Japan株式会社
 ウ 契約種別 随意契約（特定調達）
 随意契約者選定理由書には、建設部の次期システムと機能を共有していることから、建設局と一体的に運用する必要があるところ、建設局では契約相手のデータセンタ内に設置することから、企業庁のサーバ等機器についても同所に設置する必要があること、使用するサーバ等機器の運用については、契約相手が著作権を有するソフトウェアが含まれるため、当該業務を受託することができるとの業者であることが挙げられている。

エ 契約金額
 (円)

年度	2023	2022	2021	2020	2019	2018
金額	26,928,000	26,928,000	26,928,000	26,928,000	20,073,600	-

オ 契約金額の内訳
 水道事業会計 工業用水道事業会計 用地造成事業会計
 金額 125,540,936 56,300,064 -

カ 契約書
 本契約の契約書は、他の契約のように1枚目に基本的事項を記載して押印した上、その後、定型の条項を添付するという体裁ではなく、専用に作成されたものである。企業庁によると、これは、企業庁には点検業務に関する定型の書式はなく（なお、設計業務委託や運転管理業務委託はある）、また、本業務委託は、毎月履行確認及び支払を行い、定型の事務とは異なるためである。

エ 契約金額
 (円)

年度	2023	2022	2021	2020	2019	2018
金額	26,928,000	26,928,000	26,928,000	26,928,000	20,073,600	-

(5) 用地造成事業 設計及び測量業務委託（その3）

ア 概要

開発を検討中の刈谷市南部地区について、設計及び測量を行うものである。

イ 契約内容

- (ア) 契約種類 業務委託契約
- (イ) 予算科目 委託料
- (ウ) 契約相手 日本工営都市空間株式会社
- ウ 契約種別 指名競争入札

エ 契約金額 4034万8000円 変更後3786万2000円

オ 契約金額の内訳

会計	水道事業会計	工業用水道事業会計	用地造成事業会計
金額	—	—	40,348,000

(6) 知多浄水場次亜注入設備更新工事

ア 概要

知多浄水場内の次亜注入設備を更新する工事である。

イ 契約内容

- (ア) 契約種類 工事請負契約
- (イ) 予算科目 工事請負費
- (ウ) 契約相手 水道機工株式会社 名古屋支店
- ウ 契約種別 一般競争入札

エ 契約金額 8億4370万円

オ 契約金額の内訳

会計	水道事業会計	工業用水道事業会計	用地造成事業会計
金額	843,700,000	—	—

(7) 第2北部幹線第5工区配水管布設工事

ア 概要

配水管の布設工事を行うものである。

イ 契約内容

- (ア) 契約種類 工事請負契約
- (イ) 予算科目 工事請負費
- (ウ) 契約相手 名工・太啓・サン・シールド特定建設工事共同企業体
- ウ 契約種別 一般競争入札

エ 契約金額 18億6450万円

オ 契約金額の内訳

会計	水道事業会計	工業用水道事業会計	用地造成事業会計
金額	—	1,864,500,000	—

280

(8) 用地造成事業 幸田須美地区 整地工事

ア 概要

分譲用地の造成及び整地工事を幸田須美地区について行うものである。

イ 契約内容

- (ア) 契約種類 工事請負契約
- (イ) 予算科目 工事請負費
- (ウ) 契約相手 朝日・小原・石原特定建設工事共同企業体
- ウ 契約種別 一般競争入札

エ 契約金額 13億6180万円

オ 契約金額の内訳

会計	水道事業会計	工業用水道事業会計	用地造成事業会計
金額	—	—	1,361,800,000

(9) 水銀分析計の購入

ア 概要

平成15年厚生労働省告示第261号の別表第7に定める方法により水銀の測定ができる装置一式を購入する契約である。

イ 契約内容

- (ア) 契約種類 物品購入
- (イ) 予算科目 固定資産購入費
- (ウ) 契約相手 株式会社テクノ西村
- ウ 契約種別 一般競争入札

エ 契約金額 566万5000円

オ 契約金額の内訳

会計	水道事業会計	工業用水道事業会計	用地造成事業会計
金額	5,665,000	—	—

(10) 普通乗用自動車の購入

ア 概要

用地造成事務所において使用する普通乗用自動車を購入するものである。

イ 契約内容

- (ア) 契約種類 物品購入
- (イ) 予算科目 固定資産購入費
- (ウ) 契約相手 東海マツダ販売株式会社 法人業販営業部
- ウ 契約種別 一般競争入札

エ 契約金額 286万7456円

281

【図表3-2-9】本システムに関連する契約

契約名	契約日	契約相手方	契約金額	契約種別	内容
愛知県企業庁財務システム設計及び開発業務委託	2017.12.25	富士通(株)東海支社	515,160,000	総合評価一般競争入札	開発
平成31年度愛知県企業庁財務システム運用保守業務委託	2019.4.1	富士通(株)東海支社	43,186,000	随意契約	保守
平成31年度愛知県企業庁財務システム改修業務委託	2019.4.23	富士通(株)東海支社	15,368,400	随意契約	改修
令和元年度愛知県企業庁財務システム改修業務委託	2019.10.16	富士通(株)東海支社	24,244,000	随意契約	改修
令和2年度愛知県企業庁財務システム運用保守業務委託	2020.4.1	富士通(株)東海支社	30,602,000	随意契約	保守
令和2年度愛知県企業庁財務システム改修業務委託	2020.11.11	富士通(株)東海支社	18,029,000	随意契約	改修
令和3年度愛知県企業庁財務システム運用保守業務委託	2021.4.1	富士通(株)東海支社	25,102,000	随意契約	保守
令和3年度愛知県企業庁財務システム改修業務委託	2021.10.27	富士通(株)東海支社	17,589,000	随意契約	改修
令和4年度愛知県企業庁財務システム運用保守業務委託	2022.4.1	富士通(株)東海支社	24,552,000	随意契約	保守
令和4年度愛知県企業庁財務システム改修業務委託(その1)	2022.4.1	富士通(株)東海支社	3,385,800	随意契約	改修
令和4年度愛知県企業庁財務システム改修業務委託(その2)	2022.6.3	富士通(株)東海支社	△935,000	随意契約	改修(変更)
令和5年度愛知県企業庁財務システム運用保守業務委託	2023.4.1	富士通(株)東海公共ビジネス部	18,557,000	随意契約	保守(2023.4.1-2023.12.31)
令和5年度愛知県企業庁財務システム改修業務委託(その1)	2023.5.9	富士通(株)東海公共ビジネス部	16,918,000	随意契約	改修
令和5年度愛知県企業庁財務システム改修業務委託(その2)	2023.5.23	富士通(株)東海公共ビジネス部	15,455,000	随意契約	改修
愛知県企業庁財務システム運用保守業務委託	2023.12.13	富士通(株)東海公共ビジネス部	53,416,000	随意契約	保守(長期)(2024.1.1-2025.12.3)

カ 契約金額の内訳

会計	水道事業会計	工業用水道事業会計	用地造成事業会計
金額	8,184,000	8,184,000	8,184,000

オ 契約金額の内訳

会計	水道事業会計	工業用水道事業会計	用地造成事業会計
金額	—	—	2,867,456

(1) 令和4年度愛知県企業庁財務システム運用保守業務委託

ア 概要

2019年4月に稼働開始した財務システムについて、収入、支払等の財務事務を円滑に行うための運用支援や財務システムでの処理に支障が生じないよう、運用保守を委託するものである。

対象の財務システムは、2017年12月25日付け契約書により代金5億1516万円が設計及び開発がされたものである。

イ 契約内容

(ア) 契約種類 業務委託契約

(イ) 予算科目 委託料

(ウ) 契約相手 富士通Japan株式会社 東海支社

ウ 契約種別 随意契約2号シ

随意契約理由書には、愛知県企業庁財務システムは、富士通Japan株式会社の公営企業会計システムの基本パッケージを愛知県企業庁用カスタマイズする方法で同社が設計・開発したものであり、本業務の履行にあたっては、システム開発時の設計内容及び基本パッケージの内容を熟知していることが不可欠であり、契約の相手方をその技術、技能により選択する必要があると認められている。

エ 契約金額

年度	2023	2022	2021	2020	2019	2018
金額	18,557,000	24,552,000	25,102,000	30,602,000	43,186,000	—

オ 関連する契約

本システムに関連する契約を一覧にすると、【図表3-2-9】のとおりである。

5 監査の結果

(1) 契約書の記載事項を財務規程等に適合するよう改めるべきである【指摘】
 令和4年度愛知県企業庁電食防止施設点検等業務委託契約書の項目は、「委託業務の内容」、「委託業務の執行」、「委託料」、「監督員」、「権利義務譲渡の禁止」、「施設の使用及び備品等の貸付け」、「善管注意義務」、「事業計画書」、「業務実績の報告」、「調査及び報告」、「第三者に与えた損害」、「検査」、「契約の変更、中止等」、「機密の保持」、「契約期間」、「契約の解除」、「改善の指示」及び「雑則」である。
 これに対し、財務規程は、契約書の記載事項を次のとおり定めている。

(契約書の記載事項)
第130条 契約書には、契約の目的、契約金額、履行期限及び契約保証金に関する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当しない事項については、この限りでない。
(1) 契約履行の場所
(2) 契約代金の支払い又は受領の時期及び方法
(3) 履行の遅滞その他の債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
(4) 権利義務の譲渡等の禁止
(5) 危険負担
(6) 監督及び検査
(7) その他必要な事項
2～4 (略)

また、地方公共団体の行う契約にも準用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律は、契約書の必要的内容事項を次のとおり定めている。

(政府契約の必要的内容事項)
第四条 政府契約の当事者は、前条の趣旨に従い、その契約の締結に際しては、給付の内容、対価の額、給付の完了の時期その他必要な事項のほか、次に掲げる事項を書面（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）（財務省令で定めるものに限る。）を含む。第十条において同じ。）により明かかにしななければならない。ただし、他の法令により契約書（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）の作成を省略することができるものについては、この限りでない。
一 契約の目的たる給付の完了の確認又は検査の時期
二 対価の支払の時期
三 各当事者の履行の遅滞その他の債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
四 契約に関する紛争の解決方法

本契約では、財務規程の定める契約書の記載事項のうち、「契約保証金」、「履行の遅滞その他の債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金」及び「危険負担」に関する記載がなく、また、政府契約の支払遅延防止等に関する法律の定める必要的内容事項のうち、「各当事者の履行の遅滞その他の債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金」及び「契約に関する紛争の解決方法」の記載がない。
 企業庁としては、「契約保証金」については、財務規程第133条第6項により記載していないとのことである。しかし、同条項は、契約保証金の納付の免除についての規

定であり、契約書への記載を省略する根拠を定めたものではない。契約保証金は、原則として納付を要し、免除は例外である。また、財務規程第130条では、記載事項が列挙された後に「に関する事項」とあり、要否を問わない表現が用いられている（仮に必要な場合のみ記載すれば足りるのであれば、「契約保証金を要するときはその旨」のよくな文言が用いられるはずである）。例外的な取扱いである免除を認めるのであれば、免除と明記するべきである。

地方自治法施行令
(契約保証金)
第167条の16 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体と契約を締結する者をして当該普通地方公共団体の規則で定める率又は額の契約保証金を納めさせなければならない。

地方公営企業法施行令
(入札保証金等)
第21条の15 地方公営企業の業務に係る入札保証金及び契約保証金の率又は額は、管理規程で定める。

財務規程

(契約保証金)
第132条 政令第21条の15に規定する契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上の金額とする。
(契約保証金の納付の免除)
第133条 契約担当者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
(1) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
(2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により庁長が定める資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去の実績から判断して契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
(4) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
(5) 物品、固定資産及び宅地造成資産を売却する契約を締結する場合において、売却代金が即納されるとき。
(6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が少額であるとき又は契約の相手方が契約の履行をしないこととなるおそれがないとき。

次に「履行の遅滞その他の債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金」については、財務規程は、契約相手に対し、履行遅滞の場合に年14.5%の割合による違約金を納付するよう要請しているが、本契約ではこれについて契約相手と合意していないため、万が一債務の不履行が生じてもこの違約金を請求することはできない。違約金は、賠償額の予定と推定されるが（民法第420条第3項）、違約金の合意がなければ、積極的に損害を立証して請求しなければならぬ。本契約においても、違約金について合意するべきである。

なお、企業庁の債務不履行については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第10条、昭和24年12月12日大蔵省告示第991号（最終改正令和3年3月9日財務省告示第49号（令和3年4月1日適用））により遅延利息の額が年2.5パーセントとみなされるため、定めがないことによる不都合が契約相手に生じることはない。

財務規程

(履行遅延による違約金)
第136条 契約者は、履行期限までにその債務を履行しない場合には、第138条の規定により、履行期限の延長を承認されたときを除き、遅延日数に応じ未履行部分相当額（千円未満の端数金額及び千円未満の金額は、切り捨てる。）に対し、年14.5パーセントの割合により違約金を納付しなければならない。

2 前項の違約金に百円未満の端数があるとき、又は違約金が百円未満であるときは、その端数金額又はその違約金は徴収しない。

政府契約の支払遅延防止法等に関する法律

(定しなかつた場合)
第110条 政府契約の当事者が第四条ただし書の規定に反し、同条第一号から第三号までに掲げる事項を書面に明らかにしないときは、同条第一号の時期は、相手方が給付を終了し国がその旨の通知を受けた日から十日以内の日、同条第二号の時期は、相手方が支払請求をした日から十五日以内の日と定めたとのみなし、同条第三号中国が支払時期まで対価を支払わない場合の遅延利息の額は、第八条の計算の例に準じ同条第一項の財務大臣の決定する率をもって計算した金額と定めたとのみなし。政府契約の当事者が第四条ただし書の規定に反し、同条第一号から第三号までに掲げる事項を書面に明らかにしないときも同様とする。

次に、「危険負担」については、平成29年法律第44号による改正後の民法は、債務者が負担する旨定めている（民法第536条）。よって、合意がなくても、万が一当事者双方の責めに帰することのできない事由によって契約相手の債務が履行不能となつた場合、企業庁は代金の支払を拒むことができる。とはいえ、危険負担についても財務規程において記載が求められている事項であり、契約の性質又は目的により該当しない事項ということもできないから、記載を省略することは妥当ではない。実際に2022年度には落雷による点検対象の故障等により点検件数が減つていた。契約相手との間では問題なく減額を合意する変更契約が交わされているため特段不都合は生じていないものの、危険負担について明記してあれば、変更契約を協議する際の拠り所として活用することも可能である。

民法

(債務者の危険負担等)
第536条 当事者双方の責めに帰することのできない事由によつて債務を履行することができなくなつたときは、債権者は、反対給付の履行を拒むことができる。

2 債権者の責めに帰すべき事由によつて債務を履行することができなくなつたときは、債権者は、反対給付の履行を拒むことができる。この場合において、債務者は、自己の債務を免れたことによつて利益を得たときは、これを債権者に償還しなければならない。

最後に、「契約に関する紛争の解決方法」については、企業庁としては、定めるとすれば、現行の約款文案と同じ記載とすることである。そうであれば、他の契約に倣

って「この契約履行に関し紛争が生じたときは、公正な第三者を選定し、当事者と協議解決を図るものとする。」と定めるよう検討されたい。

(2) 再委託に関する事項（禁止事項、承認手続）を契約書に定めるべきである【指摘】

令和4年度愛知県企業庁電食防止施設点検等業務委託の契約書の記載事項は上記(1)のとおりであり、一括再委託は禁止されていない。

財務規程は、工事について次のとおり下請負を制限している。

(下請負の制限)
第139条 契約者は、委託その他何らの名義をもつてするを問わず、その請け負つた工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して他人に請け負わせてはならない。

業務委託について明文の規定はないものの、一括再委託が望ましくないことはいはまでもなく、会計事務の手引の契約書記載例でも一括再委託を禁止している。

企業庁によると、点検状況は把握しているが、再委託はされていないとのことであるが、もともと契約相手は、専門的知見及びノウハウを豊富に有する技術職員によつて確実に対応できるという理由から選定されており、第三者ではなく契約相手自身によつて履行されるべき必要性が特に高い契約である。しかも、この点検業務は毎年必要になるものであり、今後締結される契約においては、一部再委託を要する事態が生じないとも限らない。

そこで、承諾のない再委託を明示的に禁止する条項を設けるべきである。これに対し、企業庁としては、本業務は、他者から見積りを辞退されるなど契約相手にしか履行できないこと、履行は県職員が常駐する浄水等で行われるため、無断で再委託が行われる余地はないことから、再委託を制限する必要があると判断していた。しかし、一括再委託可能な相手がその時点で具体的に想定されないとしても、契約相手にしか履行できないというのは、契約相手であれば履行できるという期待と信頼に基づいて発注していることを意味するのであるから、やはり再委託の制限を合意しておく必要がある。そうでなければ、たとえ履行の現場に立ち会っていても、再委託された際にその者による履行を止める根拠がない。

(3) 契約書の添付書類に過誤が生じないよう注意されたい【意見】

令和4年度愛知県企業庁電食防止施設点検等業務委託の契約書は、契約条項、仕様書、業務内容一覧表、位置図、実施設計図、数量計算書、業務内容一覧表、仕様書の順に綴られており、業務一覧表と仕様書が2回ずつ綴られていた。

企業庁にその理由を照会したところ、誤つて業務内容一覧表と仕様書を二重に綴つてしまったと思われるとのことであった。同一の内容である限り抵触することはないから、契約内容に疑義が生じる訳ではないが、望ましくはない。企業庁としても、本年度より執行体制を見直し、当該過誤が発生しないよう努めているとのことであるので、引き続きこのような作業上の単純な過誤が生じないよう注意されたい。

第25 病院事業庁
1 組織と業務の概要

県は、愛知県病院事業の設置等に関する条例により、病院事業を設置し、その管理者である病院事業庁長の権限に属する事務を処理させるため、病院事業庁を置いている。同条例に定められた経営の基本は、「病院事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、県民の福祉を増進するように運営されなければならない。」である。病院事業の用に供する施設は、愛知県がんセンター（以下「がんセンター」という）、愛知県精神医療センター（以下「精神医療センター」という）及びあいち小児保健医療総合センター（以下「小児センター」という）（以下これらを「県立病院」という。）である。

病院事業庁の組織については、愛知県病院事業庁組織規程において定められている。病院事業庁の機関には本庁と県立病院があり、本庁には管理課及び経営課が置かれている。

(1) 病院事業庁管理課の事務分掌は、次のとおりである。

総務グループ	<ul style="list-style-type: none"> 公印の管掌に関すること 文書の收受、発送、編さん及び保存に関すること 病院事業庁管理規程、訓令、訓及び告示に関すること 広報及び広報に関すること 情報公開及び個人情報保護に関すること 医療の安全管理、医療事故及び医療訴訟に関すること 患者サービスの向上に関すること 事務事業の企画、調整及び連行管理に関すること その他経営課の主管に属しない事務に関すること
人事グループ	<ul style="list-style-type: none"> 職員の任免、給与、勤務時間その他の勤務条件、表彰、懲戒、研修及びその他の身分取扱いに関すること 職員の安全及び衛生の管理並びに福利厚生に関すること 職員定数、組織及び職務権限に関すること 医療従事者の確保に関すること

(2) 病院事業庁経営課の事務分掌は次のとおりである。

経営企画・予算グループ	<ul style="list-style-type: none"> 経営の方針及び改善に関すること 診療報酬に関すること 情報化の推進に関すること その他経営に係る調査、分析及び研究に関すること 予算の原案及び説明書に関すること 予算の配当及び配分に関すること 資金の調達に関すること
経理・施設グループ	<ul style="list-style-type: none"> 決算の調製に関すること 決算その他の会計事務に関すること 業務状況・計理状況の報告に関すること 例月出納検査に関すること 物品の管理及び処分に関すること 資金の計画及び運用に関すること 固定資産の取得、管理及び処分に関すること 建設改良工事に係ること

また、県立病院の概要は、【図表3-30】のとおりである。

(4) 契約相手の選定理由を契約ごとに記録化し事後的な検証を可能とされたい【意見】
令和4年度愛知県企業庁財務システム運用保守業務委託について、2017年度にシステム的设计及び開発を発注した際には、特に定めた契約条件として、成果物の著作権（著作権法第21条から第28条まで）を発注者と受注者の共有としつつ（ただし、受注者が契約締結前から有しているものは除く）、「発注者及び受注者は、当該共有にかかる著作権につき、それぞれ、相手方の同意及び相手方への対価の支払いなしに、自ら著作権法に基づき利用を行い、又は第三者に利用させることができるものとす。」と定められた。また、調達仕訳書には運用保守設計書を含む各種設計書、各種仕様書等を成果物として提出することが定められた。さらに、特記事項として、「運用保守業務の履行期間終了日までに本業務を企業庁が継続して遂行するために必要な措置を講じること、将来の運用保守業務終了決定時（終了1年前から終了日までを予定）の他事業者への業務の引継、及びデータ移行（回数3回を予定）に関しては、運用保守委託業務の範囲内で行うこととし、追加の費用が生じないこと」等が定められた。

企業庁によれば、これらは、システムを改修する際に、連携する他のシステムに関わる事業者が利用する場合や、本システムの使用を終え、システムを入れ替える場合を想定して定められたものである。必ずしもベンダーロックインの回避を積極的に行う必要はないが、結果的には、ベンダーロックイン回避の対策にも役立つものである。

本契約では、「システム開発時の設計内容及び基本パッケージの内容を熟知していることが不可欠」という理由によって、設計及び開発を行った事業者が運用保守を委託されており、【図表3-29】本システムに関連する契約のとおりに、他の運用保守、改修の契約も同様である。これに関し、その者が履行可能な唯一の事業者であるとは限らず、また、少なくとも契約上は他の事業者の参入が不可能な状態には陥っていないことからも、他の事業者による履行の可能性や費用の見込み等を調査するべきではないかと考えられるところ、企業庁によれば、設計及び開発の段階で、その後10年間の運用経費を含めた総合評価で落札者を決定しており、ライフサイクルコストを勘案した一括調達をしているとの説明があった。そのような検討を事前に経ているのであれば、事情変更のない限り同一事業者が発注することに一定の合理性はあるといえるが、本契約の記録上はそのような検討経過の存在は明らかとされていない。その者を選定して随意契約を交わす実質的理由の一つであるから、例えば随意契約理由書に記載するなどして、その者を選定する理由を個々の契約の記録上明らかにし、事後的な検証ができるよう工夫されたい。

【図表3-3-0】県立病院の概要（2022年12月1日現在）

病院事業中期計画（2023）より抜粋

所在地	愛知県がんセンター (研究所を含む)	愛知県精神医療センター	あいち小児保健医療総合センター
開設年月日	1964年12月1日	1932年12月6日	2001年11月1日
土地・建物	土地 49,788.56㎡ 建物 72,956.46㎡	土地 48,635.03㎡ 建物 20,839.25㎡	土地 69,290.85㎡ 建物 27,437.02㎡
主な施設	病棟 28,662.79㎡ 特殊放射線 12,274.96㎡ 国際医療交流センター・外来棟 7,203.43㎡ 化学療法センター棟 1,992.92㎡ 研究所棟(本館・北館・生物工学総合実験棟) 12,473.18㎡	外来棟 6,331.40㎡ 西棟 6,169.56㎡ 南病棟(医療観察法病棟) 2,492.15㎡ 東病棟 4,562.70㎡ 北病棟 1,132.54㎡	本館 19,904.49㎡ 救急棟 6,869.91㎡ 救急者家族宿泊施設 200.00㎡ 院内保育所 161.61㎡
職員数(定数)	770人	229人	522人
診療科目	呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、血液内科、乳癌内科、動物療法内科、内視鏡内科、緩和ケア*内科、感染症内科、頭頸部外科、呼吸器外科、消化器外科、脳神経外科、乳癌外科、整形外科、形成外科、泌尿器科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、リハビリテーション科、放射線治療科、放射線診断科、病理診断科、臨床検査科、麻酔科及び歯科	精神科、児童精神科、内科及び歯科	小児科、呼吸器内科、循環器内科、腎臓内科、神経内科、内分泌内科、周産期内科、新生児内科、心療内科、感染症内科、小児外科、心臓血管外科、脳神経外科、整形外科、形成外科、精神科、アレルギー科、リウマチ科、皮膚科、泌尿器科、産科、眼科、耳鼻いんご科、リハビリテーション科、放射線科、臨床検査科、救急科、麻酔科、小児病棟、矯正歯科及び歯科口腔外科
病床数	500床(一般)	273床(精神)	200床(一般)
最近の病床数推移	1964年 333床 1969年 353床 1992年 500床 1994年 500床 1999年 500床 2002年 500床 2013年 500床 2017年 500床 2019年 500床	1966年 380床 1978年 392床 2003年 342床 2016年 334床 2018年 273床 2016年2月 外来棟・西棟・南病棟(医療観察法病棟) 2018年2月 東病棟・北棟 2018年8月 全面改築工事完了	2001年 42床 2003年 113床 2004年 200床 2001年 7月 保健部門・外来部門・病棟部門(小児慢性疾患病棟) 2003年 1月 病棟 2008年 10月 ICU改修 2015年 11月 救急棟 2016年 9月 本館改修(産科病棟、NICU*) 2017年 3月 院内保育所 2018年 10月 本館改修 保健部門と医療部門を併せ持ち、疾病予防から医療、リハビリまで一貫したケアを行う県内唯一の小児専門病院
最近の主な増改築・竣工(完成・竣工年月)	2002年 1月 研究棟 2013年 7月 化学療法センター棟 2017年 3月 生物工学総合実験棟改修 2019年 9月 生物工学総合実験棟改修	高度な専門医療を提供する県精神医療の先進的・中核的病院 指定入院医療機関(2016年9月～) 心療喪失者等医療観察法(第16条) 成急入院指定病棟 愛知県災害拠点精神科病院(2020年4月～)	不動産の買入れ若しくは交換又は借入れをするとき。 病院事業庁が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品を売払うとき。 病院事業庁の行為を秘密にする必要があるとき。 外国で契約をするとき。 外国は他の地方公共団体と直接契約をするとき。 力試験のための工作及製造をさせ又は物件の買入れをするとき。 キ 試験場、学校その他これらに準ずるものの生産に係る物品の買入れ若しくは貸付けを産業、学術又は技芸の保護奨励のため、これに必要な物件の売払い若しくは貸付けを土地、建物又は林野若しくはその産物を特別の縁故がある者に売払い、又は貸し付けるとき。 コ 被災者又はその救護を行なう者に、災害の救助に必要な物件を売払うとき。 サ 公債、証書、債券又は、株券の買入れ又は売払いをするとき。

2 病院事業庁の契約の概況

病院事業庁においては、電子調達共同システム(CALS/E.C)に掲載された範囲で、2022年度、建設工事11件(事後審査型一般競争入札11件)の入札が行われた。内訳は、がんセンター7件、小児センター4件で、病院事業庁によるものはない。

また、電子調達共同システム(物品等)に掲載された範囲で、物品の製造販売40件(一般競争入札40件)の入札、15件の公開見積競争(オープンカウンタ)が実施された。このうち病院事業庁によるものは入札2件である。

3 契約相手の拘束

病院事業庁において2022年度に締結された契約のうち、2018年度から2023年度までの間、同一の契約相手との契約締結が続いたものの例を挙げると、9件がある。いずれも企画競争によらない随意契約によるものである。なお、年度によって、契約種別が異なるものについては、2022年度を基準としている。うち3件の契約は、ベンダーロックインの可能性がある契約で、うち6件は、それ以外の理由で随意契約により同じ契約相手が連続していた。

契約相手が連続する状況については、【図表2-29】を参照。

4 個別契約等について

病院事業庁についても、勘定科目が愛知県病院事業庁財務規程により別に定められているから、病院事業庁から前記第二章、第1、1(3)アに抜粋した歳出筋に相当するものとして回答されたものを対象とした。

歳出の筋が前記第二章、第1、1(3)アに抜粋した筋に相当する契約のうち各課において契約金額が最も高いもの及び各課の契約のうち契約金額が高いもの5つを照会したところ、14の契約が該当した。以下では、それらの契約から一部を説明する。

なお、「随意契約〇号」又は「企画競争2号」の略称は、地方公営企業法施行令第21条の114に定めるものを指す。また、随意契約2号の例示は、病院事業庁財務規程の運用について(病院事業庁長通知令和4年11月4日一部改正)により、次のとおりとする。

ア	不動産の買入れ若しくは交換又は借入れをするとき。
イ	病院事業庁が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品を売払うとき。
ウ	病院事業庁の行為を秘密にする必要があるとき。
エ	外国で契約をするとき。
オ	外国は他の地方公共団体と直接契約をするとき。
カ	力試験のための工作及製造をさせ又は物件の買入れをするとき。
キ	試験場、学校その他これらに準ずるものの生産に係る物品の買入れ若しくは貸付けを産業、学術又は技芸の保護奨励のため、これに必要な物件の売払い若しくは貸付けを土地、建物又は林野若しくはその産物を特別の縁故がある者に売払い、又は貸し付けるとき。
ク	被災者又はその救護を行なう者に、災害の救助に必要な物件を売払うとき。
コ	公債、証書、債券又は、株券の買入れ又は売払いをするとき。
サ	公債、証書、債券又は、株券の買入れ又は売払いをするとき。

シ 公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要な物件を直接公共団体又は事業者に
 ス 売り払い、貸し付け、又は信託するとき。
 セ 事業経営上の特別の必要に基づき、物品の買入れ若しくは製造をさせ又は土地及び建
 七 物を借入れるとき。
 ソ 契約の相手方を、その技術、技能により選択する必要があるとき。
 ン 当該病院の調達内容又は調達予定数量を含めて本庁又は他の病院で価格又は単価が決
 定された場合において、その相手方と契約を締結するとき。

(1) 病院事業中期計画（2023）印刷製本

ア 概要

「病院事業中期計画（2023）（2023年度～2027年度）」の印刷及び製本
 を依頼するものである。印刷物の構成は、表紙、はじめに1頁、目次1頁、本文10
 0頁、奥付1頁及び裏表紙であり、部数は600部である。

イ 契約内容

- (ア) 契約種類 請負契約
- (イ) 予算科目 印刷製本費
- (ウ) 契約相手 株式会社タツミ
- ウ 契約種別 一般競争入札
- エ 契約金額 19万1400円

(2) 令和4年度事務概要

ア 概要

令和4年度事務概要の印刷及び製本を依頼するものである。

イ 契約内容

- (ア) 契約種類 請負契約
- (イ) 予算科目 印刷製本費
- (ウ) 契約相手 株式会社クイックス 名古屋本部
- ウ 契約種別 随意契約1号
- エ 契約金額 (円)

年度	2023	2022	2021	2020	2019	2018
金額	112,750	107,800	118,250	111,925	103,680	124,956

(3) 令和4年度病院賠償責任保険

ア 概要

県立病院について、病院賠償責任保険、勤務医賠償責任保険、精神科患者に対する
 院外治療中の傷害保険及び現金総合保険（保管現金の盗難等の補償）に加入するもの。
 契約相手は、保険代理店の株式会社自治体病院共済会を通じて、損害保険ジャパン株
 式会社との間で、会員施設の開設者を被保険者とする団体保険契約を締結している。

イ 契約内容

- (ア) 契約種類 委任契約

本契約は、病院事業庁が契約相手に対し、病院事業庁を被保険者及び保険金受取
 人とする保険契約の締結と法律行為を委託するものと解され、また、第三者の
 ためとする契約における対価関係（原因関係）に当たると考えられる。

(イ) 予算科目 保険料

(ウ) 契約相手 公益社団法人全国自治体病院協議会

ウ 契約種別 随意契約2号セ

病院事業庁によれば、1977年度から継続して同じ保険会社の病院賠償責任保
 険等に加入している。2022年度に随意契約を選択した理由については、病院事業
 庁作成の「病院賠償責任保険等の随意契約理由について」に記載がある。これによれ
 ば、「保険を他社に切り替えた場合、賠償事故が発生した時期等により、旧保険会社
 から保険金が支払われる場合と新保険会社から支払われる場合とにケースがいくつ
 か分かれるが、どちらからとも支払われないケースが生じてしまう。保険会社を変え
 ることにより賠償金を県費のみで支払う可能性が生じることになり、このリスクを
 避けるために現在加入している保険会社に継続加入している。」という理由である。

「病院賠償責任保険等の随意契約理由について」に記載された保険切替のリスクに
 関し、病院事業庁から具体的内容を聴取したところ、加入中の保険が保険期間中に損
 害賠償請求のあった事故を補償対象とするのに対し、他社では保険期間中に発見さ
 れた事故を補償対象とするため、切替前の保険期間中に発見し、切替後の保険期間中
 に損害賠償請求された場合、どちらからとも保険給付を受けられないという事情があ
 り、他県においてそのような事例が発生していたことであった。

もともと、病院事業庁は、2023年度については、プロポーザル方式を採用して
 いる。そこで、プロポーザル方式導入に際しての検討内容を聴取したところ、保険期
 間中に発見された事故を補償対象とする保険会社に対する聴取及び他の都道府県に
 対する照会（令和4年度の契約方法、1者随意契約の理由等）が行われていた。

病院事業庁によると、保険期間中に発見された事故を補償対象とする保険会社か
 らは、「損害賠償請求ベース追加担保特約条項」により対応可能である旨の回答があ
 った。また、他の都道府県に対する調査の結果によれば、回答のあった19のうち、
 1者随意契約が16、プロポーザル方式による随意契約が1、一般競争入札が1、見
 積競争が1であり、1者随意契約を行う理由の中には、保険切替による空白期間のり
 スクの回避や、団体割引を挙げる回答が複数あった。

これらの聴取及び照会を踏まえて、病院事業庁は、保険会社を切り替えても補償の
 空白期間が生じない見込みがあったと判断し、経済性の観点から競争方式を導入し
 た。なお、2023年度は、新たな1者から質問及び参加申出書の提出はあったもの
 の、応募（企画提案書の提出）はなく、2022年度以前と同じ保険会社を被保険者と
 する応募のみという結果となった。

エ 契約金額 (円)

年度	2023	2022	2021	2020	2019	2018
金額	19,646,909	19,646,909	18,550,828	18,550,828	18,553,698	23,162,778

オ 契約金額の内訳

がんセンターが137万3000円、精神医療センターが68万8509円、小児センターが518万5400円である。

カ 補足説明

責任保険には、保険期間中に損害賠償請求がなされた場合に保険金を支払う商品(いわゆる請求ベース)と、保険期間中に事故が発見された場合に保険金を支払う商品(いわゆる発見ベース)がある。

その違いにより、損害賠償責任の発生原因となる診療契約の不履行又は権利侵害が発生し、病院がそれを見出した後、前者の保険から後者の保険に切り替え、さらにその後には損害賠償請求を受けた場合、いずれの保険契約からも保険金が支払われない結果となる(ただし、本契約の契約相手との間には、保険期間中に損害賠償請求がなされるおそれのある身体障害又はその原因・事由を知り、所定の通知した場合には、保険期間終了後5年間の損害賠償請求を引き受ける旨の条項があるため、補償の空白が現実化するのとは、所定の通知を失念した場合や、損害賠償請求が保険期間終了から5年間を経過した後になされた場合に限られる。)

そこで、病院事業庁は、プロポーザル実施に当たり、保険の切替に伴う空白期間の発生を避けるため、他県の例を参考に仕様書に「引受保険会社に於いては、2023年4月30日午後4時以降、保険期間中に損害賠償請求があった場合は、本契約において補償の対象とすること。(契約切替後、切替前契約の補償対象とならない案件が生じた場合、本契約の補償対象とすること。ただし、切替前契約にて補償対象となる場合、本契約の対象外とする。)」という条件を付した。

このような条件は、新たな契約相手にとって、契約締結前に既に発生している損害を引き受けるものであり、一見すると保険法第5条に抵触するようにも思える。病院事業庁では、この点について十分な調査がなされていなかったため、念のため説明を加える。

保険法(溯及保険)
 第5条 損害保険契約を締結する前に発生した保険事故(損害保険契約によりてん補することとされる損害を生ずることのある偶然的事故として当該損害保険契約で定めるものをいう。以下この章において同じ。)による損害をてん補する旨の定めは、保険契約者が当該損害保険契約の申込み又はその承諾をした時において、当該保険契約者又は被保険者が既に保険事故が発生していることを知っていたときは、無効とする。
 2 損害保険契約の申込みの時より前に発生した保険事故による損害をてん補する旨の定めは、保険者又は保険契約者が当該損害保険契約の申込みをした時において、当該保険者が保険事故が発生していないことを知っていたときは、無効とする。

溯及保険とは、保険期間の開始の時期を保険契約の成立の時よりも前に遡らせるものである。もともと通信機器の未発達であった時代に海上保険の分野で活用されてきたものである。しかし、悪用されると不当な利得が生じることになりかねない。そこで、保険給付を受けることが不当な利得となる場合について保険法第5条第1項により、保険料を取得することが不当な利得となる場合について同条第2項により、それぞれ規制されている。同条第1項は絶対的強行規定であり、これに反する契約は絶対的に無効である。同条第2項は片面的強行規定であり、これに反する契約のうち保険契約者に不利なものは無効である。

保険法の制定過程において、法制審議会保険部会で、溯及的な保険の例として、生産物賠償責任保険や会社役員賠償責任保険、環境汚染賠償責任保険等の損害賠償請求ベースの損害保険の存在が指摘されていた。

そこで、「保険法の見直しに関する中間試案の補足説明」(法務省民事局参事官室、平成19年8月)において、「責任保険の例も損害賠償請求を受けること等を保険事故と見れば溯及保険には当たらないと考えられる」との説明がされた。いわゆる請求ベースの賠償責任保険において、損害賠償責任の発生原因に対する認識如何にかかわらず、溯及的な取扱いが許容されている根拠は、この補足説明にあると考えられる。

(4) 臨床研究に関する賠償責任保険

ア 概要

臨床研究を行うに当たり、健康被害が発生した場合の賠償責任を補償する保険への加入である。契約相手は、保険者の代理店である。

イ 契約内容

- (ア) 契約種類 保険契約
- (イ) 予算科目 保険料
- (ウ) 契約相手 株式会社自治体病院共済会
- ウ 契約種別 随意契約2号セ

「随意契約を行う理由」によれば、「臨床研究」と「医療行為」の区分は保険会社によって考え方が異なっているため、それぞれ別の保険会社を利用すると、どちらの保険の対象からも外れてしまう場合があるとして、このような事態を避けるため、病院賠償責任保険と同じ保険会社を引受保険会社とする保険に加入している。

エ 契約金額 33万9500円

(5) 勤怠等管理システム改修業務

ア 概要

がんセンター及び小児センターの勤怠等管理システムについて、休暇に関する設定を改修するものである。

同システムは、プロポーザル方式による業者選定を経て2022年4月1日付け契約によって導入したものであるが、2021年12月1日に施行された半休につ

いては、プロボローガル方式による契約業者決定後に新設された休暇であり、機能要件に含まれていなかった。また、がんセンターにおいて、休暇申請に関するシステムの仕様と運用が異なっており、職員の休暇取得日数及び残日数の管理が正しく行えないことが判明した。そこで、「愛知県病院事業庁動態等管理システム一式（愛知県がんセンター）」及び「愛知県病院事業庁動態等管理システム一式（あいち小児保健医療総合センター）」の契約相手に対し、システムの改修を依頼した。

イ 契約内容

(ア) 契約種類 委託契約

(イ) 予算科目 委託費

(ウ) 契約相手 日本事務機器株式会社 中部支社

ウ 契約種別 随意契約2号セ

エ 契約金額 544万5000円

なお、本システムについて、契約相手との間には、システム導入について214.5万円（がんセンター）、260.9万8600円（小児センター）の各契約があり、システム保守について66万円（がんセンター）、66万円（小児センター）の各契約がある。また、2023年度においても、改修業務（契約金額107万2500円）の契約を交わしている（金額はいずれも税込）。

本システムに関連する契約を一覧にすると、【図表3-31】のとおりである。

【図表3-31】本システムに関連する契約

契約名	契約日	契約相手方	契約金額	契約種別	内容
動態等管理システム一式（がんセンター）	2021.11.15	日本事務機器 ㈱中部支社	21,450,000	随意契約（プロボローガル）	構築
動態等管理システム一式（小児センター）	2022.1.13	日本事務機器 ㈱中部支社	26,098,600	随意契約（プロボローガル）	構築
愛知県病院事業庁動態等管理システム一式（がんセンター）に係るシステム保守業務	2022.4.1	日本事務機器 ㈱中部支社	660,000	随意契約	保守
愛知県病院事業庁動態等管理システム一式（小児センター）に係るシステム保守業務	2022.4.1	日本事務機器 ㈱中部支社	660,000	随意契約	保守
愛知県病院事業庁動態等管理システム改修業務	2022.8.4	日本事務機器 ㈱中部支社	5,445,000	随意契約	改修（休暇）
愛知県病院事業庁動態等管理システム改修業務	2023.5.17	日本事務機器 ㈱中部支社	1,072,500	随意契約	改修（手当）
出退勤時刻システム構築業務	2021.3.5	アマノ㈱ 名古屋支店	7,700,000	一般競争入札	構築
愛知県病院事業庁動態等管理システム（がんセンター）導入に係るICカード用タイムレコーダー通信システム連携業務	2022.2.15	アマノ㈱ 名古屋支店	528,000	随意契約	システム連携
愛知県病院事業庁動態等管理システム（小児センター）導入に係るICカード用タイムレコーダー通信システム連携業務	2022.3.3	アマノ㈱ 名古屋支店	693,000	随意契約	システム連携
ICカード用タイムレコーダー及びデータ取集用ソフトウェア保守業務	2022.4.1	アマノ㈱ 名古屋支店	478,368	随意契約	保守

オ 参考見積提示

動態等管理システムを構築する際に行ったプロボローガルでは、次の条件を加え、システム構築にかかる見積金額に加えて保守にかかる参考見積の提示が要請されていた。

(3) 参考見積提示（次の事項について、併せて参考見積を提出すること。）
令和4年度から令和9年度までの6年間の保守業務に係る見積額（月額×72月）。
なお、令和4年度以降の調達が決まっているものではない。

プロボローガルには、がんセンター、小児センターのいずれについても、2者の参加があり、それぞれの見積金額及び参考見積提示金額は、次のとおりであった。本契約については、構築費用と保守費用の高低にねじれはなかったようである。

・がんセンター

	参加者1	参加者2
見積金額	21,450,000円	29,150,000円
参考見積提示金額（月額）	56,100円	152,350円

・小児センター

	参加者1	参加者2
見積金額	23,485,000円	29,480,000円
参考見積提示金額（月額）	55,550円	102,300円

(6) 働き方改革に関する研修実施業務

ア 概要

2024年4月より始まる医師の時間外勤務の上限規制の適用に向け、医師の働き方改革の内容を周知、共有し、改革を推進するための体制を円滑に構築することを目的に、研修の実施を委託するものである。

具体的には、がんセンター及び小児センターにおいて、管理監督医師向け研修、一般医師向け研修、管理監督医師向けフェローシップ研修を1回ずつ、1時間程度行うこと、県立病院の職員向けeラーニング講座を提供すること等である。

イ 契約内容

(ア) 契約種類 業務委託契約

(イ) 予算科目 委託費

(ウ) 契約相手 株式会社日本経営

ウ 契約種別 企画競争2号

エ 契約金額 230万1200円

(7) 愛知県病院事業庁財務会計システム貸借業務

ア 概要

株式会社BSNアインネットが提供する財務会計システム「SOFIA（ソフィア）」のバージョンアップ版の導入及び運営保守を行う契約である。2010年度末の更新から10年以上経過し、ソフトウェア・ハードウェアともに老朽化したことを受け、発注された。新たにクラウド方式となった。

2023年2月1日から2028年1月31日までの長期継続契約である。

修繕義務を負うのが一般的とされる。これに対し、本契約の場合、仕様書において「調
達（賃貸借）範囲」として下記のとおり運用保守がリース業者の義務とされている。

図表-01 本業務における調達範囲

区分	項目	メーカー、システム名等
1	導入役務 <ul style="list-style-type: none"> 財務会計システム一式 <システム範囲> 財務会計システム 固定資産管理システム 企業債管理システム 	㈱BNSNアイネット(財務会計システムSOFIA)
2	運用保守	システム導入に係る役務

なお、以下の事項について留意すること。
 ・本システムは現行システムをパッケージインストールしたものであるため、現行システムの機能やカスタマイズを全て継承したシステムとすること。
 ・システム導入に係る調達範囲には、本システム利用に当たって必要となるシステム資産や委託作業を含めるものとする。
 ・ソフトウェアについては、利用者が問題なく利用できるよう、必要となるライセンスや、その他の使用許諾を得ることとする。
 ・調達するシステムの運用・保守期間は、導入後5年間を前提とすること。
 ・本システムは令和5年10月1日から始まるインボイス制度へ対応できるものとする。

リース対象物件について

本契約により調達するシステムは、契約相手に対し、仕様書において指定されている。ソフトウェアの選定に当たっては、2021年度に2者から参考見積と実績や提案の資料の提供を受けた上、方針が決定された。その決裁資料によると、上記物件を選定した理由は、次のとおりである。

- ・現行システムの不具合やソフトウェア及びハードウェアの老朽化に早急に対応する必要があるため。
- ・更新するソフトウェアに求める機能と条件を満たし、かつデータの確実な引継ぎを考慮すると、現行システム及び保守業者が安全であるため。
- ・病院事業の連結決算を行い、ネットワークを利用した財務会計システムを導入している都道府県のうち、67%が導入しているため。

(8) 愛知県病院事業庁財務会計システム賃貸借（ソフトウェア再リース）

ア 概要

2022年3月31日に再リース契約が満了する財務会計システムについて、2022年4月1日から2023年1月31日まで再リース契約を交わすものである。なお、上記7の契約により導入したシステムの前身のものである。

イ 契約内容

- (ア) 契約種類 賃貸借契約
- (イ) 予算科目 賃借料
- (ウ) 契約相手 日通リース&ファイナンス株式会社 名古屋支店

イ 契約内容

(ア) 契約種類 リース契約

一般競争入札に当たって受け付けた質問に対する回答では、本契約は所有権移転外ファイナンス・リースとされている。

- (ウ) 予算科目 リース債務費
- (イ) 契約相手 株式会社自治体病院院済会
- ウ 契約種別 一般競争入札
- エ 契約金額 2901万3600円（月額48万3560円）

年度	2023	2022	2021	2020	2019	2018
金額	5,802,720	967,120	—	—	—	—

なお、2022年度は2か月分の金額、2023年度は12か月分で、契約金額は60か月分の金額である。

オ ファイナンス・リースについて

リースは、もともと英米法で賃貸借を意味する言葉である。特にアメリカにおいて様々な機能が付与され、日本においてもこれにならって発展してきた。その中で、物件の調達に当たり、リース業者に物件を購入してもらった上、リースを受けて使用し、元利をリース料として支払うという方法がファイナンス・リースと分類されるものである。特定の者に対する融資のために特定の物件を調達するという汎用性のない取引であるため、中途解約が認められず、購入代金や金利等を全て回収し得るようなリース料が設定される。購入資金の融資の手段として利用されており、賃貸借の性格と金銭消費貸借の性格を併せ持つ。メーカーとリース業者との間の売買契約と、リース業者とユーザーとの間のリース契約の独立した2つが締結される。

法令においては、例えば地方公営企業法施行規則では、ファイナンス・リース取引は「リース契約に基づくリース期間の中途において当該リース契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引であつて、リース物件の借主が、当該リース物件からもたらされる経済的利益を實質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じる費用等を實質的に負担することとなるもの」と定義されている（同規則第1条第14号）。一般的に前段を解約不能、後段をフルペイアウトともいう。

このようなフルペイアウト方式のファイナンス・リースでは、リース料債務は契約の成立と同時にその全額について発生し、毎月の支払の約定は期限の利益を与えるものとされる。すなわち、各月のリース物件の使用と各月のリース料の支払とは対価関係に立つわけではない（最高裁判所平成7年4月14日判決）。

また、通常の賃貸借においては、賃貸人が使用収益させる義務を負うが、ファイナンス・リース契約においては、リース業者は保守修繕義務を負わず、ユーザーが保守

【図表3-3-2】中期経営計画の変遷

名称	経営改善行動計画	県立病院経営中期計画	第2次県立病院経営中期計画	県立病院中期計画(2017)
計画期間	2005年度～2008年度	2010年度～2012年度	2013年度～2016年度	2017年度～2020年度
理念	良質な医療の提供と経営の健全化	県の医療行政の延長線上にあって、その中核的実践部隊としての役割を果たす。	～魅力ある病院を目指して～ 質の高い高度・先進的な専門医療の提供を通して、誰からも選好され、最も期待と信頼をされる魅力ある病院を目指します。	自立した経営基盤のもと、質の高い高度・先進的な専門医療と政策医療の提供を通して、誰からも信頼される病院を目指します。
役割	○ 高度・専門医療と政策的医療の実施 ○ 地域から求められる医療の実施 ○ 安心・安全な医療の安定供給 ○ 情報提供の推進	○ 県の医療行政の中核的実践部隊としての高度・専門医療の実施 ○ 安心・安全でより良質な医療の提供 ○ 経営改善の推進	○ 高度・先進的な専門医療の提供 ○ 信頼と満足感に溢れる良質な医療の提供 ○ 専門医療及び政策医療に従事する医療者の育成 ○ 確固たる経営基盤の確立	○ 高度・先進的な専門医療と政策医療の提供 ○ 納得と信頼が得られる良質な医療の提供 ○ 専門医療及び政策医療に従事する医療者の育成 ○ 自立した経営基盤の確立

(病院事業中期計画(2023)(2023年度～2027年度)より抜粋)

(11) MRPベンチマークシステム医療材料・医薬品システムの使用に関する契約

ア 概要

権利病院における医療材料・医薬品の購入価格について、国内の医療機関の購入価格と比較・分析し、その水準を把握するため、医療材料・医薬品のベンチマークシステムの利用登録をするものである。

ベンチマークとは、購入価格を比較するための指標である。

イ 契約内容

- (ア) 契約種類 使用許諾契約
- (イ) 予算科目 賃借料
- (ウ) 契約相手 株式会社エム・アール・ピー
- ウ 契約種別 随意契約2号七
- エ 契約金額

年度	2023	2022	2021	2020	2019	2018
金額	1,623,600	1,623,600	1,623,600	1,623,600	1,608,840	1,594,080

ウ 契約種別 随意契約2号七

予算執行書には、当該物件は、愛知県病院事業庁の財務会計業務に適合するように開発したものであり、再リースという契約形態の性質上競争性が働かないと考えられるためとある。

エ 契約金額 269万5000円

(9) A4カラーレーザープリンター OKI C824DN 1台

ア 概要

庁長室において使用するA4カラーレーザープリンターを購入する契約である。

イ 契約内容

- (ア) 契約種類 物品購入
- (イ) 予算科目 消耗備品費
- (ウ) 契約相手 株式会社マルタケ商会
- ウ 契約種別 随意契約1号(2者より見積書の提出を受けている)
- エ 契約金額 4万8400円

(10) 県立病院次期中期計画策定アドバイザー業務

ア 概要

①県立病院次期中期計画策定における助言、情報提供等、②愛知県立病院経営改善推進委員会の運営に関する助言、情報提供等、③その他県立病院次期中期計画(作成に向けた課題に関する助言、情報提供等、④公認会計士による会計処理に対する助言・指導を委託するものである。

イ 契約内容

- (ア) 契約種類 委託契約
- (イ) 予算科目 委託費
- (ウ) 契約相手 有限責任監査法人トーマツ 名古屋事務所

ウ 契約種別 随意契約2号七(地方公営企業法施行令第21条の14第1項2号) 予算執行書では、1者とする理由は、多くの自治体の公立病院改革プラン策定業務に携わった実績がありプラン策定のノウハウがあること、現計画策定や策定後の実施状況に対するアドバイザー業務を委託したことから、次期中期計画策定における助言・評価等を受けるのにあたっては、その技術・技能により選択する必要がある。

エ 契約金額

年度	2023	2022	2021	2020	2019	2018
金額	-	1,980,000	835,000	1,745,000	-	-

オ 中期経営計画について

病院事業庁は、2023年3月、「病院事業中期計画(2023)(2023年度～2027年度)」を策定し、公表している。中期経営計画は、これまでに【図表3-32】のとおり策定されている。

14) 勤怠等管理システム保守業務（小児センター）

ア 概要
 勤怠等管理システム一式（あいち小児保健医療総合センター）の保守業務を委託するものである。

イ 契約内容
 (ア) 契約種類 委託契約
 (イ) 予算科目 委託費
 (ウ) 契約相手 日本事務器株式会社 中部支社
 エ 契約種別 随意契約2号七

予算執行書によれば、対象である勤怠等管理システム一式は、契約相手が構築したもので、センター内のネットワーク等のシステム構築環境にも精通しているとして、システムの正常な稼働・運用、障害発生時の迅速な対応、必要に応じたチューニング等の本業務を確実に履行することができる唯一の業者として選定されている。

エ 契約金額 (円)

年度	2023	2022	2021	2020	2019	2018
金額	805,200	660,000	—	—	—	—

オ 契約金額の内訳
 上半期分33万円、下半期分33万円である。

5 監査の結果

(1) 研修を企画するに当たっては受講者を集め実効性を確保されたい【意見】
 働き方改革に関する研修実施業務委託について、病院事業庁が契約相手から提出を受けた実績報告によると、受講結果は【図表3-33】のとおりである。

【図表3-33】実績報告

病院名 (勤務医総数、管理者総数)	研修			eラーニング	
	勤務医向け研修	管理者向け研修	管理者向けフォローアップ研修	勤務医用講座	管理者用講座
がんセンター (144名、34名)	40 (28%)	25 (74%)	24 (71%)	21 (15%)	3 (9%)
小児センター (103名、25名)	28 (27%)	10 (40%)	6 (24%)	1 (1%)	4 (16%)
精神医療センター (14名、5名)	—	—	—	4 (29%)	1 (20%)

(契約相手の実績報告より作成)

これによると、がんセンターの管理監督医師は、積極的に研修を受講したことがうかがえる。しかし、それ以外は研修、eラーニングともに低い受講率にとどまっている。

オ 契約書

本契約の契約書は、他の契約のように1枚目に基本的事項を記載して押印した上、その後に定型の条項を添付するという体裁ではなく、専用で作成されたものである。

(2) 看護師満足度調査
 ア 概要
 県立病院の看護部全職員950名に対して看護師職務満足度調査を実施し、優先改善事項の抽出を行うよう委託するものである。

イ 契約内容
 (ア) 契約種類 委託契約
 (イ) 予算科目 委託費
 (ウ) 契約相手 株式会社メディネット
 エ 契約種別 随意契約2号七

エ 契約金額 (円)

年度	2023	2022	2021	2020	2019	2018
金額	792,000	792,000	792,000	—	—	—

オ 契約金額の内訳 (税別)

病院	がんセンター	精神医療センター	小児センター
金額	240,000	240,000	240,000

13) 勤怠等管理システム保守業務（がんセンター）

ア 概要
 勤怠等管理システム一式（がんセンター）の保守業務を委託するものである。

イ 契約内容
 (ア) 契約種類 委託契約
 (イ) 予算科目 委託費
 (ウ) 契約相手 日本事務器株式会社 中部支社
 エ 契約種別 随意契約2号七

予算執行書によれば、対象である勤怠等管理システム一式は、契約相手が構築したもので、センター内のネットワーク等のシステム構築環境にも精通しているとして、システムの正常な稼働・運用、障害発生時の迅速な対応、必要に応じたチューニング等の本業務を確実に履行することができる唯一の業者として選定されている。

エ 契約金額 (円)

年度	2023	2022	2021	2020	2019	2018
金額	805,200	660,000	—	—	—	—

オ 契約金額の内訳
 上半期分33万円、下半期分33万円である。

研修受講者とeラーニング受講者の重複の有無は不明であるが、仮に全く重複していなかったとしても、半数以上の医師は受講していないということである。

せっかく研修を委託し、契約相手にそれとおりに実行してもらったとしても、受講者が集まらなければ意味がない。医師に直接影響する制度改革に向けた研修なのであるから、研修又はeラーニングの少なくとも一方を必ず受講するよう呼びかけ、研修を実効的なものにするべきであった。仮に今後同様の研修を企画することがあれば、受講者を集める工夫をされたい。

- (2) 中途解約に関する事項（可否、残金処理）を契約書に定めるべきである【指摘】
愛知県病院事業庁財務会計システムについて、病院事業庁は、一般競争入札の際、「本契約は所有権移転外ファイナンスリースです。」という質問に対し、「所有権移転外ファイナンスリースです。」と回答している。

しかし、契約書には、添付された仕様書を含めてファイナンス・リースであることは記載されていない。一般的なファイナンス・リース契約書に見られる中途解約を禁止する条項や中途解約する場合の残金支払に関する条項もない。

病院事業庁によれば、「経理事務取扱要領」に従い、次のとおり判断し、本契約をファイナンス・リースに分類したということである。

解約不能：5年間の長期継続契約のため、基本的に途中解約がないこと
フルペイアウト：リース料の総額>備B.S.Nアインネット見積額の90%であること

しかし、長期継続契約であること自体に中途解約を禁止する効力があるとはいえず、さらには、令和5年度以降においてこの契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合には、甲はこの契約を解除するものとする。(契約条項第13条第5項) という条項によって病院事業庁の都合による解約権は留保されている。何事もなければ解約するつもりがないことは想像できるが、合意内容はファイナンス・リースの実体を備えているとはいえない。

また、病院事業庁は、一般競争入札の際、「(略) 解除条項がありますが、解約となつたケースはありませんか。万一解約する場合、残リース料を一括支払頂く認識でよいですか。」という質問に対し、「(略) やむを得ない事情により、ファイナンスリース契約を解約したケースはありません。その際は、双方協議の上、残リース料の一部支払又は一括支払で対応しましたが、今回についても同様で、協議の上、残リース料を一括で支払うことも想定されます。」と回答しているが、協議次第であることを留保しているとはいえ、入札者に対し、契約上の義務となつていない内容に対する期待を抱かせることになりにくい。

ファイナンス・リースとして契約を締結するのであれば、中途解約する場合の残金処理に関する条項を設けるべきである。

- (3) 契約金額の内訳を予め決めたい【指摘】
愛知県病院事業庁財務会計システムは、典型的なファイナンス・リース契約と異なり、運用保守を契約相手の責務とするものである。システム導入については、専用に調達す

るのであるから、その後の使用期間の長さにかかわらず、対価の額が変わらないのは理解でき、解約不能とすることには理由がある。これに対し、運用保守については、毎月役務を行っていくというものである。仮に解約となれば、契約相手は他の仕事をし、他の利益を得ることが可能である。各月の役務と各月の支払との間には対価性があると考えのが自然であり、解約によって契約相手に過剰な負担を強いるわけでもない。

前4(7)のとおりに、病院事業庁は解約の場合の残リース料の支払いを協議に委ねているが、その段階になって当事者間の意向が対立する可能性もある。他方で、契約相手に予測できない条件を押し付けることも避けなければならない。対等な立場で円滑な協議を行うためには、協議の元となる判断材料を予め用意しておくことが望ましい。本契約は、各月のリース料との対価性がないシステム導入と対価性がある保守運用が混ざっているから、解約時にも区別して処理するのが合理的である。そのためには契約金額の内訳としてそれぞれの金額を予め定めておく必要がある。

- (4) 契約保証金免除は発注内容と提出された実績の实质を比較して審査すべき【意見】
愛知県病院事業庁財務会計システムは、運用保守を契約相手の責務とするものであるが、本契約では、運用保守の義務を負わないリース契約の実績を元に免除の判断が行われ、そのほか保守運用に関する実績の調査は行われていない。

これについて、病院事業庁は、実際のシステム保守は当該システムの提供元が担うことが想定されるため、契約相手自身の保守実績は不要であると考えている。

しかし、契約相手には保守運用の依頼先が指定されているわけではなく、落札者が適切な業者に適切な内容で手配するかどうか自体、不透明である。システムやソフトウェアの賃貸借契約と名の付く契約の実績があれば内容は問わないというのでは審査の意味がない。発注する内容と提出された実績の實質的な内容を比較して判断するべきである。

- (5) 物件調達代金を下回るファイナンス・リースを防ぐ方策について検討されたい【意見】
愛知県病院事業庁財務会計システムで調達するシステムについては、仕様書において指定されているが、病院事業庁によれば、一般競争入札の際に、メーカーの見積金額を開示することはしない。そのため、仮に入札金額がメーカーの見積金額を下回った場合でも、当該価格が落札者の中で最安値であれば落札となることである。

しかし、汎用性のある商品で、調達方法が複数考えられる物件であれば、調達に直接必要な金額についても契約相手が努力することが可能であるといえ、専用のカスタマイズを要し、特定のメーカーから調達するしかない物件について、メーカーの見積金額を下回る金額でリース契約を交わすとなれば、リース業者が赤字を負担して発注するか、又はメーカーが自身は関与していないリース契約に従って値引きするかしなれば、三者間で交わす2つの契約に整合性が取れない。入札を行うことで支出を抑えることは当然望まれるところであるものの、それに伴い取引関係者に過酷な取引条件を強いることは相応しいとはいえない。本契約については特に問題なく落札されたものの、そ

れが偶然であるのか、同種のシステムを取った経験に基づく推察なのか、メーカーに事前に照会しているのか、入札者が入札するに至る経緯はわからない。一般論としては入札を躊躇する原因にもなりかねない。

このような汎用性のない物件に係るファイナンス・リース契約については、物件価格を開示した上で上乗せ部分である金利や手数料等について競争を行うことも選択肢である。また、県が今後も予定価格の事前公表を続けるのであれば、本件のような契約金額のほとんどを原価が占めることになる契約こそ予定価格の事前公表なじむともいえる。いずれの場合であっても、調達物件を選択する段階で、そのメーカーのその物件であることの必要性、見積内容の妥当性を、他への発注可能性も念頭に検討することにより、不当な価格の高止まりを予防することも可能である。物件調達金を下回るファイナンス・リースを防ぐ方策について検討されたい。

(6) ファイナンス・リースでのベンダーロックインを回避する方法を検討されたい【意見】
愛知県病院事業庁財務会計システムは、1987年に本ベンダーに愛知県病院事業庁の財務会計業務に適合するよう開発を委託して導入して以来、更新が重ねられてい。今回の更新に当たっては、本ベンダーに加え、他1者からも参考見積等を取って選定しており、対象物件の性能や費用を比較検討した経緯が伺え、その内容次第では完全な切替も選択肢として否定していないように見受けられる。

ただし、ファイナンス・リース契約によってシステムを調達する場合、県とベンダーは直接的契約関係に立たず、直接ベンダーロックインを防ぐための対策を取ることもしできない。本契約では、仕様書に「本業務が終了となる場合には、受託者は本件の指示のもと、本業務終了日までに本件が継続して本業務を遂行できるように必要な措置を講じるため、業務引継ぎに伴うシステム移行等に必要となる構成要素を円滑に提供できるようにすること。」と定められており、引継ぎに対する協力を要請するよう配慮されているが、今後はさらに、成果物の定義や権利関係等の定め方に対する要望についても具体的に示すことが望ましい。

(7) 「経理事務取扱要領」のファイルを適切に保管されたい【意見】
ファイナンス・リース会計に関する部分を確認したところ、ファイナンス・リースの説明部分にWikipediaのURLが掲載されていた。これに対し、Wikipediaは誰でも自由に編集することが可能であり、常に信用できるとは限らないため、個人的に参照する程度であればともかく、要領に掲載して積極的に活用するのに適切な資料とはいえない旨意見したところ、職員が共有ファイルを開覧した際に何らかの拍子にURLを挿入して上書き保存してしまっただけで、要領自体にWikipediaを盛り込んだ訳ではないことが判明した。経緯は理解できるものの、そのような参照データの意図せぬ変更自体、事務的な過誤である。参照データは読み取り専用を設定するなどして、正規のファイルとメモを付記したファイルを明確に区別できるように工夫されたい。

(8) プロポーザル等企画競争の実施を検討すべきである【意見】
県立病院次期中期計画策定アドバイザリー業務では、多くの自治体の公立病院改革プラン策定業務に携わった実績がありプラン策定のノウハウがあること、現計画策定や策定後の実績状況に対するアドバイザリー業務を委託したこと、次期中期計画策定における助言・評価等を受けるのにあたっては、その技術、技能により選択する必要がありという理由で、1者特命随意契約が選択されている。

確かにこれらの理由は、契約相手が十分な役割を果たしてくれたことを期待させるものではある。しかし、「現計画策定や策定後の実績状況に対するアドバイザリー業務を委託した」を理由とするとは、将来に亘って契約相手以外には選択肢にすら入らないことを意味している。アドバイザリー業務という性質上、別の者と契約すれば、新たな観点から助言・評価を受けられる可能性もある。プロポーザル方式による随意契約も視野に契約相手選定の方法を検討することが望まれる。

(9) 契約書の記載事項を財務規程に適合するよう改めるべき【指摘】
MRPベンチマークシステム医療材料・医薬品システムの契約書の項目は、「契約の目的」、「用語の定義」、「各種データの登録」、「業務の取り決め」、「本契約におけるデータの取扱い」、「契約金額及びび代金の支払」、「契約期間」、「機密保持」、「解約事項」、「損害賠償」、「談合その他不正行為による解除」、「談合その他不正行為に係る賠償金の支払」、「暴力団排除に係る解除」、「妨害等に対する報告義務等」、「愛知県病院事業庁財務規程の準用」、「紛争の処理等」及び「協議」である。

これに対し愛知県病院事業庁財務規程は、契約書の記載事項を次のとおり定めている。

<p>(契約書の記載事項) 第113条 契約書には、契約の目的、契約金額、履行期限及び契約保証金に関する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。 (1) 契約履行の場所 (2) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法 (3) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金 (4) 権利義務の譲渡等の禁止 (5) 危険負担 (6) 監督及び検査 (7) その他必要な事項 2～4 (略)</p>
--

すなわち、本契約では、財務規程の定める契約書の記載事項のうち、「権利義務の譲渡等の禁止」及び「危険負担」に関する記載がない。

なお、「履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金」のうち契約相手の債務不履行に関するものも明記はされていないが愛知県病院事業庁財務規程を準用しており、同規程には次の規程があるため、本契約の内容となつている。

卷末資料【監査の結果一覧】

総論	(1) 予定価格の事前公表の適否について検討を続けなければならぬ	【意見】
	(2) ベンダーロクインを回避する仕組みをさらに検討すべきである	【意見】
	(3) 情報システムに関する開発・改修・保守管理の各契約書書式を用意されたい	【意見】
	(4) 「IT調達ガイドライン」と「IT調達の手引き」の記載を整合させるべき	【意見】
政策 企画局	(5) 一括再委託の原則禁止と適切な承諾手続について周知する必要がある	【意見】
	(6) ベンダーロクインを回避する方法を検討されたい	【意見】
	(7) 入札参加者が参加し易い業務内容とすることを検討されたい	【意見】
総務局	(8) 事業の成果について検討されたい	【意見】
	(9) 企画競争の応募者確保に注力されたい	【意見】
	(10) ベンダーロクインを回避する方法を検討されたい	【意見】
	(11) サーバ利用料とシステム使用料を契約上明示されたい	【意見】
人事局	(12) 重要な契約書原本は5年を超える保存期間とすることを考えられたい	【意見】
	(13) 随意契約の理由について定量的根拠が必要である	【意見】
防災 安全局	(14) 契約目的の達成度や効果を検証されたい	【意見】
	(15) ベンダーロクインを回避する方法を検討されたい	【意見】
	(16) 随意契約する理由を再検討し入札や企画競争等も検討されたい	【意見】
	(17) 多様な契約相手が携わることができよう配慮されたい	【意見】
県民 文化局	(18) 業務の分離発注等により入札者数の増加に向けた工夫をされたい	【意見】
	(19) 入札者数の増加を図るよう入札公告の文言等を検討し直すなど工夫されたい	【意見】
	(20) 防災ヘリコプターに係る航空保険について	【意見】
	(21) 性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター運営等業務委託について	【意見】
環境局	(22) 著作権の帰属や使用許諾について契約書に明記しなければならぬ	【指摘】
	(23) 弁護士法に抵触するとの疑いを残さないよう対応すべきである	【指摘】
	(24) 著作権上、プログラムの改変が不可能であるとする随意契約の理由は不合理	【指摘】
	(25) ベンダーロクインを回避する方法を検討されたい	【意見】
福祉局	(26) 単価を変更し契約金額を変更しない根拠を記録されたい	【意見】
	(27) 再委託部分を分離発注することによる責任範囲の明確化を考慮すべきである	【意見】
	(28) 電気自動車賃借の車種選定における評価項目について十分検討されたい	【意見】
	(29) プロポーザル等企画競争の実施を検討すべきである	【意見】
保健 医療局	(30) 額を確定し精算する委託では正確な精算のため実支出額を正確に把握すべき	【指摘】
	(31) 弁護士法に抵触するとの疑いを残さないよう対応すべきである	【指摘】
	(32) 事業決算書の記載について支出費目により計上するよう統一されたい	【意見】
	(33) 事業の効果を考慮し事業継続について慎重に検討されたい	【意見】
経済 産業局	(34) 大幅な赤字の理由を調査し必要に応じ事業内容や委託金額を見直されたい	【意見】
	(35) 燃油価格高騰対策支援金交付業務の各委託契約の重複は避けられるべきである	【意見】
	(36) 実質的な審査業務を契約相手が行っていないか検討を要する	【意見】
労働局	(37) 委託契約の成果を具体的に把握されたい	【意見】
	(38) 事業に要した委託料の詳細について検査し記録化されたい	【意見】
	(39) 付加提案の活用について継続的に検討されたい	【意見】
	(40) ヒアリング等の見直し結果については恒常的に記録化されたい	【意見】
観光 ベン シン 局	(41) 運営事業者の意向を踏まえて契約種別を選択するべきではない	【意見】
	(42) 新たな優秀な企画を求めて企画提案を図ることを期待したい	【意見】
	(43) 業務の成果を数値をもって具体的に明らかにされたい	【意見】
	(44) ベンダーロクインを回避する方法を検討されたい	【意見】

(履行遅延による違約金)
 第119条 契約者は、履行期限までにその債務を履行しない場合には、第121条の規定により履行期限の延長を承認されたときを除き、遅延日数に心算未履行部分相当額(千円未満の端数金額及び千円未満の金額は、切り捨てる。)に対し、年14.5パーセントの割合により違約金を納付しなければならない。
 2 前項の違約金に千円未満の端数があるとき、又は違約金が千円未満であるときは、その端数金額又はその違約金は徴収しない。

まず「権利義務の譲渡等の禁止」について、債権は、権利の性質が許さないものでない限り、譲渡することができる(民法第466条第1項)。相手方は、病院事業庁に対し、代金支払請求権を有することになるが、単なる金銭債権であり、権利の性質上譲渡が許されないと考えられない。仮に第三者に譲渡されれば、支払先を巡って混乱が生じる事態も発生しかねない。「権利義務の譲渡等の禁止」を内容とする条項を設けるべきである。

次に、「危険負担」については、民法は、債務者が負担する旨を定めている(民法第536条)。よって、合意がなくても、万が一当事者双方の責めに帰ることができない事由によって契約相手の債務が履行不能となっても、病院事業庁は代金の支払を拒むことができる。万が一使用不可能な状況に陥ってしまった場合、実際には契約相手との間で協議を行い、変更契約を交わすことになるかと予想されるが、危険負担について明記があれば、協議をよりスムーズに進めることが可能である。「危険負担」を内容とする条項についても設けるべきである。

(10) 請求書の受領日は代金の支払期限を特定するものであり確実に記録するべき【意見】
 勸怠等管理システム保守業務(小児センター)について、病院事業庁は、適法な請求書を受領した日から30日以内に代金を支払わなければならない。請求書を受領した日は重要である。そのため、本契約でもそれ以外の契約でも請求書には「病院事業庁」と入った日付印が押されている。しかし、本契約の下半期の請求書には、その押印がされずに記録すべきであった。請求書の受領日は、代金の支払期限を特定するものであるから、確実に記録すべきである。ただし、今回については、請求書の発行日と支出命令日と同一であったことから、受領日も特定でき、支払期限の判断に実害はないことから、指摘ではなく意見にとどめる。

以上

農業 水産局	(1) 退職給付を委託料として支出してはならない	【指摘】
	(2) 著作人格権不行使は東のほかに契約相手にも行使しない旨特約されたい	【意見】
	(3) 成果物の不備は完了検査チェックシートに記載するのが望ましい	【意見】
	(4) 清算事務は明細だけでなく伝票等の確認や照合をされたい	【意見】
農林 基盤局	(1) 審査項目や手続を定期的に検証し適切に入札手続が行われるよう留意すべき	【意見】
	(1) 随意契約の理由が説明不足と考えられるため記載を修正されたい	【意見】
建設局	(2) 今後も随意契約を継続する場合には随意契約の理由を整合させる必要がある	【意見】
	(3) ベンダーロックインを回避する方法を検討されたい	【意見】
都市・ 交通局	(1) 法令の例外規定を適用するための根拠資料を残されたい	【意見】
	(2) 経営事項審査補助業務委託の積算根拠から行政書士の文字を削除すべき	【意見】
建築局	(1) ベンダーロックインを回避する方法を検討されたい	【意見】
	(2) 記録等の作成保管に注意し混在が起きないように注意されたい	【意見】
スポー ツ局	(1) 委託料のうち人件費相当額の算出方法と額を改める必要がある	【指摘】
	(2) ベンダーロックインを回避する方法を検討されたい	【意見】
	(3) できる限り客観的かつ合理的な予定価格の算出方法を検討されたい	【意見】
	(4) 随意契約とする合理性と理由の記載内容を再検討されたい	【意見】
	(5) プロポーザル等企画競争の実施を検討すべきである	【意見】
	(6) 関連事業間の事業の公平らしさに疑問を抱かれないよう努められたい	【意見】
会計局	(7) 契約目的の達成度を検証することを検討されたい	【意見】
	(8) 駐車場土地等賃貸借契約の長期継続契約を検討されたい	【意見】
議会 事務局	(1) 財務システムについて	【指摘】
	(2) 「その性質又は目的が競争入札に適しないものを」ときに該当しない	【意見】
教育 委員会 事務局	(1) 入札の状況に反らないよう応札者を増やす取組を継続して進められたい	【意見】
	(1) 予定価格の再設定にあたり市場価格の調査や再設定の経過を記録化されたい	【意見】
	(2) 時期によっては入札予定者とのやりとりを控えるべきである	【意見】
	(3) 議決要件の潜匿と疑われたいため客観的な資料を保存されたい	【意見】
	(4) 入札の説明書は誤解が生じないように作成すべきである	【意見】
	(5) 入札者を決定する前に錯誤を発見できるような仕組みを検討すべきである	【意見】
警察 本部	(1) 津島警察署庁舎建築工事契約に申込誘引報告がなされていないかあった	【指摘】
	(1) 瀬戸警察署庁舎建築等設計契約の簡易公募型プロポーザル契約の張り等	【指摘】
企業庁	(1) 契約書の記載事項を財務規程等に適合するよう改めるべきである	【指摘】
	(2) 再委託に関する事項（禁止事項、承認手続）を契約書に定めるべきである	【指摘】
	(3) 契約書の添付書類に過誤が生じないように注意されたい	【意見】
	(4) 契約相手の選定理由を契約ごとに記録化し事後的な検証を可能とされたい	【意見】
病院 事業庁	(1) 研修を企画するに当たっては受講者を集め実効性を確保されたい	【意見】
	(2) 中途解約に関する事項（可否、残金処理）を契約書に定めるべきである	【指摘】
	(3) 契約金額の内訳を予め取決めされたい	【指摘】
	(4) 契約保証金免除は発注内容と提出された実績の實質を比較して審査すべき	【意見】
病院 事業庁	(5) 物件調達代金を下回るファイナンス・リースを防ぐ方策について検討されたい	【意見】
	(6) ファイナンス・リースでのベンダーロックインを回避する方法を検討されたい	【意見】
	(7) 「経理事務取扱要領」のファイルを適切に保管されたい	【意見】
	(8) プロポーザル等企画競争の実施を検討すべきである	【意見】
	(9) 契約書の記載事項を財務規程に適合するよう改めるべき	【指摘】
	(10) 請求書の受領日は代金の支払期限を特定するものであり確実に記録するべき	【意見】